

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会 中間まとめに関する意見募集の結果一覧

1. 意見募集の期間

平成29年2月28日（火）～平成29年3月29日（水）

2. 寄せられた意見の総数

412件（団体178件、個人234件）

章ごとの意見件数

第1章：94件

第2章：66件

第3章：19件

第4章：237件

その他：16件

※1通の意見が複数項目にわたることがあるため、各章の合計は総数とは一致しない。

3. 目次

	ページ数
第1章（新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等）	1
第2章（教育の情報化の推進等）	23
第3章（障害者の情報アクセス機会の充実）	37
第4章（アーカイブの利活用促進）	41
その他	63

「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ(平成29年2月)」に対する意見
 第1章 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等
 第1節 問題の所在

番号	意見	個人／団体名
314	「クラウドコンピューティング技術を活用した……新たな制度整備を求める声が継続して寄せられている。」 →脚注の提言のとおり、円滑なライセンス体制構築で足り、今迄も、権利者団体として適切な対応してきた。権利制限規定の正当な根拠とはならない。	協同組合日本脚本家連盟
316	「著作権の制限規定の整備に関し「デジタル・ネットワーク時代の…あらたなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から…」」 →魅力的コンテンツ創出の根幹は作り手であり、作り手の権利を制限することにより魅力的なコンテンツが創出されるという発想が理解できない。どんな新技術もコンテンツがなければ、無用の長物だ。議論の原点に誤りがある。	協同組合日本脚本家連盟
317	「累次の…制度設計が必ずしも十分に行われていなかった面があることが挙げられる」 →権利者団体として、利用の円滑化のための努力をしてきた。新技術のための利用を阻害したこともない。制度設計の問題はない。ライセンスによる対応で十分だ。	協同組合日本脚本家連盟
318	「アメリカのフェア・ユース…議論に入り込むべきではない。」 →まさにそのとおりで、法体系に係わる大問題だ。権利制限の一般規定(アメリカのフェア・ユースのような)への転換は、個別制限規定を残しつつ、一部に小さな一般規定とでもいうようなコモロ的な要素を含むものであっても、法体系への影響は大きい。法制度全体の議論を経ることなく、成文法による体系を崩すべきではない。	協同組合日本脚本家連盟
326	「アメリカには、…弊害が拡大することがあるかもしれない。」 →アメリカのような損害賠償制度等がなければ、機能しないのは明らかで、経済的に軽微な損害は野放しになる。損害賠償制度の変更まで伴うとすれば、著作権法だけの問題ではない。権利制限の一般規定導入は拙速に行うべきではない。	協同組合日本脚本家連盟

第2節(検討手法と検討経過)

番号	意見	個人／団体名
400	1.「新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方」の検討については、従来から著作権法制の議論に関わるステークホルダーからだけでなく、広くニーズを募集し、それらを整理するところから議論が始まったこと、そしてそのニーズ一覧が報告書に掲載されたことはこれまでになかった取り組みであり、評価されるべきである。今後は知的財産推進本部による年一回の意見募集に限らず、文化庁におけるその他の著作権に議論についても、利用者の意見を吸い上げる形で議論が必要である。	一般社団法人インターネットユーザー協会

第3節(検討結果(権利制限規定の整備について))

番号	意見	個人／団体名
4	著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する調査研究報告書に居直り侵害について言及がありますが、あまりにも認識が甘すぎます。 以下に著作権権利者が違法配信者へ直接警告を行った後、この違法配信者がどのような態度を示したかのURLを提示します。 https://twitter.com/mariwaka_anime/status/827175423691759619 以下で同ユーザーが開き直る様な態度を見せ、反省すらしていません。 http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q12170767462 権利柔軟化を行えばこの類の異常な思考で権利をはき違える者によって現状でも権利者が辟易する違法アップロードがより横行する様になると言えます。 権利の柔軟化、特に最も拡大解釈で違法配信行為を助長しているフェアユースについては導入すべきですらないと思われまます。 どうしても導入する場合は一年毎の影響調査を義務とし、便益より居直り侵害による経済被害が多い場合は柔軟化を廃止すると言った懲罰制度をもうけ利益目的・正当な権利者の不利益を顧みない不当利用を抑制する必要があると思われまます。	個人
9	著作権法第47条の6によって、インターネットによる情報検索サービスを行う事業者は、当該サービスを提供するために必要と認められる限度において、著作物を複製・自動公衆送信することができるが認められている。但し、著作権者が情報収集されることを拒否している場合は、当該情報は収集できず、また、違法著作物であることを知った場合には、その提供を停止しなければならない。 また著作権法第47条の9によって、インターネットサービスで情報を提供する場合、より円滑かつ効率的に情報を提供するために、サーバーなどの記録媒体にデータを保存、又は翻案することができる。 このように著作権法はインターネット情報検索サービスにおける複製、インターネットサービスの準備に伴う記録媒体への記録・翻案を個別の権利制限規定で認めている。 今回の著作物を円滑に利用できる「柔軟性のある権利制限規定」(無許諾利用)は、日本版フェアユース規定の導入といえる。しかし大陸法に基づく日本の著作権法は、個別の権利制限規定での対応によるのが原則で、米国型のフェアユース規定を導入することに本来的になじまない。 また、法律改正には立法事実が必要であるが、「デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から」「柔軟性のある権利制限規定」が必要というが、これは立法事実としてあまりに漠然とした理由といわざるを得ない。 出版物に限定していえば、「優先的に検討することとしたニーズに関する検討」で、「所在検索サービス」として「書籍検索サービス」が上げられている。これは「書籍の中に存在する単語などの情報を検索できるサービスである」。サービス例として、GoogleBooksが挙げられている。 このサービスをそもそも利用者がどれだけ必要としているのかが明らかではない。またこのサービスの前提は書籍を全頁スキャンングすることによって可能となる。書籍を全頁スキャンングされることを許諾するか否かは、著作権者の権利であり、また、著作物を出版物として普及する出版者に大きく影響する以上、その許可を求めるべきであって、そのような出版者に対する措置が講じられていない現状では、出版者としては「柔軟性のある権利制限規定」(無許諾利用)を認められない。いわゆるグーグルブック検索事件をどのように総括されたのか、はなはだ疑問と言わざるを得ない。 「柔軟性のある権利制限規定」(無許諾利用)という日本版フェアユース規定を導入した場合、利用者が拡大解釈した権利侵害行為が横行し、いわゆる「居直り侵害者」の蔓延を招くと考えられる。サイバー攻撃が蔓延するなかで、セキュリティ対策が極めて難しい現状で、日本版フェアユースを導入することは危険と言わざるを得ない。 またアメリカのような法的賠償制度や懲罰的賠償制度などのない日本では、権利侵害行為に対する訴訟コストなどの負担が権利者側にのみ増加し、実質的公平性を欠くことになる。とりわけ出版者としては、出版者に著作隣接権が付与されていない現状で、専ら個人である著作権者に依頼され、訴訟を担うことは容認できない。 さらには、「柔軟性のある権利制限規定」(無許諾利用)は、インターネット検索事業者の利便性と利益を優先し、著作権者や出版者を含む伝達者の権利や利益を阻害しかねず、「魅力的なコンテンツの継続的創出」にとってマイナスの影響を与える恐れがある。 以上、一般社団法人日本出版著作権協会(JPCA)は、「柔軟性のある権利制限規定」(無許諾利用)の導入に反対する。	一般社団法人日本出版著作権協会

番号	意見	個人／団体名
13	<p>権利制限規定を3層に分類、整理する考え方はよいが、結局は、それぞれの類型の中から、要望の強いもの、権利者の反対の弱いものを個別権利制限規定として追加する、従来と同様の対応であるとする。これでは、新規産業を育てる日本版フェアユースとはほど遠いものである。今回認められる方向の検索結果のスニペット表示や異時遠隔授業送信、自動翻訳などは、すでに米国でGoogle booksやMOOC、Google Chromeなどで実装されたものばかりであり、産業育成を本気で考えた結果とは考えられず、検索エンジンの二の舞である。米国で問題なく実施できることが日本国内では実施できず、また、米国初のサービスを日本国内で利用することも可能であることから、このような姿勢は産業の空洞化を招くものであり、根本的に見直すべきである。</p> <p>また、一般規定としてのフェアユースの導入について、日本の法体系になじまないとするが、日本と同様の大陸法の韓国でも、フェアユースを導入しており、事前規制から事後の保護への転換の政府方針からも、法体系になじまない一蹴することは根拠がないと考える。</p> <p>一般規定としなかったことの弊害として、国会図書館以外の図書館間の資料の電子送信が、権利者団体との合意がなされているということから法制化が見送られているが、その後、権利者団体の一つである出版社著作権管理機構(JCOP)が、同意を一方的に破棄し、図書館間の電子送信に著作権使用料を請求している事例がある。このような事態は、一般規定を設ければ防げたものであり、制度の欠陥である。</p> <p>また、一般規定を導入しない根拠として居直り侵害を挙げているが、3層の分類である程度類型化が可能であり、理由にならない。また、現在も、親告罪であることを利用して、権利制限複製物の電子送付を行っている業者があり(GVP受託業務での文献送付など)、一般規定になって居直り侵害が増えるとの根拠がない。</p> <p>以上のように、今回の見直しは日本版フェアユース導入には程遠い、米国に周回遅れの権利制限規定の追加であるので、全面的に見直し、一般規定の創設とすべきである。</p>	個人
19	<p>小委員会での議論のとおり、権利制限の緩和についてハイレベルな討論がなされている反面、我が国における著作権法の普及状況は極めて低い水準にあることを実感する。</p> <p>2017年1月27日に創設された知財創造教育推進コンソーシアムは推進委員会が年1回、検討委員会が年2回の開催とされているが、これでは「取組の更なる充実(「中間まとめ」p.59)」とは言い難いのではないかと。より前向きにこのコンソーシアムを活用するようお願いしたい。</p>	日本行政書士会連合会
59_1	<p>意見の趣旨</p> <p>第1「第1章 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等」について</p> <p>1 著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響を吟味した結果、日本型の「柔軟性のある権利制限規定」として、明確性と柔軟性のバランスを備えた制度設計を行い、権利者に及び得る不利益の度合い等に応じてニーズを3つの行為類型に分類し、行為類型ごとに適切な柔軟性を確保した規定を整備するとして本報告書の方向性に賛成する。</p> <p>ただし、明確性を過度に重視するのではなく、将来の著作権を取り巻く環境の変化等を見据えた明確性と柔軟性のバランスの取れた条文にするべきである。</p> <p>2 なお、本報告書で優先的な検討課題とされた6つのニーズを念頭に、柔軟性のある権利制限規定を条文化するべきであり、早急に条文案を公表すべきである。</p> <p>3 本報告書は、ソフトローの活用等や著作権法に関する教育・普及啓発により法の適切な運用を確保することを提案しているが、更に具体的検討を行うべきである。</p> <p>4 本報告書は、著作物の円滑な利用促進に向けた課題が指摘されているが、これらについても更に具体的検討を行うべきである。</p> <p>意見の理由</p> <p>第1「第1章 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等」について</p> <p>1 著作権法を取り巻く環境の激変及び著作物利用の多様化が進んでいる今日、現行著作権法の規定によっては適切な対応が困難な分野が生じつつある。</p> <p>そして、デジタル・ネットワークの更なる進展、クラウドコンピューティング技術、情報通信技術等の革新に伴い、IoT・ビッグデータ・人工知能といった技術を活用した多様なサービスの創出によるイノベーションの促進を図っていくことが一層強く要請されており、柔軟性のある著作権法の仕組みを構築することが必要であると考え。</p> <p>著作物の利用行為の性質や背景事情には様々なものがあり、要請される柔軟性の差異に応じて権利制限規定を定めるべきであり、このような権利制限規定を必要とする立法事実を的確に踏まえ、これに対応した緻密な議論が必要であると思われる。</p> <p>この点、本報告書では、広くニーズの募集を実施し、企業等や個人が有する現在又は将来のニーズを把握し、我が国の統治機構を含む法体系、社会環境及び国民の訴訟に対する意識等を踏まえ、著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響を多面的に吟味した結果、異なる明確性と柔軟性を備えた複数の権利制限規定による「多層的」な体系を構築することをもって、第4次産業革命の推進に資する日本型の「柔軟性のある権利制限規定」とした。さらに、明確性と柔軟性のバランスを備えた制度設計を行うにあたり、権利者に及び得る不利益の度合い等に応じてニーズを3つの行為類型(第1層[著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型]・第2層[著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型]・第3層[公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型])に分類し、行為類型ごとに適切な柔軟性を確保した規定を整備するとしており、立法事実を的確に踏まえたものであり、賛成する。</p> <p>刑法体系(罪刑法定主義)との関係でも、最高裁判所判決、裁判例、学説等を基に規定形式に応じて明確性について検討していることは、高く評価できる。さらに、考慮要素の明示・例示、政令・省令への委任の活用、基本類型の例示、解釈指針の導入等可能な限り規定の明確化に向けた検討が必要である。</p> <p>他方、明確性を過度に重視すると、今後の著作権を取り巻く環境の変化、著作物の利用の多様化に対応できず、すぐに時代に合わない規定になるおそれがある。将来の著作権を取り巻く環境の変化等を見据えた明確性と柔軟性のバランスの取れた規定にするべきである。</p> <p>2 著作権法を取り巻く環境の激変及び著作物利用の多様化が進んでいる今日の状況からすれば、他のニーズの検討を待たずに優先的な検討課題とされた6つのニーズ(所在検索サービス、情報分析サービス、システムのバックエンドにおける複製、翻訳サービス、リバース・エンジニアリング、その他のCPSサービス)を念頭に、柔軟性のある権利制限規定を条文化するべきである。</p> <p>また、従来、著作権法改正においては、国会提出の直前まで当該条文案が公表されないことが多かったが、「柔軟性のある権利制限規定」については条文の表現が非常に重要であると思われることから、早急に、条文案を公表すべきである。</p> <p>3 本報告書では、ソフトローの活用(委任命令・ガイドライン等の活用)等や著作権法に関する教育・普及啓発により法の適切な運用を確保することを提案しているが、柔軟性のある権利制限規定の適切な運用を確保するためには、更に具体的検討を行うべきである。</p> <p>4 本報告書では、著作物の円滑な利用促進に向けて、①集中管理団体を相手方とする権利処理の円滑化に係る課題、②権利者不明著作物等の利用円滑化に係る課題、③意思表示システムの普及に係る課題、④放送番組の同時配信における著作物等の利用円滑化にかかる課題及び⑤著作権の保護期間が満了した著作物等の利用にかかる課題が指摘されているが、権利制限になじまない著作物の利用ニーズについて契約による利用の円滑化を図っていくためのライセンス体制の構築を促進するための方策を構築する必要があるから、これらについても更に具体的検討を行うべきである。</p>	日本弁護士連合会

番号	意見	個人／団体名
91_1	<p>(1) 4つの新しい権利制限の導入について 本中間まとめにおいて導入すべきとされている、4つの新しい権利制限、すなわち、(a)リバースエンジニアリング、(b)機械翻訳に係る技術開発のためなど、システムのバックエンドで行われる複製等、(c)所在検索・情報分析サービスのための、検索・分析用データベースの作成及び著作物の本来的市場と競合しない一部の表示等、(d)外国人が観光又は一般生活上必要とする、公衆に無償で提供又は提示されている著作物に係る翻訳サービスについて速やかに導入することを求める。</p> <p>また、これらの権利制限を導入するにあたり、必要以上に権利制限の範囲を狭めることはあってはならないことであり、その範囲の制限は「ただし、権利者の利益を不当に害することとなる場合を除く」といった一般的な記載のみに留めるべきである。ここで、特に、(d)の翻訳サービスについては、日本人向けや日本語への翻訳が必要とされることもあり得るのであって、対象を外国人に限る必然性はなく、「観光又は一般生活上必要とする、公衆に無償で提供又は提示されている著作物に係る翻訳サービス」一般を広く権利制限の対象とするべきである。</p> <p>なお、そもそもリバースエンジニアリングが過去の平成21年当時の審議会で検討済みの事項であることは第43ページの注にも書かれている通りであり、この事項が今までの内閣提出の法改正案に含まれていなかったことは行政の怠慢以外の何物でもない。</p> <p>(2) 5つの権利制限の拡充について さらに、本中間まとめの第2章以下で拡充すべきとされている、5つの権利制限、すなわち、(e)著作権法第35条における授業における教材等の異時公衆送信、(f)著作権法第33条におけるデジタル教科書への著作物の掲載、(g)著作権法第37条第3項における受益者への身体障害等により読字に支障のある者の追加等、(h)著作権法第31条第3項における国立国会図書館の自動公衆送信先への外国の図書館等の追加、(i)著作権法第47条における展示著作物の情報提供のための電子機器を用いた複製等についても速やかに拡充することを求める。</p> <p>ここで、真に2次利用可能な形で各種アーカイブの構築・充実を考えるのであれば、裁定制度の見直しや法解釈による対応に関する検討だけでは不十分であり、国会図書館にのみアーカイブ機能を集中させることも適切ではない。特に日本において十分になされているとは言い難いパブリックドメイン資料や絶版資料の利活用をより強力に促進するべきであり、著作権法の改正により、(i)現行著作権法第31条で国会図書館のみに可能とされている絶版等資料の電子利用をあらゆる図書館及び文書館に可能とすること、合わせて(ii)同条における絶版等資料以外の資料についての「滅失、損傷若しくは汚損を避けるため」という電子化のための要件を緩和してここにアーカイブ化のためという目的を追加し、著作権保護期間満了後の資料公開に備えた事前の電子化を明確に可能とすること、及び(iii)個人アーカイブの作成が第30条の私的複製の範囲に含まれることを条文中明記し、個人資料の利活用及び著作権保護期間満了後の公開を促すことを私は求める。このような権利制限又は例外が不必要に狭くされるべきではなく、その他者がアーカイブを直接利用しないことを前提として他者の力を借りたアーカイブ化も可能とされるべきである。</p>	個人
92	<p>(3) 一般フェアユース条項の導入について 本中間まとめは幾つかの権利制限の導入や拡充をしようとしているという点では一定の評価はできるものの、一般フェアユース条項の導入について否定的な結論を出していることは到底納得のできるものではない。一般フェアユース条項については本中間まとめの整理を全て白紙に戻した上で、一から再検討を行い、アメリカ等と遜色ない形で一般フェアユース条項を導入すべきである。</p> <p>まず、本中間まとめの第1章で意見募集やヒアリング等から聞き取った様々なニーズについて検討を加え、個々に是非を判断しようとしているが、このようなやり方で取り上げられるのは既存のニーズのみであり、将来に渡っての対応を問題とする一般フェアユース条項の導入の是非についてこのようなやり方を取るのとはそもそも適切ではない。</p> <p>さらに、個々のニーズについても「A: 権利制限規定の見直しによる対応の検討が求められているもの」、「B: 他の政策手段による対応の検討が求められているもの」、「C: 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済みのもの」という分類をした上でさらにAの中で優先度までつけてふるい落としをして問題の極小化を図っているため、折角広くニーズを聞き取った意味が完全に減殺されており、第23ページから第40ページまでの検討も文化庁自身のお手盛り調査であり、一般フェアユース条項導入否定の結論ありきの内容で、ほとんど取るに足らない。例えば、「権利者に及び得る不利益の度合い等に応じて分類した3つの『層』について、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定を整備することが適当である」(第38ページ)と、良く分からない類型分けをして、「柔軟性のある権利制限規定」の「柔軟性」の意味を個別の権利制限規定の柔軟性に置き換え、問題を個別の権利制限規定の範囲の話に押し込めているのはほとんど詐欺に等しい言葉遊びである。</p> <p>本中間まとめで取り上げられているニーズだけを見ても、その全てについて個別の権利制限規定による対処を行うことは現実的には不可能であり、個別の権利制限規定による対処が不可能な全ての公正利用の類型が含まれるよう、その範囲・要件はアメリカ等と比べて遜色の無いものとして、権利制限の一般規定を導入すべきという以外の結論は考えられない。</p> <p>さらに言えば、そもそも、現行の個別の権利制限規定自体非常に狭く使いにくいものとされているという現状の問題をなおざりにするべきではない。本中間まとめは幾つかの権利制限の導入を提言しているが、これらはあった方が良いものとは言え、到底一般フェアユース条項と言うに足るものではなく、これでは著作権をめぐる今の混乱状況が変わることはない。</p> <p>特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。</p> <p>著作物の公正利用には変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、不当にその範囲を不当に狭めるべきではなく、その範囲はアメリカ等と比べて遜色の無いものとされるべきである。ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならない。</p>	個人
93	<p>また、「まねきTV」事件などの各種判例からも、ユーザー個人のみによって利用されるようなクラウド型サービスまで著作権法上ほぼ違法とされてしまう状況に日本があることは明らかであり、このような状況は著作権法の趣旨に照らして決して妥当なことではない。ユーザーが自ら合法的に入手したコンテンツを私的に楽しむために利用することに著作権法が必要以上に介入することが許されるべきではなく、個々のユーザーが自らのためにも利用するようなクラウド型サービスにまで不必要に著作権を及ぼし、このような技術的サービスにおけるトランザクションコストを過大に高め、その普及を不当に阻害することに何ら正当性はない。この問題がクラウド型サービス固有の問題でないのはその通りであるが、だからといって法改正の必要性がなくなる訳ではない。著作権法の条文及びその解釈・運用が必要以上に厳格に過ぎクラウド型サービスのような技術の普及が不当に阻害されているという日本の悲惨な現状を多少なりとも緩和するべく、速やかに問題を再整理し、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にクラウド型サービスなどについてもすくいと上げられるようにするべきである。</p> <p>権利を侵害するかしらないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってほしい。</p> <p>合わせ、本中間まとめに含まれていない事項であるが、次の法改正案により、文化庁へのパブコメ(文化庁HPhttp://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hokoku.html)の意見募集の結果参照)や知財本部へのパブコメ(知財本部のHPhttp://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html)の個人からの意見参照)等を完全に無視して行われたものであり、さらなる有害無益な規制強化・著作権検閲にしか流れようの無い、百害あって一利ないダウンロード違法化・犯罪化を規定する著作権法第30条第1項第3号及び第119条第3項の削除を行うことも私は求める。</p>	個人

番号	意見	個人／団体名
118_1	<p>第1章、第3節、3. 著作権法における権利制限規定の柔軟性及び効果と影響等(29ページ)： 今回、文化庁が上場企業3,693社、著作権等管理事業者29団体、利用者団体2,471団体、個人の権利者・利用者に対するアンケート調査、利用者団体、権利者団体、司法機関などに対するヒアリング調査など著作権等に関する意識調査を行ったことは、権利制限への実態を明らかにできた点で大いに評価したい。その上で、以下の点につき、意見を述べる。 著作権法の本来の目的である「文化の発展」に寄与する基本的姿勢として、著作物、著作者、著作権者への敬意が必要である。それには最低限でも著作権法を遵守し、違法行為を行わない覚悟を持つことである。しかしながら、企業、利用者団体、権利者団体、個人へのアンケート調査、ヒアリング調査をみても、著作権法に対する理解がまだまだ低いと判断せざるを得ない。文化庁が行った「著作権法へのなじみ」があるかどうかの調査では、「どちらともいえない」、「あまりない」、「ほとんど馴染みがない」を合わせた否定的な回答が、企業で63・5%、利用者団体で49・5%、個人に至っては実に86・9%にも上っている。そのような現況にあって柔軟性の高い権利制限を施すことは、侵害行為を増加させ、著作者など関係者の失望と損失、訴訟による負担を増す結果になる。侵害か侵害でないかを明確に区別できる法改正にすることが望まれている。 日本は法令遵守意識の高い社会である。既存の著作物の利用については文化庁が行った調査でも、「完全に合法である確信がある場合のみ実施する」、「合法である可能性が極めて高ければ実施する」との回答が、企業で81・2%、利用者団体で92・1%、個人でも64・8%となっている。また、「訴訟リスクを伴う業務実施に対する抵抗感」として、「非常にある」、「ややある」が企業で60・1%、利用者団体で59・2%、個人でも57・6%と危惧する意見が多い。幅広いグレーゾーンを抱えたままでは、常に訴訟リスクを考慮せざるを得ず、安心して利用できないと考える者が多数に上っていることは明らかである。法改正によってあえてそうした状況を作り出すことは、国民全体にとって何ら利することはない。 したがって、柔軟な権利制限規定を導入するにしても、権利侵害とならないことを確信できるよう、具体的なケースを盛り込む形にとどめるべきである。 この度の社会調査を通じて、多くの企業や利用者団体から適法性の有無を十分に判断できる法規範の明確性が求められていると判明したことは、かねてより権利者・権利者団体が主張してきた内容の正当性を裏付けるものである。今後も、先ずは実態調査等を行った上で、法改正の必要性を考える政策立案を期待したい。</p> <p>第1章、第3節、4. 制度整備の基本的な考え方(38ページ)： 第1層に当たる行為類型が可能な限り幅広く権利制限の対象となるよう、抽象的に類型化を行った上で柔軟性の高い権利制限規定を整備することが適当であるとしているが、すでに多くの分野においては制限規定の条件下にあることなどから、むやみにその範囲を広げる必要性はない。また、中間まとめの44ページでも指摘しているように、「権利制限規定の許容する目的を超えて視聴等の用に供されることとなった場合には権利者に大きな不利益を及ぼすこととなる。こうした事態が生じないよう、目的外使用を禁止するための措置等が講じられるべきである」との点を実現していただきたい。 第2層においては、著作物の本来の市場と競合する利用については、制限規定の対象外とすべきである。第2層の利用類型の中には、すでに成熟している市場に悪影響を及ぼす可能性が高いものが含まれており、これらについては法条文として定めることが困難な場合は、著作権法施行令または著作権法施行規則の中で補完することが望ましい。 代案として、ガイドラインの策定・運用ということも考えられるかもしれない。しかしながら、市場調査においても多くの利用者からは適法性の明確化が求められており、法的拘束力を伴わないガイドラインは機能しない恐れがある。また、ガイドラインは権利者と利用者が共同して策定すべきところ、一億総クリエイター時代における権利者・利用者代表は誰になるかという問題がそもそも存在するし、さらにそのガイドラインの内容を国民に周知させるのは極めて困難である。事実上機能しないガイドラインではなく、施行令または施行規則の中に適法な利用行為を明記することで法的安定性が保たれるものと確信する。</p> <p>第1章、第3節、5.(2) 著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型(45ページ)： 第2層の表示において、軽微性を担保する方法などの具体的な例示は、著作権法施行令または著作権法施行規則の中に具体的に列挙することが望ましい。「著作物の一部分」とは言っても、一部分が著作物の大部分を成す場合も少なくなく、一律に定められると権利者の利益を不当に害するケースが続出する危険性が高い。また、「必要と認められる限度」を決定する基準は曖昧であり、決定するのは著作権者側ではなく、利用者側になると予想されるから、その基準はおのずとゆるくなりかねない。 現在行われている検索サービスや、携帯電話等に搭載されている辞書機能、各種ウェブサイト・アプリ等における単語・熟語の暗記確認ソフト等はライセンスベースで行われており、すでに大変大きい規模の市場を形成している。 英語辞書を持定のキャリアーにライセンスした場合を例にとると、当該キャリアーは端末機器の画面の大きさに合わせて表示する辞書の項目・行数を変えている。すなわち、同一辞書であっても機種によって表示される範囲が異なるのが一般的であり、端末の状況によって見出し語の訳語のみが表示されるものもあれば、訳語及び解説文、例文等と一緒に表示されるものもある。これらは一つのライセンススキームの中で行われているのが一般的である。また、キーワード検索により知りたい情報が部分的に表示され、希望すれば購入が可能なデータベースサービスや、事件名などから検索することによって関連する記事の一部や写真がサムネイルで表示されるサービスなどにも、すでに有償のビジネスモデルが存在する。 これらの表示が利用者側によって、中間まとめに言う「著作物の一部」、「必要と認められる限度」の範囲に含まれると判断されれば、既存のライセンスビジネスが崩壊する恐れがある。従って、「著作物の一部」、「必要と認められる限度」のような抽象的な範囲設定自体が、権利者の利益を不当に害するものとなりかねない。繰り返しになるが、軽微性を担保する方法などの具体的な例示は、著作権法施行令または著作権法施行規則の中に具体的に列挙することが必要である。</p> <p>第1章、第3節、6. (1)、(イ) 著作権法に関する教育・普及啓発について(59ページ)： 報告書にもある通り、企業・団体のみならず一般国民の著作権に対する理解は大変乏しい状況である。国民が著作物の創作者であり、利用者である現状において、政府は更なる著作権の啓蒙活動に務めるべきと考える。そのためには、教育機関等の限られた場における著作権教育にとどまらず、より普遍的な国民を対象にした教育の実施が望ましい。</p>	一般社団法人日本雑誌協会
186	<p>1. 第1章、第3節(46ページ) 「想定されているのは主としてサムネイルやスニペットといった著作物の部分的利用等にとどまる。このような利用の目的や態様に照らせば、当該利用行為は、権利者の本来的市場に影響を与えることとはならないものと評価できる。」について： 意見 サムネイルやスニペットといった著作物の部分的利用であっても辞書・辞典類、事典、マニュアル、データブック等の出版物は専門書業界に多く存在し、「短い一部分を超える表示等」が行われることによって軽微な範囲を超え、それだけで必要な情報は入手できてしまい購入の代替となってしまう。 また、膨大な著作物を複製し、利用者のリクエストに応じて自動的に多数の検索結果を表示するサービス提供者に対し、個々の結果表示に付随するサムネイル等の表示が「所在検索サービスのために必要な表示」に該当するか否かの判断を委ねることは無理がある。結局は著作権侵害を恐れ、サムネイル等の表示をしない事業者が多いのではと思われる。 従って、所在検索サービスにスニペット表示は適切ではない。必要な情報は書誌情報の表示のみで十分入手できるのでスニペット表示は不要である。 以上</p>	一般社団法人 日本医書出版協会
187	<p>「権利者の利益を不当に害することとなる場合」には権利制限規定を適用しないとすただし書を置くなど、事案ごとに権利者に及び得る不利益の度合いに応じて対応がなされるような制度設計を行うべきであると考えられる。」について： 意見 映画や文芸作品等の「核心部分」が表示される懸念については、クリエイターの視点に立って、もう少し議論を重ねるべきではなかったか。映画や文芸作品等で「核心部分」が万が一にも表示されてしまうことは、いわゆる「ネタバレ」であり、作品にとっては致命的なダメージとなる。もちろんオプトアウトでの対応も考えられるが、それ以前に、映画や文芸作品等に限らず、著作物の部分表示は、そもそも所在検索サービスのために必要なのかという議論に立ち返るべきである。 以上</p>	一般社団法人 日本医書出版協会

番号	意見	個人／団体名
188	<p>「権利者又はその許諾を得た者等が著作物の翻訳を提供又は提示している場合には権利制限の対象とすべきではない。」について： 意見 当然のこととしてこのようなものを権利制限の対象とすべきではない。出版者は翻訳出版を多く手掛けており、多くの外国語の出版物は日本語出版物として発行されている。そういった商品があるにも関わらず、一言語の著作物が自由に翻訳されて利用されてしまうことは翻訳言語の出版物の販売機会を失うことになり、出版者、翻訳者、著作権者の利益を不当に害することになる。翻訳サービスに対する権利制限を否定するものではないが、有償で販売されている出版物は権利制限の対象外とすべきである。 なお、当協会発行の医学書総目録には約1,300点の翻訳出版物が掲載されている。翻訳出版はコストも労力もかかる事業であるが、海外における研究が進んでいる分野のもの、イラストを駆使したものなど、翻訳出版のニーズは高い。その販売機会を喪失させる法整備は認められない。 以上</p>	一般社団法人 日本医書出版協会
189	<p>「著作権法に対し一定の知識・理解があると思われる者の割合は、企業・団体では半数又はそれ以下、一般国民では1割に満たないという結果であった。調査の非回答者はさらに著作権法に対する理解が乏しいと推測されるところであり、このことも加味すれば、我が国における著作権法の普及状況は極めて低い水準であると言わざるを得ない。」について： 意見 このような状態で権利制限を行えば法の主旨、権利制限の範囲等が拡大解釈され、利用者による権利侵害が起きることは必至である。そのような場合に著作権者の利益は不当に害されることになるが、それに対し、権利者、著作者、出版者が対抗できる手段は限られており、一件当たりの侵害の程度から考えると結果的に泣き寝入りせざるを得ない場合が殆どであろう。このような制度設計を行うのであれば利用者の著作権教育は非常に重要であるが、並行して著作権者あるいは著作物を発行している出版者も権利侵害に対抗できる簡便な制度を作り上げておくことも重要である。それなくして権利制限を行えば著作者、出版者の創作意欲は消滅し、著作物が流通しなくなってしまう。 以上</p>	一般社団法人 日本医書出版協会
213	<p>「例えばキーワードが掲載されている記事全文を閲覧させるサービスは想定していないとした上で、サムネイルやスニペット等、著作物の所在情報を知らせるために必要な限度にとどまるものであることから、軽微であり、権利者のビジネスへの影響の程度は低いとされている。」について： 意見 このような所在検索サービスは、民間商業出版社が自社の発行するコンテンツについてキーワード検索によって該当するコンテンツを表示し、閲覧できるサービス(弊社発行のMedicalFinder、その他)によって提供されている。これらのサービスは個人あるいは施設単位で契約することによって、発行されている出版物から該当する資料を検索し、閲覧に供するものであり、既に多くの事業者によって商品化されている。また医学中央雑誌は国内で発行されているほぼ全ての医学文献を網羅し、キーワード検索によって目的とする文献の書誌情報、アブストラクトを提供するサービスを有償で行っている。提案されている所在検索サービスはこれらの民間の有償のサービスと正面から衝突するものであり、出版社、著作権者の利益を害するものになることは明らかである。 また、サムネイルあるいはスニペット表示によって各検索用語ごとに表示される分量が権利者に不利益をもたらさないかという観点の重要性はいうまでもないが、利用者が本サービスを電子辞書的な用途に利用することによってもたらされる損失やトラブルにも目を向けたい。著作者の意向の及ばないところで機械的に分断された情報は、利用者の間違った理解を引き起こしかねず、またその情報が一人歩きすることで著作者の人格権に抵触するような事態が発生しないかの懸念は拭えない。辞書あるいは詩のようなコンテンツに関して言えば、権利者に不利益をもたらさない程度の量で表示されることがたとえ可能となったとしても、それがかえって、著作者の人格権の問題が発生する可能性を孕んでいることにも十分な検証が必要である。表示される情報の取り扱いの利用者の責任と見識に帰結する問題と言えなくもないが、インターネットの世界では、一度広まった誤解を解消することは簡単ではなく、人格権侵害に対するリカバーもまた容易ではない。 従って所在検索サービスを権利制限とすることには反対であり、仮に権利制限とする場合でも所在検索サービスあるいは文献の電子配信サービスが提供されている場合は権利制限の対象とならないとする制度とすべきである。</p>	株式会社 医学書院
214	<p>「具体的には、屋内外の看板や案内図、食堂のメニュー表等について利用者が端末をかざして撮影した画像を事業者のサーバーに送信すると言語情報が利用者の使用言語に翻訳されて表示されるようにするサービスや、これらの情報や交通機関の交通情報等を予めサービス事業者が自ら保有するサーバーに入力しておく。」について： 意見 このような例を目的として挙げているが、そもそも「屋内外の看板や案内図、食堂のメニュー表」が著作物と言えるのかどうかは大いに疑問であり、それらが著作物でなければ保護の対象とならず、送信することや翻訳することは現状でも自由に行えるはずである。そのような需要は東京オリンピックに向けて増大することは否定しないが、このことをもって翻訳サービスが必要であるというのは理解できず、議論のすり替えに他ならない。</p>	株式会社 医学書院
216	<p>「著作権法への理解度が高い者ほど訴訟リスクを恐れ、理解度が低い者ほど恐れないという相関関係が見られた」について： 意見 これは重要なことを示唆するアンケート結果である。この結果は、我が国の著作権法への理解とそれに関わる様々な問題を象徴的に物語っていると考える。柔軟性のある権利制限を整備することが、それを期待する者の期待に答えられず効用も見られないばかりか、著作権者と利用者の争いと混乱を招くだけの愚法になりかねないことは、今回議論を積み重ねた各関係者の苦労を無にし、それらの者に喪失感と虚無感をもたらす最悪の結果となりうることを十分認識しなくてはならない。 柔軟な権利制限を整備する場合には、P57にあるように裁判外における紛争処理の機関と機能の確立が前提となることは強調しておきたい。</p>	株式会社 医学書院
217	<p>「例えば、辞書・辞典の各項目や俳句等の言語の著作物の全部表示、写真・絵画の精細な画像の表示、言語の著作物や音楽・映像の、短い一部分を超える表示等が行われるような場合、「軽微」な範囲を超えるものと評価される場合もあるものと考えられ、そのような場合は権利制限の対象とならないような制度設計とする必要がある。」について： 意見 これは非常に重要な事項であり、確実に権利制限の対象とならないような制度設計を行うべきである。「短い一部分を超える表示等」が行われることによって軽微な範囲を超え、それだけで必要な情報は入手できてしまい購入の代替となってしまうものは辞書・辞典類に限らず、事典、マニュアル、データブック等出版界には広く存在し、それらの出版物とそうでない出版物の線引きは一般には困難であり、利用者においてそれを判断するのはほぼ不可能に近い。従って所在検索サービスにスニペット表示は適切ではない。必要な情報は書誌情報の表示のみで十分入手できるのでスニペット表示は不要である。</p>	株式会社 医学書院

番号	意見	個人／団体名
218_2	<p>2. 柔軟性のある権利制限規定について</p> <p>(1)フェアユース導入議論に終止符を</p> <p>我が国では、2009年の知的財産推進計画で米国のフェアユース規定を参考にした「日本版フェアユース規定」の導入の方向が打ち出され、当時の著作権分科会法制問題小委員会が法改正に関して本格的な議論を開始した。現在の法制・基本問題小委員会が「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」(WT)を設置して続けてきた柔軟性のある権利制限規定の議論は、この延長線上にある。</p> <p>フェアユース規定のような一般的・包括的な権利制限規定は、要件の抽象度が高いため、著作権を侵害していないと強弁する「居直り侵害」や、知識・理解不足による「思い込み侵害」を増大させるおそれがある。文化庁の委託調査研究を基に行われた検討では、調査に回答した多くの企業や利用者団体(学校、図書館、公益法人等)において「事前に行為の適法性の有無を十分判断できるよう法規範の明確性を重視する声が強いということが言える」という結論がでており(中間まとめ29ページ、以下ページ数のみの記載はすべて中間まとめから)、フェアユース規定に対する支持は低いといえる。</p> <p>中間まとめは一般的・包括的な権利制限規定について、「『公正な利用』の促進効果はそれほど期待できない一方で、『不公正な利用』を助長する可能性が高まるという負の影響が予測される」「刑罰法規に求められる明確性の原則との関係でも疑義が残る」「我が国においては、米国と同程度に積極的に訴訟を提起して判例法の形成を促進するような土壌にはなく」(38ページ)などの懸念を表明している。これらの懸念については我々と同様の見解であり、「『柔軟性のある権利制限規定』の整備については、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる『多層的』な対応を行うことが適当」(同ページ)との考え方は納得できる点も多い。中間まとめが指摘するように一般的・包括的規定は導入すべきではなく、長年に及ぶフェアユース規定の議論に終止符を打つべきと考え。</p> <p>(2)なお権利侵害の懸念</p> <p>中間まとめは、権利者に及び得る不利益の度合いと著作物利用の社会的意義・公益性という二つの観点から著作物利用の行為類型を第1層から第3層までに分類し、「それぞれ適切な柔軟性を確保した規定を整備することが適当である」(38ページ)としている。著作物の表現の享受を目的としない第1層、「著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型」である第2層、教育や報道など公益的政策実現のための第3層という分類は、米国型のフェアユース規定に比べると権利制限の範囲を限定しており、予測可能性という点でも勝るといえる。</p> <p>一方、デジタル分野での急速な技術革新とそれに伴う新しいサービスの登場に対応することを意識した分類にもなっている。著作物の保護と利用の適切なバランスを図るという著作権法の趣旨からみても一定の評価ができる。</p> <p>もっとも、第1層から第3層の規定は個別の権利制限規定に比べて抽象的であることは否めず、なお権利侵害への懸念を抱かざるを得ない。特に問題となるのが第2層である。「本来的利用には該当せず」「権利者に及び得る不利益が軽微」という抽象的な要件で著作物の利用を可能にするという類型であり、権利制限の範囲が不明確である。</p> <p>例えば、新聞記事は「見出し」と最初の「リード」(前文)にニュースのポイントを盛り込むことが多い。このため、WTで優先して検討すべきとされた「所在検索サービス」や「情報分析サービス」の事業者が記事を収集・蓄積のうえ、見出しとリードを一部表示すれば、多くの場合は記事全体を読まなくても概要がわかってしまう。また、著作物である記事の要点を表す見出しに関しては、その表示を行うサービスが行われると、有償で同様のサービスを展開している新聞社の営業を妨害し、すでに形成されている市場に悪影響を与えるおそれもある。さらに、新聞社は刑事事件の記事について、一定の期間経過後に各社のデータベース上で被疑者等の名前を匿名にしたり、記事を削除したりするなどの人権上の配慮をしている。たとえ部分的表示であっても、所在検索サービスや情報分析サービスで実名が表示されるなどすれば、こうした新聞社の配慮が無意味になるといえる。</p> <p>(3)侵害防ぐ対策が必要</p> <p>著作権者の権利侵害や人権侵害のおそれがある以上、権利制限の範囲を明確にし、予測可能性を向上させるとともに、人権に配慮した対策が不可欠である。法改正にあたっては、ガイドライン策定やオプトアウト(利用拒絶の意思表示)の導入、サービスを提供する事業者が人権上の必要な対策を講じることを条件とすることなどを検討すべきである。</p>	一般社団法人日本新聞協会
219	<p>「権利者又はその許諾を得た者等が著作物の翻訳を提供又は提示している場合には権利制限の対象とすべきではない。」について:</p> <p>意見</p> <p>当然のこととしてこのようなものを権利制限の対象とすべきではない。出版社は日常翻訳出版を多く手掛けており、日本語への翻訳も英語への翻訳も、あるいは同時に複数の言語で出版することも当然あり得る。一つの言語で発行されている著作物・出版物であっても、別の出版物として当該言語以外で発行されている場合も多々あり、それは出版社としては一つの別の商品として発行・販売しているものである。そういった商品があるにも関わらず、一言語の著作物がそれ以外の言語に自由に翻訳されて利用されてしまうことは当該翻訳言語の出版物の販売機会を失うことになり、出版社、翻訳者、著作者の利益を不当に害することになることは明らかである。翻訳サービスに対する権利制限を否定するものではないが、外国語の著作物、海外で発行された出版物を含み、有償で販売されている出版物は権利制限の対象外とすべきである。</p>	株式会社 医学書院
220	<p>「オプトアウトなど権利者の意思を尊重する仕組みの導入も検討すべきである」について:</p> <p>意見</p> <p>翻訳サービスに限ったことではないが、オプトアウト方式の利点を完全否定するものではないものの、権利者がオプトアウトするタイミングがある事象が生じた後であることが多く、オプトアウトする段階では、かなりの損失が発生し、またインターネットの世界では原状回復が難しいために、権利者の意思表示の手段としては欠陥が多いと言わざるを得ない。</p>	株式会社 医学書院
222	<p>「著作権法に対し一定の知識・理解があると思われる者の割合は、企業・団体では半数又はそれ以下、一般国民では1割に満たないという結果であった。調査の非回答者はさらに著作権法に対する理解が乏しいと推測されるところであり、このことも加味すれば、我が国における著作権法の普及状況は極めて低い水準であると言わざるを得ない。」について:</p> <p>意見</p> <p>このような状態で権利制限を行えば法の主旨、権利制限の範囲等が拡大解釈され、利用者による権利侵害が起きることは必至である。そのような場合に著作権者の利益は不当に害されることになるが、それに対し、権利者、著作者、出版社が対抗できる手段は限られており、一件当たりの侵害の程度から考えると結果的に泣き寝入りせざるを得ない場合が殆どであろう。このような制度設計を行うのであれば利用者の著作権教育は非常に重要であるが、並行して著作権者あるいは著作物を発行している出版社が権利侵害に対抗できる簡便な制度を作り上げておくことも重要である。それなくして権利制限を行えば著作者、出版社の創作意欲は消滅し、著作物が流通しなくなってしまう。</p>	株式会社 医学書院
234_1	<p>著作物の簡易な利用の要望が産業界に広く存在することは承知しております。しかし要望があるから認めるということは、権利者にとっては権利の剥奪であり、容認することはできません。さらに産業界や教育界の利用者の多くが、現行の著作権法で何が守られているかということや、著作権管理事業法によって、ある程度の簡易な利用ができる状態になっていることを、認知されているとはいえない現況にあって、大幅な利用制限の緩和は、無秩序な利用につながるおそれがあります。</p> <p>アメリカにおけるフェアユースには長い歴史があり、裁判の判例が積み上げられています。したがって無秩序な利用が著作者の権利を侵害し、裁判によって多額の賠償金の支払いを命じられた事例も多く残っており、これが無秩序な利用の抑止力となっています。そのような歴史のない日本において、アメリカのフェアユースの表面だけを真似るような改革は、著作権者の権利を大きく侵害する結果を招きかねないと危惧しております。</p> <p>とはいえ利用者の要望に応える対策が求められていることも、わたしたちは認識しております。著作権等管理事業法による、著作権管理事業の範囲拡大や、より簡易で利便性の高いシステムの構築、あるいはオーファンワークスだけでなく、管理団体に未登録の著作物について、簡易な供託金制度による円滑な利用システムを創出するなど、対応できる具体的なプランを立てることは、それほど難しいことではないと考えます。</p>	公益社団法人 日本文藝家協会

番号	意見	個人／団体名
241	<p>現在の著作権法の規定より権利制限の範囲を広げることについては、慎重に対応すべきであると考えている。</p> <p>中間まとめまでは一般的な・包括的な権利制限規定の創設による「公正な利用」の促進効果はそれほど期待できない一方で、「不正な利用」を助長する可能性が高まるという負の影響が予測される。(P38) >としながらも、<「不正な利用」の助長を抑制しつつ、「公正な利用」を促進することが可能となるもの」と考える(P38) >とし、結論として最も望ましい「柔軟性のある権利制限規定」の整備については、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組み合わせによる「多層的」な対応を行うことが適当である(P38) >としている。まずこの検討について意見を述べる。</p> <p>株式会社日本ビジュアル著作権協会(以下、「当協会」)は、著作権等管理事業者であり、多数の著作権者から著作権管理の委託を受託しているが、当協会の委託者はこれまで多くの「不正な利用」による被害を経験してきた。これは主に、学習教材やテスト教材、民間の学習塾などにおける、著作物の無断使用であるが、これらの無断使用を行ってきた事業者は、問題が発覚した際、多くの場合においてその利用は、現行の権利制限規定の範囲、つまり著作権法32条1項や、著作権法36条に該当する利用であると主張していた。</p> <p>これらの一部事業者の主張を否定するためには当協会の委託者は、訴訟を提起し判決を得るとい、大変な労力を伴う行動を起こさなければならなかった。【知財高裁 平成18年12月6日判決(平成18年(ネ)第10045号)など】こうした経験から当協会では、<「不正な利用」を助長する可能性>について、もっと慎重に検討すべきであると考えている。また、「柔軟な権利制限規定」に関する法整備を行うとしても、「不正な利用」に対して、著作権者が有効に対抗できる手段についても併せて考慮すべきであると考えている。</p> <p>次に、本中間まとめにおいては、「柔軟な権利制限規定」の整備について、「権利者に及び得る不利益の度合い」に応じて3つの「層」に分類して、「それぞれ適切な柔軟性を確保した規定を整備することが適当」であるとしている。</p> <p>このうち第1層に類するものについては「権利者の利益を通常害しないもの」と評価し、また第2層については「権利者に及び得る不利益が軽微なもの」と規定している。</p> <p>これらに規定される「権利者の利益」について、慎重に議論されるべきであるとする。</p> <p>第1層の利用につき本中間まとめでは「権利者の対価回収の機会を損なうものではない」(P42)としている。確かに従来想定される利用であれば、本中間まとめにおけるP41以下の分析は妥当なものであり、権利者への影響を考える必要は無いのかもしれない。しかしながら第1層の利用をなぜ検討するのかという点について考えれば、第1層の利用につき権利制限を設けることによって、著作権法が定めるところの「文化の発展」のみならず、「産業の発展」にも寄与すると考えるからであり、このことはすなわち、新たに利益を享受するものを生み出すことでもある。この利益が著作物の利用が寄与することによって生み出されるのであれば、その対価は当然に、著作物の権利者にも還元されるべきであり、何らかの利益を還元する方策を定めるべきであるとする。</p> <p>また、著作権者は利用されるべきデータを創作しているのではなく、一つ一つ作品を創作している。そのことはつまり、自らの著作物が、データベース等を構成するデータの一部として利用されることにつき、拒否反応を示す方々も存在する。著作権者が自らの著作物をこうしたデータとして採用されることを望まない場合、削除できる制度設計が必要であるとする。</p> <p>第2層の利用についても、同様である</p> <p>第3層の利用については特に、教育関係の利用について意見を述べる。まずはじめに教育関係の利用の定義を明確にすることが必要であるとする。小中高等学校や大学等、公教育の場において利用を円滑にするため、法を整備する必要があるということについては、本中間まとめに示す通りであるとする。しかしながら一般に販売される学習教材や、学習塾、予備校等の私教育は、企業が営利行為を目的に行っているものであり、また公教育の場においても、そこで利用される学習教材やテスト教材は、営利企業たる教材出版社が営利目的で製作・販売しているものである。このような一私企業の営利行為によって生み出される成果物にまで、必要以上の権利制限を用いて配慮する必要はまったく無いと考える。</p>	株式会社日本ビジュアル著作権協会
245	<p>中間まとめ第1章第3節4. では、「柔軟性のある権利制限規定」の整備の在り方につき、「多層的」な対応を行うことが適当とし、第1層から第3層に該当する行為類型について、それぞれ規定を整備することとしている。これについて、以下のとおり意見を述べる。</p> <p>(1) 第2層に該当する行為類型について、中間まとめでは、「インターネット情報検索(著作権法第47条の6)」、「所在検索サービス」及び「情報分析サービス」等をあげているが、それ以外の事例は、今のところ全く見当たらない。これを以って、直ちに「権利者に及び得る不利益が軽微である行為類型」と分類し、「相当程度柔軟性のある規定」の整備が必要であると結論付けることには、些か疑問を感じる。</p> <p>(2) 「本来の利用」に該当しないと分類される利用には、国際条約の定めるスリーステップテストに照らし、権利制限の対象とすべきではないものも含まれ得ることに留意する必要がある。本来は、このような分類をする前の段階で、著作物の「通常の利用を妨げない」という基準を以って、慎重かつ詳細に検討する余地があるのではなかろうか。</p> <p>(3) 第2層に係る権利制限規定の適用を受けて行われる利用により、著作権上の保護を受ける権利以外の権利が侵害される懸念がある。例えば、希少性のあるアイドル写真や本人が公開を望まない写真などが表示された結果、サムネイルやスニペットといった表示形式であっても、当該実演家の人格的利益や経済的利益が害される恐れがある。</p> <p>現に、著作権法第47条の6の権利制限に基づき実施されているはずのインターネット画像検索サービスが、実質的にコンテンツ提供サービスと化していることに鑑みても、上述のような侵害を招かないよう十分な配慮が必要である。</p>	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
266	<p>朝日新聞(3月27日、朝刊、p.2)において、本の全文検索などを想定した著作権法改正が行われるとのニュースを知りました。</p> <p>私は研究者を目指す大学生です。</p> <p>確かに、本の全文検索について相当有力な研究のツールになると思われますし、一般の方々にも様々な文献に触れていただく機会を提供できると思っております。しかし一方で、研究書の序文やあとがきには、研究者自身の家族や、恩師、出版社の方、それ以外でも身近な人々について感謝の言葉が綴られることがしばしばあります(私は、日本古代史・日本法制史を専攻しておりますが、むしろそのような人が殆どと断言できます)。</p> <p>研究書は公に示されるものではありませんが、研究者以外に読書を主には想定しておらず、両親や妻や子どもなどの名前を記し、政治思想や、多くの場合簡単な自伝のようなものも書かれています。果たしてこれらを全文検索の対象とすべきでしょうか。</p> <p>例えば、ある研究者が注目を浴びたとき、研究書が全文検索できてしまうと、意図せず近親者のプライバシーが晒されます。善意であれ、悪意であれ、インターネット空間のまとめサイトなどに、掲載されることでしょう。これまで、研究者は、全文検索をされることを前提に研究書を出版していません。また、学術論文においても、研究書の序やあとがきに比べて、多くはありませんが、自己の経験を、自己の主張の論拠として展開する場合があります。例えば、「東大教授であられた故穂積重遠先生は、私の恩師でもあり、媒酌人でもある(下略)」「瀧川政次郎氏「令義解附録(官符・詔・表・序)訳注」律令研究会編『訳注日本律令 一 首巻』東京堂出版、1978年、p.57)とありますが、これは実務家を軽んじてはならないということを瀧川氏なりに説かれたものであります。これは非常に説得力のある論拠ですが、全文検索ができるようになれば、このような情報が多くの人の目に触れることになるでしょう。この論文の筆者も登場する人物もいずれも故人ですあり、歴史研究の好資料になります。</p> <p>これらに綴られる研究者の思い出や、思い入れや、人間性は、後学が等しく励まされるものであります。私のような人間は、そういった先学の厳しさや温かみに触れられ、自己の意識を啓発されることが多くあります。</p> <p>しかし、仮に全文検索が可能になれば、このようなプライバシーを書く人は非常に少なくなるでしょう。それは学問で自己の主張をする際にも、その後の歴史研究のためにも良いこととは思えません。また研究者自身、逐一、プライバシーに触れるような内容(人によって感じ方は様々でしょうが、少なくとも私は余り一般に知られたくありません)に関しては許可を願い出る必要があるということになりかねません。</p> <p>また、仮に全文検索できるようになったとしても、先にも申しましたように、これまで、研究者は、全文検索をされることを前提に研究書を出版していません。著作権法を改正するにしても、そのことをご配慮いただけませんかでしょうか。つまり、改正法施行以前の著作物に関しては、相当程度プライバシーに関してご配慮いただき、保護していただきたいのです。</p> <p>また、改正法施行以後の著作物であったとしても、著作権者や引用される本人が検索されたくない場合なども申請によって全文検索から除外するなどのご配慮をいただけませんかでしょうか。</p> <p>これは新書など一般向けの書物にも該当することだろうと思います。</p> <p>例えば、原田國男氏『裁判の非情と人情』(岩波新書、2017年)には数多くの裁判官の人となり引用されます。一般的に書籍に自己の名前が引用されることを喜ぶ人は多いと思いますが、全文検索され、そこに自己の人間性が示されるとなると、必ずしもそのようには言いにくいのではないのでしょうか。再言しますが、人物を引用する際には、本人の許可が必要になってしまうかもしれません。これも私の主観であり恐縮ですが、私であれば、新書であっても一般の人に自己の人間性を知られるような形では全文検索はされたくありません。</p> <p>尚、故人であることなども考慮に入れる必要はあると思います。例えば、江戸時代の本居宣長にプライバシー云々は、考慮する必要は考えにくいのではないのでしょうか。</p> <p>全文検索は、著作者や、引用される本人が意図せずに、情報を誰かから集積され、プライバシーを侵害されることになりかねません。</p> <p>誰もが、世界中の誰からでもその気になれば知られる現代社会において、全文検索を薄気味悪く思うのは私だけでしょうか。</p> <p>全文検索の有用性は分かります、しかし、それによって失われる空間もあることをご理解いただけませんかでしょうか。</p>	個人

番号	意見	個人／団体名
287	<p>今年度の小委員会並びにWTでの検討の結果、我が国においては、著作権法における権利制限規定について、「明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規程の組み合わせによる「多層的」な対応を行うことが適当」とされたことおよび第1層から第3層の分類については、基本的に賛同いたします。</p> <p>併せてこの結論に至る過程で行われた著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等についての分析の通り、利用の状況・場面を特定しない一般的・包括的な権利制限を設けることは「公正な利用」の促進効果は期待出来ず、「不正な利用」を助長する可能性が高いため、今後、改めて一般的・包括的な権利制限規定を設けるための検討等が行われることのないよう強く要望いたします。</p> <p>今回分類されたもののうち、第1層にあたる行為類型については、可能な限り幅広く権利制限の対象となるよう、抽象的に類型化を行い、柔軟性の高い権利制限規定を整備することが適当とされていますが、条文化に際しては、少なくともその利用目的に公共性、相当性があること、他に代替手段がないといった要素を加味いただけるよう要望いたします。</p> <p>また、プログラムの著作物については、平成23年報告書に記載された通り、条文化に際してはプログラムの著作物の特殊性を十分に考慮していただけるよう要望いたします。なお、今回小委員会並びにWTにおいて、改めて議論はなされていないものの、リバースエンジニアリングについて、平成23年報告に基づき第1層に該当すると整理されておりますが、第1層に該当するリバースエンジニアリングとして、その目的((1)相互運用性の確保、(2)障害の発見等のためのプログラムの表現の確認、(3)著作権侵害、特許権侵害の侵害立証、(4)その他、プログラムの開発のために必要なアイデアの抽出等)は明確にしていただけるよう要望いたします。</p>	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
288	<p>第1節 問題の所在</p> <p>著作権法は、平成21年に知的財産推進計画2007によって、「デジタルコンテンツ流通促進法制」の一環として権利制限規定の整備と一連の規定の新設が行われ、さらに、平成23年には、形式的には権利侵害に該当するものの権利者の利益を特段に害さない利用に関して権利制限規定を設けるなど、利用実態の変化に対応した法整備を進めてきた。今回の柔軟な権利制限規定の検討はその延長線上に、イノベーションの創出のために必要な規定の整備という観点でなされたものである。しかしながら、現実のニーズとして事業者団体から出されたものの多くは、現行の個別規定の一部修正によって対応可能なものである。また、経済界の主流の考え方は、実定法における明確な権利制限規定によって対応する方が、柔軟な権利制限規定によって訴訟リスクを負ったままでの利用よりも好ましいとの調査結果でも明らかになっている通りである。柔軟な権利制限規定に対するニーズが果たして本当にそれほど高いものであるかどうかについては判然としない。</p> <p>ただし、ビッグデータの活用等、技術の進展は急速であり、また、権利者の利益に大きな影響を及ぼさない利用の態様もあることは確かであり、ある程度柔軟性のある制限規定に一定の効果があることは否定できない。</p> <p>しかし、一部で主張されてきたような、米国著作権法における「フェアユース」に類似した法制度を我が国の著作権法に持ち込もうという議論は、これまでの数次にわたる検討の過程においても数々の問題が指摘されてきたことであり、当協会としても反対を唱えてきた。今回の中間まとめの結論は、我が国の法制度に適合する範囲で柔軟性のある権利制限規定の整備を図ろうというものであり、われわれとしては権利制限の拡大そのものには慎重な立場をとるとの大前提はあるものの、その実現に向けて一定の要件が満たされることを前提にすれば容認できる部分もある。むしろ、今回の検討結果をもって、これまで続けられてきた、米国流フェアユース導入論議に対する否定的な結論と捉えるべきである。</p>	一般社団法人日本書籍出版協会
291	<p>第3節 検討結果 5. 具体的な制度設計のあり方</p> <p>【第1層関係】</p> <p>中間まとめでは、第1層に関して、「権利者の対価回収の機会を損なわない著作物の利用行為は著作権法の目的に照らせば権利者の利益を通常害さないものと考えられることから、(中略)権利制限の対象とすることが適当である。」(p.43)としている。創作された著作物が第三者の利用に供せられるためには、その著作物が何らかの媒体に掲載されたり、送信可能化の状態に置かれるなど、流通可能な形となっていることが必要であり、そのような利用可能な状態にするためには著作者、編集者、出版者による著作物の可視化、文字図表化等に対する相応のコストが投下されている。これを利用するということは、流通可能な状態になることで著作物に付加された価値を享受するという経済行為を行っているものであり、そのような行為が権利制限規定によって許容されるためには、何らかの社会的な共通利益に資するとの価値判断が行われるべきである。</p> <p>単に、権利者の利益を侵さないというだけの理由で権利制限が認められるということは、著作権を私的財産権として規定し、著作権の専有を著作者に認めている著作権法の根本を揺るがすことにもなりかねない。第2層、第3層において問題とされるような「公共的な利益の存在」は、第1層においてはその程度は若干低くなるとしても、そもそも権利制限を行う以上は、何らかの公共的な利益の存在が必要である。</p> <p>【第2層関係】</p> <p>第2層にあたる規定の整備の必要性について、「このような著作物の利用行為は第2層に該当することから、権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じ、著作物の利用目的等によってある程度大きくりに範囲を画定した上で、それらについて権利者の正当な利益への適切な配慮を行ったうえで、相当程度柔軟性のある規定を整備することが適当である。」(p.45)と述べている。権利制限を行うことの正当性については、理解できないわけではないが、その権利制限が「相当程度柔軟性」を持つことが適当であるという点については、論証が十分になされていないのではないかと。28ページから37ページに記されている柔軟な制限規定と現行制度との関係についての論考は一般論であり、この第2層に相当程度の柔軟性が必要であることを何ら立証していない。</p> <p>また、「制度設計にあたっては、「軽微性」を担保する方法として、物理的な一律の基準を採用することは適当ではなく、価値的・相対的な基準とされるべきである。なお、条文上どのような文言を採用するかについては、「軽微」であることを明文化すべきとの意見があったほか、「必要と認められる限度」といった規定でもその趣旨は実現できるのではないかと、といった意見もあった。」(p.48)とされているが、「必要と認められる限度」は、利用者における尺度であり、使われる著作物の性質に照らして権利者への影響の「軽微性」を十分に担保する基準としてはふさわしくない。「軽微性」を担保するための条文としては、「軽微」であること、ならびにその判断基準が明文化されるべきである。</p> <p>また、所在検索サービスや情報分析サービスのために著作物が複製され蓄積されることが権利制限で認められることになったとしても、その複製行為の目的はあくまでも、所在検索や情報分析の目的を達成するのに必要十分な範囲に限定することが明文上に規定されるべきである。所在検索や情報分析に名を借りて、実態としてはダークアーカイブを自由に作成できるような事態が許されるべきではない。</p> <p>【第3層関係】</p> <p>第3層に該当する権利制限の例として、翻訳サービスが上げられており、「権利制限規定の整備の要請が特に高いのは、(中略)外国人が観光又は一般生活上必要とする著作物に係る翻訳サービスであると考えられるところ」(P.54)であると説明されている。P.20にも、翻訳サービスが求められている例として、屋内外の看板や案内図、食堂のメニュー表等、交通機関の交通情報等が掲げられている。これらは、ほとんどが事実をそのまま表示する情報であり、そもそも著作物である可能性は極めて低いのではないかと。そのような情報を翻訳するとしても著作権が働く余地はないのであって、そのようなサービスを行うために第3層に属する新たな権利制限規定を創設する必要があるか疑問がある。仮に著作物が少し使われることがあったとしても、それはむしろ第2層で整備される規定における「軽微」な利用の範囲でカバーできるのではないかと。</p>	一般社団法人日本書籍出版協会
292	<p>第3節 検討結果 6. 権利制限規定の整備に関する事項</p> <p>中間まとめでも、「我が国における著作権法の普及状況は極めて低い水準であると言わざるを得ない。(中略)各関係者において効果的な著作権の教育や普及啓発活動に取り組むことが期待される所であり、政府としてもこうした取組を促進するため、効果的な施策を充実させていくことが期待される。」(p.59)と述べられている通り、現行法の下でも、例えば、学校などの教育機関における複製等の権利制限規定が拡大解釈され運用されている例が少なくなく、その一部は、著作権分科会の小委員会でも報告されている。柔軟な権利制限規定の導入は、国民の中に、権利者の許諾を得ずに使用できる範囲が大幅に拡大されるとの誤解を招きかねない。</p> <p>規定が「柔軟」であることは、必ずしも、許諾を得ずに利用できる範囲がいたずらに拡大することではなく、おのずから一定の限定(それは明文規定のみならずソフトローも含めて)のもとに運用されるものであることについて、特に一般国民への周知が図られることが必須である。</p>	一般社団法人日本書籍出版協会

番号	意見	個人／団体名
294	<p>1. はじめに 当協会は、2015年に御庁が実施された「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」に対し、「柔軟性の高い権利制限規定」導入には、立法目的の正当性、手段の相当性及び条約適合性等の点で問題があり導入すべきではない旨の意見を提出し、併せて、立法目的の正当性、手段の相当性及び条約適合性について慎重な検討を要望いたしました。 「本中間まとめ」では、第1層について「柔軟性の高い権利制限規定」を導入することとしており、上記当協会の意見の第1は退けられています。 しかし、「本中間まとめ」は、(1)柔軟な権利制限規定を設けた場合の影響等についての詳細な調査結果を踏まえ慎重な検討を経た結論であること、(2)当協会が要望いたしました立法目的の正当性、手段の相当性及び条約適合性についても慎重に検討していただいたこと、(3)著作物の通常の利用を妨げることがなく権利者の利益を不当に害することがないよう慎重なご配慮いただいていること、等、上記当協会意見で要望いたしました他の事項につきましては、ご配慮をいただいたものと認識しています。多様な意見が主張された中、様々な論点を丁寧にご審議いただきましたことに対し御礼申し上げます。 立法化に際しては、「本中間まとめ」に示された権利制限の範囲を超えることのないよう変わらぬご配慮を要望いたします。</p> <p>2. 権利者等の正当な権利保護について 権利制限規定の柔軟性は、ある著作物の利用行為がその規定に該当する方向に柔軟性があるだけでなく、該当しない方向にも柔軟性がなければなりません。「道しるべ」としての著作物の表示は表示される著作物の量が少量であることが必要条件ですが、たとえ表示される量が少量でもそれが映画の核心部分である場合等は軽微な利用とはいえません。 「本中間まとめ」49頁で「事案ごとに権利者に及び得る不利益の度合いに応じて対応がなされるような制度設計を行うべき」とした緻密な利益較量は、立法化においても実現されることを要望いたします。 また、「本中間まとめ」51頁では、WTが実施したヒアリングで将来の取材活動が制約されることへの懸念や人権やプライバシーの問題等の指摘があったことを記しています。そして、「本中間まとめ」では「権利制限規定の整備によって、パブリシティ権を含む肖像権やプライバシー権など、著作権法上の保護を受ける権利以外の権利の侵害が認められることとなるものと解してはならない。」と述べています。 これらの記述を受けて、52頁では「当該規定の整備前と同様に、これらの権利を適切に保護することに留意する必要がある。」と結んでいます。 「本中間まとめ」46頁では、「社会に新たな知見や情報をもたらす、付加価値を創出する」点に権利制限の正当化根拠があるとしています。肖像権やプライバシー権等、個人の尊厳に関わるこれらの権利は、社会全体の利益に劣後するものではありませんので、「本中間まとめ」51頁から52頁の指摘はまさに正鵠を得た重要な視点だと考えます。著作権だけでなく幅広い視点から提言をおまとめいただきましたことに、心より敬意を表するものです。 ところで、国立国会図書館納本制度調査会の平成11年2月22日付「答申 21世紀を展望した我が国の納本制度の在り方 ―電子出版物を中心に―」も著作物の収集と著作権以外の権利との関係について、幅広い視野と深い知見に基づいて論じています。 その11頁では、著作権者の意思に反する著作物の収集について、「人格権との関係で問題となることもあり得よう。」と「本中間まとめ」の上記視点と同旨の問題点を指摘しています。この納本制度調査会の答申では、加えて、言論活動に対する萎縮効果を生じさせる懸念が指摘されているところです。 「本中間まとめ」の提言は、新たな知見や情報をもたらすこと等を目的としているのですから、言論活動に対する萎縮効果を生じさせてしまっては本末転倒となってしまいます。 したがって、「本中間まとめ」の提言に基づく第1層、第2層の制度設計にあたっては、肖像権やプライバシー権等の権利が保護され、言論活動に対する萎縮効果を生じさせないよう、慎重なご配慮を要望いたします。</p> <p>3. メディア変換サービスについて (1)問題の所在 「本中間まとめ」32頁では、2015年の意見募集において提出されたもののうち「正当化根拠の説明が困難と思われる事例としては、個人又は非営利目的での利用に関するもの、教育目的での利用に関するもののほか、営利目的のものも複数存在する(69ページ)」と記されています。ここで「69ページ」というのは、平成29年2月付「著作権法における権利制限規定の柔軟性及び効果と影響等に関する調査研究報告書」(青山社中株式会社)のページを示しています。この報告書は68頁以降に「柔軟な権利制限規定を創設した場合の影響」の分析を記述しており、「著作権者の利益を不当に害する可能性がある利用が増加する場合」を「負の効果を生じる可能性がある利用形態」として、69頁に記しています。その中には、「個人向け録画視聴サービスを合法化する」「電子化されていない書籍の電子化について、業者に代行させられるようにする」等の営利目的の複製が掲げられていますので、本中間まとめでは、メディア変換サービスは「正当化根拠の説明が困難と思われる事例」と位置づけられているようにも思われます。 他方、「本中間まとめ」66頁では、メディア変換サービスを「順次検討を行うことが適当である。」としていることは、ややわかりにくいように思われます。 とはいえ、今後検討されるということですので、メディア変換サービスについての当協会の意見を以下に申し述べます。</p> <p>(2)比較法的検討 ア. アメリカ メディア変換サービスについては「柔軟性の高い権利制限規定」を有する米国においても権利制限の対象となっていないと思われず。 ベータマックス訴訟連邦最高裁判決は、放送番組を後で視聴するために録画して1度視聴したら消去する使用“the practice of recording a program to view it once at a later time, and thereafter erasing it.”を「タイムシフト」と位置づけ、(1)スポーツ番組等の著作権者がタイムシフトに異議がないと証言したこと、(2)ユニバーサル社がタイムシフトのための利用による将来損害が生じる可能性を立証できなかったこと、からタイムシフトをフェアユースに該当するとしました。 しかし、この判決では、「もしベータマックスが商業的又は営利目的でコピーを作るために使われたならば、そのような利用はアンフェアと推定される。」(“If the Betamax were used to make copies for a commercial or profitmaking purpose, such use would presumptively be unfair.”)としています(“IV B Unauthorized Time-Shifting”の第2パラグラフ)。 この判旨からすれば、商業的利用であるメディア変換サービスによる VHS から DVD やBDへの複製がフェアユースとして許容されるとは考え難いところです。しかも、これらの利用は非変容的利用ですのでなおさらです。</p> <p>イ. イギリス 柔軟性のある権利制限規定を有するとされるイギリスでも、メディア変換サービスが許容されてはいないと思われず。 28条のB第1項では、「個人による著作物の複製物の作成は、コンピュータプログラムを除き、以下の場合には著作権侵害とはならない。」(“The making of a copy of a work, other than a computer program, by an individual does not infringe copyright in the work provided that the copy—”)としていますが、その(c)号では、「直接的又は間接的に商業目的ではなくつくられた複製物である場合」(“is made for ends which are neither directly nor indirectly commercial.”)と規定していますので、メディア変換サービスは権利制限の対象とはされていません。 それから、イギリス法では 70 条にタイムシフト(放送をより都合のよい時に見又は聞くことを可能とすることのみを目的とした複製)のための録音録画に関する規定がありますが、複製場所が家庭の構内(in domestic remises)に限定されていますので、この規定でもメディア変換サービスが許容される余地はないと思われず。</p> <p>ウ. ドイツ ドイツでは限定的にメディア変換サービスを許容していますが、わが国で主張されているようなデジタル変換するサービスを権利制限の対象としているわけではありません。私的使用目的の複製に関するドイツ著作権及び著作隣接権法 53 条(1)項では、第三者に複製させることができるのは、無料(unentgeltlich)の場合か写真製版(Photomechanisch)又はそれに類似する方法で紙(Papier)又は紙類の支持物に複製する場合だけで、その場合にも私的複製補償金の対象となります。 しかも 53 条 4 項では、書籍(Buch)や雑誌(Zeitschrift)の実質的に完全な複製は常に権限のある者の許諾を必要としています。</p> <p>エ. フランス フランス知的財産法典L122-5条2項では、私的複製に関する権利制限を定めていますが、複製する者(copiste)の私的使用(l’usage privé)に厳密に(strictement)当てられる(réservées)場合に限定されています。 したがって、複製する者の私的使用に当てられる場合ではないメディア変換サービスは権利制限の対象とはなっていないと思われず。</p> <p>したがって、メディア変換サービスを権利制限の対象とすることは、比較法的にみても特異な権利制限となります。</p>	<p>一般社団法人 日本映像ソフト協会</p>

番号	意見	個人／団体名
	<p>(3)わが国の私的複製制度との整合性について わが国の私的複製制度は、旧法下では、(1)発行する意思がないこと、(2)器械的又は化学的方法によらないこと、を要件として権利制限が定められていました(旧法30条1項1号)。現行法では、複製手段を問わないこととし、複製主体と複製目的と私的複製の要件で権利制限の範囲を限定しました。メディア変換サービスは、その要件のひとつである複製主体の拡大を主張するものです。しかし、複製主体の限定を含む現行法30条1項柱書の要件は、「著作物が無断、無償で際限なく複製されていくことを抑えている」(斉藤博『概説著作権法』(一粒社、[第三版]、1996)155頁)のです。立法過程の資料でも「業者が多数の依頼者の依頼に応じれば、個々の複写は依頼者の私的使用のためのものであっても、同一の著作物の同一箇所の複製物が多数作成されることになる可能性が当然生ずる。」(国立国会図書館調査立法考査局『著作権法改正の諸問題 ー著作権法案を中心としてー』(昭和四十五年)106頁)として、複製主体限定の趣旨を説明しています。このような複製主体の限定は前述したように比較法的にみても妥当性を有するものです。その後、平成4年改正法で私的録音録画補償金制度を導入し権利制限と著作権者等の利益とのバランスを取りました。これは複製技術の発達により、複製主体を複製する人に限定しても、大量の複製が行われるようになったからです。もっとも、過去にアナログ放送をVHSに録画した際にも、そして、これをデジタル変換して複製する(著作権法施行令1条2項及び1条の2第2項の特定機器・記録媒体に該当しそうですが)際にも、私的録画補償金の支払義務は履行されていません。このように複製技術が発達した状況の中で、私的複製に関する権利制限の複製主体の要件を拡大することは、さらに複製量が増大することになります。したがって、このような権利制限の拡大には、まったく正当性がないといわなければなりません。来期のご審議におかれましては、メディア変換サービスについて権利制限の対象としないよう要望いたします。以上</p>	
301_1	<p>(1)一般的・包括的な権利制限規定の創設との関係 一般的・包括的な権利制限規定の創設については、イノベーションの促進に資するという前提の当否(立法事実の有無)を客観的に検証し、予測可能性の低下等の弊害を直視して検討すべきとの意見が出されています。本中間まとめにおいても、『『公正な利用』の促進効果はそれほど期待できない一方で、『不公正な利用』を助長する可能性が高まる』ことなど「負の影響」があるとされ、その創設については消極的に論じられています(38ページ)。この点については、上記意見と同様の理解に基づいた妥当な判断であると評価できます。</p> <p>(2)多層的な対応の問題点 しかし、制度設計の基本的な考え方として示されている「明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の権利制限規定の組合せによる『多層的』な対応」(38ページ)については、次のような問題を指摘することができます。</p> <p>ア 「層」の境界の不明確性に基づく過剰な権利制限のおそれ まず、第1層、第2層及び第3層は、権利者の不利益の程度、利用の軽微性という明確性と具体性を欠いた基準に基づいて区分されています。そのため、本来であれば第2層に該当すると評価され、著作物の種類ごとの特性や個別の事情等を考慮して利用の態様や補償金の支払などの要件に配慮すべき利用であっても、第1層と第2層の境界が漠然不明確であるがゆえに、第1層に該当すると評価され、第2層において考慮すべき要素が排除され、必要以上に広い範囲で権利制限の対象となるおそれがあります。 例えば、第1層と第2層については、著作物の「本来的利用」を「著作物の本来的市場と競合する利用行為」と定義し、これを判断基準として「著作物を作品として享受させることを目的として公衆に提供又は提示することに係る市場」と定義する「本来的市場」への影響の存否によって権利制限の範囲を定めることとしています(45ページ)。しかし、権利者は一般に利用者が「著作物を作品として享受させることを目的として公衆に提供又は提示」しているか否か(「本来的市場」か「非本来的市場」か)によってのみ権利行使を決するのではなく、当該利用行為における著作物の利用価値の存否や高低によっても権利行使を決しています。だからこそ、一見すると権利者へ及び得る不利益が軽微であるかのような利用行為であってもライセンス市場が形成されている場合があるのです。権利者の権利行使の場面に上記のような「本来的市場」に限定する考え方は、現に形成されているライセンス市場に係る権利者の利益を奪うだけでなく、著作物の利用価値が認められ、権利者が権利行使を欲する利用行為を「本来的市場」から除外し、過剰な権利制限を容認する懸念が強まります(そもそも「本来的利用」か否か、「本来的市場」か否かを一義的に判断することは困難です。)</p> <p>イ スリーステップテストとの関係 本中間まとめでは、権利制限規定の柔軟性とスリーステップテストとの関係を考察し、「規定の形式面」よりも「実際の適用対象が広いか狭いかという実質的な要素の方が、重要な判断材料となる可能性が高い」(37ページ)と指摘しています。「本来的市場」を上記(2)アのように制限的に定義すると、規定の適用対象が過度に広くなり、著作物の利用価値の高い利用行為が「非本来的市場」の中に包含され、権利者の権利行使の機会を不当に奪う結果を招来し、スリーステップテストに違反するのではないかという疑念が浮かび上がります。特に、本中間まとめでは、後述するように既に形成されているライセンス市場の全部又は一部を事後の権利制限規定によって喪失させる可能性についても示唆していることから、スリーステップテストに違反する蓋然性はより一層高まるのではないかと考えられます。</p> <p>ウ 不公正な利用の助長 また、明確性が担保されていない以上、『『公正な利用』の促進効果』は期待できないばかりか、規定の拡大解釈による居直り侵害の増加という『『不公正な利用』を助長する可能性』も依然として残ります。この「負の影響」を払拭することができない以上、権利者・利用者にとって使いにくいものになると言わざるを得ません。</p> <p>(3)事業者と権利者との利益調整に関する問題点 さらに、「権利制限を正当化する社会的意義」(45ページ)のような抽象的な理由に基づいて広く権利制限を設けることにより、ビジネスを行う事業者と権利者との利益調整が適切に行われぬおそれもあります。例えば、第2層のうち、所在検索サービス及び情報分析サービスに係る著作物利用行為を「権利制限の対象とすることは正当化される」との前提に立った上で(46ページ)、その権利制限の制度設計に当たり、「ライセンス市場が形成されている場合にこれを権利制限に優先させるべきか」という点について、「明文上一律にライセンス市場が優先するような仕組みを設けることは適当ではない」との考えが示されています(51ページ)。しかし、所在検索サービス及び情報分析サービスに「社会的意義が認められる」としても(そもそもサービスとは、何らかのニーズに応えるものである以上多かれ少なかれ社会的意義が認められるものです。)、これら両サービスが営利目的のビジネスであることに変わりはなく、そのような著作物の商業的利用について、ライセンス市場が形成されているのに、あえて権利制限の対象とすると、利用者が許諾を得るための費用を免れ、当該商業的利用により収益を上げる一方で、権利者は適正な対価の還元が受けられないという不均衡が生じます。さらに、利用者が著作者へ対価を支払わず作成したプログラム等に知的財産権による保護を与えんとすれば、著作者の権利を踏台にして経済産業界が多くの利益を得ることとなり、利用者(事業者)と権利者の不均衡が拡大の一途をたどることとなります。そもそも、著作物等の利用に係る課題については、権利者と利用者(事業者)との丁寧な交渉と契約によって解決を図るべきであり、拡大集中許諾制度等により、ライセンシング体制を充実させることが重要です。権利者を巻き添えにする形での権利制限を許容する立法論は粗雑にすぎるといわざるを得ません。</p> <p>(4)個別制限規定による解決 当協会は、従来の個別制限規定によっても「一定の柔軟性が確保され」ることが確認されていることからすれば(5ページ脚注9)、権利者の利益に十分配慮しつつ個別制限規定を迅速に制定することにより、利用者のニーズに十分に対応できると考えます。また、第3章において、教育の過程で行われる「異時公衆送信を新たに法第35条の権利制限規定の対象とすることに伴い、異時公衆送信については補償金請求権を付与することが適当である」(83ページ)とし、極めて公益性が高い利用行為においても、権利者に対価を還元することが適当であるとの結論に達しています。このことは、個別制限規定を設ける際の事業者と権利者との利益調整に関する議論の重要な指針となると考えられます。ドイツの著作権法では教会、学校、授業などにおける公益性の高い利用に係る個別制限規定であっても「相当なる報酬」の支払が義務付けられていますが、このことは今後日本における個別制限規定の在り方への示唆となります。</p> <p>第1章・第4章に対する意見 権利処理の円滑化について 裁定制度の利用促進(63、129ページ)、著作物等の権利情報の集約化(62、130ページ)、拡大集中許諾制度の導入(64、130ページ)について検討を行うこととされていますが、これらの課題については単なる検討にとどまらず、緊急の課題として早急に実施に向けた対応をすべきです。 特に、拡大集中許諾制度については、権利者の捜索に係る費用・労力、手続に要する時間等の問題を抜本的に解決することも可能となるため、導入に向け具体的な対応を進めるべきです。(以上です。)</p>	一般社団法人 日本音楽著作権協会

番号	意見	個人／団体名
302	<p>リバース・エンジニアリングについては、プログラムの機能の享受に向けられた行為ではないことから、権利者の対価回収の機会を損なわないものとして、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型(第1層)に当たると整理できるものと考えられる。(中略)第1層に当たる行為類型が可能な限り幅広く権利制限の対象となるよう、抽象的に類型化を行った上で柔軟性の高い権利制限規程を整備することが適当である。</p> <p>意見及びその理由: リバース・エンジニアリングによって、一定の場合には、権利者の対価回収の機会を損なう可能性があり、すべての場合において「権利者の利益を通常害さないと評価できるとまではいえないと考えられます。例えば、競合プログラム等の開発目的でリバース・エンジニアリングが行われ、通常他者が知り得ないプログラム開発に関する秘密やノウハウを容易に分析される可能性があり、その場合には、権利者の利益を害する可能性があります。そのため、リバース・エンジニアリングを、一律に「権利者の利益を通常害さない」類型として柔軟な権利制限を認めるべきではありません。</p>	日本オラクル株式会社
303	<p>第1層に当たる行為類型が可能な限り幅広く権利制限の対象となるよう、抽象的に類型化を行った上で柔軟性の高い権利制限規定を整備することが適当である。</p> <p>意見及びその理由: リバース・エンジニアリングについて、仮に著作権法上、権利制限の対象となることを認めるとしても、当事者がライセンス契約においてリバース・エンジニアリングを禁止することが有効であることを明らかにしていただきたい。</p>	日本オラクル株式会社
304	<p>中間報告第1章第3節に於いて分類され優先的に検討を行う事とされたニーズに関して。 第1章第3節2.(17～20ページ) 「ア.所在検索サービス」「イ.情報分析サービス」「ウ.システムのバックエンドにおける複製」に関して 本サービスの過程において行われるのは書籍・雑誌の全文をデジタルデータとしてバックエンドで情報として収集・蓄積し、それを検索することにより情報の一部をサムネイルやスニペット表示させるものと理解できます。 (意見1) バックエンドで行われるとは言え、権利制限により著作物全部を自由にデジタルデータとして収集・蓄積されるのは権利者にとって流出や違法利用等に関しての大きな不安要素となります。データの保全に関する規定を設ける等の十分な制度上の対策や第1章第3節6.(59ページ)で述べられている様に著作権法に関する効果的な教育・普及啓発活動のさらなる充実を同時に行う必要があると考えます。</p>	一般社団法人 自然科学書協会
305	<p>第1章第3節2.(17～20ページ) 「ア.所在検索サービス」「イ.情報分析サービス」「ウ.システムのバックエンドにおける複製」に関して 本サービスの過程において行われるのは書籍・雑誌の全文をデジタルデータとしてバックエンドで情報として収集・蓄積し、それを検索することにより情報の一部をサムネイルやスニペット表示させるものと理解できます。 (意見2) サムネイル・スニペットの様な軽微な表示であっても中間報告第1章第3節5.(48ページ)にありますように辞書・辞典類、専門用語集、データ集等はそれだけで購入の代替となりうる著作物であり、特にスニペット表示となればその範囲が増大し権利者のビジネスへの影響が少なからず懸念され、表示に関して量・質の両方を制限する規定づくりはそもそも非常に困難であるためスニペット表示に対しての権利制限には反対です。</p>	一般社団法人 自然科学書協会
306	<p>著作権法の平成24年度改正以降、議論が続いていた柔軟な権利制限規定については、今回の中間まとめにおいて一定の結論が出ました。 広範な実態調査・意見聴取にもとづき、公益性と権利者の利益を考量するという手順を踏んだものであり、その結果として得られたのが、行為類型を3層にわけるという対応策であるためです。 これにより、柔軟な権利制限について明確な方向が示されたことになり、それとともに、長年論じられてきた、いわゆる米国型フェア・ユースについて、日本の実情にあわないため導入すべきではないという最終的な結論が出たことになり、 今後は、米国型フェア・ユースにとらわれた議論に時間をかけるべきではなく、今回の結論の運用に注力すべきと思います。</p>	個人
	<p>私ども株式会社日本国際映画著作権協会(以下「当社」といいます。))は、著名な映画会社6社(パラマウントピクチャーズコーポレーション、ソニー・ピクチャーズ・エンターテインメント・インク、210世紀フォックスフィルムコーポレーション、ユニバーサルシティアスタディオズエルエルシー、ウォルト・ディズニー・スタジオ・モーション・ピクチャーズ、ワーナーブラザーズエンターテインメント・インク)からなるモーション・ピクチャー・アソシエーション(MPA)の日本における子会社でございます。 この度は、「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会 中間まとめ」(以下「中間まとめ」といいます。))に関して貴重な意見提出の機会を賜り、誠にありがたく存じます。 当社は、中間まとめにおいて提言されている、いわゆるフェアユーススタイルの「柔軟性ある権利制限規定」を著作権法に導入することについて強く反対します。また、当社は、位置検索サービス及びデータ分析サービスに関連する権利制限規定を創設することに対して大いなる警鐘を鳴らします。以下、当社の意見を詳述します。</p> <p>1. 「柔軟性ある権利制限規定」について (1) 中間まとめに対する当社の意見 中間まとめでは、「我が国において最も望ましい『柔軟性のある権利制限規定』の整備については、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる『多層的』な対応を行うことが適当である」とした上で、著作権の利用行為を以下の3つの階層に分類しています。 ① 著作物の本来の利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型(第1層) ② 著作物の本来の利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型(第2層) ③ 公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型(第3層) 中間まとめは、第1層については、「行為類型を適切な範囲で抽象的に類型化を行い、柔軟性の高い規定を整備することが望ましい」と述べ、第2層については、「権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じ、著作物の利用の目的等によってある程度大きくりに範囲を画定した上で、相当程度柔軟性のある規定を整備することに馴染む」と述べており、現在の個別具体的な権利制限規定を超えた一般的・抽象的な権利制限規定の導入を目指すかのような提言をしています。 他方で、第3層については、「一義的には立法府において、権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じて、権利制限の範囲を画定した上で、適切な明確性と柔軟性の度合いを検討することが望ましい」と述べ、従来の個別具体的な権利制限規定を維持するかのような提言をしています。 しかしながら、当社は、このような階層の有無にかかわらず、権利制限規定はすべて個別具体的であるべきであり、一般的・抽象的であるべきではないと考えます。したがって、当社は、第1層及び第2層について、一般的・抽象的な権利制限規定の導入を目指す中間まとめの提言に反対します。 中間まとめによれば、第1層の具体例として、情報通信のバックエンドで行われる複製、所在検索サービスや情報分析サービスのための検索・分析用データベースの作成、一部のCPS関係サービス(デジタルデータの収集、蓄積、解析、解析結果の実世界へのフィードバック)が挙げられており、また、第2層の具体例として、所在検索サービスや情報分析サービスの結果提供の際に行われる著作物の表示行為等が挙げられています。 しかしながら、中間まとめは、その前提として、インターネット検索サービスやデータ分析サービスが権利者の独占的な経済的権利に重大な影響を及ぼさないと述べていますが、かかる前提には誤りが含まれていると言わざるを得ません。すなわち、インターネット検索サービスが権利者の市場に深刻な影響を及ぼしている例として、グーグルによる高画質サムネイルによる画像検索サービスが挙げられます。ご存知のとおり、とある主要検索事業者は、2013年にそのポリシーを変更し、画像検索サービスにおける低画質・小型のサムネイルを、高画質・大型のサムネイルに変更しました。Define Media Groupの研究によれば、当該検索事業者が高画質サムネイルの提供を開始した後、87の主要な画像提供サイトについて、世界中からのアクセスが63%も減少したとの報告がされています。また、ヴィジュアル・コミュニケーション・エージェンシーであるGetty Imagesは、グーグルによる高画質画像検索による重大な影響を被っており、2016年に、欧州委員会に対して、この問題に関して競争法上の申立てを行っています。中間まとめの脚注69では、Google Booksについて言及していますが、辞書、レシビ、俳句のような短文詩について、わずかなスニペットの提供ですら、権利者の市場に直接的な影響を与えることを認めています。これらの具体例はいずれも、検索サービスが権利者の潜在的な市場を侵害してはならないこと意味しています。 さらに、第1層及び第2層については、既に現行法上、技術開発等のための試験(著作権法(以下「法」といいます。))30条の4)、ネットワークにおける送信の障害防止等(法47条の5)、インターネット情報検索(法47条の6)、情報解析(法47条の7)、コンピュータにおける著作物利用の円滑化(法47条の8)、ネットワークによる情報提供準備(法47条の9)といった個別具体的な権利制限規定が多数導入されています。したがって、第1層、第2層に属する行為については、これらの規定の運用の中で解決すべき問題であると考えます。これらの規定は、それぞれ想定する場面や適用要件などが異なるところ、仮にこれらの規定を包括する規定を新たに導入するとなると、その規定の要件は相当程度に抽象的・包括的なものにならざるを得ま</p>	

番号	意見	個人／団体名
307	<p>せん。しかしながら、そのような抽象的・包括的な規定を導入することは、司法による事後的な法規形成機能に期待することになりますが、かような制度は大陸法を基礎とする我が国の法体系にそもそもなじまず、かつ三権分立(日本国憲法41条、65条、76条1項)を厳格に要求する我が国の憲法に違反する事態にもなりかねません。また、我が国では、米国等の判例法を起源とする諸外国と異なり、積極的に訴訟を提起するという土壌がないばかりか、仮に訴訟を提起したとしても和解による解決が大半であり、裁判所による終局的な判断が示される事例は稀です。このような我が国の特殊性を前提とすれば、かような抽象的・包括的な規定を導入したとしても、事後的な法規形成は望めず、かえって予測可能性を欠くことにより、実務が混乱すると言わざるをえません。これはいわば、横断歩道を渡る際に、「危なくなければ渡ってよい」という抽象的なルールを課し、歩行者に対して自己責任で車道を横断させるようなものです。しかしながら、「赤信号である場合は渡ってはならず、青信号である場合は渡ってよい」という明確かつ具体的なルールこそが望ましいことは誰の目にも明らかであり、我が国の国民性にも沿ったものと考えます。さらに、このような抽象的・包括的な権利制限規定を導入することは、権利制限規定についていわゆるスリーステップテストとの適合を要求するベルヌ条約にも違反するおそれがあると考えます。一部の論者は、既にフェアユース規定を有する米国がベルヌ条約に加盟している事実をもって、我が国においてフェアユース規定を導入することは直ちにベルヌ条約に違反しないと主張します。しかしながら、米国では、フェアユース規定に関する判例の積み上げにより適切にその適用範囲が形成されているのに対し、上述のとおり、我が国では、そもそも裁判で法規形成を形成する土壌がありません。したがって、我が国と米国における司法制度の歴史や伝統の違いを考慮することなしに、単に米国がベルヌ条約に加入している事実をもって、我が国でのフェアユース規定の導入がベルヌ条約に違反しないと結論付けるべきではありません。</p> <p>なお、当社は、平成29年2月17日付で、知的財産戦略本部が実施した知的財産推進計画2017に対して意見を提出しており、その中で、一般的・抽象的なフェアユース規定が我が国で機能しないことについて詳細な意見を述べています。当社の提出した意見は、主に以下の点を含んでいます。</p> <p>(2) 知的財産推進計画2017の策定に関して提出した当社の意見</p> <p>著作権に係る新たな権利制限規定を検討する際、具体的かつ個別列挙された限定的な権利制限規定を有する国々にとって、「フェアユース」として知られる柔軟で非限定的(open-ended)な米国の原則がその選択肢として検討されるべきかという疑問が生じることがあります。当社は、日本はその著作権制度にフェアユースを輸入するべきでないと強く考えます。今日の日本は、具体的に列挙された権利制限規定を詳細に記載し、かつ判例に頼らない、大陸法の伝統に由来する法体系を有しています。かかる権利制限規定は、その他の地域において規定されている内容と類似する内容含んでいますが、権利制限が認められる行為を個別に列挙するという態様で規定しています。当社は、日本、とりわけクリエイター、ユーザー及びその他の利害関係者のために、そのような制度が効果的に機能すると確信しています。</p> <p>反対に、より柔軟な例外を日本に導入すれば、解釈が困難になり、不確実性が生じ、また日本のクリエイター、ユーザー及びその他の利害関係者に対して何らの確実な利益ももたらさないでしょう。フェアユースは、独占権を行使する前に著作権者から許可を得なければならないという通常のルールに対する、米国著作権法に基づく独特の例外です。これは著作権侵害に対する防御であり、特権であって、権利ではありません。米国連邦最高裁判所は、これを「著作権者以外の者が、当該著作権者の同意なしに合理的な態様で著作物を使用する特権」であるとしています。</p> <p>フェアユースによる防御は、約200年前に生じた判例法(裁判官の下した判決によって決まった)原則にまで遡ります。その後の何千という米国における裁判所の判断によって、フェアユースが適用され又は適用されない場合の輪郭が定義されてきました。米国連邦最高裁判所は、かかる原則が本質的に個別の事実に基づくもの(fact-specific)であり、その適用が著作権の目的及び米国憲法によって導かれなければならないものであることを明確にしています。フェアユースによる防御が適用されるか否かを判断するにあたり、裁判所は4つの法定要素を重視しなければなりません。すなわち、「様々な考慮要素の組み合わせにより、他の利益がクリエイターの権利に優先するかを判断する」こととなります。日本は大陸法国家であるため、その制度はコモンローを基準としたフェアユースの原則になじみません。</p> <p>したがって、フェアユース等の独特かつ独自の米国の制度を導入することによって不確実性が生じることとなり、また当該制度は不相当であり、不要です。第一に、ある行為が「フェアユース」であるか否かの解釈は、その使用が「公正」又は「正当」と思われるか否かを判断するのと同じように簡単なものではありません。フェアユースは、米国制定法及びフェアユースが解釈されてきた数千という判例によって成文化されています。米国連邦最高裁判所は、フェアユースに関するいかなる正確な定義もあり得ないと言及しており、また米国著作権局(Copyright Office)は、その複雑性及び不確実性を理由として、第107条に基づき下された裁判判決を分類する必要があると認めています。現在進行中の冗長なプロセスでは、やはり明確な規則が策定されるには至らないでしょう。第二に、米国判例の趣旨は著作権法上の健全な原則、すなわち著作権の目的を推進し、著作物の価値を不当に損なわない限りは、許諾されていない使用を認めるという原則を推進するものである一方で、この原則は米国裁判所の限定的な判例に大きく依存しています。</p> <p>フェアユース等の外国法の概念を日本に輸入することを差し控える理由は他にもあります。フェアユースのような非限定的(open-ended)な権利制限規定については、ときに「イノベーション」の実現により貢献するという主張がなされることがあります。第一に、フェアユースによって国が革新的な企業に対してより友好的になるという証拠や、フェアユースがない場所では革新的な企業が起業できなかった可能性又は成功できない可能性を示す証拠は、ほとんどありません。証拠が示唆しているのは、新興企業にとって、国の著作権制限規定よりもはるかに重要な、ビジネスリスクに対する姿勢や投資家文化といったその他の要素が存在するということです(このことは、近年、Hargreaves Reviewとして知られる英国政府の調査において、米国のフェアユースの導入に対する反対理由として言及されました。)。第二に、フェアユースは新興企業及びユーザーに対して更なる予測可能性を提供するものではありません。米国のフェアユース原則は、その予測不可能性及び個別的な性質のために大変批判されてきており、フェアユース事件の最終的な結果が裁判所によって事後にのみ言い渡されうることから、「弁護士を雇う権利」と呼ばれることもあります。米国のフェアユース原則上、①作品全体を複製することはフェアユースとして認められうるか、②著作物の商業的使用は不正利用として推定されるか、及び③未発表資料の使用はフェアユースの裁定に対して不利となるか等の、一見して明らかである疑問点はすべて、激しい論争の的となってきており、米国連邦最高裁判所による最終的な解決を必要としています。米国のフェアユース上、かかる原則がテクノロジーに友好的であるかについては、決して明確ではありません。フェアユースは、新たなテクノロジーの要素を含まない多数の訴訟においてうまく適用されてきたのに対し、著作物を広める革新的な新テクノロジーの使用を含む訴訟においては適用できないと判断されています。</p> <p>2. テキスト及びデータ・マイニングに関する権利制限規定の拡大の危険性について</p> <p>(1) 中間まとめに対する当社の意見</p> <p>中間まとめでは、上述のとおり、権利制限規定を、第1層から第3層まで類型化した上で、情報分析サービスのための検索・分析用データベースの作成等を第1層に位置付け、また、情報分析サービスの結果提供の際に行われる著作物の表示行為等を第2層に位置付けています。また、中間まとめは、第1層について、「行為類型を適切な範囲で抽象的に類型化を行い、柔軟性の高い規定を整備することが望ましい」と述べ、第2層については、「権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じ、著作物の利用の目的等によってある程度大きくりに範囲を画定した上で、相当程度柔軟性のある規定を整備することに馴染む」と述べており、現在の個別具体的な権利制限規定を超えた一般的・抽象的な権利制限規定の導入を目指すかのような提言をしています。</p> <p>しかしながら、上述のとおり、当社は、第1層及び第2層について、一般的・抽象的な権利制限規定の導入を目指す中間まとめの提言に反対です。とりわけ、当社は、位置検索サービスやデータ分析サービス(e.g. テキスト及びデータ・マイニング)に関する権利制限規定の拡大について慎重な検討を求めるとともに、大いなる警鐘を鳴らします。</p> <p>テキスト及びデータ・マイニングに関する権利制限規定については、IoT(Internet of Things)、ビッグデータ、人工知能を活用したイノベーションの推進のためには不可欠であり、これを可能とするより柔軟な権利制限規定を導入するべきであるとの意見があります。しかしながら、テキスト及びデータ・マイニングでは、一般的に、プログラムによるクローリング及びスクレーピングにより、著作物に関する膨大なデータが機械的に複製・利用されることになり、その結果、少なくとも、著作権者の有する複製権及び翻案権を後退させるものです。したがって、テキスト及びデータ・マイニングが与える権利者及びライセンスを中心としたビジネスモデルに対する影響は決して見過ごせません。加えて、近時は、IT技術の急速な進歩により、テキスト及びデータ・マイニングに関する様々な新興ビジネスが生まれつつありますが、これらは数年前には予想もし得なかったものです。このような状況の中で、安易に一般的・抽象的な権利制限規定を導入し、テキスト及びデータ・マイニングを広く権利制限の対象に加えてしまうと、権利者の権利を害し、また権利者がその著作物をライセンスし、もしくは商業的に利用する機会を奪う結果となります。とりわけ、多大な先行投資が行われるコンテンツ業界においては、かかる影響は顕著といわざるを得ません。</p> <p>この点に関して、TVEyes事件を指摘しておく必要があります。この事件において、被告は、利用者に対して索引を提供する目的で数千時間もの動画を複製し、それがフェアユースに該当すると主張しました。本件は、現在、控訴審において審理されているところであり、近々、権利者に対して重要な判決が下されることになるでしょう。</p> <p>これらのデータ分析に関するいくつかの事例は、データが有用であることを示すと同時に、それが著作権の対象になるべきことも示しています。特にコンテンツ業界においては、機密情報を保護し、管理し、ライセンスし、その他利用することは極めて重要であり、特にそれが著作権によって保護されたコンテンツの情報である場合にはなおさらです。これらのデータに対するアクセス、複製又は商業的な利用を認めるということは、著作権者の犠牲の下、情報分析業界を不当に利するという結果を生むことに他なりません。かかる結果は、明らかに不当であり、このような権利制限規定の拡大は決して認められるべきではありません。</p> <p>そもそも我が国では、平成21年著作権法改正により、47条の7が新設され、一定の要件の下で情報解析を目的とした著作物の複製等が認められていますが、同条は、知的財産推進計画2008年において「基盤技術となる画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究開発に関して、この研究開発の過程で行われる情報の利用について著作権法上の課題が[あり]…早急に対応すべき」とされたことに端を発するものです。しかしながら、平成21年に成立した著作権法47条の7の文言を見ると、必ずしも非商業的な「研究」目的での情報解析に限らず、商業的な情報解析をも対象に含めるかのような規定になってしまっています。ここではその是非は措くとしても、商業的なテキスト及びデータ・マイニングに関する権利制限規定の拡大は慎重になるべきであり、とりわけ上記に述べたとおり、映画の著作物を対象とした権利制限規定の拡大は認められるべきではありません。</p> <p>なお、当社は、平成29年2月17日付で、知的財産戦略本部が実施した知的財産推進計画2017に対して意見を提出しており、その中で、テキスト及びデータ・マイニングに関しても意見を述べています。その際の当社の意見は以下のとおりです。</p>	日本国際映画著作権協会(JIMCA)

番号	意見	個人／団体名
	<p>(2) 知的財産推進計画2017の策定に関して提出した当社の意見</p> <p>知的財産戦略本部は、テキスト及びデータ・マイニングに関する重要な政策問題及び「公的研究資金による研究成果や研究データのオープン化と利活用を促進するため、データの著作権の考え方、データ共有に係る契約の在り方やインセンティブの提供などについて具体的な検討を行う」必要性を確認しています。著作権に基づくテキスト及びデータ・マイニング(大量のテキスト及びデータを様々な目的のために自動的に処理すること)に関する権利制限は、デジタル時代において、第三者のテキスト及びデータに商品価値を見出す企業に対応するために流行し始めたと考えられます。これらの企業は、第三者のテキスト及びデータの財産的性質を自らの事業運営の妨げであると考え、商業目的のためのテキスト及びデータの利用を認める権利制限規定の制定を一定の主要な地域において求めています。</p> <p>日本は、2009年に著作権法第47条第7項を制定した際、同法においてテキスト及びデータ・マイニングの問題を最初に取り扱った国の一つでした。起草された例外は、その範囲において既に少々曖昧に思われ、過度に広義に解釈できるものでした。日本が第47条第7項の改正を検討している限り、この問題に関して日本法を適切に狭めるために、英国のTDM規定に関する慎重な調査が行われるべきです。さらに、知的財産戦略本部は、第三者企業が他者のテキスト及びデータを収益化できるようにするために既存の例外を拡大しようとする、あからさまな試みに(特にそのような拡大行為が、長年用いられてきたベルヌ条約やTRIPS協定のスリーステップテスト等の国際基準に疑問を呈しうる場合)警戒する必要があります。</p> <p>3. その他</p> <p>最後に、中間まとめ54頁で言及されている「翻訳サービス」について若干付言すると、著作権法上、翻案権・翻訳権に対する権利制限規定を新たに導入せずとも、かかるサービスの提供が可能であると考えます。すなわち、クリエイティブ・コモンズによるライセンスを活用することで、このようなサービスは容易に提供可能です。</p> <p>4. まとめ</p> <p>以上より、日本国憲法及び日本の法制史を前提にすると、著作権に対する抽象的・包括的な権利制限規定は不適切であり、当社はかかる規定の導入に強く反対します。また、検索サービス及びテキスト・データマイニングサービスに関する権利制限規定が、権利者の著作権、または条約、法律もしくは契約によって保護される機密情報を侵害することがないよう、当社は、御庁に対して、極めて慎重な検討を要望するとともに、大いなる警鐘を鳴らします。</p>	
308	<p>中間報告第1章第3節に於いて分類され優先的に検討を行う事とされたニーズに関して。</p> <p>第1章第3節2.(22ページ)</p> <p>「カ.その他CPSサービス」に関して</p> <p>(意見3)</p> <p>・機械翻訳サービス</p> <p>先述のとおりバックエンドでの現実世界に存在する翻訳用例のデータベース蓄積は権利者にとって流出や違法利用等に関しての大きな不安要素となります。また利用者の翻訳対象の量または質によっては既存の翻訳出版物の本来使用と衝突する懸念もあります。</p> <p>・教育支援サービス</p> <p>第1章第3節5.(55ページ)にも述べられていますが、このサービスは著作物の本来の利用を伴うものであり、このサービスを利用する教員の著作権法の理解度によっては、それぞれの著作物や著作物の一部分を複数抜粋し、それらを同一期限内で利用したり、取りまとめて教材とする様なことも想定されます。サービス内容によっては著作権者の利益を不当に害することとなる場合も想定され、このサービスを行う業者や利用する教員の理解度も含めて著作権法第35条に厳格に則ったサービスとならない限りは権利制限とするのには反対です。</p>	一般社団法人 自然科学書協会
313	<p>一般社団法人日本電子出版協会(JEPA)は、日本の電子出版を普及・発展させることを目的とし1986年に設立された、出版社、電気メーカー、ソフトハウス、印刷会社など幅広い業界により構成される業際団体です。今回の中間答申、とりわけ書籍に対する所在検索サービスにおける権利制限について電子出版の推進という立場から意見を述べます。</p> <p>現在ネットワーク上に公開されている情報は全文検索サービスなどにより所在情報が簡単に得られるようになっており多くの利活用がされています。他方、印刷本や電子書籍などの情報はいまだに旧態依然の書誌データ検索段階に止まっており、書籍の情報の所在について知ることが困難な状況に置かれたままです。</p> <p>ネットワーク上の玉石混淆の情報に比して、より信頼があり、丁寧に編集された書籍情報へのアクセス手段が、現状のように貧弱なままであることは文化の発展にとって由々しき問題と考えます。また求める情報が存在する書籍を知ることにより、書籍購入や利用が促進されることも予測され、出版市場などにもプラスの影響を及ぼすと考えます。</p> <p>なお米グーグルによる書籍の全文検索サービスおよびスニペット表示はアメリカにおいてフェアユースと認められ、日本の書籍も同サービスにおいて検索可能になっております。ところが日本においては同様のサービスを行うことが著作権法により禁じられている状況であることは、日本にとって由々しい事態であると考えます。</p> <p>上記のような理由により書籍情報の全文検索サービスを著作権法の改正により推進することに賛成です。ただしこれがスムーズに導入されるためには以下の点に十分な留意を払うことが必要と思われる。</p> <p>1.蓄積データの目的外使用、流出の防止対策</p> <p>バックグラウンドで行われた複製データの目的外使用やデータ流出が起こった場合は、一気に大きな被害を生じさせる結果となります。それらの防止策について十分な検討と制度の整備がなされる必要があります。目的外使用、流出防止のための適切な措置がスムーズな情報収集のためにも必要です。</p> <p>2.所在情報システムにおけるスニペット表示のガイドライン・制限について</p> <p>書籍の全文検索など所在情報検索サービスにおいては、スニペット表示なしの検索では役に立つ検索とは言えません。しかしスニペットで表示される量などについては明快なガイドラインが必要と思われる。また辞書やレシピ、俳句集などスニペットであっても大きな権利侵害となるコンテンツがあり、これらのコンテンツに関しては権利者からの申し出により表示が制限されることが必要です。</p> <p>ただし書籍の内容は多様であり、辞書、レシピなど類型化で制限すれば足りるというのではなく、たとえば推理小説などではコンテンツの結末など一部分だけは秘したいという要求もあると思われる。したがって内容の類型によりスニペット表示が制限されるのではなく、あくまで権利者の意思を尊重できる仕組みの構築が必要です。</p> <p>スニペット表示をしないことは販売機会の損失など権利者にとっても不利な選択になるわけであり、権利者の選択にまかせることで大きな支障を生む結果にはならないと考えられます。</p> <p>3.機械的アクセスの制限措置</p> <p>また書籍の全文検索に対して機械的なアクセスを行い、検索の目的を超え著作物のコピーと同様な結果を得ることも可能だと考えられます。それらの防止策も考慮されることが必要と思われる。</p>	一般社団法人 日本電子出版協会

番号	意見	個人／団体名
324	<p>「第4次産業革命の到来」と言われる昨今、あるいは今後も、IoT、ビッグデータ、人工知能などのさらなる技術革新が期待される社会環境を踏まえると、今回、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会で検討された著作権法の改正内容（柔軟性のある権利制限規定の導入）は有益であり、当連合会は、同委員会の「中間まとめ」の報告内容について賛同する。</p> <p>これまで、著作物の利用環境の変化等を受け、権利制限規定の見直しがなされてきたものの、後追いの個別権利制限規定の創設対応では限界があることが指摘されている。これに対し、今回の検討においては、(1)著作物の利用ニーズ(将来のニーズを含む)を広く募集したこと、(2)収集したニーズを類型化し、権利制限の正当化根拠の明確性等の基準により優先的な検討項目を選別したこと、(3)権利制限の正当化根拠や権利者の利益を害する程度を基準に、ニーズを包括的に網羅する柔軟性のある規定を整備することを提案したことにより、社会環境の変化のスピードにタイムリーに対応することが期待できる点において、特に評価できる。</p> <p>したがって、今回の法改正を早期にかつ確実に進めていただきたい。また、「中間まとめ」の報告内容の趣旨が減却されないことがないよう、法文化にあたっては柔軟性が確保された立法を期待する。他方で、第2層の「著作物の本来的な利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型」の範囲を指す定義は特に重要であり、現実の運用に耐えうるよう予見可能性を確保できるような立法を期待する。なお、第2層で「一律にオプトアウトを認める」等、利用者の対応が困難となり結果的に著作物の利用が進まない事態を招きうる規定については、立法化にあたって慎重に検討いただきたい。</p> <p>最後に、今後社会環境がさらに急速に変化していくことが見込まれる中で、今回優先的に検討されたニーズ以外のニーズや残った課題も含め、権利制限規定の在り方については、今後も継続的に検討いただきたい。</p> <p>以上</p>	一般社団法人日本印刷産業連合会
330	<p>「テレビ番組検索サービス」 →すでに、事業者と権利者団体とのライセンスによる円滑な利用が行われている。</p>	協同組合日本脚本家連盟
332	<p>「なお、上記のほか、ニーズ(73)・・・対応は困難であるとされている。」 →いずれも営利事業として行うのであり、著作物の新たな利用態様といえる。権利制限の正当な根拠とはならない。</p> <p>また、「対象となる情報は大量かつ網羅的であり・・・云々」は、これが権利制限の正当な根拠となり得るのならば、現在、また、将来に向かって蓄積され、視聴のために公衆に提供されているコンテンツにあっても同じことである。現在も同様な状況の中、ライセンスによる権利処理は行われている。著作権処理の手間と費用を省くために、無許諾・無償で利用してよいというのは正当な根拠とはならない。</p>	協同組合日本脚本家連盟
335	<p>(ア)権利制限規定の柔軟性を高めることによる「公正な利用」の促進について →160ページ以降の調査結果にもあるように、わが国の企業等の順法意識は非常に高く、適法か違法かの判断がつかないものは、利用しないのは明らかである。また、行為後、司法の判断に委ねる風土にはない。著作権法を含む法体系を変えて年数を経ない限り、国民的な意識は変わらない。個別制限規定を残しつつも、一部に一般規定を含む場合、実務的には一般規定(コモンロー)と同じである。</p> <p>162ページの設問2には具体的なイメージが与えられていないので、160ページの設問に対する回答と比較するとはなはだ疑問だ。</p> <p>しかしながら、結論としては、個別制限規定が最も使い勝手が良いことになる。</p> <p>調査結果からも分かるように、大半の企業等は制限規定の一般規定(フェアユース)も柔軟性のある制限規定も求めていると言っており、調査結果を踏まえれば、議論自体が不毛で、中間まとめは、大半の利益を反映していない。</p>	協同組合日本脚本家連盟(柳井克朗)
347	<p>(1) 米国型の包括的な権利制限規定の導入については、本「中間まとめ」をもって議論の区切りとすることを明確にすべきです。<「中間まとめ」28～33ページ></p> <p>知的財産推進計画2009が「日本版フェアユース規定」との名称を用いて権利制限の一般規定の導入を掲げて以来、その効果や影響については関係者間で大きな見解の相違が見られたまま今日に至ったといえます。そうした中であって、今期の法制・基本問題小委員会が法改正の方向性を示すことができた大きな理由は、今期の検討が、途中、著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響について、社会調査にもとづく専門的な分析を行いながら、平成23年1月の著作権分科会報告書が「利用の態様に照らして権利者に特段の不利益を及ぼさないものの形式的には権利侵害に該当してしまうこととなる行為」として挙げた3つの行為類型のうちの「著作物の表現を享受しない利用」について、国民が有している著作物の利用に関わるニーズを具体的に把握したうえで、政策目的と政策課題を掘り下げる形で進められたことにあるものと考えます。特に、前述の効果影響分析の結果、「大半の企業や団体については、高い法令順守意識や訴訟を回避する姿勢から、柔軟性の度合いが非常に高いものに対してはそれほど大きな効果を認めていない」ことや、その結果として、「柔軟な権利制限規定を導入した場合に、公正な利用を行う可能性が高い者ほど利用を拡大せず、不公正な利用を行う可能性が高い者ほど利用を拡大する結果になることが予想される」ことが確認できたことは、大きな成果であったといえます。</p> <p>こうした成果をふまえるならば、米国型の包括的な権利制限規定の導入については今期検討をもって議論に区切りをつけたうえで、「日本における柔軟性のある権利制限に関わる検討においては、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組み合わせによる多層的な対応を行うことが適当である」との考え方が、社会全体で将来にわたり共有される必要があり、そのことが著作権分科会においても確認されるよう求めます。</p>	一般社団法人日本民間放送連盟
348	<p>(2) 第1層、第2層の行為類型にも相当程度の社会的意義や公益性が必要です。<38～56ページ></p> <p>「中間まとめ」は、柔軟性のある規定を整備するにあたり、第1層の行為類型については「適切な範囲で抽象的に類型化し」、第2層の行為類型については「権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じ、著作物の利用の目的等によってある程度大きくりに範囲を画定した上で」と記述しています。第1層と第2層の行為類型についても、社会的な意義や公益性が必要であることは当然ですが、「中間まとめ」の記述から推察すると、その程度については、第3層のそれと比較してかなり低いものになるものと推察いたします。</p> <p>今後は、具体的な法制化の検討が行われることになりましたが、具体的な法文案を注視させていただくことといたします。</p>	一般社団法人日本民間放送連盟
349	<p>1. 第1章 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等</p> <p>(3) 経済的な利益だけに着目して権利制限を正当化すべきではありません。<41～44ページ></p> <p>「中間まとめ」の記述によれば、「柔軟性のある権利制限規定」の導入にあたって、小委員会においては、「通常権利者の対価回収の機会を損なわない著作物の利用は、著作権法の目的に照らせば権利者の利益を通常害さないものと評価できる」との考え方を前提とした検討が行われてきたものと思われます。確かに、著作権法は、著作者に対して財産権としての著作権を付与することで、著作者が有する経済的価値について著作者が利益を確保できるようにしたのですが、著作者は経済的利益とは別の目的、判断、価値観等によっても、利用の禁止を含めて、利用行為をコントロールしている面があり、その点が、著作権が他の知的財産権とは異なる点であると考えます。</p> <p>については、今後の権利制限規定の在り方に関する議論において、著作物の表現の享受を目的としない利用を対象とする場合には、慎重な判断を求めます。</p>	一般社団法人日本民間放送連盟
350	<p>(4) 「中間まとめ」には人権やプライバシーへの配慮についてとるべき具体的な方策の記述がなく、不十分です。<51～52ページ></p> <p>放送番組は、人権やプライバシーなどに特段の配慮を行って制作し放送しているものですが、こうした放送事業者の意図とかけ離れて番組が利用されることになれば、将来の取材・報道活動等が制約され、国民の知る権利そのものが損なわれることとなります。</p> <p>その点、「中間まとめ」にも、「今回本小委員会が提言する権利制限規定の整備によって、パブリシティ権を含む肖像権やプライバシー権など、著作権法上の保護を受ける権利以外の権利の侵害が認められることとなるものと解してはならない」とか、「第2層に係る権利制限規定の適用を受けて所在検索サービスや情報分析サービスを提供する者にあつては、当該規定の整備前と同様に、これらの権利を適切に保護することが求められることに留意する必要がある」といった記述はあるものの、そのための具体的な措置については言及がありません。小委員会の議論において「人権やプライバシーは著作権の問題ではない」との議論もありましたが、「中間まとめ」自身が脚注にひいている「文化の発展」という著作権法の大きな目的に照らしても、人権やプライバシーへの配慮は欠かせないものであり、法制化に際しては具体的な措置がとられるよう強く求めます。</p>	一般社団法人日本民間放送連盟

番号	意見	個人／団体名
356	<p>そもそも、大陸法的な構成である日本の著作権法は、個別の権利制限規定での対応によるのが原則であり、その体系の中に英米法的な、いわゆるフェア・ユースの要素を導入することに無理があると思われる。</p> <p>出版物については、「優先的に検討することとしたニーズに関する検討」で、「所在検索サービス」として「書籍検索サービス」が上げられ、サービス例として、GoogleBooksが挙げられている。現行著作権法では、次のようにインターネット情報検索サービスにおける複製、インターネットサービスの準備に伴う記録媒体への記録・翻案を個別の権利制限規定で認めている。著作権法第47条の6では、インターネットによる情報検索サービスを行う事業者は、当該サービスを提供するために必要と認められる限度において、著作物を複製・自動公衆送信することができるが認められている。ただし、著作権者が情報収集されることを拒否している場合は、当該情報は収集できず、また、違法に収集された著作物であることを知った場合には、その提供を停止しなければならない。また著作権法第47条の9では、インターネットサービスで情報を提供する場合、より円滑かつ効率的に情報を提供するために、サーバーなどの記録媒体にデータを保存、または翻案することを可能にしている。しかし、例示されたGoogleBooksの場合、サービスの前提は、書籍を全頁無許可でスキャンングすることによって可能となっている。書籍を全頁スキャンングされることを許諾するか否かは、著作権者の権利であり、また、著作物を出版物として普及する出版者に大きく影響する以上、その許可を求めるべきであるにもかかわらず、そのような措置が講じられていない。出版者としてはこうした現状を追認するような「柔軟性のある権利制限規定」(無許諾利用)の導入を認められない。また、所在検索サービスで用いられているスニペットやサムネイルなど「著作物の軽微な使用」については、著作物が持つその性質上、その権利の侵害の度合いを「量」のみで推し量ることはできないため、何を基準に「軽微」と判断できるのか疑問である。所在検索サービスに関する「権利制限の正当化根拠」については、国民の知る権利に寄与する社会的意義とともに、「権利者は黙示的に許諾していると考えられる」との考えが示されているが、収集・複製から自動公衆送信まで、権利者が「黙示的に許諾している」とするのは乱暴に過ぎる。「柔軟性のある権利制限規定」の導入によって可能となる許諾なしの著作物の大量収集複製が、所期のサービス以外の目的で使用される危険性も排除できない上、サイバー攻撃が横行する中、収集者が意図しない複製の流出の危険性が高くなることも必至で、セキュリティ面でも権利者への不利益が懸念される。さらに、「柔軟性のある権利制限規定」によって、利用者の故意または過失により、権利者の権利が侵害される可能性が高まることは、報告書にも触れられた通りである。GoogleBooksの現状を追認し、インターネット検索事業者等の利便性と利益を優先する「柔軟性のある権利制限規定」(無許諾利用)は、著作権者および、出版者を含む伝達者の権利や利益を阻害しかねず、「魅力的なコンテンツの継続的創出」にとって悪影響を与える恐れがある。以上、一般社団法人日本出版者協会は、「柔軟性のある権利制限規定」(無許諾利用)の導入に反対する。</p>	一般社団法人日本出版者協会
359	<p>◆38頁 【意見】抽象度が極めて高い「一般的・包括的な権利制限規定」(米国型フェアユース規定など)は我が国において必ずしも利用促進に繋がるものではなく、むしろ「不公正な利用」の助長など、負の影響が予測されるとの状況認識は極めて重要であり、この認識は今後著作権制度の在り方を検討する際にも重視すべきと考えます。 【理由】柔軟性の高い権利制限規定は要件が抽象的であるため、個別具体的な利用に係る権利制限の該否が予測困難であり、司法の終局的判断を待つて初めて法的評価が定まるため、必ずしも新規ビジネスの安定的立ち上げ・運営に寄与するものではありません。各種関係先へのヒアリング及びアンケート調査において明らかになったとおり、大半の企業や団体は、高い法令順守意識や訴訟を回避する姿勢から、柔軟性の度合いが非常に高い権利制限規定については、さほど利用促進効果を認めていないとの結果が得られたことは重視されるべきです。他方、権利制限規定の抽象度が高まるほど、権利者は、居直り侵害を受忍しなければならない場面が増加し、訴訟コストとの見合いで泣き寝入りせざるを得ない状況が想定されます。以上の認識に立脚し、我が国においては法規範の明確性を重視した検討を進めるのが適当です。</p> <p>◆45～49頁 【意見】第2層(著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型)について、「著作物の本来的利用の該否」及び「不利益の軽微性」を判断する際は、「著作物の表示等が、一般的に利用者が有している当該著作物の視聴に係る欲求を充足することとなるようなものであるか否か」(48頁5行目以下)が重要なメルクマールであり、そのことが明確に読み取れる条文設計を強く求めます。 【理由】「著作物の本来的利用の該否」に関して、著作物の部分的利用であっても、視聴者が著作物の一部分を享受して満足を得られるような場合は本来的利用に該当するため、第2層の権利制限には該当しない点に留意が必要です。上述の点は「不利益の軽微性」の判断についても同様であり、音楽・映像の短い一部分の表示等であっても、サービス態様等によっては視聴者が享受して満足を得る場合も十分想定され、そうした場合は権利者に及び得る不利益が軽微な程度を超えるため、第2層の権利制限には該当しません。</p> <p>◆51頁 【意見】第2層の権利制限規定の該否を検討するに当たっては、ライセンス契約による対応可能性も考慮要素の一つとして掲げるべきと考えます。 【理由】第2層の権利制限が相当程度柔軟性のある規定として整備される場合、その解釈には一定の幅が生じることになり、安定的なビジネス運営という観点では、ライセンス契約による対応が実効的かつ望ましいことは論を俟たないところです。一律にライセンス市場への配慮を行うか否かは別としても、ライセンス契約による対応可能性は権利制限の該否に係る考慮要素として位置付けるのが適当です。</p> <p>◆67頁 【意見】「放送番組のインターネット同時配信」について、安易に許諾権の切下げや権利制限の導入を議論すべきではないと考えます。 【理由】放送番組のインターネット配信について、当協会は、平成18年にレコード送信可能化権の集中管理を開始し、その枠組みの下でNHK・民放等の放送番組配信は安定的に実施されています。放送番組インターネット同時配信を促進するための方策を検討するに当たっては、現行法制度の下で権利の集中管理を促進することが権利者・利用者双方の利益に合うものと思料します。</p>	一般社団法人日本レコード協会
360	<p>デジタル・ネットワーク化の進展などの社会の変化に伴い、実体空間(フィジカル)の大量の知識、情報(ビッグデータ)をサイバー空間に取り込み、分析・解析することによって新しい価値を加え、新しい価値を実体空間に提供することが可能になりつつあります。そのようなサイクル(サイバーフィジカルシステム、以下「CPS」という)を通じてより豊かな社会となるためのイノベーションを生み出すことにより、いわゆる第4次産業革命/Society5.0の実現が期待されると考えます。新たな時代における著作物の利用に係る現在又は将来のニーズについて、意見を提出する機会をいただいたこと、また、弊社の提出した上述のCPSにおける著作物の利用について、「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム(以下「ニーズ対応WT」という)」において、権利制限規定の見直しによる対応の検討が求められているものと評価いただき、ご検討いただいたことに感謝の意を申し上げます。</p> <p>平成27年度から続く本小委員会では、「柔軟性のある権利制限規定」の導入について検討されましたが、その指す内容について、アメリカのフェア・ユース規定のような「権利制限の一般規定」と呼ばれるものか、柔軟性を持った「個別規定」か、あるいは同じような趣旨の個別規定を複数まとめた「受け皿規定」か、かならずしも明確ではなく、そうして議論が膠着する状況を打開すべく、「一般規定か個別規定か」という2者択一の問題に単純化して議論することは必ずしも建設的ではない(報告書2.丸1.7頁目)」として、ニーズ対応WTにおいて広く現在または将来のニーズを募集し、112件のニーズに基づき現状を把握しつつ、最も望ましい柔軟性のある権利制限規定を実現すべくご尽力いただいたことについて、深く感謝いたします。</p> <p>本報告書では、優先的に検討すべきニーズについて具体的な制度設計の在り方として、著作物の利用形態(本来的利用に該当するかどうか)、権利者の利益を害する程度の観点から、行為類型を3つの層に分類されています。第1層については行為類型を適切な範囲で抽象的に類型化し、柔軟性の高い規定を整備すること(報告書5.(1)41頁)、第2層については権利制限の正当化根拠となる社会的意義の種類や性質に応じて著作物の利用目的等によってある程度大きくりに範囲を画定し、相当程度柔軟性のある規定を整備すること(報告書5.(2)45頁)、第3層については権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じて、権利制限の範囲を画定し、適切な明確性と柔軟性の度合いを検討すること(報告書5.(3)53頁)が望ましいとされました。当該結論に基づき、各層における条文を確実かつ早期に制定されることを強く望みます。</p> <p>以上</p>	富士通株式会社

番号	意見	個人／団体名
361	<p>技術革新の著しいデジタル・ネットワーク時代においては、変化と多様性に柔軟に対応でき、イノベーションを促進して新たなサービスが発展できるよう、著作権制限規定に高い柔軟性を持たせる必要があると考える。</p> <p>かかる観点から、本中間まとめにて提案されている著作権制限規定の制度設計(類型を三層に分類した対応)については、限定的ではなく柔軟性を確保した規定ぶりでの、早急な立法的対応をお願いしたい。</p> <p>なお、本中間まとめには、委任命令やソフトローの活用についても言及がなされているが、明確性、予見可能性を重視しすぎると柔軟な規定導入の意義を没却することになりかねないため、慎重な対応が必要であると考えます。</p> <p>また、今回、検討されたニーズ以外のニーズ(サイマルキャストやウェブキャストにおける権利処理のあり方など)については、早急に検討を進めていただきたい。</p> <p>最後に、ニーズをベースとした規定のあり方の検討という、今回選択されたアプローチは、ともすると個別のニーズの解決に終わってしまいかねない。将来的な技術革新の内容等を現時点で把握することは不可能であるため、変化と多様性に対応できる制度のあり方について、今後も引き続き検討を続け、必要な措置を講じていくべきであると考えます。</p>	アジアインターネット日本連盟(AICJ)
363	<p>「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」(以下「中間まとめ」)においては、一般的・包括的または柔軟性の高い権利制限規定の必要性が否定されているかのように読み取れる(註1)。しかし、その根拠については、以下に示すとおり疑義があると考えます。むしろ、依然として一般的・包括的または柔軟性の高い権利制限規定は、必要であると考えられる。</p> <p>1. アンケート調査の“対象数”とその検討結果に対する懸念 中間まとめ28ページ(1)ア 検討手法 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチームは作業部会を設置し、アンケート等を実施して専門的な分析を行ったとされている。それは、上場企業3,693社(実際のアンケート調査には、上場企業全社に対するアンケート調査と記載)へのアンケート調査を行い、その結果をもってわが国の現状としている。</p> <p>しかし、当方の文献複写問題検討チームのうち上場会社17社中半数以下の8社しかアンケートが届いていないことが判明している。つまり、現実には、上場企業全社へのアンケート結果からわが国の現状としているが、一部の企業へのアンケートとその結果をもって、わが国の現状と評しているのである。さらに、非回答者の存在を勘案して、「実際に馴染みや理解がある者の割合はこれより小さい可能性が高い。」と評価している(中間まとめ31ページ本文上から20行目)が、上記のように、アンケートを送付せずに非回答として一方的に評価を下して出された調査研究の報告は、ほとんど意味が無いものといわざるを得ないし、非回答として一方的に評価を下された企業としては、心外であろう。</p> <p>2. “柔軟性の度合いの高い規定”に対する評価として挙げられている“理由”及び“結論”に対する懸念(主として質問の仕方に関する懸念) (1)“理由”の適切性に対する懸念(中間まとめ30ページ3行目) 「大半の企業や団体については、高い法令順守意識や訴訟を回避する姿勢から、柔軟性の度合いが非常に高いものに対してはそれほど大きな効果を認めていないものと評価できる。」とされている。「から」の表現によれば、同文の前半部分の理由があるから、後半部分が導かれるかのように読み取れる。しかし、「著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する調査研究 報告書」(平成29年2月、平成28年度WT(第6回)資料2別添1)(以下「調査報告書」)の結果からは、上記「柔軟性の度合いが非常に高いものに対しては、それほど大きな効果を認めていない」理由を、「高い法令順守意識や訴訟回避する姿勢」を根拠とすることはできないと考える。</p> <p>上記冒頭の結論は調査報告書の19、21頁が根拠とされていると考えられるが、同頁の質問は「それぞれの仕組みについて、実際のサービス展開(事業展開)は現在と比べてどの程度しやすくなると思いますか」というものであってその“理由”を問うているわけではない。よってこの質問及びその回答結果からは、「高い法令順守意識や訴訟回避する姿勢」という理由を根拠にすることはできない。</p> <p>註1)例えば、中間まとめ38ページ「3. の検討を踏まえると、一般的・包括的な権利制限規定の創設による「公正な利用」の促進効果はそれほど期待できない一方で、「不正な利用」を助長する可能性が高まるという負の影響が予測される。」との記載など。 ☆別送の●意見及びその理由(2/3)に続きます。</p>	日本製薬団体連合会
364	<p>(2)質問の仕方とその回答結果から導かれる“結論”に対する懸念 これに加えて、調査報告書の19、21頁の質問及びその回答結果から、「柔軟性の度合いが非常に高いものに対しては、それほど大きな効果を認めていないものと評価できる」と結論付けること自体も、例えば以下のとおり適切でないと考えます。 (ア)同頁の質問は「貴社の事業分野におけるサービス(著作物を利用した事業)」「貴団体の著作物を利用した新規サービス等」を想定しているものの、その前提は「著作権者の許諾なしに他人の著作物を適法に使用できる範囲を法律で定める仕組みとして以下のようなものがあるとした場合」であるとされている。つまり「他人の著作物」を「許諾なし」で利用するサービスを想起しない回答者(註2)にとっては意味のない質問である。結論における「それほど大きな効果」の「効果」が何を意味しているのかが不明であるが、「他人の著作物」を「許諾なし」で利用するサービスという特定の範囲でのサービスを前提とした回答結果をもって上記のとおり結論付けることは適切でないと考えます。</p> <p>(イ)質問では「それぞれの仕組み」として、例えば「1.適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法」「4. 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法」等を挙げ、それぞれのサービス展開のしやすさの程度を問うている。「他人の著作物」を「許諾なし」で利用するサービスが1. に該当するというのであれば(註3)、4. よりも1. のほうがサービス展開容易性の程度が高くなると考えるのが自然である。また、この質問は、回答者にとっては、複数の「仕組み」(選択肢)についてサービス展開容易性の程度の順位をつけさせる形式(順位形式)の質問であると理解される可能性も高いと思われる。そうだとすれば、(上記の通り)1. のほうがサービス展開容易性の程度が高くなると考えるのが自然であるから)4. について評価が下がることになることも当然であると考えます。このような質問形式とその回答結果をもって、4. について「それほど大きな効果を認めていない」と結論することは適切でないと考えます。</p> <p>3. “柔軟性の度合いの高い規定”に対する我々の考え (1)次に、高い柔軟性と利用促進効果について我々が考えるところを述べる。大半の企業や団体においては、通常の事業活動において、柔軟性のある権利制限規定が不要である(大きな効果を認めていない)ということではなく、必要ではあるものの適法性の判断を下すことが出来ないというだけなのではないか。これらの大半の企業や団体は、権利制限が必要なイノベーションから創出される新たな技術を利用することにより恩恵を被るという、つまり、権利制限の恩恵を間接的に受ける立場なのではないであろうか。たとえば、AIであれば、その開発に権利制限が必要であっても、最終的に利用するユーザーは、利用に当たって権利制限の恩恵の有無を意識しないのは当然である。</p> <p>(2)中間まとめ30ページ6行目 「柔軟性のある権利制限規定」の導入により実際に「公正な利用」が促進される効果があるか否かを考える上で、過去に柔軟性のある権利制限規定がなかったために「公正な利用」が阻害された事実があるか否かや、具体的にどのような影響があったのかを分析することも有益である。」としているが、過去に取り上げられた一例を否定するに留まり、「公正な利用」が阻害された事例があるか否かの調査や検討は一切行われていない。</p> <p>(3)中間まとめ30ページ下から1行目 以上、(1)(2)に述べる通り、「柔軟性が高すぎるとそれほど利用促進効果が期待できなくなる」と結論付けることはできないと考える。</p> <p>註2)例えば、回答者にとって、「他人の著作物」を利用する必要がないサービス、「許諾」が容易に得られるサービスが一般的である場合など。 註3)質問からは明らかではないがそのように解釈するのが自然であると思われる。 ☆別送の●意見及びその理由(3/3)に続きます。</p>	日本製薬団体連合会

番号	意見	個人／団体名
365	<p>4. 「不公正な利用」の助長」との見解への懸念 (1) 中間まとめ31ページ下から4行目～32ページ1行目 「著作権法における「公正な利用」に対する国民の理解や意識については、」としてニーズ募集の整理の結果、「権利制限の正当化根拠の見通し等の説明が不十分であると評価された事例について権利制限による対応を求める意見が67個と多く提出されたことからもうかがうことができる」、としている。しかし、そもそもニーズ募集では、利用が著作権者の利益を不当に害さないと判断する理由について、“必ずしも全て記入する必要はない”とされていた。それにもかかわらず、説明が不十分であったことを、「公正な利用」に対する国民の理解や意識に結びつけることは、不適切であるといわざるを得ない。</p> <p>(2) 中間まとめ31ページ17行目 「学校向けに写真・文献等を無断で収集・提供するサービスについては権利者の利益を不当に害しないと考える者が企業では約5割、利用者団体では約4割、個人では3割弱であった。」との結果をもとに、著作権法の理解度の高低を分けている。しかし、この質問と比較しているイラストの無断転載と異なり、学校向けの当該サービスにより学校が対象著作物を含む製品を生徒の人数分購入するなど、権利者の利益に繋がることも考えられ、そのような実際のビジネスを想起する者が、どちらかといえば不当に害しないと回答したとしても不思議ではなく、そのような者までも含めて、著作権の理解度が低いと評したり、また過失等による権利侵害の可能性が相当程度あるなどと結論付けたりすることは、逆にビジネスを理解しない単純な発想で、質問を作り、結論付けていると言わざるを得ない。また教育関連の権利制限規定があることを知っている者は、不当に害さない場合もあるのではないかと考えても不思議ではない。教育関連の業務を行っていない会社にとっては、自社の業務にかかわる著作権を理解して順守していれば、質問にあるような教育関連の業務が、著作権者の権利を不当に害するか権利制限の対象になるかは全く関係の無い話であり、このような1つの質問とその回答をもって著作権の理解度が低いと評したり、また過失等による権利侵害の可能性が相当程度あるなどと結論付けたりすることは、全く意味を成さないと考えられる。</p> <p>(3) 中間まとめ31ページ下から12行目～下から5行目 ここでは、権利制限規定の有無にかかわらず、著作権法を誤認している者が居るという事実のみであって、その他の人々が権利制限規定の導入により「不公正な利用」を始めてしまうという話ではない。</p> <p>(4) 以上(1)乃至(3)より、ニーズ募集に対して提出されたニーズやアンケート結果から、権利制限規定の柔軟性を高めることにより「不公正な利用」が助長されるというような結論は導き出すことはできない。</p> <p>5. 刑罰法規に求められる明確性との関係による、一般的・包括的規定または柔軟性の高い権利制限規定を否定することへの懸念(中間まとめ35ページ本文8行目以下) ここでは、「規定形式」の1つの分類として、一般的・包括的規定を「利用目的、利用主体、対象著作物、利用態様等を限定せず、著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様などの考慮要素を示した上で、「公正か否か」などの抽象的な基準によって権利制限の適否が判断されることとなる規定形式」と仮定して検討し、明確性には疑義があるとしている。一方、この「規定形式」の他の2つの分類は、著作物の享受なし、付随・軽微な形の形式である。この2つの分類と比較すると、上記の一般的・包括的規定の「規定形式」は、目的等の限定すらく非常に抽象的である。このような非常に抽象的な規定形式のみを例示しながら、よって、包括的・一般的な規定に対して消極的な結論を導くのは適切ではないと考える(註4)。この点を踏まえても、中間まとめ38ページにあるような「多層的」な対応のみが解決策ではないと考える。</p> <p>まとめ 文化庁は、デジタル・ネットワークの発達に伴う新たなニーズを募集した結果に対応しようとしているが、我々は、デジタル・ネットワークの発達とは関係なく存在する過去に文化庁で取り上げた積み残しの課題についても解決できる一般的・包括的規定、または柔軟性の高い権利制限規定の導入を希望するものである。</p> <p>註4) 上記の一般的・包括的規定(目的等の限定がない規定)と、それ以外の2つの分類(著作物の享受なし、付随・軽微な形の形式)の規定の間に位置づけられうる、例えば目的等を限定した「一般的・包括的規定」も検討されるべきである。 以上</p>	日本製薬団体連合会
366	<p>「カ. その他CPSサービス」 →公共性・公益性が強調されているが、非営利無料ではなく、著作物を利用した新たな事業に他ならない。権利制限の正当な根拠ではない。</p>	協同組合日本脚本家連盟
368	<p>(イ) 権利制限規定の柔軟性を高めることによる「不公正な利用」の助長について →他の法律でも同様であるが、日常的に著作権法に接するわけではないので、一般の個人が著作権法を意識するよう啓蒙することは不可能だ。個別制限規定でも、法文特有の理解しにくい表現である。明確に書かれなければなおさらだ。さらに損害賠償制度を変えなければ、司法に委ねる制度はなりたない。権利者とすれば、損害額の小さな侵害への対応は困難となる。結果として、不公正な利用が助長される。</p>	協同組合日本脚本家連盟
369	<p>「なお、・・・可能性は低くなるものと考えられる。」 →これが、柔軟性のある権利制限規定の概観とすれば、個別規定と違いはないのではないか。</p>	協同組合日本脚本家連盟
370	<p>ア. 刑法体系(罪刑法定主義)との関係 「利用目的が特定されておらず、当該目的についての著作権法上の評価が明らかにされていない規定の下では、・・・通常の判断能力を有する一般人が予測することは困難であると考えられる。」ように、柔軟性のある制限規定による刑法適用は市民生活に重大な影響を及ぼしかねない。</p>	協同組合日本脚本家連盟
371	<p>具体的な制度設計の在り方(優先的に検討すべきニーズについて)【手順6】 →何れも非営利・無料である場合は少なく、営利を目的とする商行為である。このような視聴等鑑賞目的ではない、著作物の利用法は新奇なものではなく、従来から権利者団体として対応し、円滑な利用がなされている。</p>	協同組合日本脚本家連盟

番号	意見	個人／団体名
375	<p>以下のとおり意見を提出させていただきます。</p> <p>近年、インターネットを取り巻く技術の急激な進展に伴い、インターネット・サービスにおいては、次々と新たなプレーヤーが参入し、新たなサービスが展開されている。そして、サービスの多様化に伴い著作物の利用形態も多様化しているといえる。このような状況において、インターネット・サービスが容易に国境を越えて利用されることも加味すると、日本の法制度が米国等の他国の制度に遅れをとると、日本企業だけが新たなサービスの展開に出遅れ、日本の産業の発展が阻害されかねない。そこで、急速に発展する技術が生み出すサービスによる利便性の向上や社会課題の解決を、世界に遅れることなく日本の利用者が享受できるようにするためには、著作権の保護と利用のバランスを保ちつつ、変化と多様性に対応できる権利制限規定の制定が喫緊の課題であるといえる。</p> <p>今回の「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」(以下、「本件まとめ」という。)においては、措置が必要とされている類型を三層に分類して各層ごとに著作物の利用態様や目的を詳細に分析し、求められる柔軟性の程度等を検討している。このような整理による権利制限規定の整備は、新たな時代に対応した柔軟性を有する権利制限規定の実現という観点から支持できるものである。</p> <p>法制度の差異等によりインターネット・ビジネス分野の国際競争において遅れをとりつつある現状は看過できるものではなく、本件まとめに基づいた法案を早急に提出し、確実に今国会において新たな時代に対応した権利制限規定の制定を実現していただきたい。</p> <p>もともと、柔軟な権利制限規定の整備がイノベーション創出のために必要であることは明らかであるので、今回の検討結果の実現により検討を終えるのではなく、継続的により日本産業の発展に即した柔軟な権利制限規定のあり方について検討を行い、適切な施策をうつ必要がある。</p> <p>また、今回検討されなかったニーズの中でも喫緊の課題(例えばサイマルキャストやウェブキャストに係る権利処理のあり方)があり、それらについても、日本の法制度が海外に遅れることのないよう、法制度の見直しについて早急に議論を開始し、最適な制度の実現をお願いしたい。具体的には、通信と放送を取り巻く環境整備として、他国の制度を十分に検討し、ウェブキャストおよびサイマルキャストに関してレコード製作者の権利、実演家の権利を報酬請求権とする、もしくは、権利者団体がレコード製作者の権利、実演家の権利の集中管理を進め包括許諾とする、といった整備をすすめることについて迅速に検討して頂きたい。</p> <p>以上</p>	ヤフー株式会社
379	<p>私は児童書などに絵やお話をかいています。第一層についての意見です。</p> <p>技術開発の試験のため著作物の利用では、単純な機器のテストとして利用されることは、観賞のためではないということと著作物の無許諾無償というのは理解できても、AI(人工知能)の開発のための著作物のデータの蓄積についてはAIが情報を解析して複数のものを合成して新たなものを作り出していくことができるものとしたら、単なるサーバーに情報を蓄積していくものとは大きな違いがある。取り分け著作者人格権の作者の心情からAIに蓄積されたくないという著作者も多いと思われるのでいくら円滑な利用といえどもこれははしない方がいい。</p>	個人
380	<p>柔軟な権利制限規定のあり方 －文化審議会法制基本問題小委員会中間まとめに対するコメント－ 2017年3月29日 産業技術本部</p> <p>○ IoT やビッグデータ、人工知能などの技術革新により経済的発展や快適で活力に満ちた生活を実現するSociety5.0に向けた動きが加速している。これに伴い、著作物を含む情報の大量集積・活用型ビジネスに対するニーズが高まっている。</p> <p>○ 著作物の利活用にあたっては、著作物の創造サイクルを維持する観点から、権利者から許諾を得ることが原則である。これは権利者の経済的利益を確保するためだけでなく、自ら生み出した著作物の利用態様をコントロールする機会を保障するためにも重要である。</p> <p>○ 一方、事前に権利者の許諾を得ることが極めて困難であり、かつ、公共性、公益性、著作物の利用態様等の観点から、権利者の利益を不当に害さない場合は、権利者の許諾を得ずに著作物を利用することを認めてもよいと考えられるケースも顕在化してきた。</p> <p>○ 著作権の権利制限規定については、教育分野・福祉分野などを含めて多岐に亘る見直しの必要性が指摘されている。その中でも特に、急激に技術革新が進み、国際的にも競争が激化している大量の情報集積・活用型ビジネスが活発に行われるための措置を講ずることは、わが国のイノベーションの促進と競争力の維持・強化、さらには社会全体にとって有益であり、喫緊の課題といえる。</p> <p>○ 今後、技術革新がさらに急激に進展すると想定される以上、そうした技術進展を適時・的確に取り込み、コンテンツの利活用やサービスの拡充を適切に図るとともに、イノベーションに資する柔軟な権利制限のあり方や運用について検討し、所要の法整備を進めることが急務である。</p> <p>○ 柔軟な権利制限規定を検討するにあたっては、以下の三点が重要となる。</p> <p>(1) 権利者の利益が尊重され、著作物の創造サイクルが維持されること</p> <p>(2) 著作物の利活用が促進され、権利者と事業者双方のビジネスチャンスが拡大すること</p> <p>(3) 事業者がコンプライアンス上、適切にリスク判断が出来るよう、予見可能性が確保されていること</p> <p>○ ただし、あらゆる事例に対して柔軟な権利制限規定だけで解決を図ろうとすることは、かえって予見可能性を低下させ、結果として著作物の利活用を萎縮させることが懸念される。ライセンスを促進する円滑な権利許諾管理のあり方や、裁定制度の見直しも併せて、総合的に検討を深めるべきである。また、技術革新の将来について正確に予想するのは極めて困難であることから、現在の技術・システムを前提に精緻な制度を過度に作りこむことで、今後の成長の妨げになることは避けなくてはならない。</p> <p>○ 以上を前提とすると、今回の「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」は、措置が必要とされている類型を三層に分類して対応するとともに、総合的な取り組みを進めるものとなっており、権利者と事業者の双方に配慮しながら、実務に混乱を来すことなく、技術進歩に適応できるものとなっている。現在の状況を踏まえた措置としては最善といえるものであり、この政府案に基づいた対応を支持する。</p> <p>○ ついては、わが国の産業競争力強化に資するべく、同中間まとめに基づいた法案の早期提出と、今国会での成立を要望する。</p> <p>以上</p>	日本経済団体連合会 産業技術本部
381	<p>当協会は、中間まとめにある「権利者の権利を不当に害することとなる場合」「軽微性」等の判断基準がいまだ不明確であると考えことから、法整備と合わせてガイドライン等のソフトローの整備も進め、権利制限規定を実効性のあるものにしていただきたいと考える。</p>	日本放送協会
382	<p>中間まとめでは、「人権やプライバシー上の配慮から、サービスを提供するものにあっては、プライバシー権、パブリシティ権を含む肖像権等について適切に保護することが求められることに留意する必要がある。」としているが、実際にこれらの権利が侵害された時に、制度としてどのように担保するのか不明である。当協会では、権利者の権利の保護のためガイドライン等を整備することはもちろん、権利を侵害された人からの訴えを受け付ける窓口の設置等を当該サービス提供者に義務付ける等の具体的な取り組みが必要であると考え。</p>	日本放送協会

番号	意見	個人／団体名
389	<p>IoT・ビッグデータ・AI等の技術の進展が多様なサービスを創出しうる現状に鑑み、「柔軟性のある権利制限規定」の整備に向け、精力的に検討がなされ、具体的なアプローチが示されたことについて評価するとともに、p.68「おわりに」に記載の通り、中間とりまとめの趣旨及び内容を十分に汲み取り、自由民主党政務調査会の提言「地方創生とイノベーション創出のための知的財産戦略 提言」に沿った形で法制化がなされることを期待する。</p> <p>法文化の作業においては、限定的な条文はすぐに時代のニーズに適合しないものとなる虞が高い点に充分なご注意をいただきたい。加えて、過度に明確性が重視されることで、限定的な適用対象、厳格な要件となることにより、逆に権利範囲を広げるような条文にならないようにしていただきたい。</p> <p>また、当協会は「AIの機械学習のために、生データについては、著作物性のあるデータが含まれていても個別の許諾なしに利用できることが望ましい」と主張してきたが、「5. 具体的な制度設計の在り方」のp.43において、AIによる深層学習に係る利用行為については権利制限の対象とすることが適当とされており、さらに、第一層第二層については、そもそも支分権性が低いことが法制・基本問題小委員会で確認されており、当協会の主張が取り入れられたと理解している。</p> <p>他方、当協会は包括的な一般規定の導入を求めてきたが、p.38「4. 制度整備の基本的な考え方」において、一般的・包括的な権利制限規定の創設は、公正な利用の促進効果が低い一方で、不正な利用を助長する可能性が高いとして導入を見送られている。しかし、イノベーションの創出にチャレンジしたい者が法に則りチャレンジできる環境を整備すること(公正な利用を促進すること)と、不正な利用の助長とは異なる次元の話であると考えられる。かかる結論を導く基礎となった、現在のニーズを前提にした検討方法、アンケート調査の手法(i)、評価方法(ii)等に疑問があることから、一般的・包括的な権利制限規定の導入に向け、その効果と影響についての検討方法の見直しを含め、国際競争力強化の観点から、日本を世界で最もイノベーションに適した国としていくために、今回の法改正以降も議論を継続すべきである。</p> <p>中間まとめでは、アンケート調査等に言及しつつ、我が国の国民の多くが高い法令遵守意識を有している一方、著作権法に対する理解については十分な水準にあるとは言えない旨の指摘がある。仮に著作権法に対する理解が充分ではないとすると、その背景には、国民意識や現実社会と著作権法とが、かなりの部分で乖離してしまっているとの評価もあり得るものであり、今後の議論においてもそれは看過されるべきではない。</p> <p>なお、リバースエンジニアリングについては、これを積極的に評価する会員がある一方、相互運用性やセキュリティ確保等の目的に限定せずにこれを可能とする事について懸念を表明する会員もある事を付言する。</p> <p>(i)ベンチャー企業や中小企業(非上場企業)をターゲットとしたサンプリング調査などが行われていないこと、すべての上場企業を対象にしたと報告しながら、上場企業であってもアンケートが届いていない場合が少なからずあることが指摘されている一方で、上場企業における回答率が低く、回答率が低い事に対して「調査の非回答者はさらに著作権法に対する理解が乏しいと推測される」などと特段の根拠なく述べていること等、その調査の方法や評価に疑問が残る。</p> <p>(ii)中間まとめでは「4種類の権利制限の規定の仕方を示し、それぞれについて事業展開をしやすくなるか否かを聞いた質問に対して肯定的な評価をした企業の割合」について、「(4)考慮要素を示して公正な利用を適法と認めることを定めた抽象的な規定では2割弱」という結果だったことを根拠の1つに「『公正な利用』の促進効果はそれほど期待できない」としているが、(4)の選択肢でなければ可能とならないような「公正な利用」(立法時点で典型的に想定できる範囲を超えた「公正な利用」)を救済できることの意義や効果などについて、そもそも一般的・包括的な権利制限規定の重要な機能が救済機能にあるという点が正当に評価されていない点に疑問が残る。</p>	<p>一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会</p>
402	<p>3. 本中間まとめでは、権利制限規定として優先的に検討するニーズとして、「所在検索サービス」「情報分析サービス」「システムのバックエンドにおける複製」「翻訳サービス」「リバース・エンジニアリング」「その他CPSサービス」を取り上げられているが、これらについて早急に権利制限規定の導入を求める。そしてこれらの権利制限規定を導入する際は、必要以上の範囲限定を設けない、一般的な条項とすることが求められる。特に「翻訳サービス」のための権利制限規定の導入に対しては、対象著作物の範囲が少なくとも公衆に無償で提供又は提示されている著作物に限定することが前提とされているならば、権利者の利益を不当に害する範囲も限定的であると考えられる。したがって過剰に権利者保護を優先し、権利制限の範囲がせまくならないよう慎重に検討されるべきである。機械学習を用いた翻訳技術の恩恵を、外国語話者だけでなく、日本語話者も受けられる制度にすべきだ。また「リバース・エンジニアリング」については、事業者だけでなく、利用者が自身で使うハードウェアやソフトウェアを解析したり、その上で自由なソフトウェアを動かしたり、自身で修理したりすることができる「いじる自由(Freedom of Tinker)」を阻害しない制度設計が求められる。</p>	<p>一般社団法人インターネットユーザー協会</p>
403	<p>4. 本中間まとめでは、『「柔軟性のある権利制限規定」の導入により実際に「公正な利用」が促進される効果があるか否かを考える上で、過去に柔軟性のある権利制限規定がなかったために「公正な利用」が阻害された事実があるか否かや、具体的にどのような影響があったのかを分析することも有益である』として、国産の検索エンジンの事例をあげている。ここにウェブサイトのアーカイビングサービスの検討を加えることを要望する。我が国には国立国会図書館が進める「インターネット資料収集保存事業(WARP)」があるが、WARPにおいては民間のサイトはオプトイン型でアーカイブされている。対して米国の非営利法人「Internet Archive」が運営する「Wayback Machine」は民間のサイトについてもオプトアウト型で運営されている。国立国会図書館はWayback Machineが大規模にウェブアーカイブを構築できる理由として、米国のフェアユース規定を根拠として紹介(http://warp.da.ndl.go.jp/contents/recommend/world_wa/world_wa02.html)している。調査研究の中でも国産検索エンジン「千里眼」についての調査は「Wayback Machine」が収集したアーカイブを用いて行われている事実もある(調査研究159ページ、脚注188参照)。我が国のウェブコンテンツのアーカイブを米国の非営利団体に任せざるを得ない現状は、フェアユースの有無が問われている重要な事例である。Internet Archiveは「デジタル形式で保存された歴史資料を、研究者や歴史学者ひいては全世界の人々が将来にわたって利用できるようインターネット上に図書館を作る」(国立国会図書館「Internet Archive“Wayback Machine” 世界のウェブアーカイブ 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業」 <http://warp.da.ndl.go.jp/contents/recommend/world_wa/world_wa02.htmlhttp://warp.da.ndl.go.jp/contents/recommend/world_wa/world_wa02.html> より引用)という公正な目的のために運営されている。我が国のコンテンツを我が国で保存・活用し、後世に伝えていくためにも、日本版Wayback Machineが必要と考えるが、それを実現するためには何らかの権利制限が必要とされる。そして今後保存すべきコンテンツやその利用のされ方は現時点では予測できないものも生まれる可能性があるから、そのためにも個別の権利制限規定ではなく、将来のニーズを見据えた一般的な権利制限の創設が望まれる。</p>	<p>一般社団法人インターネットユーザー協会</p>

第4節(検討結果(ライセンス体制の充実について))

番号	意見	個人／団体名
20	<p>現行の保証金の事前供託よりも、権利者が現れた場合に支払うとする仕組のほうがより裁定制度の利用の円滑化に資するのではないか。ただし、その場合においても、権利者が現れた際に支払額を算定する(申請においてはこれを省く)のかなど、制度設計が必要と思われる。</p> <p>拡大集中許諾制度についての検討に関しては、そもそも裁定制度の認知度が極めて低すぎ、この国民の認識との開きについて何らかのケアしないまま進めるのか、懸念がある。</p> <p>著作権法に関する教育・普及啓発も含め、著作権法に関し専門の研修を修了した行政書士を活用することで、利用円滑化に係る国民の意識も高まるのではないか。権利者不明著作物等の利用円滑化、拡大集中許諾制度の議論を深めることと、著作権法に関する教育・普及啓発は同時に並行して進めるべきと考え(車の両輪のようなもの)。</p>	<p>日本行政書士会連合会</p>
242	<p>本中間まとめにおいては、集中管理団体の創設や、教育分野の権利処理の円滑化の方策をあげ、課題の整理及び対応の方向性を示している。この整理・方向性について意見を述べる。</p> <p>例えば教育分野の利用について集中管理団体を設けるといった方策はとるべきでないと考えている。著作権の管理とは、すなわち著作権者の財産権の管理であり、一つの窓口を設け管理を画一化するようなことは行うべきではない。著作権管理、著作物の流通において自由競争は残されるべきであり、管理の画一化は、著作権者の財産権の侵害につながると考える。</p> <p>仮に集中管理団体のような制度が設置されたとしても、その仕組みでの管理を望まないものや、既存の著作権等管理事業者に権利を委託し権利処理先が明確なものについては、集中管理からの離脱を速やかに行えるような制度設計を設けるべきであると考え。</p>	<p>株式会社日本ビジュアル著作権協会</p>
295	<p>第4節 ライセンス体制の充実について</p> <p>中間まとめでは、「拡大集中許諾制度については、(中略)、今後、我が国の著作権制度に係る課題を検討する際には、同制度の可能性を含めて議論していくことが必要である。」(p.64)と述べている。情報発信手段の急速な発達・普及によって、著作物は従来の流通過程を介さずに伝達され、広範な利用者によって活用される時代になっている。そのような状況においては、いかなる著作物の分野においても関連するすべての権利者の権利を権利者からの委託に基づいて集中的に管理することは事実上不可能になっている。一方で、利用者の側では、従来の流通システムで流通する著作物のみならず、個々の著作者が自ら配信するような著作物も含めたニーズが高まっていくものと考えられる。このような状況においては、拡大集中許諾制度に対する期待はさらに高まることは必至であり、導入に関しての積極的な取り組みを特に期待するものである。</p>	<p>一般社団法人日本書籍出版協会</p>
384	<p>著作権等管理事業法は利用の円滑化もその目的としている。無線による放送とインターネットによる放送の同時配信は単に伝送手段の違いだけであり、異なる管理事業者が管理することによって、権利処理が複雑になり円滑な権利処理に支障があると考え。しかし、中間まとめでは、同一の管理事業者に委託することによって自由競争による集中管理の発展にどのようなデメリットがあるのかなどについて具体的には述べられていない。著作権等管理事業法の趣旨を踏まえ、権利者の保護と利用の円滑化の観点から、文化庁としての再度の具体的な検討をお願いしたい。</p>	<p>日本放送協会</p>

番号	意見	個人／団体名
第5節(優先的に検討することとしたニーズ以外のニーズについて)		
番号	意見	個人／団体名
165	当委員会は「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」において、著作権法第31条第1項第1号で規定される「一部分」を超えた範囲の複製に関する案件(「中間まとめ」の137ページの整理番号15)を提出したところですが、残念ながら、本案件は「優先的に検討することとしたニーズ」とされていませんが、このたびの「中間まとめ」の67ページに「図書館等における複製等」は、本の中の挿絵全部を複製する行為が「一部分」に当たらず著作権侵害になりかねないとの問題が指摘されている。」の記述があります。 その指摘に関して、当委員会としては、少なくとも、主たる言語の著作物を複製する際に従たる挿絵等が写り込む場合については、平成18年1月付けで作成している「複製物の写り込みに関するガイドライン」を解説した「複製物の写り込みに関するガイドライン」に関するQ&A」のQ4で遮蔽等が必要ないものとしており、また上掲のガイドライン及びQ&Aは権利者側と内容確認の上で作成したものであることから、挿絵そのものが複製の目的となる複製依頼であるような場合を除いては、当たらないものと考えます。 なお、当該の挿絵に関する指摘された考え方は、当委員会から提出した整理番号15で解決を求めた事案に逆行するものであり、このような指摘に類する疑義を解消するためにも当委員会提出の整理番号15について、改めて検討をお願いします。	国公私立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会
166	当委員会は「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」において、著作権法施行令(以下、施行令と省略します。)第2条の3に基づく「映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設」に関する案件(「中間まとめ」の137ページの整理番号16)を提出したところですが、本案件に関しては一定のご理解をいただきつつも、検討の優先順位は低く、残念に思っているところですが、本案件は著作権法そのものの改正を必要とせず、仮に施行令が当委員会の要望のとおり改正されたとしても、元となる著作権法第38条第5項で補償金の支払が規定されているため、著作権者の権利を大きく損なうことはないものと考えていることは、平成27年7月に要望した際にも記載したところですが、また、本件とは直接関係のない検討内容に関する記述部分ではありますが、「中間まとめ」の122ページに平成27年7月1日付け文化庁告示第30号に関する記述があり、仮に、要望に記載した施行令第2条の3に大学図書館を規定する号の追加が困難であるなら、平成27年7月1日付け文化庁告示第30号で広く博物館が指定されているように、施行令第2条の3第1項第3号により、広く大学図書館を指定いただくことについてもご検討をお願いします。	国公私立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会
167	当委員会は「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」において、著作権法第31条第1項第1号により作成した複製物の提供方法としてファクシミリ等を利用することに関する案件(「中間まとめ」の138ページの整理番号20)を提出したところですが、本案件に関しては一定のご理解をいただきつつも、検討の優先順位は低く、残念に思っているところですが、本案件は20年近く前から同様の要望を行っているところであり、平成15年1月付けの「文化審議会著作権分科会審議経過報告」においては「引き続き関係者間の協議が行われる事項」として整理がされています。 その後、当委員会は権利者側との協議を重ね、平成16年3月に「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」を作成し、一定の範囲で複製物をファクシミリ等で提供できる環境を実現していますが、平成13年10月の著作権等管理事業法の施行以来、言語の著作物に係る著作権等管理事業者が乱立とも言える状態にあり、契約や合意による環境の整備には限界があることは平成27年7月に要望を提出した際にも記載したところですが、上記のガイドライン作成後も、同様の要望について検討いただき、その結果が平成18年1月付けの「文化審議会著作権分科会報告書」の20ページから24ページに記載されていますが、やはり当該案件については継続して検討の扱いとされています。しかし、その理由として、元々の要望を大きく超えた権利制限をした場合の権利者側への影響に関する懸念が上げられており、いささか議論の飛躍を感じるようです。 来館した利用者に複製物を提供する場合も、利用者が近隣の図書館を通して必要な資料を所蔵する図書館から複製物の提供を受ける場合も、利用者の手元に一部の複製物が届くことに違いはなく、仮に後者を実現する手段として公衆送信に該当する方法を用いたとしても、権利者の権利を大きく害することはないはずであり、早期の法改正をお願いします。 なお、今回の「中間まとめ」の67ページに「個人への送信については、諸外国の例を見ても補償金付きで認める方が社会にとっても権利者にとっても良いのではないか」という意見があった旨の記述がありますが、これまで当委員会からは、遠隔地の利用者に複製物を直接送信することを可とする法改正の要望は提出しておらず、当委員会からの要望とは若干方向性が異なることをご留意いただくよう、併せてお願いします。	国公私立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会
168	当委員会は「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」において、機関リポジトリに関する案件(「中間まとめ」の138ページの整理番号21)を提出したところですが、136ページから159ページにかけて整理されている各課題において、該当の整理番号21に関しては博士論文のみが問題であるように整理されていますが、当委員会からは科学研究費補助金等の公的な資金によって行われた研究の成果物も対象として検討をお願いします。 本案件に関しては、限定的な調査ではあるものの、平成27年度に機関リポジトリ推進委員会で行った調査でも、博士論文をリポジトリに登録する際、著作権が問題となるという指摘が一定数あります。 一方、公的資金による研究の成果物に関して、海外では著作権法とは別の法律で公開を義務づける動きもあり、本件に関しては、そのような状況を見つつ、今後、改めて検討をお願いしたいと考えます。	国公私立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会
223	「メディア変換サービス」は、これが一律にできないのではないかとすることはかねてから問題点として指摘されており、複数の団体から要望があることから、必要性が高いものの候補になり得る。」について： 意見 いわゆる「スキャン代行業務」は最高裁判決でも違法とされたことから、これを権利制限の対象とすることは適切であるとは言えない。弊社も含め、昨今は出版物は紙媒体のみでなく、電子媒体でも同時に発行し流通させており、利用者のニーズに合わせた商品を提供している。出版物の購入者が自由で媒体変換できることになると、電子媒体出版物の購入が抑制され、流通への障害となる。	株式会社 医学書院
243	この項目に記載されているもののうち、「教科書・入試問題の二次利用」について意見をのべる。そもそもこの項目が記載されている利用として本中間まとめにおいては「新規ビジネスをもたらす道筋を開く可能性」があるからとしている。このことはつまり、営利企業たり私企業の、営利行為によって生み出される成果を考える上で、検討が必要であるとされていることである。すなわち、本項目は教育分野の利用というべき観点から考えられる問題ではなく、一企業の営利行為での利用について考えるべき問題であり、その上で、著作権者の利益・不利益を考慮して考えられなくてはならない問題であるとする。 「教育の観点」から必要以上の権利制限を用いて配慮する必要はまったく無いと考えるが、仮に「営利行為での利用」つまりビジネスを円滑に行うために、何らかの方策が必要であるとするならば、著作者に不利益が講じない制度設計を行うべきであるとする。	株式会社日本ビジュアル著作権協会
296	第5節 優先的に検討することとしたニーズ以外のニーズについて メディア変換サービスについて、「メディア変換サービス」は、これが一律にできないのではないかとすることはかねてから問題点として指摘されており、複数の団体から要望があることから、必要性が高いものの候補になり得る。」(p.67)と述べているが、出版物のデジタル化を代行する、いわゆる「自炊代行業者」の行為が著作権侵害か否かを争われた事件は、2016年3月16日の最高裁判決において著作権者勝訴が確定した。 メディア変換を権利制限とすることは、上記判決の判断を覆す結果をもたらすものであり、強く反対するものである。著作権分科会において議論する必要を何ら感じるものではない。 なお、今回の中間まとめの内容ではないが、法制・基本問題小委員会が検討が行われたリーチサイトへの対応に関しても、国内外でネットワーク上の海賊版被害が頻発している現況に鑑み、法制度上での有効な対策が実現するべきであるとする。	一般社団法人日本書籍出版協会
385	「放送番組のインターネットでの同時配信」については著作権法では「放送」と別の扱いになっているため、権利処理が複雑になっており、この解決のために、当協会では「放送局が行う同時配信については放送と同じに扱う」という著作権法の改正を要望しているが、この要望について優先的な検討を求めたい。	日本放送協会
406	7. 本中間まとめで「優先的に検討することとしたニーズ以外のニーズ」として分類された分野についても、早急に検討が必要なものが多い。特に「パロディ・二次創作としての著作物利用」については関心が高く、表現の自由とも関わる重要な論点である。また「メディア変換サービス」については技術的に可能となっている著作物の利用態様が著作権による制限で不可能となっている典型的な例だ。これらについては今後の検討に委ねられることになっているが、その際は個別の権利制限規定ではなく、一般的な権利制限規定として整備されることを強く望む。	一般社団法人インターネットユーザー協会

その他・複数箇所について

番号	意見	個人／団体名
289_1	<p>1. 第1章第3節について 当協会は、デジタル・ネットワーク時代における先端技術や、世の中のサービスのニーズに対応した著作権法制度の基盤整備が重要な課題だと考えております。 今回の「中間まとめ」において、「柔軟性のある権利制限規定」のあり方について検討がなされ、これまでの法改正等だけでは十分に対応できていなかった部分について法整備に向けた一定の方向性が示されたことは、権利保護と利用のバランスや創作者のモチベーションに配慮した健全なイノベーション創出環境を構築し、従来の権利者・事業者間の対立構造を乗り越えて社会全体で利益を享受できるようにするためのより良い制度を整備する、という観点から、非常に有益なことであると考えています。 当協会としては、「中間まとめ」において「第1層」及び「第2層」に分類される、情報処理や情報通信の裏側で行われる「著作物の表現を享受しない行為」や、情報通信を利用したサービス等で著作物の表示等が軽微である利用行為等の行為類型に適用できる柔軟性を有する権利制限規定が実現すれば、喫緊の課題である第4次産業革命／Society5.0を実現するイノベーションを社会に起こすために必要となる、多様な利用ニーズに相当程度の対応ができると考えますので、まずは本節で打ち出された方向での迅速な制度改正を求めます。 一方で、現時点では、「柔軟性の高い規定」といっても、最終的な条文がどのような形のものとなるのかが必ずしも明確ではなく、限定的な内容の個別規定の追加にとどまるのではないかと、今後の新しいサービスに柔軟に対応できるような規定にはならないのではないかと、という懸念も生じているため、制度改正にあたっては、企業が挑戦できる環境を整備するという観点から、現時点で想定していない時代の変化や新たなサービスにも対応できるよう、改正趣旨が明確に実現される形での条文化を進めていただくようお願いいたします。 なお、今回の「中間まとめ」における「最も望ましい『柔軟性のある権利制限規定』」の姿は、あくまで「現在」の企業・権利者団体の意識や社会的な状況に基づくものに過ぎず、今後の社会環境の変化に伴って望ましい規定のあり方も変わりうることは十分想定されることです。当協会としては、今回の取りまとめによって「柔軟性のある権利制限規定」に係る議論に終止符を打つことなく、その時々々の社会環境に応じた規定のあり方について継続的に議論を行っていくべきだと考えております。</p> <p>2. 第1章第4節について 情報産業の活性化やアーカイブの促進のためには、権利処理が円滑であることが重要であると考えております。その権利処理の円滑化のための方策には、拡大集中許諾の可能性を含む著作権の集中管理や著作権者不明等の場合の裁定制度の更なる見直し等の様々な選択肢があると考えておりますが、どのような方策であれ、著作権者にとっては正当な配分がなされ、利用者にとっては利便性がある仕組みが重要であると考えておりますので、著作権者と利用者の関係に留意しつつ、着実にご検討を進めていただくようお願いいたします。 なお、持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備のために、現行の私的録音録画補償金制度や、それに類する一律広範な補償金制度等を用いることについては、これらの制度を維持、構築するための社会的コストや、他の方法と比較した場合の著作権者・消費者・事業者等の当事者間での公平感や納得感、といった点も考慮した上で、慎重に検討すべきだと考えます。</p> <p>3. 第1章第5節について 当協会としては、これまで法制・基本問題小委員会で取り上げられていない利用ニーズの中には、デジタル・ネットワーク時代における新しい先端技術やサービスニーズが含まれていると考えますので、これらの利用ニーズについても、引き続き力を入れてご検討いただきたいと思いますと考えております。</p>	一般社団法人日本知的財産協会
293_2	<p>今年度小委員会での検討により、多層的な権利制限規定が設けられ、教育機関に関する権利制限規定も拡充されることと考えます。これら新たな規定が適切に運用されるためには、利用者が著作権法について十分理解している必要があります。しかしながら、今回実施された調査研究のアンケート結果によれば、著作権法に対し一定の知識・理解があると思われる者の割合は、企業・団体では半数又はそれ以下、一般国民では1割に満たないとされており、権利者としては、今後著作権侵害が増加しかねないとの懸念が払拭されません。 とくに教育機関における著作権教育については、平成23年以降の学習指導要領に、小学校、中学校、高等学校における著作権に関する指導内容が記述されていますが、単位ごとに内容が詳細に記載されている他教科が多く、実際に授業内で著作権を取りあげることができる時間は非常に限られていること、また著作権について指導できる教員が少ないという点を聞き及んでいます。 また、平成27年「学校における著作権教育のアンケート調査報告書」(企画:公益社団法人著作権情報センター／実施:一般社団法人日本教育情報化振興会／協力:文化庁長官官房著作権課)によれば、文化庁や著作権情報センターWebで公開されている著作権教育に関する資料・情報(6種類)の認知度等について、いずれの資料についても当該アンケートによって初めて知ったとの回答が8割前後となっており、認知度は低いものの、これら資料について認知し、活用しているとした学校に対し、結果をたずねたところ、役に立った(と聞いている)との回答が7割を越える結果となり、これは、資料が認知されれば有効に活用されうると分析されています。本中間まとめでは、著作権法に関する研修・普及啓発のため、わかりやすい教材が用意されることが重要となってくるとの記載がなされており、確かに法改正の内容に関する資料は新たに作成が必要とは考えますが、既存の資料についての認知度が低く、十分活用されていない状況の改善がより重要であり、文化庁におかれましては、教育機関等を対象として必要な調査を行った上で、既存の資料が活用されるよう施策を講じていただけるよう要望いたします。</p>	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
345	<p>9.権利制限 「柔軟な権利制限」の議論は教育分野だけではなく、社会全体でまず「著作権の尊重」を前提に議論を行い、世界的にも評価される我が国の音楽文化における創造と流通、そして創作者への対価還元サイクルが正しく回っていくよう、権利者・製作者への適正な保護と対価がもたらされるような制度設計を果たしたうえで、社会・教育目的の避けられない社会コストとしての権利制限に対し充分な理解が得られるよう幅広い議論が進むことを期待している。</p>	一般社団法人日本楽譜出版協会
351	<p>「中間まとめ」は、権利者に及び得る不利益の度合い等に応じて分類した3つの「層」について、それぞれに適切な柔軟性を確保した規定を整備することを提言していますが、こうした検討の背景には、知的財産推進計画2016の記述や政府の経済財政に関する議論による要請があったことから、社会や国民の間で、「柔軟な権利制限規定の導入は、新たなイノベーションを対抗要件としたもの」との見方が起こりうるものと考えられます。これについては、先般の小委員会でも、ある委員から「新たなイノベーションへの柔軟な対応を対抗要件とするなど、経済政策的意図をもって権利制限規定を設けることは著作権制度上の大転換であり、『中間まとめ』の取りまとめにあたり、小委員会や著作権分科会で、それを是としたことを改めて確認する手順が必要なのではないか」といった問題提起があったところです。 これに対しては、小委員会全体としては、「権利者の利益が軽微な行為類型においては、従来から権利制限を行うことが可能であったところ、権利制限規定の柔軟性を高めることにより対抗利益が抽象化されただけであり、『大きな転換』ではない」との認識で、その場は一致したように見受けられますが、この小委員会の基本的な立場は、今後の権利制限規定をめぐる議論においても極めて重要です。 よって、この小委員会の立場を「中間まとめ」にも明確に記述し、国民や社会に対する小委員会のメッセージとして発信すべきであると考えます。</p>	一般社団法人日本民間放送連盟
401	<p>2. 本中間まとめでは、一般的な権利制限規定の創設は見送られているが、当協会は米国型の4要件のような、公正性を規範とする一般的な権利制限規定の創設を引き続き求める。「新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方」の検討に際して行われた「著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する調査研究」(以下調査研究とする)では、当協会にヒアリングの機会が設けられた。当協会の柔軟な権利制限規定の導入に関する意見は、そのヒアリングメモとして公表されるものから変わらない。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会
404	<p>5. 本中間まとめでは、個人利用者の著作権法に対する馴染みや理解の低さが指摘されているが、一般的に法律に関する理解は大学などで専門教育を受けない限り難しく、これは著作権法に特出した事象ではないと考える。理解の低さの例として「公衆送信」と「演奏」の混同が指摘されているが、著作権法における「演奏」の意味は一般的な辞書的な意味からは想起されにくい行為も含んでおり、積極的に学ばなければその区別は難しい。また著作権法第47条の一連の条文に代表されるような、複雑な権利制限規定の条文が著作権法の理解を難しくしている要因の一つとも言える。つまり著作権法に対する無理解や誤解は現状でも生じている問題であり、それは一般的な権利制限規定の導入を妨げる理由の一つにはなりえない。加えていえば、個別具体的な権利制限規定を増やし続けるのではなく、現状の権利制限規定を整理し、その上で今後の情報環境を見据えた一般的な権利制限規定を設ける方が著作権法に対する理解度の向上に資する可能性もある。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会
405	<p>6. 本中間まとめがまとめられるまでの間に、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)をめぐる一連の動向は大きく変化した。ニーズ募集に寄せられた意見の中にあるように、著作権保護期間の延長や著作権侵害の非親告罪化、法定賠償金制度の導入など、TPPIによって著作権の強化を進める条項が我が国の著作権法に取り込まれる可能性は未だ消えていない。またRCEP(東アジア包括的経済連携)やTiSA(新サービス貿易協定)などの現在交渉中の国際通商協定においても著作権の強化について議論がなされているようだ。当協会は国際通商協定における著作権の強化に反対の立場であるが、政府は米国を除いた11ヶ国での「TPP11」での発効を目指している。これらの国際通商協定の交渉は非公開であり、どのような形で今後議論が進むか不透明であるが、そのような外的要因による著作権の強化に対して、保護と利用のバランスをとる意味で、セーフハーバーとしての一般的な権利制限導入の議論も必要であると考えます。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会

番号	意見	個人／団体名
413_1	<p>■第3節 検討結果(権利制限規定の整備について)【P15】 ニーズ募集、ヒアリングにより、教材の著作権問題に耳を傾けていただき、検討いただいたことに感謝いたします。また、権利制限規定の一般規定化に対する現場ニーズ確認のプロセスの結果、権利者の不利益の度合いに応じた3層構造の権利制限規定の考え方を結論付けられたことに賛成するとともに、その趣旨を生かした分かりやすい条文で法制化されること、さらに、教材の著作権問題解決のために今後も検討いただくことを期待しています。</p> <p>■第4節 検討結果(ライセンス体制の充実について)【P61】 (第4章 著作物等のアーカイブの利活用促進 第3節 著作物等の流通推進のための権利処理の円滑化【P130～】とも関連) ニーズ募集・ヒアリングでご説明した「教科書・入試問題の二次利用」の著作権上の課題は、特に英語を中心とした海外著作物の二次利用における、①出所不明(英語大学入試問題での出所明示率は40%程度の低さ)、②大幅な改変、③申請先が個別で管理団体が存在しない 等により、著作権処理における調査・申請等の間接コストが膨大になることや、許諾が下りない・利用できないことです。その結果、児童生徒に教材として提供できないケースが発生することが問題です。 権利者不明著作物等の利用円滑化に、裁定制度の利用者負担軽減に期待するところですが、権利者不明著作物を生み出さない努力として、大学入試問題(特に英語)については著作権法第48条に沿って利用する著作物の出所を明示するよう文科省、文化庁から大学への働きかけにより解決する部分も大きいと考えます。 一方で(既存の管理団体や流通市場にも配慮しつつ)入試問題や教科書の海外著作物の権利情報を集約し、権利処理を集中的に代替する機能に期待しています。そのためには、裁定制度も含めて先行して経験値を持つ利用者のノウハウや情報が、一元化されることも必要と考えます。(ただし、その情報自体が競争力で、提供しづらい場合もあるため、何らかの提供者へのインセンティブの検討が必要と考えます。) また、教育の情報化に伴う補償金の一元管理(集約・配分)の構想が、将来的には、「教科書・入試問題の二次利用」に対する補償金付き権利制限の導入や、拡大集中許諾や裁定制度の円滑化において、補償金や供託金を一元的に集約・保管・配分する仕組みに統合発展することを期待しています。</p> <p>■第5節 優先的に検討することとしたニーズ以外のニーズについて【P66】 「教科書・入試問題の二次利用」について、今後順次検討を行うことが適当とされていますが、前述の教材の著作権問題の解決のために、引き続き法制・基本問題小委員会での検討を要望します。 教育の情報化推進には、質の高い(検定対象以外の部分も含めた)デジタル教科書・デジタル教材が不可欠で、「教科書・入試問題の二次利用」の円滑化のために、(35条の異時公衆送信とは異なる)市場価格と同等の補償金を支払う権利制限規定導入の法改正を検討をいただきたく存じます。</p>	株式会社ベネッセ コーポレーション

「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ(平成29年2月)」に対する意見

第2章 教育の情報化の推進等

第1節 教育機関における著作物利用の円滑化

番号	意見	個人／団体名
95	<p>「異時公衆送信」という用語が一般的ではないので、明確な定義が必要に思います。大学教員の間で議論をする際、これを授業時間以外の公衆送信を指す、と解釈されている場合もありました。例えば以下のように異時公衆送信が登場するところで括弧書きにて定義をくわえてはいかががでしょう。</p> <p>(旧)第2項では遠隔地の副会場との間での同時中継授業のための公衆送信を、それぞれ認めているが、異時公衆送信は権利制限の対象とはされていない。</p> <p>(新)第2項では遠隔地の副会場との間での同時中継授業のための公衆送信を、それぞれ認めているが、異時公衆送信(第2項で認めている授業の同時中継を指す公衆送信以外のすべての形態の公衆送信を指す)は権利制限の対象とはされていない。</p>	個人
155	<p>入試問題の二次利用について、一律に処理するのではなく、二次著作権が発生する場合とそうでない場合に区別する方が適切であると考えます。具体的には、前者としては、現代文や英語とか図表の入る地理や公民など文系の科目の二次利用で、通常、入試問題の作成者以外の二次著作権者が存在するケースです。そして、この二次著作権者についての対応が要求されるケースです。一方、後者としては、数学や物理など理系の科目の二次利用で、一般的に、二次著作権者が存在せず、二次利用しても権利者の利益を害さないとみなせるものです。もし、補償などについてとりまとめるならば、営利・非営利とか公衆送信の有無ということ以外にも、上記の点を考慮すべきだと思います。</p>	個人
163	<p>平成27年7月に行われた「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」において、当委員会からe-learningに関する案件(「中間まとめ」の137ページ及び138ページの整理番号19)を提出したところですが、このたび「中間まとめ」の「第2章 教育の情報化の推進等」の「第1節 教育機関における著作物利用の円滑化」に係る検討結果を受けて、大学におけるe-learningについて、かなりの前進が期待でき、法制・基本問題小委員会における検討に敬意を表します。</p> <p>さて、今回の検討を受けて、教育機関での授業の過程における教材・参考文献や講義映像等の異時送信について法律に盛り込む提言がされています(92ページ)が、盛り込むにあたっては、下記について配慮をお願いしたいと思います。</p> <p>1) 複製主体・公衆送信主体について 現行の著作権法(以下、法律名を省略します。)第35条第1項では、複製主体に関して「教育を担当する者及び授業を受ける者」と規定されています。一方、同条第2項では特に複製主体や公衆送信の主体に関して規定されていません。これは、公衆送信に必要な機器が必ずしも第1項でいう「教育を担当する者」が管理しているわけではなく、あえて「教育を担当する者」などと規定しないことで、いわゆるカラオケ法理と照らし合わせた際に身動きがとれなくなることを避けたものと考えますが、大学においては、e-learningセンターや教材開発センターなどといった内部機関を置く場合があるほか、その任を図書館が担う場合などがあり、異時送信を行う場合には、これらの機関が深く関わることになるほか、今後は公衆送信で使用するサーバをパブリッククラウドとすることが増えるものと考えます。</p> <p>これらのことから、異時送信に関して法律に盛り込む際には、現行の第35条第2項のように複製主体や公衆送信の主体に関する規定は設けず、細部は79ページで触れられているように権利者側と利用者側との合意に基づいた「法解釈に関するガイドラインの整備」により解決を図る方向で盛り込んでいただくようお願いいたします。</p> <p>2) 教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有について 97ページから98ページにかけて「教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有について」の記述があり、一連の記述の末尾に「今後、教材等の共有に係るより詳細なニーズを把握した上で、引き続き検討を行うこととする。」としており、今回、異時送信が法律に盛り込まれる際には対象に含まない方向であるように読み取れます。</p> <p>しかしながら、近年、大学の授業においては、ひとつの授業を複数の教員が担当する割合が増えており、また、共同実施制度や連合大学院のように1つの機関に収まりきらない科目もあります。</p> <p>これらのことを考慮すれば、法律としては教材等の共有を認め、共有した場合の補償金の額を共有しない場合と異なった料金体系とするなど、細かな部分は79ページで触れられているように権利者側と利用者側との合意に基づいた「法解釈に関するガイドラインの整備」により、解決を図るべきと考えます。</p> <p>3) MOOC等の大規模一般人向け公開講座における著作物の利用について 98ページから99ページにかけて「MOOC等の大規模一般人向け公開講座における著作物の利用について」の記述があり、一連の記述の末尾に「前述のガイドラインにおいてこの論点についても取り扱うことも検討されることが望ましいと考える」とあり、当委員会としても、その考え方を支持します。</p> <p>4) 補償金請求権にかかる制度設計について 85ページから86ページに「補償金にかかる制度設計について」の記述があり、特に85ページに「本小委員会における議論では、年間の学生一人あたり〇円などとして補償金額を定める包括徴収型とし」とあります。</p> <p>当委員会としても、実績に基づく厳格な算定方法は、支払が煩雑になることが予想されるため、基本的に、その考え方を支持します。</p> <p>なお、上記の「教材等の共有」や「大規模一般人向け公開講座」における料金体系において「学生一人あたり〇円」とすると、支払困難額になってしまう可能性も考えられるため、細かな部分については権利者側と利用者側との調整が必要と考えます。</p>	国公立大学図書館協力委員会 大学図書館著作権検討委員会
164	<p>文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「中間まとめ」平成29年2月の第2章「教育の情報化の推進等」について、公益財団法人私立大学通信教育協会として大学通信教育の発展のため、「異時公衆送信」における「補償金請求権」制度に賛同する立場から、次のとおり意見を申し上げます。</p> <p>1 「中間まとめ」第2章第1節1.(2)72ページに「大学については、全ての単位をインターネット等による授業により習得することが可能な通信制大学のみならず、通学制の大学でもインターネット等による授業によって単位の習得が認められている。」とあるように、大学通信教育は大学通信教育設置基準によるメディア授業を4つの授業方式の1つとして活用しています。学校基本調査においてもメディア授業受講者は毎年増加しており、平成28年度の学校基本調査(大学通信教育)でも学部段階のメディア授業受講者は69,145名となり、面接授業(スクーリング)に匹敵する規模となります。このメディア授業は法令に基づいて単位授与を行う厳密なものですが、広義のICT活用教育のなかで大学通信教育が占める質と量は、極めて高いものとなっています。このため私立大学通信教育協会では「メディア授業ガイドライン」を制定して加盟62校のメディア授業の水準向上に取り組んでいます。しかし、今回の中間まとめの経緯において多くの団体等から意見聴取がなされたにもかかわらず、私立大学通信教育協会には意見聴取がなされていないことは、教育現場の実態が反映という点から不十分なプロセスであると考えております。</p> <p>2 「中間まとめ」のいう「異時公衆送信」を権利制限規定の対象として補償金請求権を付与することは、メディア授業の非同時双方向型の推進に寄与するものとして期待できます。しかし、検討のプロセスや「当事者間協議」に私立大学通信教育協会が含まれていない現状から、現実の運用に大学通信教育の実態が反映しない危惧があります。このため、補償金権利制限を導入している各国の例を踏まえて、補償金管理団体のあり方や補償金の徴収金額について検討が必要です。現在の「当事者間協議」も権利者団体をカバーしているとは言えず、実際には手続の二重化に至る可能性や、補償金額の高額化も危惧されます。大学通信教育では教育の機会均等のため授業料の低廉性に努力をしており、現実の大学教育、社会人の学び直しの実態が反映されることを希望します。このままの状態では、補償金管理などを含めて教育現場における運用と権利者団体等との関係に大学通信教育の実態が反映しないために混乱が生じ、大学通信教育の教職員の研修や学生への教育にも支障があると考えます。</p> <p>3 「中間まとめ」のいう「デジタル教科書」については学校教育法第34条の規定する教科用図書を論じていますが、大学通信教育設置基準に定める「印刷教材による授業」(通信授業)で法令上必須となる教科書のデジタル化もすすんでいます。法令上の位置づけが明確な大学通信教育の教科書のデジタル化についても、著作権法上のあり方を検討する必要があると考えます。</p>	公益財団法人 私立大学通信教育協会

番号	意見	個人／団体名
171	この検討においては、同時公衆送信と異時公衆送信を別にする理由がわかりません。使う者が限定されていれば、時間が同じか異なるかは関係ないのではないのでしょうか。教育目的の場合は、できるだけ無償での使用を認めていかないと、学費の増につながる可能性があります。そうすると、学習の機会自体が減ることにもつながりますので、御一考願います。	個人
184	第2章p.81・84・85に掲載の「異時公衆送信についても、権利者の利益を不当に害しない一定の条件の下で法第35条の権利制限の対象とすること」「教育機関における手続負担等を低減させるための配慮を行うことを前提として、新たに権利制限を設ける異時公衆送信についてのみ補償金請求権を付与すること」「文化庁長官の指定する団体が一元的に補償金の徴収分配を担うこととするなど、窓口の一元化を図るための制度的な措置を講じるべき」「年間の学生一人当たり〇円などとして補償金額を定める包括徴収型」について、賛成します。理由として、通信教育部でオンデマンド型講義(スクーリング)で現状引用の範囲かどうか不明のため使用していないが通常の講義では使用できる文章や図表についても、補償金を支払うことで使用できることになれば、著作権者にも配慮し、かつ教育効果上学生にメリットが大きいと感じるからです。	東北福祉大学
190	「法第35条の趣旨は、学校等の非営利教育機関における教育活動には高い公益性が認められることから、各教育機関の教育目的の実現に資するため、権利者の利益を不当に害しない限度において、各教育機関が、教育上必要かつ適切な著作物等を、適切な形で、権利者の許諾が得られない、許諾を得るための手続費用が過大である等の事情に妨げられることなく、円滑に教育活動における使用に供するために複製し得るようにすることにあると解される。」について： 意見 学校等の非営利教育機関における教育活動には高い公益性が認められること自体を否定するものではないが、公益性自体はベルヌ条約のスリーステップテストにおいても判断基準となっておらず、それだけで権利制限とすることが妥当性を欠くことは言わずもがなである。公益性の高い活動であったとしてもそれにはコストが伴うものであり、その過程で著作物が使われるのであれば当然のこととして相当の対価は負担すべきである。しかも、利用が想定される出版物の多くは本来教育目的に利用されることを想定し、それを主たる市場として発行されているものである。それらの出版物を権利制限によって利用することは教育目的において発行される出版物の存在を否定するものとなり、民間の出版活動に大きな影響を与えることになる。仮に教育目的において利用することを権利制限とすることも商業的に出版されているものはその対象とすべきではない。 以上	一般社団法人 日本医書出版協会
191	「本小委員会としては、以下のような考え方から、異時公衆送信を法第35条の権利制限の対象とすることについて、これを肯定するとの意見で一致した。」について： 意見 従来権利制限の対象であった「同時公衆送信」はリアルタイムで遠隔地において授業を受けることができるものとしてわかりやすいが、「異時公衆送信」が何を指すのかが、中間まとめを読んでも明確に定義されていないように思われる。授業の場において35条の範囲内で適法に複製される著作物が、前日の予習用、後日の復習用に異時公衆送信されるという程度の話であれば理解はできるが、授業の場では扱いきれないような教材を、予習用、復習用に異時公衆送信するとしたら、それは35条の趣旨に則った複製なのか、甚だ疑問である。まずは35条ガイドラインを、教育関係者の参画も得ながら、より明確なものとする必要があり、それなくして35条の改正を行うことは、権利制限の範囲を大幅に拡大し、権利者の利益を不当に害する懸念があるため、賛成できない。 また、異時公衆送信された著作物が、児童、生徒、学生等により違法に複製等される懸念もあるが、それにはどのように対処するのか。教育や啓発だけで、歯止めがかかると考えるのは楽観的に過ぎる。実効性のある技術的保護手段を取ることを、異時公衆送信の要件としてはどうか。 以上	一般社団法人 日本医書出版協会
192	「権利者団体において、補償金の受け皿となる団体の組成に向けて取り組みを進められるよう要請するとともに、最終報告書の段階でそのような見通しが得られるかを確認した上で、本課題についての取りまとめの内容を最終的に判断することとしたい。」について： 意見 出版物は音楽などと違い、単一の著作物により構成される例が少なく、補償金の受け皿となる法的根拠が曖昧になりがちである。また、少額の補償金を出版者として受領しても、それを著作者に対して配分するためのコストが、補償金額を上回るのではとの懸念もある。こうした事情を踏まえたうえでの制度設計が望ましい。 以上	一般社団法人 日本医書出版協会
193	「教育関係者から、教育機関において実施することが考えられる研修・普及啓発の内容や方法について提案があった。具体的には、高等教育機関においては、教職員への研修によって普及啓発活動を行うアイデアが提示された。」について： 意見 教育関係者の著作権教育は権利制限による無許諾無報酬の利用の大前提として確保すべきである。それなくして権利制限を行えば権利侵害が拡大し、権利者の利益を不当に害することは目に見えている。更に重要なのは著作権教育を受けた教育関係者による学生・生徒に対する著作権教育である。学生・生徒はいずれ社会において経済活動を営むことになるが、その過程で過去に教育機関で著作物を権利制限によって利用できたことと同様に著作物を複製利用してしまうことは十分に考えられる。教育機関における学生・生徒の教育はこういった誤った理解を持ったまま社会に出ることのないようしっかりと著作権教育を行うことが重要である。権利侵害が起きれば権利者の利益は不当に害されることになるが、それに対し、権利者、著作者、出版者が対抗できる手段は限られており、一件当たりの侵害の程度から考えると結果的に泣き寝入りせざるを得ないことになる。そのようなことが起きない著作権教育制度は権利制限の大前提として必須である。 以上	一般社団法人 日本医書出版協会

番号	意見	個人／団体名
218_3	<p>3. 教育の情報化について</p> <p>(1)新聞は不可欠の教材 主権者として民主主義社会を担っていく児童・生徒・学生を育むために、新聞は不可欠の教材である。教育へのICT(情報通信技術)活用は時代の流れだが、紙媒体の新聞の活用とのバランスをとりながら進めていくべきだ。</p> <p>(2)新聞社は契約で対応可能 中間まとめは、「学校等の非営利教育機関における教育活動には高い公益性が認められる」「ICT活用教育における著作物利用について権利処理の手續上の負担が過大となり著作物の円滑な利用に支障が生じている事実が把握され、契約により対応することは困難であるとの現状にあることが認められる」(81ページ)ことを理由に、「権利者の利益を不当に害しない一定の条件の下で」(同)、授業の過程における異時公衆送信について権利制限の対象とすべきだとしている。 新聞社の場合、記事の大半は法人著作である。通常は、新聞社に連絡をすれば迅速に許諾の判断がなされることから、著作権者を探し出すなど権利処理の手續き上の負担が過大であるとは思えない。新聞社は都度利用に対する個別許諾だけではなく、継続利用に対する包括許諾も行っており、ICT活用教育における権利処理についても原則として対応が可能である。したがって、権利制限ではなく、契約によって新聞記事の利用を行うべきである。</p> <p>(3)適正な補償金が必要 異時公衆送信を行う場合は、教材のデジタル化が不可欠だ。デジタルコンテンツはその特性から、紙への複製に比べて蓄積と拡散がはるかに容易だ。仮に権利制限が行われた場合、制度の理解不足などによって権利制限対象外の違法な利用行為が広範に行われる可能性が否定できない。新聞社のデータベース事業などに影響が出て、著作権者の利益が大きく害されるおそれがある。 この点、中間まとめは「異時公衆送信は、時間的・場所的・物理的な制約を取り払ってしまうため、著作物が送信される頻度や総量が大きくなると評価できる」「異時公衆送信の方が、複製や同時公衆送信よりも権利者に及ぶ不利益の度合いが大きいと評価できる」(84ページ)ことなどを理由に、異時公衆送信については補償金請求権を付与することが適当だとした。異時公衆送信が権利制限された場合、補償金請求権が必要である点には同意するが、同時に権利者への補償金の金額は諸外国の例を参考にした適正な水準でなければならないと考える。</p> <p>(4)円滑運用のための体制整備を 仮に権利制限が実現すれば、全国の教育機関で授業の過程における異時公衆送信が無許諾で行えるようになる。制度の理解不足による権利侵害を防ぐために「授業の過程」や利用の範囲などについて、教員等にとってわかりやすいガイドラインを策定することが必要である。 2004年に権利者団体により「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」が公表されたが、教育関係者はガイドラインの策定過程には参加したものの、公表には加わらなかった。今回は、権利者と教育団体がともに協議に参加し、決定したガイドラインを策定することが不可欠である。 また、初等、中等、高等の教育機関において、教員等が著作権法に関する必要な知識を習得し、著作物や創作活動を尊重する意識を醸成するため研修を充実させるべきである。そして、デジタル機器の普及で個人がインターネットを通じて容易に情報を発信できるようになった今日、学生、生徒らについても、著作権教育の必要性は高まっているといえる。権利者は教育関係者と連携し、積極的に協力していく必要がある。 さらに、中間まとめは「ワンストップでの補償金及びライセンスの集中管理が進めば、教育機関における権利処理の利便性は大きく高まることとなると考える」(90ページ)としている。契約形態の一つである集中管理は、権利者、利用者の双方にとって利便性の向上も期待できることから、検討していくべきである。 当協会は、権利者団体で構成する「教育利用に関する著作権等管理協議会」に幹事団体として参加している。上記の課題については、この協議会などを通じて解決に向けて取り組んでいきたい。 以上</p>	一般社団法人日本新聞協会
221	<p>デジタルコンテンツの使用に際して、著作権保持者へ代償を供与する概念が出てくることは理解できます。しかしながら、近年のICT環境の変化により、著作物をサーバーに掲載するだけで公衆送信と見なすことに関しては、現状に合致していないと考えます。サーバーへのアクセスが正常な方法で規制され、受講者だけが閲覧できる(ダウンロードでは無く閲覧です)状態であれば、自宅のネット環境とICT機器を用いて予習や復習に利用することが可能となり、勉強に要する時間の確保という、単位の実質化にも大きく貢献できます。また、共同学習＋反転授業という講義においては、学習者の知識だけではなく、その知識を生かした応用展開能力を培わせる反転授業を行えるために、自宅でのアクセス権付きのネット環境で予習や復習を行う事に対して、教員および学生が使用する際のハードルが下がり、より効果的なアクティブラーニングを多くの大学および教員が行う事が可能となります。</p> <p>よって、下記の事の配慮を希望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 著作物(著作者の意匠を損ねない配慮込み)をサーバーに書き込む際には、閲覧制限(ダウンロードでは無い)を付与した環境での、アカデミックの環境での使用は認めて欲しい。 2) デジタルコンテンツの使用に際して著作権者へ代償を供与する場合、ICTを用いた今後の日本の教育現場に対して大きな弊害(金銭的に支払えない事や、ICTに詳しい特定の教員だけしかICTを用いた効果的な教育を行えない等)にならないようお願いしたい。 3) 著作物の販売に対して影響が出ないようなシステム(著作物の全てをサーバーに掲載するのではなく、一部を掲載して、その出版物の購買意欲を損なわせない試み等)を用いる事などで、できるならば、教育の現場への著作物の販売の対価を求めないで欲しい。 4) 著作物の販売の対価を求める場合にあっては、著作権者の権利を代行する組織の運営費だけにその対価が使用されてしまい、著作者に代償が支払われない事がないようなシステムを構築して戴きたい。もちろん、その組織への官僚組織からの天下りがあった場合には、その運営組織は大衆から認められない組織となってしまうことに注意して欲しい。 5) また、著作物の販売の対価を求める場合にあっては、学生一人あたりの著作者に対する代償は、運営費交付金が減額されている作今、大学の経営費や学費に負担がかからない額を考慮して欲しい。 	個人
224	<p>「以上のことから、異時公衆送信についても、権利者の利益を不当に害しない一定の条件の下で法第35条の権利制限の対象とすることが適当であると考える。」について:</p> <p>意見 異時公衆送信の範囲は現在の法第35条1項に規定される範囲、つまり「著作権者の利益を不当に害しない範囲＝学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドラインによって利用できるとされている範囲」と同一とすべきである。異時公衆送信は授業の過程の延長線上にあるものであり、従って授業の過程において使用できる著作物と同一でなければ整合性が取れない。異時公衆送信が補償金を支払うことによって利用することができるようになると、補償金を支払うことによって全ての著作物が複製・公衆送信できるといった誤解が生じる可能性が極めて高くなるが、そうならないような法的・制度的な仕組みが必要である。なお当該ガイドラインは現在改訂中であり、その検討には教育者側も含めて確実に運用できるものを双方の努力によって作成すべきと考える。</p>	株式会社 医学書院
225	<p>「教育関係者から、教育機関において実施することが考えられる研修・普及啓発の内容や方法について提案があった。具体的には、高等教育機関においては、教職員への研修によって普及啓発活動を行うアイデアが提示された。」について:</p> <p>意見 このことは非常に重要であり、それを行わずして権利制限を行えば教育関係者の理解度、知識度の不足から利用者による権利侵害が起きることは必至である。それだけでなく、教育関係者による学生・生徒に対する著作権教育も更に重要である。学生・生徒は将来の日本において経済活動を営むことになり、その過程で著作物に触れ、利用する機会が増える。教育過程で著作物の複製あるいは送信を行って来ていると、一般経済活動の中でも著作物を何の疑いもなく同様に複製あるいは送信利用ができるといった誤解が生じてしまうが、そのようなことにならないよう教育することが重要である。ひとたび権利侵害が起これば権利者の利益は不当に害されることになるが、それに対し、権利者、著作者、出版社が対抗できる手段は限られており、一件当たりの侵害の程度から考えると結果的に泣き寝入りせざるを得ない場合が殆どであろう。このような制度設計を行うのであれば利用者の著作権教育は非常に重要であるが、並行して著作権者ならびに著作物を発行する出版社が権利侵害に対抗できる簡便な制度を作り上げておくことも重要である。教育関係者ならびに学生・生徒に対する著作権教育は重要であり、今回の制度発足に伴って同時に実施することは必須である。</p>	株式会社 医学書院

番号	意見	個人／団体名
226	<p>「教育機関における著作物利用を円滑に進めるための方策として、教育関係者から、申請窓口の一元化や分野横断的な検索システムの整備、電子申請、包括ライセンス、教育目的に特化した使用料規程の整備や明示などを含むライセンススキームが構築されることが要望された。」について：</p> <p>意見 異時公衆送信にかかる権利制限を含め、法第35条1項によって権利制限の対象とならない範囲あるいは方法による著作物の利用についてはライセンス体制の構築によって教育関係者が一定の条件の基で複製、同時・異時公衆送信できる体制を構築することには異論がない。それは権利者側が主体性をもって管理団体とともに構築していくことになるであろうが、そのためにはまず利用者の要望、利用形態等を十分聞き、両者間で十分協議しなければならない。但し、それは権利者と利用者の間で利害が対立することであり、これまでの経験から考えて、文化庁が間に入り、調整役を務めなければとまらない。その上で、権利者、管理団体は利用者の要望、どのような著作物をどのような方法で、どの程度の範囲で、どの程度の頻度で利用するのかについて意見聴取を行い、それに基づいて年間の利用量を推計し、利用料を算出するという方法によって計数的に構築することが必要である。包括的なライセンス方式も可能であるが、理論的根拠が不在のまま包括的なライセンス料の設定は不可能である。また、このようなライセンス方式も否定はしないが、教育機関向けに出版社あるいは他の情報提供サービス企業によって著作物、出版物、教科書、参考書等の情報提供サービス、配信サービスが提供されている場合には当然のこととして、それらのサービスの利用を優先すべきである。また、その対象は教育機関であることから、国あるいは自治体はその利用契約を促進し、サービスを十分に活用できる予算を確保すべきである。</p>	株式会社 医学書院
227	<p>「補償金の徴収分配を担う団体が、補償金でカバーされる範囲を上回る範囲についても併せて包括的なライセンスの提供を行ったり、さらに著作物の種類に応じて個別の許諾を出したりすることなどを含め、ワンストップでの補償金及びライセンスの集中管理が進めば、教育機関における権利処理の利便性は大きく高まることとなると考える。」について：</p> <p>意見 これには全く同意する。ワンストップショッピングは重要であり、利用者への利便性を高めるが、その実現には著作権者が管理団体に権利委託することが大前提となる。現在の日本の制度では著作権者に管理団体への権利委託を義務づけておらず、必然的に管理団体が管理している著作物の比率は相当低いと言わざるを得ない。委託率を上げワンストップショッピングを可能せしめるためにはまず全ての著作権者が管理団体へ委託する法的・制度的な方策が必要である。更にその場合、権利者は多様であり、様々な許諾条件も権利者から示されることになることが容易に想像できるが、特に教育目的に発行されている著作物・出版物においては本来の市場である教育関係者によって利用されることが前提となるので、必ずしも低廉な価格という訳にはいかず、出版物利用と同等の条件を設定せざるを得なくなる。既に一般社団法人出版者著作権管理機構(JCOPY)ではその体制が整っているが、他の管理団体では単一の単価設定しか行っておらず、多様な権利者に対応する体制が整っていないところもある。各管理団体としてはそのような状況においても対応できるよう多様な許諾体制を構築し、更にそれを束ねたワンストップショッピングの許諾体制を構築しなければならない。その点においては管理団体間の調整ならびに協議が必要となるが、それが可能となるような法的・制度的な仕組みが必要である。</p>	株式会社 医学書院
228	<p>◇81～88ページ 教育の情報化に対応する著作権法の改正にあたっては、法第35条第1項・第2項のただし書が存続し、さらに改正によって追加される条項にも同旨のただし書が付されること、改正法の施行にあたっては、そのことの周知・啓発の徹底が図られることを強く要望いたします。</p> <p>◇81ページ 「以上のことから、異時公衆送信についても、権利者の利益を不当に害しない一定の条件の下で法第35条の権利制限の対象とすることが適当であると考え。」とあるように、今回の法改正においても、法第35条第1項・第2項のただし書と同旨のただし書が付されることになるものと思いますが、さらにこのことを明確に提言していただくよう要望いたします。 教育の伸展のためへの便宜が、義務教育を支えてきた教材出版社にダメージを与え、良質の教材の開発・発行に支障をきたすような本末転倒のようなことが起きないよう、学校で使用されることを目的として作成・販売されている教材については、それを少数購入して(あるいは購入せずに見本を用いて)児童・生徒に(異時)公衆送信するようなことが権利制限の対象とはならないことを明確にするよう要望いたします。</p> <p>◇81ページ 「法第35条のただし書が抽象的であり、デジタルでの送信の場合は紙の複製のように人的・費用的負担等の物理的な制約がないために必要以上に利用がなされることになるのではないかと意見もあった。」とありますが、この意見は、教材出版社にとって共通の強い懸念であり、これがより具体的に法文や行政での諸施策に反映されるよう提言いただくことを要望いたします。</p> <p>◇87ページ 権利制限にかかる補償金制度についても、ご検討いただいているように、法第35条第1項等のただし書の対象である、教材出版社が学校で使用されることを目的として作成・販売している教材は、補償金制度の対象外となる(著作権者の許諾がなければ複製・公衆送信ができない)ことが明確となるような制度設計がされること、及びそのことの周知徹底が図られるような施策がとられるよう、さらに具体的な提言がされるよう要望いたします。</p> <p>◇88～89ページ 教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発については、これまでも望まれてきたことが明確に提言されており、また“教員免許更新講習等で著作権に関する内容を扱うことを必須とする”など、具体的な案の意見も取り上げられるなどしており、その実現に期待します。 特に、著作権法では教育関係の権利制限が多いことから、学校現場ではとすると“教育では著作権はフリー”といった間違った解釈が広まっているのが現状です。この現状が改まり、適切な認識が広まることに期待します。</p> <p>◇97～98ページ 教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有については、今後さらに検討されることとなっておりますが、これについても、教材出版社が学校で使用されることを目的として作成・販売している教材に関する権利・利益が害されることのないよう、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	一般社団法人日本図書教材協会
231	<p>「異時公衆送信」という用語が一般的ではないので、明確な定義が必要に思います。大学教員の間で議論をする際、これを授業時間以外の公衆送信を指す、と解釈されている場合もありました。例えば以下のように異時公衆送信が登場するところで括弧書きにて定義をくわえてはいかがでしょうか。 (旧)第2項では遠隔地の副会場との間での同時中継授業のための公衆送信を、それぞれ認めているが、異時公衆送信は権利制限の対象とはされていない。 (新)第2項では遠隔地の副会場との間での同時中継授業のための公衆送信を、それぞれ認めているが、異時公衆送信(第2項で認めている授業の同時中継を指す公衆送信以外のすべての形態の公衆送信を指す)は権利制限の対象とはされていない。</p>	大学ICT推進協議会

番号	意見	個人／団体名
232	<p>「利用量に応じて個別に課金する個別徴収型のみが採られた場合、財政的に厳しい教育機関が第三者の著作物の使用を控えて教育の質に差が生じるおそれがあるため望ましくないとの意見があった。」とあります。この「望ましくない」との意見に賛同します。が、その前提となっている「利用量に応じて個別に課金する個別徴収型のみが採られた場合」だけでなく、包括徴収型でも「教育の質に差が生じるおそれ」があると懸念します。</p> <p>利用量に応じたものでなく、包括徴収型(学生一人あたり〇円など)を採用した場合でも、「本学は異時公衆送信を行わない、その設備も持たない」「LMSなど異時公衆送信を行う学習支援システムはもうやめます」などと宣言する教育機関があった場合に補償金を請求する合理的な理由はないと思われます。このことは、異時送信に対する補償金請求権の付与が、財政的に苦しい教育機関において教育の情報化を阻害する方向に働きかねないことを示しています。本件は教育の情報化を推進するためにはじめられた検討であるのに、その目的が達成されるか疑問であります。</p> <p>国民が教育機関によらず等しく教育の情報化の恩恵をうけるためには、「補償金請求権を付与しない」か、もしくは「すべての教育機関から強制的に補償金を徴収する」制度づくりのどちらかが必要ではないかと思われます。そして後者の場合には、異時公衆送信をしない教育機関からも徴収する理由付けが必要になります。このことについて小委員会では検討されているのでしょうか。すくなくとも中間まとめにおいてはその記述はなかったようです。</p>	大学ICT推進協議会
233	<p>補償金請求権が付与される場合、公益性のみならず、昨今の教育機関の財政事情をかんがみ、「できる限り低廉な額とすることが求められる」としていただきたいと思います。例えば毎年学生一人あたり1000円といった高額な補償金を支払うことは不可能と考えます。</p> <p>しかし一方、p.86に示される「教育利用に関する著作権等管理協議会」が37もの団体から構成されることからわかるように、教育に利用される著作物は非常に多岐にわたり、利益を保証されるべき著作者の数も膨大な数になると考えられます。徴収した「ふさわしい適切な額」の補償金は、この膨大な数の著作者に適切に配分することができのでしょうか。中間まとめにはその試算の一例も示されていません。教育機関の財源の多くは地方自治体や国に依存しています。ここからの支出に関しては国民の理解が得られるものでなくてはなりません。当事者間会議にまかせるのではなく、きちんと著作者の正当な利益を補償できる見込みが示される必要があると考えます。</p>	大学ICT推進協議会
234_2	<p>日本文藝家協会の見解</p> <p>とくに教育利用については、著作権者の損失について充分に考慮した上で、充分な保証金制度による新しい利用システムを検討することは、有効な対策だとわたしたちは考えておりますが、その場合でも、どの範囲内での利用が可能なのかというガイドラインをきっちりと定め、教育機関なら何をしてもいいといった無秩序な状態にならないように、細心の注意を払う必要があると考えます。</p>	公益社団法人 日本文藝家協会
235	<p>p.90に書かれている「権利制限規定の範囲を超える利用についてライセンス環境を整備することによって権利制限の境界で『切れ目』なく著作物の利用が行える環境を整え」ことは重要なことであると考える。特にライセンス契約の窓口が一元化していることはきわめて重要です。p.92の小括においても、このことについて言及していただきたいと考えます。</p>	大学ICT推進協議会
236	<p>「ガイドラインの策定が円滑に進むよう、本小委員会としても、両当事者による取組状況を随時把握し、必要に応じて更なる助言等を行っていくこととしたい」とあります。ごく一部の委員の意見しか反映されないような「当事者協議」ではなく、広く様々な団体からガイドライン作成者を選出すべきであると考えます。今回要望書を出している国大協等だけでなく、AXIES、私情協など様々立場のひとの意見を取り入れられるよう、意見収集の仕組みが必要です。また、一般の利用者にとっては難解な法解釈を、できるだけわかりやすく伝えるためには、法律の専門家だけでなく、教育的かつユーザビリティ的観点でガイドラインを作成できる人材が含まれている必要があると考えます。</p>	大学ICT推進協議会
237	<p>教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有は、教育に関わる知見を機関を超えて共有するために不可欠です。今回の法改正が機関間の教材共有を決して妨げることなく、教材共有を促す契機となることを望みます。</p> <p>オープンコースウェア(OCW)や大規模公開オンライン講座(MOOC)のような、一般に開かれた教育サービス上で著作物を利用する場合には、これまで数多くの機関が実施しているように、著作者に許諾を得ることが適当だと考えられます。しかしながら今回の法改正によって、授業の過程における利用が補償金と言う形の有償利用に切り替わることから、これまで大半が無償での利用許諾を得られていたOCWやMOOCにおける第三者著作物の利用が、利用者数の見積が難しいこれらの用途においても有償の対象にすべきとの見解が著作権者の間に広まることが懸念されます。今後の議論においては、この点についての熟慮を望みます。</p>	大学ICT推進協議会
244	<p>教育関係の利用の定義を明確にすることが必要であるとする。小中高等学校や大学等、公教育の場において利用を円滑にするため、法を整備する必要があるということについては、本中間まとめに示す通りであるとする。しかしながら一般に販売される学習教材や、学習塾、予備校等の私教育は、企業が営利行為を目的に行っているものであり、また公教育の場においても、そこで利用される学習教材やテスト教材は、営利企業たる教材出版社が営利目的で製作・販売しているものである。このような一私企業の営利行為によって生み出される成果物にまで、必要以上の権利制限を用いて配慮する必要はまったく無いと考える。</p>	株式会社日本ビジュアル著作権協会
246	<p>本中間まとめP89以下において、ライセンシング環境の整備・充実 について記載されている。このことについて意見を述べる。</p> <p>例えば教育分野の利用について集中管理団体を設けるといった方策はとるべきでないと考えている。著作権の管理とは、すなわち著作権者の財産権の管理であり、一つの窓口を設け管理を画一化するようなことは行うべきではない。著作権管理、著作物の流通において自由競争は残されるべきであり、管理の画一化は、著作権者の財産権の侵害につながると考える。</p> <p>仮に集中管理団体のような制度が設置されたとしても、その仕組みでの管理を望まないものや、既存の著作権等管理事業者に権利を委託し権利処理先が明確なものについては、集中管理からの離脱を速やかに行えるような制度設計を設けるべきであるとする。</p> <p>また異時公衆送信に補償金請求権を付与することが検討されている。このような方策は決して望ましいものであるとは思えず、個別の許諾によって行われることが原則であるとするが、そのような許諾を発行する体制を構築することが難しいのであれば、次善策として考慮すべき課題であるとする。</p> <p>しかし仮にそのような制度を構築したとしても、その補償金の収集・管理においては言うまでもなく公正に行われるべきであり、その分配については、全ての権利者に平等に行われるべきであるとする。つまり補償金の分配においては、特定の団体に所属することが分配の条件とするべきではなく、広く著作者が、仮に個人であっても補償金を受けられるような制度設計を図るべきである。</p>	株式会社日本ビジュアル著作権協会
248	<p><権利制限の対象範囲について></p> <p>今回の中間まとめで異時公衆送信に係る部分についても権利制限の対象範囲が拡大する方向性が示され、教育機関における著作物利用の円滑化が前進したことについて、まずは敬意を表したい。</p> <p>一方で、少子高齢化によって労働生産人口が減少する中、多様な人材がその能力を最大限発揮し、一人一人の生産性を向上させる必要がある現在の社会において、教育の持つ公益性はますます大きくなっており、こうした教育効果の公益性の高さは今回の中間まとめで示されたICTを活用した教育の一定範囲に限定されるものではない。著作物の権利処理に係る負担により、教育機関における教育活動が制限されているという現状を脱し、より質の高い教育が行われるよう、今回の検討範囲に留まらず、権利制限の対象範囲は今後も拡大していくべきである。</p> <p>なお、放送大学が実施しているテレビ・ラジオの放送授業は、学生がテレビ・ラジオを通じて授業を視聴し単位を修得するという、教育機関の授業の配信の一形態であり、今回中間まとめで議論されたICTを活用した教育とその性格を同じくするものであることから、これと同様に取扱うべきである。</p>	放送大学学園

249	<p><補償金制度について> 放送大学は現在でも放送授業やICTを活用した教育を実施しており、それに係る著作物の権利処理はそれぞれ適切に個別対応しているところである。今回創設が示されている補償金制度において、その徴収・分配窓口が複数になった場合、権利制限によって権利処理のための手続上の負担を軽減するというメリットが大幅に減少し、単に補償金の負担のみが増えるという事態になりかねない。補償金の徴収・分配窓口は一元化を図り、今回の法改正の目的が十分に実現されるよう要請する。</p>	放送大学学園
250	<p><補償金額について> 少子高齢化によって労働生産人口が減少する中であって、多様な人材がその能力を最大限発揮し、一人一人の生産性を向上させる必要がある現在の社会において、教育の持つ公益性はますます大きくなっている。新たに創設される補償金制度の中にあっては、教育が持つ社会全体の生産性の向上や文化の発展への寄与という教育効果の公益性の高さを鑑み、その金額が可能な限り低廉なものとなるよう要請する。特に放送大学には現在約9万人の学生が在籍していることや、1科目毎に授業料を設定している等の特殊性を考慮し、補償金が他大学等と比較して過大な負担とならないよう配慮いただきたい。</p>	放送大学学園
251	<p><ライセンス体制について> 今回の中間まとめで権利制限の対象範囲が異時公衆送信にまで拡大する方向性が示されたが、こうした授業形態以外にも、放送大学の実施する放送授業やMOOC等、多様な教育形態が存在し、また今後の技術の進展により、これまでに想定されていなかった新たな教育形態が開発される可能性がある。こうした多様な教育形態に柔軟に対応できるよう、ライセンス体制を強化し、権利制限の対象範囲以外の教育形態における著作物の権利処理も円滑化を図られるよう要請する。</p>	放送大学学園
252	<p><今後の検討体制について> 放送大学は約9万人の学生が在籍する通信制の大学であり、学生一人当たりの在籍年数が長い、1科目毎に授業料を設定している、ICTを活用した教育以外に放送による教育等も行っている等、その状況は一般の通学制の大学と大きく異なる。しかし、メディアを通じて行われる授業は通学制の教室におけるものと、本質的に相違は無い。そのため、今後法の具体的運用について検討がなされる予定である当事者間協議等においては、放送大学もその当事者間協議等に参画し、放送大学の特殊事情も十分考慮に入れた上で制度の検討がなされるよう、構成員の見直しを要請する。</p>	放送大学学園
290	<p>デジタル化・ネットワーク化が進展する現在、教育における情報化の推進のための権利制限規定が整備されることについては特段の異議はありません。しかしながら、補償金制度に関して、補償金の額、徴収方法などについて今後権利者および教育関係団体とで検討されることと考えますが、法の施行ありきで拙速な結論が出されぬよう慎重な議論がなされるよう要望いたします。</p>	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
293_2	<p>今年度小委員会での検討により、多層的な権利制限規定が設けられ、教育機関に関する権利制限規定も拡充されることと考えます。これら新たな規定が適切に運用されるためには、利用者が著作権法について十分理解している必要があります。しかしながら、今回実施された調査研究のアンケート結果によれば、著作権法に対し一定の知識・理解があると思われる者の割合は、企業・団体では半数又はそれ以下、一般国民では1割に満たないとされており、権利者としては、今後著作権侵害が増加しかねないとの懸念が払拭されません。</p> <p>とくに教育機関における著作権教育については、平成23年以降の学習指導要領に、小学校、中学校、高等学校における著作権に関する指導内容が記述されていますが、単位ごとに内容が詳細に記載されている他教科が多く、実際に授業内で著作権を取りあげることができる時間は非常に限られていること、また著作権について指導できる教員が少ないということも聞き及んでいます。</p> <p>また、平成27年「学校における著作権教育のアンケート調査報告書」(企画:公益社団法人著作権情報センター／実施:一般社団法人日本教育情報化振興会／協力:文化庁長官官房著作権課)によれば、文化庁や著作権情報センターWebで公開されている著作権教育に関する資料・情報(6種類)の認知度等について、いずれの資料についても当該アンケートによって初めて知ったとの回答が8割前後となっており、認知度は低いものの、これら資料について認知し、活用しているとした学校に対し、結果をたずねたところ、役に立った(と聞いている)との回答が7割を超える結果となり、これは、資料が認知されれば有効に活用されうると分析されています。本中間まとめでは、著作権法に関する研修・普及啓発のため、わかりやすい教材が用意されることが重要となってくるとの記載がなされており、確かに法改正の内容に関する資料は新たに作成が必要とは考えますが、既存の資料についての認知度が低く、十分活用されていない状況の改善がより重要であり、文化庁におかれましては、教育機関等を対象として必要な調査を行った上で、既存の資料が活用されるよう施策を講じていただけるよう要望いたします。</p>	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
297	<p>中間まとめでも述べられている通り、「諸外国では、学校等における著作物の利用に関する権利制限規定において、複製、公衆送信のいずれも補償金請求権等の対象としている例が少なからずみられ(p.84)」、今回の結論は国際的な状況と合致するものでない。教育のさらなる充実が我が国の将来にとって必須の課題である以上、そのための投資を惜しんではならない。教育のICT化に伴う投資の前に、そもそも教育のために生み出されるコンテンツの充実があってこそ教育水準は維持発展するものである。教育機関で利用される新たな著作物が今後も安定して創造されていくためにも、今回は見送られた教育機関等における複製等についても権利者への対価の還元を改めて検討していくべきである。</p> <p>中間まとめでは、「文化の発展に寄与するものであるという公益性に鑑みて、補償金額を一定程度低廉なものとするのが求められている」(p.86)との記述がある。教育が文化の発展に寄与していることについて異論はないが、公益性があることと補償金が低廉で構わないということには論理的な必然性は必ずしもないと思われる。学校が購入するその他の物品に関し、公益性を理由に市場価格より低廉な価格で購入をしているわけではなく、光熱水道料金が割引されているわけでもない。私人の財産である著作物を、補償金が付与されるとはいえ許諾なしに利用できるうえに、利用にかかる対価は低廉で構わないということは著作権法の目的の一端である権利者の保護にもとるものである。</p> <p>従来、まったく無償で行われてきた教育機関における著作物利用について、異時送信についてのみという限られた範囲であるにせよ、補償金の支払いという形で権利者への補償が行われるのは望ましいことである。しかし、補償金制度が十全に機能しないと、かえって、権利者の望まない形での利用が拡大してしまうのではないかと懸念がぬぐえない。</p> <p>教育機関側の団体からは、補償金はできるだけ低廉なものにすること、支払いにかかる手続きはできるだけ簡便なものにするようにとの要望が出されている。その一方で、教育機関側としては、補償金を支払うことによって、著作物の利用範囲が従来より拡大することを期待することになる。</p> <p>今後、補償金額やその補償金によってカバーされる利用範囲については、教育機関側と権利者側での当事者協議によって決定されていくことが想定されている。この当事者協議が文化庁の適切な仲介によって開催され、補償金支払の基準、範囲、保証金額、支払主体、分配方法等の詳細が、制度本来の意義を十分に生かすような形で決定されることが必要である。</p> <p>権利者が著作物の配信サービスやライセンススキームの提供を行っており、合理的な手続きコストと対価の支払いにより当該著作物を利用可能な場合については、p.87で述べられているように、一定の条件を満たす教育機関向けの配信サービスやライセンススキームを但書の明確な基準によって権利制限の対象外とすることが必須である。近い将来に予想されるデジタル教科書・教材の普及・発展に際し、有益な教材を提供するビジネススキームにおけるインセンティブを失わせることがあってはならない。</p> <p>35条に関するガイドラインは、権利者側、教育機関側それぞれの責任において、両者の合意の上に設定される必要がある。平成16年に設定された現行のガイドラインが、その検討過程では教育機関側の代表も参加していたものが、教育機関側での意思決定の困難さを理由に最終合意を得ることなく、権利者側のみでやむなく公表するに至った轍を踏むことのないよう、文化庁の責任ある仲介を強く望む。</p>	一般社団法人日本書籍出版協会

番号	意見	個人／団体名
298	<p>イ. 法の運用面の課題について 補償金の対象となる「異時送信」の範囲がどこまでなのかについて、検討の過程では明らかにされていない。法35条にかかる改正であることから、授業の過程において必要と認められる限度であることは明らかであるが、中間まとめにおいても「デジタル・ネットワーク技術を活用することにより、より高い教育上の効果が期待される新たな教育内容や教育方法を採用することも可能とするものである」(p.81)とされていることから、現行規定で認められる複製の範囲を超えて著作物を利用したいという教育現場の要請が強いことは明らかであり、権利制限の範囲を現行法以上に明確にし、教育現場にも徹底することが必要である。 異時送信の受け取り手は、当該授業をうける児童生徒・学生に限られることは当然のことであり、それ以外のものがアクセスできないよう技術的な制限がなされる必要があり、それを確保するためのシステム管理者が置かれることが必要である。このような運用体制の整備を怠ると、意識的、無意識的を問わず、法の拡大解釈がなされてしまう恐れが大きい。これは、現行規定で認められている複製においてすら、拡大解釈されて利用されているとの指摘が枚挙にいとまないことから明らかであり、教育現場における著作権教育の徹底と普及啓発に加えて、必須の条件である。 今回、権利制限の対象ではないとされた、教員間あるいは教育機関間の教材の共有と異時送信との境界についても、現場での運用実態に即して明確に区別されることが重要である。異時送信を行うには、いずれかのサーバに著作物のアップロードを行うことが必要であるが、各学校にサーバを置くことは現実的ではなく、教育委員会が管理するサーバにその管轄下の各学校からアップロードがなされることになる可能性がある。そうした場合、学校間での共有や同一学校内の教員間での共有を行いたいとの要請が生じることは容易に想像できる。この共有についてはライセンス契約で行うことは十分に可能性があるところであるが、そうだとすると、ライセンスによる部分は権利者の許諾権が働かず余地を残しておくことが必要であり、補償金の対象である異時送信と共有は、明確に区別して運用がなされなければならない。</p>	一般社団法人日本書籍出版協会
309	<p>中間報告第2章第1節2.検討結果(79ページ)に述べられる「利用場面(1)授業の過程における教材・参考文献や講義映像等の送信」に関して (意見4) 教育利用において異時公衆送信を権利制限規定として新たに加える事に関して、現在のデジタル化技術の進歩を鑑みれば中間報告書で述べられているとおり大きな意義がある事は理解できます。しかしながら権利者側としては、異時公衆送信が行われることは権利著作物の利用機会の増加につながり、第2章第1節(83ページ)に記載されている補償金の範囲や金額によっては著作権者の利益を害することが懸念されます。 したがって補償金請求権に係る制度設計を行う際には権利者団体と教育関係団体双方から詳細な聞き取り調査等を行うことを求めます。</p>	一般社団法人 自然科学書協会
311	<p>中間報告第2章第1節2.検討結果(79ページ)に述べられる「課題2教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発」に関して (意見5) 第1章第3節(31ページ)にも述べられている様に、我が国において著作権法に対し一定の知識・理解があると思われる者の割合は、企業・団体では半数がそれ以下、一般国民では1割にも満たないという状況です。実際に著作権法第35条の範囲を超えた教育現場での利用が散見され、また教育者や教育機関から出所不明もしくは間違えた情報をもとに出版社に対し個々の事例に関して適法かどうかの問い合わせがある旨報告されています。この様な状況を考えますと、異時公衆送信を新たに権利制限事項として加えるに際し実効性のある著作権法に関する研修・普及啓発の実施を希望します。</p>	一般社団法人 自然科学書協会
312	<p>中間報告第2章第1節2.検討結果(79ページ)「課題4法解釈に関するガイドラインの整備」に関して (意見6) 法解釈に関するガイドラインは権利者団体と教育関係団体双方に尊重されるものが整備されることを希望します。現状では権利者団体サイドより公表されているガイドラインが存在するが、権利者団体と教育関係団体双方での実効性に乏しく、また策定当時から状況も変化しています。 第2章1節(91ページ)に記載されている様に権利者団体と教育関係団体の2者間のみでの策定作業では、2者それぞれの団体の状況の違いもあり、双方が尊重し実効性のあるガイドラインの整備が困難になると考えられます。 よって公益的な立場を代表し得る第三者が参加する中での策定作業を希望します。</p>	一般社団法人 自然科学書協会
339	<p>3.クラブ活動 現行ガイドラインでは学校における授業以外の「クラブ活動」「課外活動」においては楽譜の複製は認められていないところであるが、実態としては教科書等に収録されている曲よりは、生徒に人気のある新しいヒット曲、話題曲を演奏したいというニーズがあり、市販されている楽譜を許可なく複製する例が後を絶たない。また学生・生徒が購入した楽譜や同好会・クラブとして購入した楽譜を人数分複製する行為も見受けられる。制度上「授業」と「クラブ活動」とがきちんと区分されているにも関わらず、充分理解されているとはいえない。また指導教諭からの著作権指導も適正に行われていないのが実態である。大学の同好会などでは市販されている楽譜をスキャンして、タブレット端末に保管して同好会内で共有する行為は日常的に行われている。当協会では権利者団体とともに「楽譜コピー問題協議会」を結成し、各種のコンクールや発表会、学校図書館などで楽譜の適正な教育利用について継続的に啓蒙活動を行っているが、被害の実態は非常に大きいものと考えられる。学校内における授業以外での正しい利用について教育側においても徹底を図るべきではないか。</p>	一般社団法人日本楽譜出版協会
342	<p>6.ガイドラインについて 現行ガイドラインについては主として出版権利者団体によってまとめられた経緯があるものの、教育現場での判断規範として一定の効果を挙げているものとみられる。しかしながら教育に対するニーズが多様化と技術進歩のなか、判断に困る事例が多くなっていることも事実である。今後教育現場での新たなニーズをくみ取って、円滑な著作物の利用を可能にするという目的を達成できるよう、新たなガイドラインの策定にあたっては出版権利者団体のみならず、初等から高等教育、専門教育に至るまで幅広く教育関連団体が協議に参加していくことが肝要と考える。また利害の調整にあたりガイドラインの実効性を高めるためにも公的な関与も強く望まれる。</p>	一般社団法人日本楽譜出版協会
352	<p>(1)教育機関における著作物利用の円滑化 <80～92ページ> ICT活用教育を促進するうえでの著作権制度上の課題を整理するため、教育関係者と権利者団体の双方が努力をし、小委員会が「法改正に向けた各教育機関における法の適切な運用を図るための取組の実施の見通しが一定程度立ったものと評価」したうえで、「異時公衆送信についても、権利者の利益を不当に害しない一定の条件の下で法第35条の権利制限の対象とすることが適当である」との結論に至ったことについては、当連盟もこれを尊重するものです。 そのうえで、法制度化に際しては、「異時」の範囲の限定化や明確化が図られたうえで、小委員会が本問題の検討にあたり課題としてあげた「教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発」「法解釈に関するガイドラインの整備」が、教育関係者の高い理解のもとで、権利制限規定の整備と併せて適切に実施されることを求めます。</p>	一般社団法人日本民間放送連盟
358	<p>【意見】異時公衆送信に係る権利制限規定が整備される結果、権利者の利益が不当に害されることのないよう、送信主体・送信期間・送信方式・受信資格者等の諸条件が教育目的の実現に必要な範囲内で適切に設定され、教育関係者に広く周知されることを要望します。 【理由】中間まとめは、「現行法第35条第2項の対象とはなっていない方法による著作物の公衆送信」を広く異時公衆送信と定義しており(72頁8行目以下)、多種多様な利用方法が想定されます。異時公衆送信は、現行法第35条第1項及び第2項で権利制限されている複製及び同時公衆送信に比べ、著作物利用の頻度・総量が大きくなると評価できるため、補償金請求権の付与が適当との方向が示されているところ(84頁19行目)。しかし、第35条第2項の対象となっていない公衆送信が幅広く権利制限されるとすれば、補償金請求権の付与によっても填補し難い不利益が権利者に生じるおそれも考えられます。異時公衆送信に係る権利制限規定を整備するに際しては、権利者の利益が不当に害されることのないよう、適切な要件設定が必要と考えます。</p>	一般社団法人日本レコード協会

番号	意見	個人／団体名
367_1	<p>医学・薬学分野を中心とした出版事業に取り組んでいる学術出版社の立場から、“教育の情報化の推進”で論議されている制限事項の整備について意見を述べたい。</p> <p>ICT活用教育の推進において、第三者の著作物を利用する場合の権利処理の円滑化が課題としてあげられている。当社は以前から、その権利処理（紙媒体出版物から紙媒体出版物においては転載処理）を出版社の重要な業務として取り組み、1997年10月から2015年2月末まで累計6,065の当社宛転載申請件数を処理している（申請件数は書籍単位での申請数）。1書籍あたり平均2～3点の転載申請があるので、申請点数としては約1万5,000点以上となる。1990年代半ばからは転載処理業務の専門部署を設け、当該業務のさらなる円滑化を進めてきた。また医学・薬学等の教科書を長年にわたり手がけ、内容的に理想とする教科書を追究するだけでなく、数年前から教育現場での実態に即したサービス（図表を授業で無償利用できる採用者向け教科書データサービス）も提供している。このように、権利処理についても、ICTを活用した授業への対応についても企業努力を行っている。したがって、今般の権利制限規定の整備については、このような出版社の企業努力も評価していただき、現行規定を超える利用については基本的に要許諾での処理を推進し、出版社が行っている教育機関向けの配信サービス（無償・有償を問わない）の代替となる法整備については慎重な対応をお願いする次第である。なお、このような取り組みは他の出版社においても多少の強弱はあるが行われている。</p> <p>これが当社の基本的な考えであるが、ICTを活用した教育を進めることは重要であり、また出版界の動きと協働して、ガイドラインの整備を前提に、権利制限の対象をごく限られた異時公衆送信にまで広げることは十分検討に値すると思われる。しかし、それを超える利用は要許諾での処理が望ましい。著作権法の趣旨に照らせば、制限事項に含まれる利用は例外的であるべきで、時代に対応した新たな利用（異時公衆送信）を限定的に広げることは必要かもしれないが、その範囲は最小限にし、許諾の仕組みを整備することで新しい利用に対応すべきではないかと考える。不足しているのは、権利者側と利用者側が、ともに円滑な許諾のしくみについて検討する場であり、それなくして解決を法の整備に委ねるならば法律の形骸化を招来するだけである。</p> <p>なお、本意見書は中間まとめの構成にそって記述されている。したがって同様の意見が重複して記述されている場合があることをご容赦いただきたい。</p>	株式会社 南江堂
367_2	<p>(3) 第三者の著作物の利用状況（中間まとめ72頁～73頁）</p> <p>中間まとめの72頁以降に、教育現場における第三者の著作物の利用状況の調査研究が記述されている。いずれも権利処理上の課題等から円滑に著作物の利用が行えていない実態が報告されているが、それらの報告について十分な検証が行われたか疑問である。</p> <p>当社の転載処理業務の記録によれば、e-ラーニング関係で当社への申請は2004年3月から2014年8月まで25点である。直近は某教育研究所からの2014年8月18日の申請である。当社においては、e-ラーニング関係での申請は転載申請件数累計6,065からみればごくわずかである。申請のあった25点のうち認めなかった申請は5点で、著作権者の利益を損なう利用のもの（解剖の図など）、および改変されていて著作者に照会したところ同一性保持権に抵触すると判断したもの、翻訳書で当社に許諾権がないものである。</p> <p>中間まとめ73頁の最初の行に、明治大学や早稲田大学におけるヒアリングの結果として、『著作権者の確認等に手間と時間がかかり、講義準備に支障をきたすことから、できるだけ第三者の著作物を使用しないように教員に勧められているとの実態が報告されている』と記述されている（以下、『』は標記中間まとめからの引用部分を示す）。当社にも早稲田大学人間科学部の通信課程e-スクールで使いたいとの申請が、ラーニングシステムの会社からあったが、著作権者の利益を損なう利用の態様であり許諾していない。ちなみに本件の申請日は2006年6月29日で返答日は2006年7月7日である。</p> <p>また調査研究では、『大学においては、権利処理の手続上の負担を考慮し、第三者の著作物の利用を当初からあきらめており、利用許諾を得るための手続き自体を行っていないケースが多いと考えられる』との報告があるが、本当に授業に不可欠ならば、当初からあきらめることなく、権利者にその必要性を説明し転載許諾を申請すればいいと思う。権利処理の手続き上の負担という理由を書かれているが、権利者の著作・製作にかける時間的な負担は、それよりはるかに大きいのである。</p> <p>中間まとめでは、73頁から74頁にかけて、問題となった事例が書かれている。いくつかの事例についてコメントしたい（以下、→は当社の意見）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『著作権処理が難しい場合は問題になりそうな部分を削除する必要があり、教えたいことが教えられない。（大学eラーニング協議会）』 →どの点で著作権処理が難しいと言っているのか不明だが、教えたいことを自身で著作し、それを補完する位置づけなら、他人の著作物を引用することが可能となると思われる（主従関係の要件は満たされる）。 ・『海外の著作物の権利処理が大きな負担となっている。（大学eラーニング協議会）』『海外の権利者への問合せ等の場合に、権利処理に時間がかかる傾向があり、1件当たりの確認作業には1週間～2か月程度かかる。（東京大学）』 →CCC(Copyright Clearance Center)を使えばインターネットでの転載申請が簡単にできる。 ・『著作権者を特定する手間、先方にコンタクトを取る手間、利用形態の詳細を説明する際の手間など、時間的・人的負担が大きい。（大学eラーニング協議会）』 →学術系の書籍では出版社に連絡すれば著作権者は容易に特定でき、大学等の職員として公開されていればコンタクトは容易である。当社ではすでに退官して連絡先が公開されていない著作権者の場合は、個人情報保護の観点から当社が著作権者に連絡をとり、申請内容を伝え、その結果を申請者に回答している。また権利者の情報は出版情報登録センターで入手できる。 ・『引用としてどこまで自由利用が可能なのかの基準が難しいため慎重に対応せざるを得ず、権利処理に費用と時間がかかってしまう。（大学eラーニング協議会）』『著作物の正しい引用の仕方についての教員の理解が乏しいためそれぞれで判断をするのは困難。（大学eラーニング協議会）』『現状では引用で対応できるか判断し難いため、安全策を取ってすべての著作物について権利処理を実施している。（東京大学）』 →このような状況を改善するため、著作権についての理解を深めるための研修・普及啓発こそ、第一に取り組むべき課題かと思う。著作権法第32条の引用は学術分野においては“著作権の制限”のもっとも重要な条項の一つである。 <p>『調査研究によれば、教育委員会や学校現場において、教員が自作した教材をサーバ上に蓄積し他の学校と共有したいというニーズがあるが、著作権の問題で実現された事例は限定されている旨が報告されており、その理由として、①権利処理の必要性に関する教員の認識不足、②権利処理の方法に関する知識不足、③権利処理にかけられる人的・時間的資源の不足が挙げられている』</p> <p>→そもそもサーバ上に蓄積し他の学校と共有することは、異時公衆送信とは異なる利用も考えられ、そこまで拡げることには賛成できない。共有は著作物が拡散する可能性があり、それを防ぐ技術的な仕組みやアクセスをコントロールするサーバの管理体制が不十分な現状では、権利制限の対象として検討するのは時期尚早と言わざるを得ない。問題はまず①②に書かれている教員の認識・知識が不足している状況を変えることであろう。それには、コンプライアンスについての意識改革が教育機関側に必要なのではないだろうか。そうでなければ、そこで学んだ学生もコンプライアンスの意識を持たないまま社会に出て、著作物の正しい利用が普及していかない。また、③については本来教材をつくる教育者が、著作権法第35条のガイドラインに照らして権利制限の対象となる利用かどうかを適切に判断すべきであり、そのような人材は不可欠であり、教育機関として確保すべきであると考えられる。</p> <p>『教員間や教育機関間において教材等を共有する場合、権利制限規定の対象とはなっておらず、著作権者からの許諾を得るためには過大な手続上の負担がかかる等の理由から、より教育に適した著作物を利用できない実態があるとの意見が示された』</p> <p>→権利者は著作や製作にかなりの時間と労力をかけている。その成果である他人の著作物を利用するわけだから、それなりに許諾を得る手続きに時間をかけるのは当然ではないだろうか。</p>	株式会社南江堂

番号	意見	個人／団体名
367_3	<p>(4)ICT活用教育における著作物利用の円滑化のための課題と解決策(中間まとめ75頁)</p> <p>冒頭に『教育機関において、権利処理の手続上の負担から、著作物等の利用を断念するケースが多く、教育上必要な著作物をICT活用教育において円滑に利用できないという実態があることが明らかとなっている。調査研究や本小委員会におけるヒアリング結果を踏まえれば、こうした状況を改善するために取り組むべき課題として、ア. 権利制限規定の整備、イ. 教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発、ウ. ライセンシング環境の整備・充実、エ. 法解釈に関するガイドラインの整備の4点が挙げられる』と書かれている。</p> <p>しかし、このような“円滑に利用できないという実態”がどの程度なのか不明である。当社について言えば、ほぼ無償で許諾しているし、前述の25件のe-ラーニングの申請では平均5.5日で回答している。時間がかかるのは過度な変更がされており、同一性保持権に抵触しないか著作者に打診しなければならない申請の場合である。課題をあげる場合は、もう少し実態を明確にして、問題点が何で、それを解決するための課題について、利用者側と権利者側とで突き合わせをしなければ、的確な解決策は生まれないと考える。</p> <p>課題の概要として書かれていることの「ア. 権利制限規定の整備」「イ. 教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発」についてコメントしたい。</p> <p>「ア. 権利制限規定の整備」(中間まとめ75頁)について</p> <p>権利制限規定の整備の「(ア)授業の過程において行なわれる公衆送信」について、『異時公衆送信は権利制限の対象とはされていない。この点に関し、教育関係者からは、権利処理上の負担が大きいことや許諾を得られない場合があることが教育活動の支障になっていること等を理由として、異時公衆送信についても、法第35条の趣旨を踏まえ同条の権利制限の対象としてほしいとの要望がなされている』という点について、同時公衆送信を異時にまで広げるということは、利用の時と場が拡大することであり、“著作権者等の利益を不当に害する”可能性が高まることは否定できない。制限事項が例外的な規定であることから、著作権者等の利益が不当に害される可能性が懸念されたり、いろいろな利用がされる場合は、権利制限の対象ではなく許諾を得て利用すべき対象にすべきであると考え。もし、権利制限の対象にするならば、とりわけ下記の点についての厳密なガイドラインの規定が不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校その他の教育機関について、学習による到達目標があり、その達成により一定の公的な称号・資格が付与されるところを教育機関とすべきである。称号で言えば、大学で単位を取得して卒業すれば学士、専門学校であれば専門士であり、また資格で言えば、たとえば准看護師試験受験資格などである。したがって趣味のためのカルチャースクールや料理教室などは教育機関とは言えないと考える。何らかの公的な称号や資格が得られるところを教育機関とすべきである。 ・授業の過程における使用について、予習・復習の期間として、予習は前の授業の直後から当該授業の直前までの間であり、復習は当該授業の直後から次の授業の直前までである。それが狭い範囲での予習・復習を含めた授業の過程であり、広く考えるなら当該授業が行われる学期であるが、それ以上の学期を超えた期間は授業の過程とは言えない。高等教育で言えば前期・後期を超えて予習・復習に用いることは授業の過程における使用には該当しないと考える。 ・必要と認められる限度については、あくまでも必要最小限の部分であり、たとえば図表については1つの出版物について1点を限度としたい。しかし1点でも転載を許諾できない(許諾する場合も条件がある)図もある。解剖の図は多くの情報が集約された美術の著作物でもある。鑑賞のためではないが、鑑賞性を有する著作物としてもとらえられる。そのような図は1点でも転載について、権利者は慎重な対応をせざるを得ない。 ・著作権者の利益を不当に害する場合について、解釈に幅が生じないように可能な限り例示することが望ましい。著作物の種類と用途について、本来シラバス(授業計画書)に教科書・参考書として記載されている出版物の購入の代替となる利用は認め難い。授業で使用されることを目的とした出版物を厳密に例示することは困難であるが、利用者がこれは授業で役に立つと思えるものが教科書等である。実際的な用途に照らして判断すべきである。 <p>異時公衆送信は現行の規定では認められていないので、それについては補償金による対応が検討されているが、“公正な利用に鑑み、権利者の利益を損なわない、したがって許諾を要せず利用できる、限られた範囲での例外的な利用”という著作権の制限の趣旨を十分理解せず、補償金を払ったからということで、権利制限の対象を拡大解釈されることが危惧される。現状の教育現場で教材づくりに関わる人の著作権や権利処理の方法についての理解度に照らすと、補償金で対処することが適切かどうか疑問である。</p> <p>権利制限規定の整備の「(イ)教員間・教育機関間での教材の共有(中間まとめ76頁)」の中で、『教育の質を高めていく上で質の高い教材を教員・教育機関間で共有することは重要である』として教育関係者から円滑な権利処理のために権利制限規定の整備の要望が出されているが、教材の共有は、異時の公衆送信を超え、いつでも誰でも利用できることにつながり、著作権者の利益を不当に害することになる可能性が極めて高いと言わざるを得ない。また、確かに均一化は図れるかもしれないが、各大学の教育理念や学生のレベルなどに応じて教材を工夫するという取り組みの重要性が忘れられているのではないだろうか。</p> <p>「イ. 教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発」(中間まとめ76頁)について</p> <p>『著作権制度や著作権処理に関する情報提供等の取組の実施状況について、「研修・セミナー」の実施を挙げた学部・学科は約28%、「著作権処理のマニュアル等の作成・提供」を挙げた学部・学科は約21%にとどまり、何の取組も行っていない学部・学科が約40%にのぼっている』という調査研究が報告されている。この実態をどう改善するのか、それが最初でかつ最大の課題であると考え。そのために出版社としても可能な限り教育者側に協力したいと思っている。また、この課題に対して国としてどう取り組むかも具体的に示すべきである。</p>	株式会社 南江堂

番号	意見	個人／団体名
367_4	<p>2. 検討結果 「授業の過程において教材・参考文献や講義映像等の送信について」(中間まとめ80頁)で記載されている「権利制限規定の整備」の(ア)権利制限による対応の必要性・正当性、(イ)権利者の正当な利益への配慮について、意見を述べたい。</p> <p>ア. 権利制限規定の整備 (ア)権利制限による対応の必要性・正当性 ②本小委員会における議論(中間まとめ81頁) 『異時公衆送信を法第35条の権利制限の対象とすることについて…(略)。以上のことから、異時公衆送信についても、権利者の利益を不当に害しない一定の条件の下で法第35条の権利制限の対象とすることが適当であると考え』との議論の結果が示されている。81頁の最後の段落で記述されているように、権利制限の対象とした場合、教育機関において順守されるように、より具体的でわかりやすいガイドラインの整備が不可欠だが、使われ方の実態が何らかの形で報告され、その適切性が検討され、正しい利用に向けてフィードバックが行われる、教育・啓蒙の有効な仕組みが必要なのではないだろうか。</p> <p>(イ)権利者の正当な利益への配慮について ①補償金請求権の付与について(中間まとめ83頁) 『異時公衆送信を新たに法第35条の権利制限規定の対象とすることに伴い、異時公衆送信については補償金請求権を付与することが適当であるとの結論に至った』とあり、その理由が述べられ、『教育機関における著作物の利用を促進するという観点から、…(中略)…教育機関における手続負担等を低減させるための配慮を行うことを前提として、新たに権利制限を設ける異時公衆送信についてのみ補償金請求権を付与することが適当であると考え』とまとめが述べられている。中間まとめの84頁上から5行目以降に書かれているように、同時公衆送信は時間的な制約からも送信できる量は限定的であるが、異時となると総量が格段に増えることは明白で、権利者に及ぶ不利益の度合いは比較にならないほど大きくなる。このことについてはその通りである。そこで新たな権利制限の対象として検討されている異時公衆送信には補償金請求権を付与するのが適当のことだが、その補償金額については86頁の記述によると、一定程度低廉なものとすることが教育関係団体から求められており、補償金額が補償を充足する金額になるものかどうか疑問である。包括的に一律生徒・学生あたりいくらと年間補償金を決めるのも適切ではなく、高等教育機関ではそれなりの補償金の金額を求めたい。また1図であっても教科書購入の代替となるものもあり、当社としては現行の権利制限を超える利用について、補償金での対応ではなく、申請された利用の適格性を検討したうえで許諾による対応が順当と考える。教育側の現状の権利処理に対する理解度では、補償というお墨付きで、制限事項は例外的な取り扱いであるという認識がいつそう希薄になり、延いては権利者の利益が不当に害される危険性が高まることが懸念される。</p> <p>②権利者の著作物利用市場への影響に対する配慮について(中間まとめ87頁) 冒頭、『権利者が教育機関向けに著作物の配信サービスやライセンススキームが提供されている場合における当該市場との競合への配慮を求める意見が示された』とあるが、後述の理由により、権利制限の対象外とする旨を法律上明記することには至らなかったとのことである。しかし教材として利用したい著作物が実際に配信サービスやライセンススキームで提供されているならば、そういう著作物は権利制限の対象から除外すべきである。本意見書の冒頭で、当社の取り組みとして“内容的に理想とする教科書を追究するだけでなく、数年前から教育現場での実態に即したサービス(図表を授業で無償利用できる採用者向け教科書データサービス)も提供している”と書いて、そのサービスについて以下説明したい。</p> <p>当社では2017年3月現在21点の教科書で、採用されている先生向けに、その教科書に掲載されているすべての図表をJPEGのファイルとしてダウンロードし、プレゼンテーションのツールに貼りつけて授業に利用できる「教科書データサービス」を無償で行っている。このサービスを実施するために、図表の原著作権者からサービスの内容と意義を説明して利用許諾を得る作業を行っている。教科書1冊に図表が360点という書籍もある。この許諾申請はかなりの負担ではあるが、教育者側からの要望と授業の形態の変化に対応するために実施している。手続きは簡単で教科書として採用すればIDとPWを送付し、利用規約に同意すれば、すぐダウンロードできるようになっている。87頁の終わりに『権利者の保護すべき配慮の方法としては、先に述べた補償金請求権に加えて、当該ただし書の柔軟な解釈において妥当な結果が導かれることにより、これを行うこととすることが適当であると考えられる』と書かれているが、ただし書が柔軟に解釈されることが問題なので、ガイドラインで具体的に解釈に幅がでないようにすべきと考える。</p>	株式会社 南江堂
367_5	<p><教科書出版の置かれている状況></p> <p>最後に、現在教科書出版が置かれている一般的な状況について概説したい。近年、教科書出版は企画・製作・販売面、いずれの面でも厳しい状況にある。</p> <p>企画面では、体系的な教科書はもちろん個々の教科書を企画することも難しくなっている。医学・薬学などの分野の教科書では、明確なコンセプトのもとで科目間の相互関連をはかり、体系的に学問を習得させるような教科書が望まれるが、全体的に売上が低迷する状況では、コスト的にも労力的にも負担が大きいそのような教科書の企画は難しくなっている。また、個々の教科書にあっても、かつては教科書に書かれる内容は定説であり、これだけは身につけるべきという内容であったが、最近はずべて教科書に書かれていることが求められており、頁数が増加し、学問の高度専門化とも相まって編集者・執筆者が多数になり、改訂のサイクルも早まり、いろいろな面で出版社の負担が増えており、企画が難しくなっている。</p> <p>製作面では、全体として視覚的にわかりやすさを求める傾向にあり、執筆者の図をよりわかりやすく工夫することも必要になっている。執筆者が描いた図をそのまま使うことはほとんどなく、図の体裁を統一するため、またよりわかりやすくするためにすべて描きなおしており、医学・薬学系の教科書におけるイラスト代は製作コストでも大きな負担となっている。また、原稿に含まれる図表の転載許諾申請は本来著作の一過程だが、実際は出版社が申請の代行をしている。もちろん頁数は増加する傾向にあり、出版社の時間および労力面での負担は大きくなっている。</p> <p>販売面では、教科書ということで高い定価はつけられない中で、企画・製作面で述べたように、頁数が増えることによる印刷・製本面でのコスト増、それに伴い製作期間も長くなることによる労力面でのコスト増があり、以前は初刷でコストを回収できなくても増刷でなんとか回収できたが、現在は法律の改正、カリキュラム改定、国家試験への対応、統計数値の刷新などに迅速な対応が求められ、刷を重ねることが難しくなっており、原価の回収も厳しい状況になっている。加えて、教える先生方が自らプリントを作成し、それをもとに講義するケースが増えている。教科書は採用の検討にあたり献本をするのが常だが、献本しても採用に至らず自身のプリントの材料に利用されることも少なくない。</p> <p>このような状況の中、教科書自体が生まれないと、教育機関における著作物の複製や公衆送信する対象がなくなり、いまの論議自体意味をなさなくなる。実際教科書出版はそういう危機的な状況になりつつある。権利者(著作者・出版者)側の創作へのモチベーションを高め、財産面・人権面での保護を図ったうえで、公正な利用のための法整備を進めていただきたい。</p> <p>以上</p>	株式会社 南江堂
373	<p>1. 問題の所在 (4)ICT活用教育における著作物利用の円滑化のための課題と解決策 イ. 教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発 従来のように教員に任せるには限界があり、教育機関の事務局機能(教務課等)に担当セクション(規模に応じて、専門である必要はない)を設け、権利処理にあたる等人的教育だけではなく、教育機関内のシステム化が必要だ。すでに制限規定が充実しているので、教育機関への負担は少ない。</p>	協同組合日本脚本家連盟

番号	意見	個人／団体名
376	<p>(1)授業の過程において教材・参考文献や講義映像等の送信について ア. 権利制限の整備 イ) 権利者の正当な利益への配慮について 1 補償金請求権の付与について 英国であれば、権利団体と教育機関との契約により、ライセンス料を支払っているが、日本では補償金を誰が支払うかの議論からの出発になり、結論を得られる可能性も含め、先の長い議論は必至と思われる。</p>	協同組合日本脚本家連盟
383	<p>私は児童書などに絵やお話をかいています。第三層についての意見です。 学校教育において「先生が授業で使う教材をデジタル化して使用すること」は今後の教育の現場では仕方のないことですが、デジタル化に対して教材を補償金の導入はとて素晴らしいと思う。しかし、ひとりの先生が作成した教材を同じ学校内で共有する、または他の学校との間で共有できるなど権利制限の範囲をどんどん広げていったら、教育の共同研究も良しとしたいなど、教育という名のもと公益という名のもとに権利制限がかせられていくことになっては著作者は大変に困る。美術や文学などの著作物は教育のために作られているわけではないのですから。</p>	個人
399	<p>MOOCなど一般人向け講座については、「ライセンス制度の整備」ということで結論付けられている。しかし、授業の過程ではないとは言え、大学で作成される教育コンテンツを一般に公開していく活動は公益性が高い。市販されているコンテンツの再利用をするには、ライセンス制度の利用が必要であるとしても、インターネットで無償で公開されているものであれば、一定の権利制限の対象として、公開用の教育コンテンツでも利用しやすいようになっていくことが望まれる。こういった方向での議論の展開を要望する。</p>	個人
412	<p>[1] 「異時公衆送信」の定義が必要 【問題箇所の報告書抜粋】 第2章 教育の情報化の推進等 p.75 法第35条においては、学校等の非営利の教育機関の授業の過程での使用を目的とする 著作物の利用について、第1項では複製を、第2項では遠隔地の副会場との間での同時中継授業のための公衆送信を、それぞれ認めているが、異時公衆送信は権利制限の対象とはされていない。 【意見】「異時公衆送信」という用語が一般的ではないので、明確な定義が必要に思います。 (例) 第2項では遠隔地の副会場との間での同時中継授業のための公衆送信を、それぞれ認めているが、異時公衆送信(第2項で認めている授業の同時中継を指す公衆送信以外のすべての形態の公衆送信を指す)は権利制限の対象とはされていない。</p> <p>[2] 補償金が発生することへの懸念 【問題箇所の報告書抜粋】 第2章 教育の情報化の推進等 p.86 利用量に応じて個別に課金する個別徴収型のみが採られた場合、財政的に厳しい教育機関が第三者の著作物の使用を控えて教育の質に差が生じるおそれがあるため望ましくないとの意見があった。 【意見】この「望ましくない」との意見に賛同します。が、その前提となっている「利用量に応じて個別に課金する個別徴収型のみが採られた場合」だけでなく、包括徴収型でも「教育の質に差が生じるおそれ」があると懸念します。利用量に応じたものでなく、包括徴収型(学生一人あたり〇円など)を採用した場合でも、「本学は異時公衆送信を行わない、その設備も持たない」「学習支援システム導入はもうやめます」などと宣言する教育機関があった場合、財政的に苦しい教育機関において教育の情報化を阻害する方向に働きかねないことを示しています。本件は教育の情報化を推進するためにははじめられた検討であるのに、その目的が達成されるか疑問であります。</p> <p>[3] 補償金の配分に関して試算が示されていない 【問題箇所の報告書抜粋】 第2章 教育の情報化の推進等 p.86 補償金額の水準については、法第35条の適用を受ける非営利教育機関における教育活動には公益性が認められることを踏まえ、これにふさわしい適切な額とすることが求められる。 【意見】補償金請求権が付与される場合、公益性のみならず、昨今の教育機関の財政事情をかんがみ、「できる限り低廉な額とすることが求められる」としていただきたいと思います。例えば毎年学生一人あたり1000円といった高額な補償金を支払うことは不可能と考えます。 またその徴収・配分においても、(大学の中にも著作権者が多いわけですが)、なるべくシームレスにおこなわれるべき、と思います。そこが煩雑だと機能しなくなる恐れがあります。</p> <p>[4] ガイドラインの作成には広く参加者をもとめるべき 【問題箇所の報告書抜粋】 第2章 教育の情報化の推進等 p.91 いずれにしても、ガイドラインの策定が円滑に進むよう、本小委員会としても、両当事者による取組状況を随時把握し、必要に応じて更なる助言等を行っていくこととしたい。 【意見】一般の利用者にとっては難解な法解釈を、できるだけわかりやすく伝えるためには、法律の専門家だけでなく、教育的かつユーザビリティ的観点でガイドラインを作成できる人材が含まれている必要があると考えます。</p> <p>[5] 教材共有、MOOCsについて 【問題箇所の報告書抜粋】 第2章 教育の情報化の推進等 p.97-99 「教員・教育機関間の教育目的での教材などの共有について」「MOOC等の大規模一般人向け公開講座における著作物の利用について」の2つの項目について。 【意見】教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有は、教育に関わる知見を機関を超えて共有するために不可欠です。今回の法改正が機関間の教材共有を決して妨げることなく、教材共有を促す契機となることを望みます。</p>	個人

番号	意見	個人／団体名
118_2	<p>第2章 教育の情報化の推進等(69ページ)： 我々は、教育の公益性を十分に理解しており、情報通信技術を活用した教育資源の有効活用に賛同し、応援するために、当事者間協議にも参加している。しかしながら、教育においては他の国と比較にならないほど、幅広く権利が制限されている実態をも理解する必要がある。 例えば、アメリカでは教育目的において著作物を複製する場合、イラストは一つの書籍から1点まで、1学期の間に同一著者の著作物は2回までしか複製ができず、1コースの期間中に複数の著作物を複写するときの上限は9回まで、などと教育利用のフェア・ユースガイドラインの中に厳しく制限されている。これらの状況を考えた場合、今回の法改正は現行法第35条の範囲を逸脱しない範囲に限定して行われるべきである。 また、制限規定を超えた著作物の利用に際して、著作権処理が円滑に行われていない理由として著作権に対する教育の認識不足、権利処理の方法に関する知識不足、権利処理にかかる人的・時間的資源の不足が原因であると書かれている。これらの諸事情を考えると、「補償金さえ支払えば何をやっても大丈夫」と誤解する教育機関が増えることが予想され、違法状態が蔓延する可能性がある。そのためには、政府の教育機関に対する著作権の普及・啓発及び財政面における支援が行われるべきである。</p> <p>第2章、第1節、2.、(1)、ア、(ア) 権利制限による対応の必要性・正当性(80ページ)： 法第35条は授業の過程における複製を規定していることから、授業の過程に対する明確な説明・定義が必要になる。その上で、異時送信については、現行法第35条の下で行われている範囲に限定した法改正とすべきである。また、その前提として、「異時」が何を指すかを明確にしてほしい。現行法第35条の範囲を考えれば、異時送信もまた初等・中等教育においては1クラスの1授業における利用を、高等教育においても50名程度の規模の1講義における利用を前提に、授業とは異なる時間に、授業において利用したのと同じの著作物を利用するということになると考えられるが、具体的にどのような利用方法が想定されているかが判然としない。また、異時送信のためにはサーバーへの一時的な蓄積が必要と考えられるが、1つの学校を超えた範囲でのサーバーへの蓄積は、別々の学校で同一著作物を利用する「共有」になりかねず、一方、一学校未満、即ち学年単位、学級単位でサーバーを設けることの実現性も定かではない。「異時送信」の定義そのものが明確でないままでは、利用者側はその範囲を当然広く考えがちであろうから、権利者側としては警戒せざるを得ない。 さらに、異時送信というデジタルでの利用を促すのであれば、規定の遵守を担保する手段として、授業を担当する・受ける者に対するアクセスコントロール、すなわちID・パスワードなどによる管理が行われなければならない。また、同規定の解釈に関するガイドラインの策定には、権利者団体と利用者団体である教育機関のみならず、文化庁も当事者の一人として参加し、すべての教育機関が遵守できる制度設計にならなければならない。</p> <p>第2章、第1節、2.、(1)、ア、(イ) 権利者の正当な利益への配慮について(83ページ)： 補償金は著作権者に正しく還元される必要がある。教科書に掲載する場合には事前に教科書会社から「使用する著作物の種類や範囲」が示されているが、異時送信する「教材・参考文献や講義映像等」は教育現場からの正確な報告がない限り、著作権者側は何が利用されたのかを知るすべがない。利用されている著作物がわからないままに補償金を分配・還元することは不公平を助長し、新たな不満を招きかねない。その報告は義務としてしっかりと実行されたい。 異時送信に関する補償金請求権の付与について議論されているが、補償金の支払の主体及び予算の策定等に関する言及は見当たらない。補償金の支払及びその財源に関する一定程度の制度政策面の工夫が行われたい限り、金銭支払能力のある教育機関のみがこの規定を活用することになりかねず、教育格差を助長する恐れがある。 また、制度設計において文化庁長官の指定する団体が一次的に補償金の徴収分配を担うとあるが、これはすべてを統括する単一の団体を意味するものではなく、それぞれの教育機関、すなわち初等中等教育機関、高等教育機関等の区切りでの一次的な団体であれば問題ないことが当事者間協議会において確認された。この問題は、教育機関の種別によって利用される著作物の種類や利用形態が異なることから、制限規定を超えた利用に対するライセンススキームとも密接に関係するものである。 補償金管理団体の相手方窓口となる予定の教育コミュニティには、ガイドライン作成、補償金の範囲を超えるライセンススキームの構築においても積極的に参加してもらい、最後まで責任をもって対処していただきたい。この点については、教育コミュニティはもちろん、文化庁、文部科学省も積極的に関与していただき、指導されることを切に期待する。 さらに、補償金の分配の正当性を確保するためには、利用する全ての著作物に対する申告が理想であるところ、教育機関に対する負担も考えなければならない。しかし、著作権法の目的である権利の保護、すなわち使用料の還元と利用のバランスを実現するためには、包括徴収型にサンプリング調査の応諾義務を課すべきである。協力する教育機関が限定されたり、限られた分野における偏ったサンプリング調査では適正な分配が実現できないことから、全ての教育機関がサンプリング調査に応じる義務を課すべきである。</p> <p>第2章、第1節、2.、(1)、イ 法の運用面の課題について(88ページ)： 教育現場では担当する教師はもとより、学生や生徒、児童に至るまで著作権についての正しい教育を行っていただきたい。低学年時から著作権法の精神を学ぶことにより、著作物を正しく利用すること、著作者、著作権者への敬意を払うことが、ひいては文化の発展に寄与する近道になるという認識をもってほしい。</p> <p>第2章、第1節、2.、(2) 教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有について(97ページ)： 教員・教育機関間における教材等の共有は、民間の出版社等が発行する教材市場と一致するもので、これは著作物の通常の利用であると判断すべきである。我々は授業の過程において使われた資源の有効活用を否定するものではなく、むしろ歓迎するが、教材等の共有は通常の利用と変わらないことから、この部分についてはライセンスを受けるべきと判断する。この部分までに制限規定が拡張されてしまう場合、教材市場に与える影響は火を見るより明らかで、出版産業の崩壊につながる恐れがある。典型的な例として、カナダのフェア・ディーリングの影響を受けた市場の崩壊が、すでに先例として存在する。民間の教材市場があるからこそ、良質な教育を受けることができ、アップデートされた教材のおかげで授業を担当する教員の負担が減ることを忘れてはいけない。</p> <p>第2章、第1節、2.、(3) MOOC等の大規模一般人向け公開講座における著作物の利用について(98ページ)： MOOCに代表される公開講座は、著しく法第35条の趣旨から逸脱する。これらの多くは、教育機関が主体であっても、通常の出版社が行っている業務と何ら変わりがなく、制限規定において配慮する必然性を感じない。この目的で著作物を利用する場合は、それなりの人員や金銭を投資してライセンスを受けるべきである。</p>	一般社団法人日本雑誌協会

第2節 デジタル教科書

番号	意見	個人／団体名
153	<p>【意見】著作権法33条(いわゆる教科書バリアフリー法)で作成する拡大教科書の中に紙の教科書と同じ情報を保持したデジタルデータ(透明なテキストの張り付いたアクセシブルPDF等)を含めることを明記した上で、公衆送信によって配布出来るようにして欲しい。</p> <p>【理由】文部科学省初等中等教育局教科書課委託研究事業「特別支援学校(視覚障害等)高等部における教科書デジタルデータ活用に関する調査研究」において、教科書を拡大化や音声化が可能なアクセシブルなPDFデータ(以下、デジタル拡大教科書と呼ぶ)は、紙の拡大教科書に代替できることや視覚障害児等のニーズが高いことが明らかになっている。そのため、デジタル拡大教科書を紙の拡大教科書と同様に扱っていただきたい。そうすることで、教科書発行者に努力義務として課せられている拡大教科書の発行を促進することが可能だと考えられる(紙の拡大教科書の作成にはコストがかかるため、小さな出版社にとって過重な負担になりつつある)。また、視覚障害等のある児童生徒は全国に点在しており、効果的にデジタル拡大教科書を効果的に配信するためには、公衆送信が必要不可欠である。なお、前述の研究において、公衆送信の際のセキュリティ管理方法も明らかになりつつある。</p>	個人
325	<p>(意見1) 「第2節デジタル教科書 2. 検討結果 (1) デジタル教科書を法第33条の対象とすることの是非」における「デジタル教科書についても法第33条の対象となるよう必要に応じて規定の見直しを行うことが適当である」という意見に賛成する。法第33条の対象とするにあたっては、検定教科書の制作者が制作したデジタル教科書において、デジタル教科書に掲載された表現と、前記制作者によって前記検定教科書との表現主旨の同一性が担保される場合に限り、該表現をデジタル教科書に表示させることにまで拡張すべきである。</p> <p>(理由1) 法第33条に定める権利制限規定で、著作権者への許諾が不要とされているのは、検定教科書だけである。著作権者の許諾を得られなかった(著作権者不明等も含む)教材についてはデジタル教科書に掲載できないため、デジタル教科書への掲載にあたっては、事前に著作権者の許諾を得る必要がある。著作権者との許諾交渉をしているのは、検定教科書も制作している教科書発行会社であるから、教育目的に適すると考えた教材でも許諾を得られなければ、補助教材であるデジタル教科書のみならず、検定教科書への掲載もしないという判断を下すおそれがあり、これは教育上問題があるといえる。また事前に許諾を得る場合、補償金による支払と比べて掲載決定までの時間が長くなるので、タイムリーな題材を時機に応じて掲載できないという問題がある。このような理由からも、デジタル教科書についても、紙の検定教科書と同じ内容であることが教科書発行会社によって担保されたものであれば、法第33条の権利制限規定の対象とすべきと考える。</p>	日本弁理士会
327	<p>(意見2) デジタル教科書に表示された紙媒体との同一性が担保された内容だけを法第33条の対象とするだけでは不十分であり、例えば、同内容にリンクされ、表示の準備のためサーバー内に保管された動画等の著作物にも及ぶようにすべきである。</p> <p>(理由2) 次期学習指導要領において教科化が検討されている外国語教育においては、動画・音声・URL・QRコードなどの活用が不可欠である。現在は紙の教科書においても動画などにアクセスするためのURL等が掲載されていることから、デジタルであるか紙媒体であるかにかかわらず、教育の目的に照らし、最も適切な著作物の利用を可能とする措置が講ぜられるべきである。なお、検定教科書に掲載された内容との同一性を担保された内容を有していない教材(例えば問題集など)に対しては同条の適用から外するのが適当である。また、デジタル教科書にリンクされる著作物であっても、リンク元の内容との関連性が低いものまで権利制限を認める必要はないので、そのような場合も同条の適用から外するのが適当である。</p>	日本弁理士会
328	<p>(意見3) 法第33条の規定の見直しにあたっては、デジタル教科書の拡大機能、音声機能等が支障なく使用できるように明確にすべきである。</p> <p>(理由3) デジタル教科書では、デジタルならではの特長として文章の拡大や文字数を自動的に変更するリフローを容易に行なうことができる。デジタル教科書の拡大機能やリフロー機能は、特定の場面における用途にとどまり、常時その状態で使用するものではない。ところで、法第33条の2は教科用拡大図書等に関する権利制限規定であり、利用者の主体的要件(視覚障害等の児童又は生徒)が定められている。法第33条の2の規定が存することにより、上記の主体的要件を満たさない児童又は生徒(視覚障害等がない児童又は生徒)は、デジタル教科書に拡大機能やリフロー機能があることで利用することができないのではないかと誤解を招くおそれがある。このような誤解を招くことがないよう、法第33条の規定の見直しに際してデジタル教科書の拡大機能、音声機能等を支障なく使用できることを明確にすべきである。</p>	日本弁理士会
329	<p>(意見4) 「第2節デジタル教科書 2. 検討結果 (3) 補償金請求権について」において、「デジタル教科書への著作物の掲載行為についても、一定の補償金の支払を求めるべきである」という意見に賛成する。</p> <p>(理由4) デジタルであるか紙媒体であるかにかかわらず、デジタル教科書についても紙の検定教科書同様に補償金は支払われるべきである。</p>	日本弁理士会
331	<p>(意見4) 「第2節デジタル教科書 2. 検討結果 (3) 補償金請求権について」において、「デジタル教科書への著作物の掲載行為についても、一定の補償金の支払を求めるべきである」という意見に賛成する。</p> <p>(理由4) デジタルであるか紙媒体であるかにかかわらず、デジタル教科書についても紙の検定教科書同様に補償金は支払われるべきである。</p>	日本弁理士会
353	<p>2. 第2章 教育の情報化の推進等 (2) デジタル教科書 <103～105ページ> 「中間まとめ」にも記述されているとおり、デジタル教科書の使用形態と位置づけについては、当面は紙の教科書を主たる教材として使用することを基本としつつ、デジタル教科書の使用により、学びの充実が期待される教科の一部(単元等)の学習に当たって、デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用(併用)することで、学校教育法第34条第1項等に規定する教科書の使用義務の履行を認める特別の教材とされています。 デジタル教科書の使用形態と位置づけが上記の範囲である前提において、当連盟も小委員会の結論を尊重するものです。</p>	一般社団法人日本民間放送連盟
407	<p>1. 現時点でデジタル教科書が紙の教科書と同一内容で、かつ補助教材相当としている主たる原因は、デジタル教科書版の教科書検定制度を確立できなかったという点が大きいのと思われる。2020年の全面導入を目指すには、まともの通りの導入方法が妥当かと思われるが、デジタルコンテンツは改訂が容易である、年度に関わりなく逐次改訂が可能であるといったメリットもある。よりデジタル教科書のメリットを活かすためにも、デジタル教科書版の検定制度や、紙の教科書との併用ではなく独立した教科書化への検討も引き続き行なうべきである。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会
408	<p>2. デジタル教科書に含まれる著作物の利用に関して、著作権法第33条内で処理するという方向性については、妥当である。まともにもあるように、複製権、譲渡権、公衆送信権などの手当てもあわせて必要かと思われる。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会
409	<p>3. 著作権法第33条2項に関わる補償金請求権については、現時点ではデジタル教科書は紙の教科書に対して完全に同一であることが求められており、単にメディアの形が変わっただけという見方もできる。現時点でも補償金の額は、教科書の出版部数と関わりなく一定であることから、デジタル教科書掲載分が増えるからといって、補償金額も増えるという理屈にはなり得ない。著作権者と出版社との契約の中で、紙とデジタルの包括契約という形でまとめる事も可能であり、特段にデジタル教科書掲載分の補償金請求権を設定する必要はないと考えられる。このあたりはすでに一般の書籍では電子出版契約として先例があるところでもあり、民間団体の契約に委ねるべきと考える。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会

両方への意見・その他

番号	意見	個人／団体名
91_2	<p>(2)5つの権利制限の拡充について さらに、本中間まとめの第2章以下で拡充すべきとされている、5つの権利制限、すなわち、(e)著作権法第35条における授業における教材等の異時公衆送信、(f)著作権法第33条におけるデジタル教科書への著作物の掲載、(g)著作権法第37条第3項における受益者への身体障害等により読字に支障のある者の追加等、(h)著作権法第31条第3項における国立国会図書館の自動公衆送信先への外国の図書館等の追加、(i)著作権法第47条における展示著作物の情報提供のための電子機器を用いた複製等についても速やかに拡充することを求める。</p> <p>ここで、真に2次利用可能な形で各種アーカイブの構築・充実を考えるのであれば、裁定制度の見直しや法解釈による対応に関する検討だけでは不十分であり、国会図書館にのみアーカイブ機能を集中させることも適切ではない。特に日本において十分になされているとは言い難いパブリックドメイン資料や絶版資料の利活用をより強力に促進するべきであり、著作権法の改正により、(i)現行著作権法第31条で国会図書館のみに可能とされている絶版等資料の電子利用をあらゆる図書館及び文書館に可能とすること、合わせて(ii)同条における絶版等資料以外の資料についての「滅失、損傷若しくは汚損を避けるため」という電子化のための要件を緩和してここにアーカイブ化のためという目的を追加し、著作権保護期間満了後の資料公開に備えた事前の電子化を明確に可能とすること、及び(iii)個人アーカイブの作成が第30条の私的複製の範囲に含まれることを条文上明記し、個人資料の利活用及び著作権保護期間満了後の公開を促すことを私は求める。このような権利制限又は例外が不必要に狭くされるべきではなく、その他者がアーカイブを直接利用しないことを前提として他者の力を借りたアーカイブ化も可能とされるべきである。</p>	個人
59_2	<p>意見の趣旨 第2「第2章 教育の情報化の促進等」について 1 授業の過程における教材・参考文献や講義映像等の送信に関して、オンデマンド型の公衆送信などの異時公衆送信を、権利者への補償金請求権を付与した上で、著作権法35条の権利制限の対象とするとの本報告書の提言に賛成する。 2 また、補償金の支払に係る手続に関して、文化庁長官の指定する団体による窓口の一元化を図るべきこととする本報告書の方向性に異存はないが、補償金制度が円滑かつ適切に実施される制度及び運用が期待される。 3 学校教育の目的上必要と認められる限度において、権利者の許諾なく著作物を教科用図書に掲載することを認める著作権法33条の適用対象に、デジタル教科書を含ませるように必要に応じて規定の見直しを行うことが適当であるとする本報告書の提言に賛成する。</p> <p>意見の理由 第2「第2章 教育の情報化の促進等」について 1 近年、情報通信技術を活用して行う教育(いわゆるICT活用教育)を推進することに対する社会的な期待が高まっており、オンデマンド型の公衆送信をはじめ現行著作権法35条2項の対象となっていない異時公衆送信を伴うICT活用教育が実施される機会が増加している。本報告書では、教育機関において権利処理の手続上の負担から、著作物等の利用を断念等した様々な例が挙げられており、異時公衆送信について権利制限の対象とする必要性・正当性に関する具体的な立法事実が説明されている。 他方で、異時公衆送信を権利制限の対象とすることにより権利者に及び得る不利益の度合いは、複製や同時公衆送信よりも異時公衆送信の方が大きく、権利者の正当な利益を保護する観点等から補償金請求権を付与することが適当であるという本報告書の提言も首肯できることである。 当連合会は、2016年(平成28年)5月7日付け「知的財産戦略本部『次世代知財システム検討委員会報告書』に対する意見書」において、「多様性・柔軟性を内包した著作権システムを構築するためには、…多様な政策手段の中から適切なものを選択し課題に対し柔軟に解決する必要がある」とし、その方策の一つとして、報酬請求権付権利制限規定の活用等を図ることを提言してきたが、異時公衆送信に対する補償金請求権の付与は、これに沿うものと考えられる。 2 もっとも、本報告書でも指摘されているとおり、補償金制度の実効化のためには、教育機関が負うこととなる補償金の支払に係る手続負担を極力低くする必要がある。この点、本報告書では、文化庁長官の指定する団体による窓口の一元化を図るべきこととしている。当連合会も、このような方向性に異存はない。いずれにせよ、補償金制度が円滑かつ適切に実施される制度及び運用が期待されることである。 3 ICT活用教育の一環として、デジタル教科書の導入が教育上有意義である ことに鑑みれば、学校教育の目的上必要と認められる限度において、権利者の許諾なく著作物を教科用図書に掲載することを認める著作権法33条の適用対象に、デジタル教科書を含ませるように必要に応じて規定の見直しを行うことが適当であるとする本報告書の提言に賛成する。 以上</p>	日本弁護士連合会
413_2	<p>■第1節 教育機関における著作物利用の円滑化 2. 検討結果【P79～】 異時公衆送信について(高等教育に関する議論になりがちですが)、初等中等教育の授業の過程における35条や38条による著作物利用は、学習指導要領に基づく教科書・教材の二次利用が大半を占めると考えられます。35条の但し書きに示された「著作権者の利益を不当に害する場合」として考えて制限しすぎることなく、授業の過程における教科書・教材の利用の実態に即して、異時公衆送信(オンデマンド学習や予習・宿題での家庭への配信など)の補償金の対象とすること共に、出版社自身も含めた、教科書や教材の著作権者に補償金が正しく配分されることを希望します。 配分根拠は学習指導要領の教科・科目の時間配分や、教科書の利用されている著作物の教科書全体のページ数に比した利用割合等を根拠とすることで簡便化を図り、(補償金と包括的なライセンスと組み合わせた場合も)調査費用や都度申請などの現場負担や間接コストを増加させずに、著作権者も納得できるような合理的な施策が必要と考えます。 また、入試問題も授業の過程で多数利用されるので、大学や教育委員会も権利者として補償金の配分対象となると考えます。出版社が権利者と利用者の双方の立場があるのと同様に、大学等が双方の立場で考えることが、当事者協議会での建設的な議論につながることを期待しています。</p> <p>■第2節 デジタル教科書【P100～】 33条の対象となるデジタル教科書は(教科書検定の範囲として)紙の教科書同様の部分と見なされていますが、デジタル教科書に付属する音声・動画や、準拠教材(教科書の二次利用)は事前許諾が必要となります。しかし、これらについても、前述のように利用できない著作物が発生することのないように、事後的に補償金を支払えば利用できる権利制限を導入することで、教科書・教材のデジタル化と教育の情報化が推進できることは前述のとおりです。 教科書に掲載される著作物が、学校教育・過程教育の場で一貫してかみ・デジタルを問わずにより円滑に利用できることを要望する次第です。</p>	株式会社ベネッセコーポレーション

「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ(平成29年2月)」に対する意見

第3章 障害者の情報アクセス機会の充実

(1) 書籍等へのアクセス環境の充実に関する要望について

番号	意見	個人／団体名
91_3	<p>(2)5つの権利制限の拡充について さらに、本中間まとめの第2章以下で拡充すべきとされている、5つの権利制限、すなわち、(e)著作権法第35条における授業における教材等の異時公衆送信、(f)著作権法第33条におけるデジタル教科書への著作物の掲載、(g)著作権法第37条第3項における受益者への身体障害等により読字に支障のある者の追加等、(h)著作権法第31条第3項における国立国会図書館の自動公衆送信先への外国の図書館等の追加、(i)著作権法第47条における展示著作物の情報提供のための電子機器を用いた複製等についても速やかに拡充することを求める。</p> <p>ここで、真に2次利用可能な形で各種アーカイブの構築・充実を考えるのであれば、裁定制度の見直しや法解釈による対応に関する検討だけでは不十分であり、国会図書館にのみアーカイブ機能を集中させることも適切ではない。特に日本において十分になされているとは言い難いパブリックドメイン資料や絶版資料の利活用をより強力に促進するべきであり、著作権法の改正により、(i)現行著作権法第31条で国会図書館のみに可能とされている絶版等資料の電子利用をあらゆる図書館及び文書館に可能とすること、合わせて(ii)同条における絶版等資料以外の資料についての「滅失、損傷若しくは汚損を避けるため」という電子化のための要件を緩和してここにアーカイブ化のためという目的を追加し、著作権保護期間満了後の資料公開に備えた事前の電子化を明確に可能とすること、及び(iii)個人アーカイブの作成が第30条の私的複製の範囲に含まれることを条文上明記し、個人資料の利活用及び著作権保護期間満了後の公開を促すことを私は求める。このような権利制限又は例外が不必要に狭くされるべきではなく、その他者がアーカイブを直接利用しないことを前提として他者の力を借りたアーカイブ化も可能とされるべきである。</p>	個人
179	<p>1 資料の利用方法に公衆送信を追加することについて 【意見】 第37条第3項で視覚障害者等のために製作した資料を公衆送信で提供できるようになることは大変望ましい改正であると考えます。</p> <p>【理由】 これまでは、貸出、自動公衆送信、譲渡による提供が認められている。しかし、来館が困難な視覚障害者等に対して、資料データをメール送信するような個別の直接提供ができなかった。大きな容量の音声データをメール添付で送ることは現実的ではないが、資料の一部や小さな容量のデータを必要とする利用者に提供できるようになる。 また、インターネットサイトからのダウンロード等がうまく利用できない障害者があり、個別の送信の方が利用しやすい場合がある。なお、図書館等は視覚障害者等の特定をきちんと行っていて、権利者に特段の不利益を及ぼすことはありえない。</p>	公益社団法人日本図書館協会
180	<p>2 肢体障害等の物理的な理由で利用が困難な人を利用対象者に加えることを明確化することについて 【意見】 第37条第3項の利用対象者に、肢体障害等による物理的な意味で視覚著作物が利用できない人に加えることを明確化することは、国民への周知を促すことにもつながるものであり、賛成する。</p> <p>【理由】 図書館関係団体は権利者との合意に基づく「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」により、すでに肢体障害者等の物理的な意味で利用が困難な人への提供を行ってきている。この間、円滑な運用がなされ、問題も生じていない。 肢体障害等を理由に物理的な意味で視覚著作物が利用できない人が多く存在し、それらの人たちにも視覚障害者等のために製作している資料が有効であることは明確である。今後も図書館は利用者の特定に留意しながら資料の提供をしていきたい。</p>	公益社団法人日本図書館協会
181	<p>3 資料製作が行える主体にボランティアグループが加わりやすくすることについて 【意見】 視覚障害者等の利用者の特定を行い、質の高い複製物を製作提供するボランティアグループを主体施設に加えることに賛成する。</p> <p>【理由】 視覚障害者等のための複製(音訳等)を、図書館などに所属しないボランティアグループが行っていることがある。個人的依頼による複製(30条)や自治体広報の製作(権利者からの依頼)の場合は問題ないが、複製した資料を保存し多くの視覚障害者等に提供している例もある。個別に許諾を得ているグループもあるようだが、ボランティアが許諾事務を行い続けることも大変である。そこで、視覚障害者等を特定して提供を行うグループについては、複製した資料の質の確保が重要である。権利者に対する同一性保持の尊重と、利用者に対する義務であると考え。質の悪い録音等の資料が提供されてしまうと、利用者には大変迷惑なこととなる。質の確保のためには、ボランティアやその指導者を対象とする研修会の実施による技術の向上や、製作途中での内容校正と修正を行うこと等が必要である。 視覚障害者等の利用者の特定を正しく行い、一定水準以上の複製物を提供できるグループを積極的に主体とできるよう、政令等で規定することが望ましいと考える。</p>	公益社団法人日本図書館協会

番号	意見	個人／団体名
230	<p>一般社団法人全国障害学生支援協議会(通称 AHEAD JAPAN, 代表理事 石川 准, http://ahead-japan.org/)は、全国の大学・高専等、高等教育機関により構成される協議会です。高等教育機関におけるにおける障害学生支援に関する相互の連携・協力体制を確保するとともに、実践交流を促し、障害学生支援に関する調査・研究及び研修・啓発を行って実務への還元を図り、大学における障害学生支援の充実並びに学術研究の発展に寄与することを目的とした事業を行っております。</p> <p>近年、国連障害者権利条約批准と障害者差別解消法の施行により、障害のある学生への差別禁止と合理的配慮の提供が義務または努力義務となったことを受け、大学等での障害学生支援が全国で急速に広がっています。またその中で、文献、資料や教材等、著作物へのアクセシビリティの確保は、障害学生支援の業務において、最も重要かつ日常的なもののひとつとなっています。多様な印刷物・著作物を、点字文書やテキストデータ、録音等に変換したり、動画に字幕をつけたりといったアクセシビリティ確保が行われています。</p> <p>これまで、著作物の複製主体に障害学生支援の担当部署が「図書館等」に含まれることが施行令に明示されていなかったことから、大学図書館等との連携により支援を実施してきた大学等があります。しかし、大学等で障害学生支援を実施する部署は、大学図書館ではなく、障害学生支援を業務とする専門性のある部署です。このことは、文科省による差別解消法に関する対応指針や、文科省高等教育による2012年公開の第一次まとめ、2017年公開予定の第二次まとめにおいても言及されています。過去、大学での支援業務の実態と施行令との食い違いにより、大学組織内で図書館業務との調整に苦慮してきた障害学生支援の担当部署は少なくありません。</p> <p>この点について、文化庁文化審議著作権分科会法制・基本問題小委員会から著作権法改正の方向性を示す中間まとめ・第3章では、障害者の情報アクセス機会の充実に関して、著作権法第37条第3項について以下の3点が言及されています。</p> <p>(ア)受益者の拡大に向けた改正を行う(発達障害、肢体不自由を含む) (イ)個別の利用者へのメール送信を含めた公衆送信を可とする (ウ)複製の主体に一定の条件を満たしたボランティア団体を追加する</p> <p>(ア)と(イ)の改正は、大学での支援においても極めて重要な点で、検討に加えられたことに深く感謝し、改正に強く賛同いたします。ところが、上記(ウ)においては、「障害学生支援室が、現行の著作権法施行令では、著作権法第37条第3項に基づいた複製の主体になりえるかどうかがあいまいである」という問題について全く言及がなされておりません。障害学生支援業務は、すべての大学において必要となる業務です。このような支援の実態と施行令との食い違いは、円滑で時宜を得たアクセシビリティの保障が、全国の大学に幅広く定着し、一般常識となっていくことを阻む懸念があります。そこで「大学において障害学生支援を担当する部署を、施行令において複製等の主体に含めることを明記していただきたい」という意見を、パブリックコメントしてここにお伝えいたします。何卒よろしく願い申し上げます。</p>	<p>一般社団法人全国 高等教育障害学生 支援協議会</p>
299	<p>ア. 法第37条第3項における受益者の範囲の拡大について 身体的障害により読書を行うことができない者を同項の受益者として明示することは、マラケシュ条約締結に向けても必要なことであり、当協会も協議に参加し成立した、図書館関係団体による「図書館等の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」に規定する範囲において賛成するものである。</p> <p>ウ. 法第37条第3項により複製等を行える主体の拡大について 中間まとめで述べられているように、ボランティアグループが著作権施行令で制限列举されている団体等に劣らない役割を障害者のための録音図書等の作成に果たしていることについては理解し、ボランティアグループに主体の拡大を行うことには大筋では賛成する。ただしまったく無制限に拡大することは、権利者保護の観点からも作成される録音図書等の質の確保の面からも望ましくない。中間まとめp.113の注にも示されているように、事業責任者(あるいは現実に録音図書等の作成に当たる者も含め)、著作権法に関する基礎的な講習を受講していることや、当該ボランティアグループが継続的に運営され受益者に安定的に録音図書等を提供できる団体であることが担保されるような一定の条件を満たしていることが必要である。</p>	<p>一般社団法人日本 書籍出版協会</p>
315	<p>国立大学法人筑波大学では、視覚障害、聴覚障害、運動・内部障害、発達障害等様々な障害のある学生に対して修学上の支援を提供していますが、近年、学習形態の多様化、障害の多様化などの新たな課題への対応を迫られています。</p> <p>文化庁文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会から著作権法改正の方向性を示す中間まとめが示され、第3章では、障害者の情報アクセス機会の充実に関して、著作権法第37条第3項について以下の3点が言及されています。</p> <p>(ア)受益者の拡大に向けた改正を行う(従来の視覚障害に、発達障害、肢体不自由を含む) (イ)個別の利用者へのメール送信を含めた公衆送信を可とする (ウ)複製の主体に一定の条件を満たしたボランティア団体を追加する</p> <p>(ア)については、本学においても上肢障害のため、本のページを繰ることのできない学生や読字障害のある学生に対する電子データの提供が喫緊の課題になっており、時宜にかなった改正の検討に感謝いたします。</p> <p>(イ)については、近年ネットワークの活用が進む一方、図書館の検索サイトや文献のデータベースなどのアクセシビリティが、障害のあるユーザーのニーズに対応していない場合が見受けられます。個別の利用者へのメール送信を含めた公衆送信を可とすることは、資料への効率的なアクセスを可能にするという上で、大変有益であり、改正に賛同いたします。</p> <p>(ウ)については、これまで本学において、視覚障害のある学生の教科書や資料は、DACセンターアクセシビリティ部門(旧障害学生支援室)により養成された学生がテキストデータ化を行ってきました。しかし、大学で支援を担当する部署が複製の主体として認められていないことから、電子化された資料は個人の利用に限られ、複数の学生が利用することはできませんでした。この問題を解決するため、本学でも平成29年4月より、大学図書館とアクセシビリティ部門が連携を図り、図書館の蔵書資料の電子データの提供を試行的に行います。これは、障害学生に対する図書館の合理的配慮という点で大きな意義があります。しかしながら、大学での学習や研究活動に必要な膨大な文献や資料へのアクセスを担保するためには、図書館やボランティア団体に加え、障害学生を担当する部署など複数の担い手による支援が必要となります。従って、施行令において、障害学生の支援を担当する部署が複製の主体となりうることは、究めて重要であると考えます。</p>	<p>国立大学法人筑波 大学</p>

番号	意見	個人／団体名
392	<p>法第37条第3項により複製等を行える主体にボランティアグループが加わりやすくすることについて賛成します。毎年5万タイトルの書籍が発売されているこの国の現状の中で、アクセシブルな図書は圧倒的に少ないと言わざるをえません。全国で音訳活動に勤しんでいるボランティアグループの中には、図書館に関与していないグループが多く存在しています。このようなボランティアグループが法第37条第3項に基づき複製等を行うことができるようになれば、アクセシブルな図書が飛躍的に増えると考えられます。</p> <p>現在、半永久的に著作権許諾の事務手続きを行い続けることに限界を感じた複数のボランティアグループが、文化庁長官の個別指定を受けたものの、多大な時間がかかること、慣れない事務手続きに負担を感じ、後に続くボランティアグループが出てこない現実を考えると、ぜひとも主体の拡大を願うものです。</p> <p>さてここで、常に懸念されている質の問題について言及いたします。音訳の質の担保が重要だということは、音訳ボランティアなら誰でも自覚していますし、視覚障害者の目の代わりだという自覚も持っています。残念ながらすべてのボランティアグループとは言いがたいのですが、質の高い音訳を行っているところもたくさん存在しています。</p> <p>設立から30年から50年を経ているグループもあり、それぞれに外部から講師を招いたり、グループ内のベテラン音訳者が講師となって、音訳技術等のスキルアップ講座を開いています。また、著作権法に関する勉強会も実施されています。しかしながら、小規模なボランティアグループでは、経済的にも負担が大きく講習会を定期的に行うことが、厳しいことも事実であります。こういった例に対しては、図書館等の主催による講習会に部外者にあたるボランティアグループにも、門戸を拡げていただけるよう、協力体制を構築することも合わせてお願い申し上げます。</p> <p>最後に、音訳ボランティア自身の現状について、述べさせていただきます。</p> <p>図書館も含め、全国的に音訳者が高齢化しています。更には、音訳者養成講座を開催するも、若手が集まらず定着しないという現実。やがては、肉声による音訳図書は、消えてしまうかもしれないという危機感を持っているのは、私一人ではないはずです。</p> <p>長年、図書館に関与せずともアクセシブルな図書を作り続けてきたボランティアグループが、更なる使命感の下、モチベーションがあがるような活動ができますように、ボランティア当事者として、心からお願い申し上げるしだいです。</p>	全国音訳ボランティアネットワーク
410	<p>「おわりに」の章にある通り、本中間まとめでは、著作権法第37条第3項における受益者の範囲について、身体障害等により読字に支障がある者を加えることや、同項により認められる著作物の利用行為にメール送信等を含めること、ボランティアグループ等が同項に基づき複製等を行うことができる主体となり得るようにすることが提言されており、これらについて早急に権利制限規定の拡充が求められる。</p>	一般社団法人インターネットユーザー協会

(2) 放送番組へのアクセス環境の充実に関する要望

番号	意見	個人／団体名
354	<p>3. 第3章 障害者の情報アクセス機会の充実 <114～118ページ> テレビ各社は、障害者の放送番組に対するアクセス機会の充実の観点から、総務省が平成19年に策定した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」にそって、字幕放送や解説放送等の充実に努めているところです。現在、関係者間協議においては、障害者団体において、障害者に対するニーズの調査や事業の具体化、インターネット上の既存のサービスを用いた自動公衆送信の仕組みの具体化に向けた検討など、ニーズの更なる把握と具体的な事業計画の検討が行われているところです。 今後の関係者間協議での検討は、そうした障害者団体における検討結果を見て再開されることとなりますが、放送事業者としては、災害時の情報提供は視聴者の生命・財産に直接関わる情報伝達となることから、第三者によるサービスの実施にはどうしても慎重にならざるを得ません。 こうした放送事業者の立場をご理解いただけるものと理解したうえで、当連盟としては、本件検討にあたっては、従前からの意見のとおり、権利制限によってサービスを実施する以上、当該事業を行う者は非営利であり、かつ責任ある管理・運営に関して十分な能力を有する者に限定されるべきであると考えます。また、受益者が本件サービスの目的に適う者に限定されるよう、実効性のある措置がとられることが、あわせて必要であると考えます。</p>	一般社団法人日本民間放送連盟

その他

番号	意見	個人／団体名
150	<p>著作権法「福祉関係の権利制限」についての提案</p> <p>＊ ＊財団は、マルチメディアデジター図書「 ＊ ＊ ＊ ＊ 」という視聴覚障害者向けのCDを、公共図書館・障害者施設等に大々的に寄贈する活動をしています。その様な福祉事業は、企業のイメージアップの一環だと思われます。私の作画絵本が、そのマルチメディアデジター図書に入っている事を、インターネット上で後日知りました。それまでは、出版社も ＊ ＊財団も何も言ってくれないので、その存在すら知りませんでした。日本児童出版美術家連盟(童美連)での「著作権勉強会」での意見を受けて、出版社を通して ＊ ＊財団に、「私の作画絵本の掲載されたCDの見本を送ってほしい」と依頼すると、財団から、マルチメディアデジター図書の資料と、絵本が収められたCDが送られて来ました。</p> <p>出版社は、とりあえず作者(私)に謝っておけば良からうという態度です。 ＊ ＊財団は、「当財団は文化庁長官より指定団体の認可を頂いている。皆様へ製作する事の連絡は不要ですが、障害のある方への支援の輪が広がる事を願い、連絡を差し上げた。」といった、そちらが分かっているという感じの内容のお返事でした。</p> <p>私は、福祉や障害のある方への支援の重要性を、多分、一般平均より認識している方であり、企業・団体がこのような福祉事業をされるのは、社会にとってとても有意義であると当初より考えています。通常は図書館等に置いてあっても障害のある方が借りられないので、今回初めてCDを見てみると、実に良くできており、全ての文章がプロらしき朗読者の朗読付きで収録されていました。</p> <p> ＊ ＊社は言わずと知れた巨大商社で、通常の出版社よりはるかに巨大な企業グループです。本来は営利追求が目的の株式会社ですが、子会社的に財団法人を作り福祉事業を展開しています。その事自体はとても有意義な事ですが、この様な巨大な組織が、今後、福祉名目でこの様なマルチメディアデジター図書等を、現在の無許諾の著作権法の規定のまま、本格的に次々に展開されると、新刊絵本の販売にもマイナス影響を及ぼす恐れが考えられ、問題があるように思えます。障害のある方の施設・公共図書館等にしか納入はせず、コピー防止の対策を施してあると財団は言いますが、一般の方(障害のない方)が絶対に見ないとはいえ切れません。場合によれば、一般向けの上映会開催も可能でしょう。</p> <p>また、作者のあずかり知らぬ所で、作品が一人歩きしているのも、気持ち悪いものです。私などは、まだ作品数が少ないので、インターネットを通してマルチメディアデジター図書の存在に気が付きましたが、作品数の多い方なら全てを把握するのは不可能です。(＊ ＊財団から各出版社へは、作品使用の挨拶に行ったと、 ＊ ＊財団のホームページ・ブログに書いてあります。)</p> <p>「子供の為、福祉の為」という名目ならば、本来の目的が企業のイメージアップ・宣伝広報から、結果としての利益目的であったとしても、全てが許されるという社会風潮を作り出してしまいます。</p> <p>私は「著作権法 第37条」にも不備があって、よしんば「許諾申請」は無くても良いので、ある程度、大規模な法人によるケースだけでも、出版社とそこを通して作者(著作権者)に見本1部ずつを提供し、「どんな趣旨のCD等を、何部製作するのか、どの様な場所に配布する計画なのか」といった内容の文章を著作権者に報告する「報告 努力義務」を附則できないものかと考えています。なかなか難しい事案とは思いますが、ご検討の程よろしくご願ひ申し上げます。</p> <p>【事務局注:ご意見に含まれていた個人名等については個人情報保護等の観点から伏せさせていただきました。】</p>	個人
151	<p>【意見】著作権法第37条に基づいた複製の主体になることができる対象を「視覚障害等のある幼児児童生徒学生の支援を行う者」にさせていただくようにお願いします。</p> <p>【理由】教科書バリアフリー法では、教科書をアクセシブルにするための規定がなされていますが、小学校、中学校、高等学校の教科書に限定されています。そのため、保育園、幼稚園、小中学校、高等学校、高専、大学等で教育を受けている視覚障害等のある幼児児童生徒の教育において、教科書と同様に必要不可欠な、絵本、補助教材、参考書、読書感想文をアクセシブルな形式で複製することができるようにする必要があります。そのため、教育に資するために「視覚障害等のある幼児児童生徒学生の支援を行う者」が著作権法第37条に基づいて、教育に利用する教科書以外の教材等をアクセシブルにするための複製が出来るようにしていただきたいと考えた次第です。</p>	個人
156	<p>【意見】視覚障害者のほか、読字障害や身体障害により書籍の保持等ができない者が利用しやすい形式には、DAISY以外のデジタルファイル形式もあることを誤解のないように解説して欲しい。</p> <p>【理由】障害者の情報アクセス機会の充実の中にDAISYに関する記載が多く見られるが、視覚障害者のほか、読字障害や身体障害により書籍の保持等ができない者が利用しやすい形式には、アクセシブルPDF、テキストデータ、HTML、音声ファイル等のファイル形式もある。そのため、誤解のないように解説して欲しい。</p>	個人
157	<p>【意見】障害者の情報アクセス機会の充実の中に「拡大図書」という記載があるが、「拡大図書」の中に、デジタル拡大図書(例えば、PDFをタブレット端末等で拡大して読む)も含めて欲しい。</p> <p>【理由】弱視(ロービジョン)の人達の視機能は多様であるため、拡大図書と言っても文字サイズ、書体、コントラスト等を変更した個別対応が必要になる。また、一人の弱視者でも、その日の調子や環境によって見え方が変化するため、一人で複数の拡大図書が必要になることがあり得る。一方、デジタル拡大図書であれば、タブレット端末等の機能で、文字サイズ、書体、コントラスト等を変更できるため、一つのデータで様々なニーズに対応できるし、コストパフォーマンスも高いため、利用できるようにして欲しい。</p>	個人
158	<p>【意見】教科書だけではなく、学校で利用するすべての著作物に関して、障害のある子ども達がアクセスできるように明記して欲しい。</p> <p>【理由】教科書バリアフリー法でも、本中間まとめでも、障害のある子ども達に保障されているのは、教科書へのアクセシビリティのみである。学校での教育活動の中には、本報告の「第1節 教育機関における著作物利用の円滑化」でも言及されている通り、ICTの活用や反転学習等に必要補助教材が数多く存在する。これら補助教材も教科書と同様に扱う必要があると考えられる。</p>	個人
194	<p>「障害者以外への流出防止措置」として、障害者手帳や医師の診断書等に基づき障害者であることを確認できた者が利用できるようなすとなっています。</p> <p>ここでいう「障害者」の定義の確認が必要ですが、軽度・中等度等手帳に達していない人でも、通常の音声放送は聞き取りにくい人も多いし、加齢性難聴も多い。</p> <p>聴覚障害者情報提供施設においては、手帳や診断書がなくとも、所長が聞こえにくい者と判断すれば利用できるようなしてほしい。</p>	個人
195	<p>「これに対し、権利者団体からは、有料放送について障害者が規定の料金を支払って会員になっているのであれば良いとの意見や、」</p> <p>これは、障害者権利条約を理解していない残念な発言だと思います。</p> <p>サービスを提供する以上、障害者の利用も想定して提供するものと思います。</p> <p>放送事業者が提供する番組のうち、字幕がある番組だけを選んで契約するタイプであれば、上記の見解も一理ありますが、月額、年額という契約の場合、字幕付与を求めて当然の権利かと思えます。</p> <p>NHKの集金に対して「字幕が付与されていない番組があるから契約しない。」で良いということでしょうか。</p>	個人
196	<p>「障害者を優遇することにもなりかねない」という発言。</p> <p>女性活躍推進でも「ポジティブ・アクション」、障害者差別解消法でも「アファーマティブ・アクション(積極的差別是正措置)」と言われているように、情報アクセスを保障してはじめて、健常者と同じ情報源を持つことになる。</p> <p>障害者権利条約さえ理解していない発言で残念です。</p> <p>今後に期待します。</p>	個人
336	<p>音訳ボランティアをしている者ですが、市販の図書を現行法規では自由に音訳することができません。</p> <p>一方で電子書籍なども多数出版されており、これに少し手を加えれば、そのまま合成音声化可能なテキストデータに変換したり、合成音声で読んでデジター図書としたり、人間が読んでデジター図書としたりしたものを一緒に販売する事も可能と思います。</p> <p>障害者だけの特別なもの、と考えるといつまでも点数は少なく、価格も下がりませんが、健常者でも耳で聞きたいという需要はあるかと思えますので、電子書籍をボランティアが勝手にテキスト化あるいは音声化したものを出版社に提供し、健常者も障害者も一緒に利用できる、というような方向も可能となるようご検討いただけませんか。</p> <p>少なくとも合成音声で読むテキスト化においては、ボランティアの技術の差はほとんど関係なく、一定の品質が保たれると考えます。</p>	個人

「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ(平成29年2月)」に対する意見

第4章 著作物等のアーカイブの利活用促進

第1節 著作物等の保存に係る著作権制度上の課題

番号	意見	個人/団体名
182	第1節で指摘されているとおり、図書館などアーカイブ機関が損傷等が生じる前に複製が可能となる制度を認めていただきたい。国立国会図書館に所蔵されていない資料も多く存在しており、地域の図書館等が保存している資料への対応は急がれる状況にある。	公益社団法人日本図書館協会
289_2	4. 第4章第1節について デジタルコンテンツのアーカイブを構築することは、官民を問わず行う意義があることだと考えております。アーカイブ構築化に向けた昨今の取り組みの継続のための環境を整備、維持して頂き、また取り組む上で不十分な点については速やかに手当てを検討頂きたいと考えます。 そのような観点から、図書館等以外の施設(業界団体が設立する資料館等)においても、「資料の保存のため必要がある場合」の複製を容易に行えるようにするために、著作権者の不利益とならないよう要件等を工夫しつつ、権利制限の対象となる複製主体の拡充(主体の追加、政令で定める手続きの緩和等)を、ご検討いただければ幸いです。	一般社団法人日本知的財産協会

第2節 著作物等の活用に係る著作権制度上の課題

番号	意見	個人/団体名
6	ドイツ・ハイデルベルク大学東アジア研究センター日本学科教授の*****です。私の専門は日本近代史で、絶版になったなど手に入れにくい一次資料をよく使う研究がメインです。そのため、もし在ベルリンのドイツ国立図書館経由にそのような資料を日本の国立国会図書館から受ける可能性ができましたら、私の研究のために非常に便利です。よって、国立国会図書館が絶版等資料に係る著作物を自動公衆送信できる送信先の施設に、図書館等に類する外国の施設を追加する著作権法の改正を支持します。	個人
7	I am a librarian of Berlin State Library, East Asia Department. Research on Japan is certainly based on books, periodicals, statistics, pamphlets etc. from Japan. Many German scholars turn to our library to get access to Japanese resources. However, collections of Japanese materials in German libraries are limited and cannot compete with the rich collections available in Japan. Therefore access to materials available in Japan is of great importance for scholars. The collections of the NDL hold very important and often unique materials for research about Japan. Japanese studies abroad are dependent on these materials in order to conduct extended research on Japanese history, society, language, culture etc. Today digital collections have made the usage of many library collections much easier. The digital collections of the NDL are a major basis for research on Japan and the materials that are already available in open access are cherished very much in the community of scholars doing research on Japan. However, there is also much frustration that many digitized materials currently cannot be accessed from abroad, although there is the urgent need to use these materials for research. It would foster Japanese studies abroad in a very substantial way, if the access to the digital collections of the NDL could be extended to libraries abroad as explained on p. 123-124 in the chuukan matome. Therefore I strongly support the plan to include libraries abroad in the soushin saabisu! This would be a big step forward to improve the research basis for Japanese studies! Scholars abroad doing research on Japan would benefit very much from such an extended access via the sooshin saabisu!	個人
8	As a scholar of Japanese religion and cultural history, I can say that it would foster Japanese studies abroad in a very substantial way, if the access to the digital collections of the NDL could be extended to libraries abroad as explained on p. 123-124 in the chuukan matome. Therefore I strongly support the plan to include libraries abroad in the soushin saabisu! This would be a big step forward to improve the research basis for Japanese studies! Scholars abroad doing research on Japan would benefit very much from such an extended access via the soushin saabisu!	個人
10	Hello, I have studied Japanese and Library Science and currently working as a librarian at the Berlin State Library (East Asia Department) and at the library of the German-Japanese Center Berlin. Both during my studies and during my work as a librarian, I have used the online services the NDL provides. I am forever grateful for the open access materials, but sometimes, I am also frustrated about digital articles and such only available in Japan through 送信サービス. When studying Japanese studies in Germany, students and scholars can only access rather limited collections of Japanese books. Many of them turn to the Berlin State Library, as we hold one of the biggest Japanese books collections in Germany, but of course, that is not enough sometimes and definitely not in the least comparable to the vast collections of the NDL. Not many researchers have the possibilities and funds to go to Japan for their studies and in a world as connected as ours is today, I personally don't think they should need to. Still, researchers and librarians are dependent on the publicly accessible materials of the NDL and therefore I strongly support the plan to include libraries abroad in the 送信サービス as explained on p. 123-124 in the 中間まとめ. Students and Scholars abroad would highly benefit from that inclusion, it would make research on Japan indefinitely easier, faster and probably even more popular. I think, the NDL would benefit, too, since it would greatly increase their user numbers and rise their reputation and recognition.	個人
11	以上の中間まとめ(p.123-124)には、国立国会図書館による資料送信サービスの送信先施設の拡充として、海外の図書館などを含めるように法改正すべきであるということが書いてありました。そのようなサービスの拡充を通して国立国会図書館の貴重な情報源である資料が、海外で日本関係の研究を行っている人々にも日本学を学んでいる学生にもアクセスしやすくなりますので、積極的なご検討のほどよろしくお願い致します。	個人
12	私はドイツのベルリン国立図書館東アジア部内で、ドイツ語圏の研究者に向けた日本関係の文献サービスに従事しています。ドイツ語圏の図書館および研究所が所蔵する日本語文献は数が限られているため、国会図書館が提供する複写サービスを頻りに利用させていただいています。 国会図書館のデジタルアーカイブもまた、海外の日本学研究者にとってきわめて有用な存在ですが、利用が国内の参加機関に限られている対象物も少なくなく歯がゆく感じています。 今後、海外における日本関連研究の裾野を広げ深めるためにも、デジタルアーカイブおよび送信サービスのより柔軟な運用が望まれます。日本国内の研究者と同等に資料を入手できるようになれば、海外の研究者にとってこれは画期的な進歩です。 上記の理由により、2017年2月28日付「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」で言及された、絶版等資料の送信サービスを海外図書館へ拡充することを希望いたします。	個人
14	Large parts of the digital collections of the National Diet Library are unfortunately not accessible for reasons of copyright law from abroad. Access to these digitizations is of great importance for research in the various fields of Japanese Studies in abroad. Therefore, our institute advocates a change of law, that allows for improved access to these materials.	個人

番号	意見	個人／団体名
15	私は司書としてノルウェー、オスロ大学図書館に勤務し、当大学の日本学研究と授業の支援をしている。日本に雑誌記事を注文するに当たり著作権の問題によりPDFのメール添付を使わず、通常郵便に頼っているが、これは手間、時間、経費がかかる上に、紙媒体を(航空)郵便で海外に届けるという環境に負担のかかる形をとっている。欧州では、図書館間のやり取りはPDFで、利用者に提供する際に図書館がプリントアウトして、利用者に渡すという形式がとられており、時間的、経済的、手間上も合理的な方法である。デジタル化の遅れている日本の雑誌資料をいち早く簡便に利用者に提供するのに、現時点で日本の図書館と海外の学術図書館がこの方法を取り入れることができないことを大変不合理だと考えている。学術支援を目的とし、学術図書館システムを信頼し、例えば図書館としての登録をした上で、海外の学術図書館に日本の学術図書館が雑誌記事をPDFで提供し、受け取った図書館はそれを紙媒体として利用者に提供することが可能になれば、多くの利用者や図書館がその利益を受けることになり、且つ経済的にも物理的にも負担が軽減され、デジタル時代の利点を十分に活用することができるといえよう。著作権によって守るべきものがあることは十分理解している。しかし、学術図書館への信頼を前もって登録するなど確かなものとし、デジタル資料が乱用されることを防いだ上で、より迅速に、資料提供が可能である環境を利用することが、学術発展の上でも必要である。この点に関し、著作権の守ろうとしている内容を損なわない範囲で、海外の学術図書館に対する信頼関係を築いた上で、より時代にあったサービス提供することが大変重要だと考える。現在、中国や韓国においては、雑誌や書籍のデジタル化が日本よりもはるかに進んでおり、同じ東アジア学を支援するに当たって、日本資料の入手だけが極端に手間暇、経費が必要である状況は海外において大変理不尽に捉えられていることも付け加え、是非、著作権の活用の仕方に柔軟性を認めるようになることを強く希望している。	個人
16	ドイツ・ミュンヘン大学日本センター専任教員の*****と申します。国立国会図書館による資料送信サービスにおいて、デジタル化された資料の送信先施設として海外の図書館を追加するという案(※)に強く賛成いたします。(※「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」第4章・第2節、123-124ページ掲載) 理由は以下の4点です。 1. 海外における日本研究の発展のために 信頼できる機関の手でデジタル化された、日本国内でしか入手できない資料に、できるだけ迅速にアクセスできる環境を整えることは、特に海外で日本研究に従事する研究者に大変有用であり、ひいてはそれが海外における日本研究全体の質的向上および発展に寄与することは間違いありません。 2. 海外における日本理解の促進のために 国際交流という観点から見れば、海外大学で日本研究に従事する研究者の活動は、現地(海外)と日本を結ぶ「メディア」であるとも言えます。したがって、日本研究が発展することは、第一に研究内容の質そのものによって、第二に日本研究や日本語習得を志す学生の質的・量的充実によって、海外における日本理解を促進・拡充することに寄与します。 3. 国内外の研究の交流・発展のために 海外の日本研究において、入手困難という理由のために、不十分な資料に基づいた研究が行われざるを得ない状況がないとは言えません。そのことが、海外の日本研究者による日本国内の研究の軽視・無視(不作為も含め)や、逆に、国内の研究者からの、海外での日本研究に対する低い評価という不幸な事態を招いている実態もまま見られます。資料流通のインフラ整備により、こうした状況が改善され、日本国内外の研究の交流や相互参照が促進されることは、双方の学界にとって望ましいことです。 4. 信頼性のある資料流通のために 文献のデジタル化と流通は時代の趨勢であり、もはやそれを止めることはできない状況です。一部企業のイニシアチブと、さまざまな個人の自主的な活動で、すでに多くのデジタル化された文献が勝手に流通している実情がありますが、それらは法的にも正当性がなく、また、信頼性という意味でも玉石混交で、事実上無法地帯とも言えます。今回のように、政府主導で法的整備を行いつつ、国立国会図書館という権威を持つ機関を中心としたインフラ整備を行うことは、日本に関する「信頼できる」「正しい」情報の流通の上で、非常に重要なことです。	個人
17	「中間まとめ」の第4章第2節において「(1)国立国会図書館による資料送信サービスの拡充」が取り上げられたことは、在外日本専門図書館に司書として勤務し、日本情報を提供する者にとって非常にありがたいことである。近年、国立国会図書館の尽力により、その所蔵するデジタル・コレクションが格段に充実してきたが、在外日本専門図書館は現在、資料送信サービスを利用できる施設として認められていない。そのため、やっと探し出したデジタル・コレクション資料の内容が見られずに、問い合わせしてきた者共々苦しい思いをすることが多い。インターネットが身近になった昨今、日本からの資料の取り寄せに郵便を使うのは時代錯誤に感じられ、問い合わせしてきた者に不便を強いることになる。日本情報への水先案内人の私たちは常に迅速に情報提供できるように努力しているにも拘らず、日本側の著作権法という壁により行く手を阻まれてしまうのは非常に残念なことであり、在外日本人である私にとっては忸怩たる思いに駆られる。海外にある日本専門図書館でも国立国会図書館のデジタル・コレクションが今のような制限なく利用できれば、日本情報が速やかに提供でき、日本学の発展と日本理解に進むことは確かである。その上、日本の情報提供能力の評価も高まる。2020年東京オリンピックに向けて、ドイツを始め各国で日本に対する関心が高まっていく今、著作権の規制を緩和して国立国会図書館による資料送信サービスを拡充し、デジタル・コレクションを在外日本専門図書館でも利用できるようにするのは時宜にかなった方策である。この改正によって日本学研究者または日本に関心を持つ人に迅速で的確な日本情報を提供できるようになれば、私たちが在外日本専門図書館司書には望外の喜びである	個人
18	海外の大学に勤める者として、国立国会図書館による資料送信サービスを海外の図書館を含めて送信先を拡充していただけることを強く願っております。資料の入手が難しい海外における研究者および海外の大学における学生のために、このサービスは欠かせないものと考えます。海外の図書館などの施設も含めるように法の改正をご検討いただきたく何卒お願い申し上げます。	個人
22	国会図書館の資料などは、海外にある図書館などにもアクセスできますようにすべきだとも思います！	個人
23	図書館向けデジタル化資料送信サービスを海外からでも利用可能にさせていただきたいです。海外の大学図書館を利用する学生、大学院生、及び教授は電子化サービスを心待ちにしております。中国語や韓国語ではこのようなサービスがほとんど効率的になってきているのにもかかわらず、日本の電子サービスの利用が著作権等の問題によりスムーズにいかず、海外における日本研究が滞るばかりです。是非海外からも利用可能にしてください。	個人
24	Allowing access to the National Diet Library's services from overseas would be a great benefit for those conducting research about Japan, which would add to Japan's prestige in international scholarship. Please allow registered international libraries access to NDL digital collections.	個人
25	海外の図書館にもデジタル・コレクションをアクセスさせていただくことに賛成です。カリフォルニア大学のアメリカ人の日本研究の学者として、それは大変役に立ちそうです。よろしくお願いします。	個人
26	文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめの「第2節 著作物等の活用に係る著作権制度上の課題」の「(1)国立国会図書館による資料送信サービスの拡充について」ということに強く賛成します。その中に、特に法第31条第3項により絶版等資料を自動公衆送信することのできる施設に、外国の図書館等を追加することに大賛成です。日本研究を行っている外国人にとっては国立国会図書館による絶版等資料の送信サービスを利用できることが必要不可欠であり、このサービスを利用することによって、海外における日本に対する理解が深めていけようし、日本の文化のすばらしさ、その大切さとその意義を全世界にアピールすることに貢献できることにもつながっていくだろう。従って、法第31条第3項の規定に基づき国立国会図書館が絶版等資料に係る著作物を自動公衆送信できる送信先の施設に、同条第1項に規定する図書館等に類する外国の施設を追加する法改正に心より賛成しているものである。	個人
27	外国人の研究者として、デジタル化した資料は本当に便利です。利用できて下さい。	個人
28	Please make NDL digital services available to libraries outside Japan. These are essential materials for researchers in the field working outside Japan and open access is of critical importance to the global academic community.	個人

番号	意見	個人／団体名
29	<p>いろいろな資料を研究の目的に使いますが、米国・欧州の方は使いやすい且つ豊富です。机を放てなくて検索したり・読んだりする機能は非常に大事です。日本の例をよく取り上げたいですが、効率低い場合は時間の制約で無視することが多いです。</p> <p>分野は経済学です。地理の側面、産業の状況(特に自動車)、流通の変化のような課題が中心です。</p> <p>よろしくアクセスを安楽できるように。</p>	個人
30	Please make the digital files available to anyone in the world. It will greatly contribute to international research on Japan	個人
31	International access to the NDL digital resource collection would provide an immensely important resource for scholars and others who seek to understand Japan and its past. I have used these resources in the NDL and have an appreciation of their value to scholars and serious students of Japan. Any change to copyright laws that will give international audiences the same access to these resources as is afforded to Japanese researchers.	個人
32	今、フィリピンのアテネオ・デ・マニラ大学の日本研究科の*****で詰めて国家会議図書館の資料・史料を海外でも見えるようにお願いしたい。特に海外の日本研究者があまり日本に行けないのでよろしくお願いします	個人
33	As professor in Japanese language and culture, I strongly support the recommendation by the subcommittee. Japan should offer at least the same standard as the PRC or the Republic of Korea.	個人
34	デジタル資料の検索と表示、日本だけじゃなくて、国際的にアクセスできるようにして下さい。日本中世史研究を励んでいる私が大変助かります。是非是非、公開して下さい。よろしくお願いします。	個人
35	アメリカのアイオワ大学で働いている学者で、中世日本文学を中心に研究しています。一年に1、2回ぐらい日本に研究をしに行けませんが、それ以外の時、海外から大切な資料をアクセスができれば、研究に大変便利でいい影響を与えられると思います。よろしくお願いします。	個人
36	海外の図書館を通してNDLのe-資料を提供をお願いいたします。海外にいる大学関係者だけではなく、あらゆる日本研究をする数万人にとっては必要性の高い研究方法でありながら、国際交流のためにも大いに役に立つに違いないと思います。どうぞこのアクセスを可能にすること、こころからお願いいたします。	個人
37	As a research of modern Japanese literature, based at an American university, I want to express my agreement with the subcommittee's recommendation that NDL digital resources be made available to registered university libraries outside Japan. This change would make it much easier for American scholars to produce rigorous, high-quality research on Japan-related topics in a variety of fields and disciplines.	個人
38	I urge changing the current law to extend the National Diet Library's service providing registered libraries access to its digitized materials to libraries abroad. The majority of scholars of Japan do not reside in Japan and so rely on their local or university libraries. Not being able to access digitized materials from abroad limits the utility of this fantastic project.	個人
39	<p>第2節著作物等の活用に関わる著作権制度上の課題、1)国立国会図書館による資料送信サービスの拡充について(p. 123-124)に関して、以下の言及に大いに賛同するとともに、海外の図書館に長年勤務し日本研究者の研究支援に携わってきた者として、今文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会がこの案件を取り上げてくださっていることに深い感謝の意を表したいと思えます。「本小委員会では、絶版等資料は入手が困難であることから、日本研究を行っている外国の図書館等にとっては、国立国会図書館による資料送信サービスを利用できることの利点は大きいものと考えられるとされた。また、我が国の文化を海外発信する観点からも、外国の図書館等に対して貴重な資料を提供できることは重要な意義を有するとされた。このような資料送信サービスの拡充の意義及び国立国会図書館の役割等を踏まえると、法第31条第3項の規定に基づき国立国会図書館が絶版等資料に係る著作物を自動公衆送信できる送信先の施設に、同条第1項に規定する図書館等に類する外国の施設を追加する法改正が求められる」(p. 124)。私は日本滞在中に、この図書館送信サービスを国立国会図書館およびこのサービスに登録している公共図書館で利用させていただいたことがあり、その有用性については実際に確認済みですが、このサービスが海外の図書館に提供されてこなかった事実については非常に残念なことと思っていました。というのも、国立国会図書館で電子化された膨大な資料については、電子化される以前にはインターライブラリー・ローン等で海外の図書館に貸し出していた現物も貸し出さなくなってしまっており、電子化が進んだために海外の図書館で利用できる資料が実質減ってしまったという事実があります。電子化が進んでアクセスできる資料が減るということとはまずあってはならないことだと思いますので、まずはこの事態の是正のために、海外の図書館を図書館送信サービスの対象に入れていただけるよう是非法制度の改正を進めていただきたいと思います。</p> <p>さらに、米国の大学等高等教育機関では、学術雑誌等の基本的な研究資料については電子的に提供されるのがむしろ普通になってきており、研究に必要な資料へのアクセスにかかる時間がどんどん短縮されてきています。そんな中で、日本研究に必要な雑誌論文等の資料については、日本から複写のコピーを得るのに複写請求を出してから海外に住む利用者の手に届くのに少なくとも2週間はかかるという現実、日本と海外に住む日本研究者の研究資料へのアクセスに格差を生み出しています。日本に住んでいれば簡単にすぐアクセス・入手できる資料が、海外に住んでいるために待ち時間が何倍もかかるという現実、海外の研究者たちが一定の研究成果を出すのにかかる時間が無駄に長くなることとなり、またそのために研究の質に影響を与える可能性も秘めており、日本研究の発展をおびやかしかねないと危惧します。さらに言えば、日本発の研究成果へのアクセスを望む海外在住の研究者は、実は日本研究者に限らず、中国や朝鮮学研究あるいは自然科学分野でも大勢います。私は、過去27年間カリフォルニア大学で日本語の資料を提供する図書館に勤めてきましたが、いろいろな分野の研究者たちに接し、そのような研究者たちを助けてまいりました。その経験に基づいても、海外の図書館に国立国会図書館の資料送信サービスを提供できるよう法改正を行うことの意義は大きいと信じて疑いません。この法改正が早く実現するよう、心から祈っております。</p>	個人
40	<p>米国シカゴ大学図書館で日本研究司書を務めております*****と申します。</p> <p>海外にいる研究者および大学図書館の司書として、国会図書館のデジタル資料にアクセスできないということがどんなに研究者にとって苦悩をもたらしているか、日々痛感しております。登録大学の範囲を海外にも広げてくだされば、海外で熱心に日本について研究し、そして日本研究の普及に貢献している教授や大学院生にとっては非常にありがたいこととなります。そして将来日本研究の一人者になる若者(大学生)の育成にもつながります。どうぞご検討よろしくお願い申し上げます。</p>	個人
41	<p>私は、*****と申しまして、アメリカのブランダイス大学で准教授として日本文学を教えています。研究分野は日本漢詩文です。ここ十年来、東京に行くたびごとに必ず国会図書館を訪れ、自分の研究のために資料を閲覧させていただいています。国会図書館の様々な仕組みは、合理的で、わかりやすいと思います。またスタッフも、親切に研究者のために尽くしているという印象をいつも受けます。日本の国会図書館は、まことにほかの図書館の模範と言えます。</p> <p>電子化された資料(特に明治期のもの)も私にとって、非常に貴重な存在となりました。普段アメリカにいますので、インターネットを通じてさまざまな資料を簡単に閲覧できるようになり、研究の環境を根本的に変えました。</p> <p>電子化されたものの、まだインターネットに公開されていない資料に関して、研究者が日本にいる場合は、図書館を通じて「図書館向けデジタル化資料送信サービス」を利用して、それらが閲覧できます。しかし、海外にいる場合は、それができないのが大変残念です。</p> <p>それができたなら、まことに画期的なことであり、研究の大きな進展につながるに違いありません。</p> <p>どうかそれを限定的にでも試していただければ幸いです。</p>	個人

番号	意見	個人／団体名
42	<p>私は海外の大学の、日本学科付属の図書館で図書館員として働いています。弊図書館には約4万冊の日本語文献に加え、日本語の雑誌なども収集し、利用者に提供しています。しかし、日本文化に興味を持ち、海外で日本学を学ぶ学生の興味は多種多様で、それらすべての分野についての文献を提供することは簡単ではありません。さらに、深く学ぼうとするほど、翻訳された文献ではなく、出来るだけ多く信頼性の高い日本語文献を使い勉強したいという要望は自然と高まります。</p> <p>そのように熱意を持って日本学を学んでいる学生や、学生に質の高い日本学の授業を提供したい教員には、現時点で弊図書館が提供できる日本語文献は決して十分とは言えない状況です。日本語資料は他の東アジア資料に比べてデジタル化されているものが少ない中、求める日本資料を検索し、国立国会図書館が所蔵しているデジタル資料を見つけるも、館内利用限定の資料のために、泣く泣く諦める学生や教員も少なくありません。</p> <p>海外の日本学に携わる人々に日本語資料を提供する図書館で、量・質ともに素晴らしい国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスを受けることができれば、各図書館は海外での日本学をよりサポートできるようになります。それは海外の日本文化への理解を深める、非常に有効な手段でもあるはずです。特に大きな日本図書館だけではなく、提供できる資料の限られた小さな学部図書館にとって、このサービスは利用者へのサポートを充実出来るものです。海外で日本学に関わる一員として、海外への図書館向けデジタル化資料送信サービスが実現することを強く願っています。</p>	個人
43	<p>米国からのこれらの資料を使用する事は、学識と日本を大きく改善し、世界中の学者にとって大きな資産となるでしょう。 The ability of use these materials from the United States would greatly improve scholarship and Japan and would be a great asset to scholars all over the world.</p>	個人
44	<p>It is critical for our faculty members, students, scholars and other library's patrons in Japanese studies to be able to access the great scholarly resources that National Diet Library has digitized and made them available over the years. On behalf of our patrons, we would like to sincerely thank the NDL for all these efforts and would like to urge that the access to these valuable resources be continuously available to the scholars, students and other users in the United States.</p>	個人
45	<p>日本文学研究の立場から、国会図書館のデジタル化資料の図書館通信サービスの海外開放の推進を是非お願いいたします。在外の日本文学研究者は、この実現を切実に願っています。</p>	個人
46	<p>国立国会図書館の大量デジタル化作業及びその資料送信サービスは日本文化・学術情報の発信を画期的なものとし、海外における日本研究者にとっても以前と比較にならない格段の便宜をもたらし、日本研究推進に多大の恩恵を施しており感謝するものである。一方送信される資料のうち絶版等資料については現行の法第31条のもとでは国内の幾つかの図書館のみを対象とした限定公開となっており、海外の研究者にとっては、当該資料の遠隔貸借・コピーサービス依頼も拒否され、かえってアクセスが不可能となるため研究上の支障を来させているケースが多い。</p> <p>この度の文化審議会著作権分働分働法制・基本問題小委員会が発表した中間まとめでは、国立国会図書館の資料送信サービス拡充の一環として、絶版等資料へのアクセスを広げる、即ち自動公衆送信することの出来る施設に外国の図書館等を追加することを勧告しており、海外の日本研究支援基盤の一つを統括する立場のものとしてこれを大変嬉しく拝読した次第であり、この著作権法改正が一刻も早く具体化することを期待している。</p>	個人
47	<p>This service would be quite helpful for faculty members at my university who research Japanese language items that are difficult to obtain in the United States.</p>	個人
48	<p>図書館向けデジタル化資料送信サービスを海外の教育機関でも使えるようにしてください。</p>	個人
49	<p>I URGE that NDL make digital collections available to international scholars who conduct research on Japanese printed and manuscript materials. I am a scholar of China and Japan, and access to NDL from the University of Chicago will bring a great benefit to my research.</p>	個人
50	<p>国立国会図書館に出版物のアーカイブ機能を集中させるという考え、また、国立国会図書館が未所蔵の絶版等資料の他の図書館等からの受け入れを開始したことを踏まえ、絶版等資料を自動公衆送信することのできる施設に外国の図書館等を追加することについて適当であるという判断が示されていることに強く賛同します。日本資料へのアクセスがしにくいことから、東アジアの日本以外の地域へと研究対象を変えてしまう学生もいるという話を聞いたことがありますが、この方向で法改正されることで、日本のプレゼンスが少しでも上がり、日本文化に理解を示す若者が国外に増えることを期待します。</p>	個人
51	<p>私は、カリフォルニア大学アーバイン校のアジア研究図書館員です。国会図書館が海外の図書館向けデジタル化資料送信サービスに関する法律に強く支持しています。ありがとうございました！</p>	個人
52	<p>It would be a great improvement and advance international research a lot, if we (university teachers and students) could gain access to the National Diet Library's "soushin" Service. I therefore, as a University Professor living and working in Austria, fully support the suggested amendment of the law which would make this possible.</p>	個人
53	<p>Please grant overseas libraries access to the digitized materials in the National Diet library. Thank you</p>	個人
54	<p>Yes, this is a very important resource. I used it this year and last years to find things I could not find elsewhere. Thanks for retaining availability of this resource if you can.</p>	個人
55	<p>海外における日本研究の促進のためにも、図書館向けデジタル化資料送信サービスを海外の図書館でも可能にするべきだと思います。</p>	個人
56	<p>I fully support the proposed revision of Japan's copyright law to provide access to NDL's digital archives to registered libraries outside of Japan. Access to NDL's collections would greatly benefit students and scholars of Japan worldwide, and contribute to promoting the field of Japanese studies across national borders.</p>	個人
58	<p>私はピッツバーグ大学図書館で日本研究司書をしていますので、日々日本学の研究者や学生から、資料の検索、収集を頼まれます。国立国会図書館のデジタルライブラリには豊富な資料がデジタル化されているのにも関わらず、インターネット公開されているものは2割しかありません。「法第31条第3項により絶版等資料を自動公衆送信することのできる施設に外国の図書館等を追加すること」で、約8割のデジタル資料へのアクセスが海外の日本研究者にももたらされることになり、日本研究への大きなサポートとなります。中国や韓国のデジタル学術資料へのアクセスは日本より進んでおり、デジタル資料の少ない日本研究から中国研究や韓国学研究に学生が専門を変更する傾向も始まっています。日本研究の裾野を広げるためにも、ぜひ自動公衆送信することのできる施設に外国の図書館等を追加してください。</p>	個人
61	<p>Yes, allow international libraries access to NDL, please.</p>	個人

番号	意見	個人／団体名
62	I write to support revision of current NDL policy on digitized materials. I am a tenure-track faculty at an American research university and it is very important to my work to be able to access materials held by NDL through my university's library. It is important for both research and teaching. I hope that NDL will make their digitized collections accessible to libraries in the US and around the world, in the same way they are available to local libraries in Japan. If that is not possible, I ask that the NDL restore ILL scan/copy services for researchers outside Japan. The value of the NDL collection is immeasurable. The collection is an immensely rich resource. I believe you have already invested a lot of money in the digitizing project; making the fruits of that project available more widely is a very small added cost but will increase its impact greatly.	個人
63	Please give overseas libraries access to your digitized materials. Thank you.	個人
64	図書館向けデジタル化資料送信サービスをぜひ海外の図書館でも受けられるようにしてほしいです。現在ではコピーを日本から送ってもらうようになっており、時間がかかり研究がその分遅れます。	個人
65	図書館向けデジタル化資料送信サービスは日本国内だけで海外では通用しません。海外の日本学者にとりましては、ぜひ海外でも見られるようにしてほしいのです。英語圏ならJSTOREなどを通して数多くの学術雑誌が参考できるようになりましたが、日本の学術雑誌その他は日本へ行かないと見られないのが現状です。韓国もDBPIAを通して学術雑誌が見られます。国立国会図書館による資料送信サービスが買い芸まで広がるよう、宜しく願い申し上げます。	個人
66	This would a great step forward for internationalization, globalization, and democratization for Japan, enabling scholars from around the world to continue their efforts working on Japanese language materials from various positions. It would further enhance the value, reach, and scale of the research possible. During the years I have done research at the National Diet Library, the institution has progressively opened itself to more readers in various ways (through computerization, digitization, and copying services). This would be one more way in which the library could open even further. This move would put the NDL on par with the Library of Congress and the Bibliotheque nationale de France as one of the leaders in global document openness. Please do consider making these materials open.	個人
67	I am writing to ask you to make all digitized library materials accessible to an international clientele outside of Japan. It would truly enrich my teaching an research about Japanese history and culture. Thank you very much!	個人
68	As a scholar of Japanese studies in the United States, I support the Subcommittee's recommendation to change the current law to permit libraries abroad to access this service.	個人
69	This service would be very helpful for faculty researchers here, especially with books that cannot be lent by the National Diet Library.	個人
70	Hello, I would very much like to have access to whatever databases NDL makes available to local libraries in Japan via my university library (University of Washington, Seattle). Is not the free circulation of information essential to an educated and informed democratic society? Thank you for your kind consideration.	個人
71	To facilitate research by international scholars on Japan, it is vital to provide international access to digital research archives about Japan. It is in the interest of the Japanese government and the Japanese people to make research materials easily available on the internet to scholars worldwide. A thorough understanding of the Japanese legal, political, historical and cultural environment is essential to the world. Please remove obstacles that prevent worldwide scholars from accessing complete, online information about Japan,. Thank you very much.	個人
72	I would like to support changing the copyright law so that overseas libraries and researchers can access the digitized collections offered by the National Diet Library that are currently restricted to use within Japan only) as well as be able to receive document delivery through either fax or email attachments.	個人
73	Japanese resources are extremely difficult to acquire based on the current copy right law. Research on Japanese studies is not only important in Japan, and it is equally important, if not more, oversea. As Japan is expanding its role as a world leader, I would request for the government to be open for its information and resources to those who are interested in Japan and Japanese studies oversea, especially scholars and students who are conducting Japanese studies at higher education institutions. Today's world is global community and each member need to interact and collaborate with each other. As more countries are opening their resources and government information to the public, I'd hope to see Japan does the same to allow the communication channel undisturbed. Oversea Japanese studies reply heavily on National Diet Library's resources and we'd like to continuing using the valuable resources and services and hope the government to open up more resources and services to oversea scholars.	個人
74	I strongly support this proposal. An expansion of access to the National Diet Library's digital holdings to include library access from outside Japan is a magnificent objective that will greatly facilitate the work of researchers working with Japanese documents from around the world, and improve international academic encounters between Japan and the world.	個人
75	This would be an invaluable service to our library and many other libraries overseas. There are many items in NDL that cannot be found anywhere else in the world, and having the digitized versions of these can open these resources up to our patrons.	個人
76	図書館向けデジタル化資料送信サービスの海外図書館向けサービスが可能になる事を検討していると言う事ですが、これは大変有意義な事だ と思います。我々のようにアメリカの大学図書館で日本書籍の司書として働いている者にとっても、また此方の日本研究者、学生にとっても本当に便利で有難い サービスなので是非デジタル化資料送信サービスが海外でも利用できるようにしていただきたいと願います。検討宜しく願い致します。	個人
77	ピッツバーグ大学図書館のインターライブラリーローンの部署で以前働いていたので、日本研究の先生方が日本語資料の入手にお困りになっていらっしゃるのを目の当たりにしてきました。国立国会図書館のデジタルライブラリーの資料は、今ではディスカバリーサービスでも検索されるのですが、アクセスしてみると館内閲覧制限がかけられていることが多く、がっかりしてしまいます。海外の日本研究のともし火を消さないために、法改正による資料送信サービスの海外への拡充をぜひともお願いいたします。	個人
78	The resources of the National Diet Library are extremely valuable to researchers around the world. Digital access to them would help researchers and librarians to use these items as well as help librarians there give us easier access.	The Graduate Center, CUNY

番号	意見	個人／団体名
79	Please allow university libraries outside of Japan to give access to digitized materials from the NDL to their users. There is such enthusiasm to study Japanese culture and it makes a huge difference to have access to these materials. Thank you.	個人
80	ニュージーランド在住の研究者です。専門は北東アジアの国際関係です。私の研究においては国会図書館が提供している資料は不可欠です。電子化された資料の数が増え、とても感謝しております。しかし、多くの資料の閲覧は管内のみとなっていて、海外に住んでいる研究者にとっては非常に不便です。その中で50-60年前に刊行された資料があり、著作権は既に消滅しているはずですが、それにも拘わらず、外からの閲覧は不可能となっています。より多くの資料が電子化され、館外からの閲覧可能な資料が増えれば、私のような在外研究者の研究がよりスムーズに進み、日本研究という学問も拡大するのではないかと思います。ご検討のほどをよろしく願います。	個人
81	As a scholar of Japanese literature and culture based in the U.S., I am strongly in favor of my library (at Stanford University) having access to the National Diet Library's digitized materials, which I understand are provided to registered libraries in Japan already. Thank you for considering the necessary changes to copyright law to make this possible.	個人
82	米国シカゴ大学図書館で日本研究司書を務めております、****と申します。この度は、国会図書館デジタルコレクションへのアクセスを海外の機関からでも可能に出来るよう、ご検討いただきたくこちら提出させていただいております。 海外では日本研究促進に貢献している多くの教授、院生、司書、そして研究者が存在し、銘々日本文化への興味や理解を深めるべく日々努力しております。海外から国会図書館のデジタルコレクションへのアクセスが可能になれば、研究の質の更なる向上に繋がり、次世代の研究者を担うことも更に可能となります。インドや中国ではデジタル化やオンラインでの情報公開が進み、アメリカの大学生や院生が情報量の多い地域の研究を選択する傾向もあり、日本は残念ながら、その点では遅れをとっているのが現状です。 日本の歴史への理解や文化への興味を深めるためには、情報を提供することが先ず大事ですが、そのためには資料を提供することが必要不可欠です。ですので、海外の日本研究者のために、海外機関へのアクセスを可能にしてくださいと、どうぞご検討いただきたいと思います。	個人
83	We are one of the registered libraries with NDL (we registered in 2003). It would be great to have the access to the digitized document. We use NDL as the last resort, but if NDL does provide the digitized materials, we will certainly try NDL first. You have the best services! So far, all Japanese articles we ordered are mailed to us via airmail. Please considering the digitization document that can be accessed remotely.	個人
84	The NDL's services are vital to my faculty's and students' research. The NDL's superb digital collections would be of much greater value if those of us overseas could access NDL's digital collection. Especially now, at a time when the Japan-US alliance is of its most vital importance, we should be passing policy to allow for greater, richer research on Japan. It cannot be understated how important the academic community is in the wonderful relationship between our two countries - our research on Japanese culture, history, literature, and media contributes to Japan's reputation as a global power which contributes greatly to the human condition. I encourage Agency of Culture Affairs to open the NDL's digital collections to the world.	University of Colorado Boulder
85	As a foreign researcher of Japanese literature, having access to NDL's digital materials at locations outside of Japan would be enormously helpful in the work of me and all of my colleagues. This would be a wonderful initiative that would truly make a difference in the reach and popularity of Japanese studies abroad.	個人
86	I want to express my strong support for the possible extension of this service to overseas researchers. As a professor of literature at the University of Chicago who works on the modern period, I depend on the electronic resources made available through the Diet Library. My research could not happen without it. The possibility that even more of the digital archive will be made available for viewing is a very exciting development and will only help to enhance the work of overseas scholars. I give my full support to this proposal.	個人
88	We support the proposal to open the digital contents of NDL worldwide since it helps researchers from around the World to access crucial information that cannot be found elsewhere. Resource sharing is at the core of any advance in research.	個人
89	海外(アメリカ)で日本研究をしている大学教授です。日本語で書かれた資料の少ないうちの図書館だけではなかなか研究が捗りません。デジタルで日本にあるものが読めるようになったら、大変助かります。	個人
90	Please make databases available to foreign scholars.	個人
94	Please allow overseas university libraries access to the collection digitized by the NDL. It is invaluable to our researchers.	個人
96	「本小委員会では、絶版等資料は入手が困難であることから、日本研究を行っている外国の図書館等にとっては、国立国会図書館による資料送信サービスを利用できることの利点は大きいものと考えられるとされた。また、我が国の文化を海外発信する観点からも、外国の図書館等に対して貴重な資料を提供できることは重要な意義を有するとされた。このような資料送信サービスの拡充の意義及び国立国会図書館の役割等を踏まえると、法第31条第3項の規定に基づき国立国会図書館が絶版等資料に係る著作物を自動公衆送信できる送信先の施設に、同条第1項に規定する図書館等に類する外国の施設を追加する法改正が求められる」(p. 124) This would be a great addition to information sharing.	個人
97	WE SUPPORT THIS PROPOSAL WITH OUR WHOLE HEART!	University of Massachusetts Bo
98	As a researcher of Japanese studies at Bonn University (Germany) I would be greatly enthusiastic to have open access to digitalized material in the possession of the National Diet Library. I have often used the valuable research resources at the library itself, but would welcome the opportunity to do it from abroad, as it would ease everyday research work very much. Thank you very much for the great proposal.	個人
99	I am writing to you to ask that you make libraries in the United States, including those at UW-Madison eligible to receive access to the digital resources at the National Diet Library of Japan. Universities such as UW-Madison have numerous scholars from very diverse backgrounds, who would find access to the resources invaluable. Many of these items would cost researchers tremendous amounts of money in travel expenses, in addition to costing time and money in not being able to access preliminary resources for projects that are beginning. I hope that you would consider giving access us, so that we can continue to provide world-class service to our Japanese Studies Scholars and Students here at the University of Wisconsin-Madison.	個人

番号	意見	個人／団体名
100	<p>Thank you for considering making NDL digitized materials available through overseas libraries. Please forgive my writing this opinion in English.</p> <p>As a scholar of modern Japanese literature, I often have to access rare materials that are only available at the National Diet Library. When these materials are central to my research, I consider a trip to the library unavoidable. When the materials would be beneficial but are not necessary, the difficulty of that sort of trip often prevents me from using the materials.</p> <p>One recent example is the following book: http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3020066</p> <p>As far as I can tell, the NDL is the only library that holds this book on the history of currency exchange in Brazil, and it is not available on the used book market. It has been digitized, and could be referenced if I were in Japan. Had I been able to access the material over the Internet, I would have included it in my current book manuscript. It is not important enough to my research to justify the time and expense of traveling to Tokyo, however, so I chose not to use it.</p> <p>Access to materials such as these, which no longer have commercial value for their authors and publishers, but do have intellectual value to scholars, would have a great impact on the quality of scholarship on Japan written by scholars outside of the country.</p> <p>Thank you so much for considering the possibility of making such materials available through overseas libraries.</p>	個人
101	<p>The law should be changed to allow overseas institutions to access the National Diet Library digital collection. This will facilitate more interest in Japan's research, a way to publicize Japan. There are needs for these digital materials outside Japan and Japan has the technology to provide them. Japan should take this opportunity to become a leader in digital scholarship instead of making restrictions to limit researcher's access to materials in Japan.</p>	個人
102	<p>There are so many valuable materials in the National Diet Library that has been digitized. As a Librarian for University of California San Diego, I have several faculty members who are researching Japanese History. Many of them visit Japan for their research and can access the materials. However, once they are back in the States, they cannot access the materials and it stops them from their research. Changing this law is very important to me because it makes these valuable materials available for researchers here in the States. It will make it easier for researchers to learn about Japan's vast history and culture.</p> <p>One of my faculty is researching history of Okinawa and after searching the NDL, we found out that all the materials my faculty member was looking for were digitized and can be viewed online. Happily we clicked on the link to access the material but instead we were stopped due to our international IP. The digital material was only available for people in Japan. My faculty member had to change her lead and look at other materials but the one she really wanted to use was in Japan. She had to wait and delay her research due to this limitation.</p> <p>If the digital materials are made available to researchers, I believe it will help both the Japanese government as well as the researching institutions.</p> <p>Thank you for your consideration,</p>	個人
103	<p>I recommend the NDL digital library collections whenever I can to patrons of the library here at New York University, even though we have limited access. At NYU, we have undergraduates, graduate students, and faculty and researchers who use our library to learn about Japanese history, politics, literature, language, law, and more. With access to research materials that are currently only available at NDL, our library patrons would be better suited to understand all of these issues – Japanese history, politics, literature, etcetera. We have a relatively small collection of materials in Japanese language and it would be wonderful to give our researchers access to the unique collections available only in Japan at NDL. Although now I am a librarian, I studied in Japan for my Ph.D. as a graduate student of modern Japanese history (1997/98). I visited NDL many times while in Tokyo (while I was affiliated with Todai's Shakai Kagaku Kenkujo), but there are many students here in the US who don't have that opportunity to visit Japan and use all the wonderful materials you have. If scholars in the US (and around the world) had access to more of your digital collections, they would write more scholarly books about Japanese history and literature that they could not do otherwise. NDL is an essential resource and making it more available is crucial to the future of research on Japan. I look forward to your changing the rule so that we can all use your fabulous collections and learn more about Japan. Thank you!</p>	個人
104	<p>私はアメリカ在住、現在The Evergreen State College Library, Olympia WA 勤務しております。ワシントン、オレゴン、アイダホ州の州立、私立37大学はコンソーシアムとして図書館カタログを共用しています。日本語、文化、環境科学などのプログラムや、日本人留学生、教授達のエクスチェンジプログラムなども多く、ワシントン州立大学やオレゴン州立大学のような大きな大学は大きな日本語の図書館分館もありますが、なかなか求められる図書分権が見つからないこともあります。そこで今朝のOCLC library listservで貴館が、デジタル化資料送信サービスを海外の教育機関へもオープンすることを考慮しているとの記事(下記のメモの一部を参照)に図書館員一同期待をかけているしたいです。おっしゃるとおり日本の国立図書館が海外からも使用可能になれば、アメリカのLibrary of Congressのように、使用者も増加し海外の日本愛好者にとっても、また研究者にとってもプラスになることは間違いありません。</p> <p>「本小委員会では、絶版等資料は入手が困難であることから、日本研究を行っている外国の図書館等にとっては、国立国会図書館による資料送信サービスを利用できることの利点は大きいものと考えられるとされた。また、我が国の文化を海外発信する観点からも、外国の図書館等に対して貴重な資料を提供できることは重要な意義を有するとされた。このような資料送信サービスの拡充の意義及び国立国会図書館の役割等を踏まえると、法第31条第3項の規定に基づき国立国会図書館が絶版等資料に係る著作物を自動公衆送信できる送信先の施設に、同条第1項に規定する図書館等に類する外国の施設を追加する法改正が求められる」(p. 124)</p> <p>海外の図書館員一同、海外へのアクセスポリシー改法を切に願っております。</p>	個人
105	<p>The National Diet Library of Japan's Digital Collections contain invaluable research materials for scholars and citizens of the world. They are essential for researching the culture, language, and history of Japan. Particularly for smaller institutions throughout the world, the National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to these materials. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan become a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections.</p> <p>Additionally, an institution such as the University of Hawaii at Manoa that has a very strong Japan studies program would be very grateful for access to the unique and special collection at the National Diet. We have researchers that have found items available only at the National Diet Library that would add much to their scholarship regarding Japan. We also have interdisciplinary research by our scholars from departments as varied as Engineering, Medicine, and Law that also find important information only available at the National Diet Library. We very much appreciate your consideration to open access to overseas scholars and citizens. Thank you for your kind consideration.</p>	University of Hawaii ManoaLibrary
106	<p>It is very critical for our faculty members, scholars, students and other library users in Japanese studies to be able to access the great scholarly resources that National Diet Library has digitized and made available to Japanese citizens. On behalf of our patrons, we would like to sincerely thank the NDL for all the efforts of digitizing these invaluable resources and would like to urge that the access to these resources be made available to the faculty, scholars, students and other users in academic institutions in North America.</p>	個人

番号	意見	個人／団体名
107	As an Interlibrary Loan Staff member having access to the digital collections would be an exciting resource for our patrons. We would be interested in a collection that could not be damaged by our patrons. Our department is always looking for fast reliable service overseas. We value our oversea relationships and would love the opportunity to request Japanese digital resources. Thank you for the opportunity to respond.	個人
108	I write to support the proposed revision of Japanese Copyright Law to allow access to NDL Digital Collections to overseas library. Japan is one of the leading academic nations – yet most of their scholarly materials are not accessible to those of us outside of Japan. This means that Japanese academia is at risk of becoming like a Galapagos Island, intellectually. At the same time, foreign scholars do not know of developments inside Japan. Allowing overseas access to the NDL collection would enhance Japan’s status overseas and make it a leader in digital collections. Please give your utmost consideration to this measure.	個人
109	博士論文の研究を行なった時、国立国会図書館で何日でも過ごしていました。その理由は、国立国会図書館にある資料は他の日本の図書館にはなかったからです。が、ドイツに帰った後、もうその資料にアクセスできませんでした。論文を書くとき、それは大変不便で残念だと思います。ですから、配信サービスに外国の図書館も参加できればとてもありがたいと思います。特に日本に行くお金・暇のない方、または学生さんたちにとって、本当に助かります。	個人
110	ハワイ大学で図書館情報学の教員をしております。私の学生は学内の学生だけでなく、全米やヨーロッパからオンラインで受講する学生もいます。そのような学生は必ずしも、日本に関する資料がふんだんにある大学に在籍しているわけではなく、十分な資料を入手することができません。今回の法律の改正によって、このような事態を改善していただけたらと思います。	個人
112	アメリカの大学図書館に勤務するものです。日本の国立国会図書館のデジタル資料は、海外で日本研究をする研究者や学生、また海外に住む日本国民にとりなくてはならない重要な文化資産です。日本文化の国際化推進にあたり、日本の古くからの資料をブラウザで閲覧することは、日本文化の理解を深めるに欠かせないものであり、また、小学生から大学生まで文化を授業の一部として学ぶ人たちにデジタル資料はインパクトが強く、日本社会、ひいては日本の政治にまで関心をもつ契機となるものと思われます。このようなことを考えた際に、国外にいる利用者にも著作権が日本で切れている資料のデジタル化をすすめ、それを数多くの利用者に利用してもらってこそ、資料の価値が高まるものと思われます。宝のもちぐされとにならないよう、海外の利用者にもデジタル資料が利用できるよう強く望みます。また、国際化が進む中で、日本文化とアジア諸国、とくに中国や朝鮮といった国々との協働プロジェクトもますます進むことと思われ、そうした中、近隣諸国との相互理解を深めるにも、デジタル化資料の海外利用は不可欠だと考えます。	個人
113	It would be of enormous use for our Japanese Research centre of the Australian National University if we could participate. I would enhance and improve so much for our research! Thank you!	個人
115	米大学機関で人文系の常勤職を得て教鞭を執っている者ですが、国立国会図書館の＜デジタル資料＞へのアクセスを海外研究機関・図書館へも拡大することは、日本研究の水準を大幅に引き上げ、日本についての国際理解の推進に大きく寄与すると確信しております。資料の使用・引用上のガイドライン策定から（とくに近代資料の場合は）個人情報の保護など考慮すべき諸問題があることは推察できますが、資料を広く公開し、国際発信を強化してゆくメリットは、今後10～20年のうちにはデメリットを大きく上回ると考えます。現実的な話をしますと、海外から資料を利用しに来日する場合、かなり工夫をしても20万円ほどの出費を覚悟しなければなりません（そして大抵の研究者は裕福ではありません）。私は、日本国籍者ですし日本国内に足場・ネットワークがありますので、一時帰国をした際に、日本の大学図書館等を通じて又は東京本館・関西館へ足を運んで資料にアクセスするという形をとっていますが、それでも費用と時間の捻出があまりに厳しくなると、研究の継続自体が難しくなると感じる場合があります（研究水準が上がるとより多く細かい資料が必要になることに御留意下さい）。それで資料の利用が進まないと言いつばなし「当て推量」の研究がどうしても多くなります。国際的な研究環境の構築推進、また実証的研究の奨励のためにも、ぜひ海外からの電子アーカイブ利用推進に関して積極的なご検討を御願い申し上げる次第です。	個人
116	As a scholar working on modern Japanese history at a U.S. institution of higher learning, having access to primary source documents is not only crucial to my own research, but it is also important in raising awareness and interest on Japan-related topics within the university community. While I have benefited from using the National Diet Library resources in person in the past, because of my work situation, it is unfeasible to go there every time I need to reference something. Having full access to the digital resources of the NDL from overseas would certainly be a step forward in the internationalization of Japanese studies. In a time when our society is becoming more and more overwhelmed with the amount of information that is proliferating in our daily lives—not to mention the dubious quality of much of the “news” that gets circulated through various media—the role of the humanities is more important than ever. Through teaching the skills of critical thinking and analytical reading and writing, we can enrich public debate while making sure that there is a factual basis to the claims that are being made by those in positions of power. Granting free public access to Japanese historical documents, such as is being proposed currently, would help tremendously in this task. Therefore, I hope the committee will consider this proposal favorably. Thank you.	個人
120	Even though I myself am currently employed by a Japanese institution in Japan and thus have access to the National Diet Library of Japan’s Digital Collections, from my own experience as a Japan scholar from Germany, opening this access to non-Japanese overseas institutions would be a tremendous asset for researchers abroad working on the history and culture of Japan. Especially young, up-and-coming scholars (with limited resources) and smaller institutions would benefit from the access to the digital collections. Allowing libraries and research institutions abroad to apply and register for access to the NDL collections would not only strengthen Japan’s global position in the area of open-access and the creation of copyright policies for the 21st century. Such an opening is also ecologically sound and forward-looking. Thus, I sincerely hope that the Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider a revision to the law that allows also non-Japanese overseas institutions the possibility to access the National Diet Library’s Digital Collections.	個人
121	As a young researcher, I am affiliated to the University of Zurich and am a Visiting Scholar at Oxford University. For me as a scholar on Japanese society living abroad and being unable to come to Japan as often as I wish, getting access to the National Diet Library of Japan’s Digital Collections through local university libraries is extremely important. Allowing overseas libraries to gain access to the digital collections at NDL would mean that my and my colleagues research would become much more meaningful, up-to date and thus useful for the Japanese people. For the members of the Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council, it would only be a small step to revise above mentioned law, which however would make a big difference to the community of scholars on Japan worldwide. Thank you very much for your consideration.	個人
122	We are in favor of the revision and more cooperation with your library. It will help our patrons and improve our services.	アメリカ国立衛生研究所

番号	意見	個人／団体名
123	<p>Access to research and information is vitally important for an informed global society. At the University of Pittsburgh we have an open access scholarly publishing system and are committed to open access to research, including a journal on Japanese business and company history called Shashi.</p> <p>Our primary mission behind open access is to provide research to all, not just those at elite institutions that can afford costly subscriptions. Without access to such a vital resource, scholarship about the Japanese language and culture will be limited. The quality of research output is only as robust as the research available for input.</p> <p>Access to research about the culture, language and history of Japan is invaluable to researchers, scholars and citizens of the world and I hope you will consider opening this service to scholars outside of Japan.</p>	ピッツバーグ大学
124	<p>It is important for me as an East Asian studies student in the United States to have access to invaluable research statistics and materials, so that I can have the ability to learn and do research about the history, language, and more importantly, the culture of Japan. Thank you!</p>	個人
125	<p>Digitalization of scholarly resources is rapidly increasing worldwide. For scholars working on research topics related to Japan this is an important development. Digitalization makes sources readily available for research that could formerly only be accessed in archives in Japan, which was time-consuming and costly and therefore not possible for everyone. Many important archives overseas that hold digitized materials on Japan have already started on a policy that allows individuals or institutions to use their digitized online collections for research purposes. In this respect it would be a very important and welcome step if the National Diet's digital collections would be made accessible for researchers worldwide. This would enhance knowledge of Japan on a worldwide level decisively. It is very much to be hoped, that by revision of the law foreign institutions will get full access to the National Diet Libraries digital collections so that the valuable materials could be readily accessed by scholars worldwide.</p>	個人
126	<p>As a scholar of East Asian literature and an advocate of the digital humanities, I am writing to urge the opening of the National Diet Library's online holdings to the world. I think this has the potential to help many students and scholars around the world, especially at a time when Japanese studies in North America is on the decline.</p>	個人
127	<p>Full access to the National Diet Library's digital collections for those not in Japan would be a great benefit to any scholars of Japan throughout the globe. Providing access to these materials would help to facilitate research on Japan.</p> <p>Because it would facilitate research on Japan, it would also help to promote Japan throughout the globe. It could help more scholars be drawn to study Japan, and those who already study Japan would be able to conduct and present their research more efficiently. In short, it would facilitate the dissemination of Japanese culture in the international community.</p> <p>I strongly support making these materials available to those overseas. Thank you for your time.</p>	個人
128	<p>This access is vital for my work as a researcher focused on Japanese law, society, and legal history. It will also be important for my students' research. Lastly, this will raise Japan's profile as a leader in digital scholarship.</p>	個人
129	<p>important for Japan to maintain her position as an influential political and cultural entity in the modern globe by sustaining the access to invaluable research materials for scholars and citizens of the world. After all, it is easier for a polity to reach out when the polity can be easily reached from the outside. The burgeoning academic activities in Japan cannot be achieved without an international platform on which valuable materials and opinions are freely circulating. I doubt the rest of the world will continue allow Japan to benefit from the academic pool after Japan withdrew her resources from the community.</p> <p>To maintain the academic access for international scholars will not generate any cost for Japanese government but it may lead to inevitable expenditure for Japan if Japanese academic access is closed to the outside world. One can hardly deny the connection between academic research and economic development nowadays.</p>	個人
130	<p>I am the Research Librarian for Asian Studies at University of California, Irvine, USA. My faculty and students would greatly benefit and appreciate if they will be granted to access digitized resources at Diet Library of Japan. I strongly support the passing of the intellectual property legislation as the followings.</p> <p>第4章著作物等のアーカイブの利用促進 第2節著作物等の活用に関わる著作権制度上の課題 1) 国立国会図書館による資料送信サービスの拡充について (p. 123-124)</p> <p>Thank you for giving us opportunity to voice out.</p>	個人
131	<p>Global access to digital Japanese research materials is important not just for international researchers like myself, but it is also in the national interest of Japan. By providing access to digital material, the level of international understanding about Japan can be increased. I thus hope the Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections.</p>	個人
132	<p>ドイツ語圏日本学術振興会研究者同窓会は現在ドイツ語圏出身者400人以上の日本研究に従っているもともと日本学術振興会の奨学金を頂いた学者の同窓会である。同窓会の活動について次のHPをご覧ください。www.jsps-club.de</p> <p>会員は全ての学問をカバーするので日本の情報へのアクセスは大変重要なことである。</p>	ドイツ語圏日本学術振興会研究者同窓会
133	<p>世界的な日本研究を促進するため、また、日本理解を促進するために、インターネットによって電子的に日本資料が閲覧でき、研究に役立てることは極めて重要で必要です。国会図書館が貴重な資料を提供してくださっていることには感謝しており、それらが日本国内の大学図書館で電子資料が閲覧可能であるように、海外でも同様な利用が可能になるように全面的なご努力を期待致します。</p> <p>この件は、数年にわたる、海外の研究者の悲願です。日本資料へのアクセスの悪さが、日本研究への気持ちをなくさせていることも現実です。東アジア諸国、欧米では、研究と教育のためのフェアユーズの元に、それらの国の資料が電子的に簡単に利用できるようになっており、この点において、日本は極めて遅れていますし、このため、研究対象を日本からこれらの国の研究に帰る学生たちもでてきています。</p> <p>今、海外の人々の期待と忍耐は限界にきています。どうか、この悲願を実現化して下さるよう全力のご努力を願ってやみません。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>	個人

番号	意見	個人／団体名
134	<p>日本海外には限られた範囲内で日本語を熱心に勉強し、できる限り日本語資料を入手したく研究している学生や研究者、そしてその利用者達を支持している図書館員がいます。本国オーストラリアのモナッシュ大学図書館でも日本の言語・文化等に興味を持ち、勉強・研究をしている学生が年々増えています。また、モナッシュ大学図書館は世界中のより多くの人々に広く利用してもらえるようコレクションのデジタル化を推進しています。インターネット環境が多く的一般家庭まで整いずなか、国立国会図書館デジタルコレクションは特に海外からも利用できれば大変貴重です。</p> <p>国立国会図書館デジタルコレクションを利用できる図書館を日本国内限定でなく、海外の公共図書館、大学図書館等の利用をも考慮して頂き、日本に興味のある人々、また日本研究に携わる世界の多くの人々・研究者にも利用できるように検討して頂きたいです。</p> <p>Monash University has a large number of academic staff and postgraduate students researching Japanese language and cultural studies and it is increasing every year. Monash is open to reciprocate with its collections. The use of the NDL Digital Collection would greatly benefit our researchers.</p> <p>It would be greatly appreciated if overseas University libraries and public libraries could register and access the NDL Digital Collection service.</p>	個人
135	I strongly support any possibility of making NDL's digitized materializes available to registered libraries outside Japan – this would be a tremendous help to researchers, teachers, and students of Japanese studies.	個人
136	<p>海外在住の在野歴史研究者(日本・東南アジア関係史)です。現在は一時帰国中にまとめて、国内の市立図書館等でデジタル化資料送信サービスを利用しています。</p> <p>図書館向けデジタル化資料送信サービスが海外の大学図書館等で利用できるようなれば、海外でアクセスできる史料が格段に増え、日本史研究・日本学研究の発展に大きく寄与すると思います。</p>	個人
137	<p>The younger generation of Japanese roots want to know what was really going on. Why Japan are not allow to do this and that. Is it or is it not over due to time. They want to read and understand and we can not offer them more material than published in memory of it.</p> <p>Thanks for the help and understanding.</p>	個人
138	I am a professor who lives in the United States and works at a university in Atlanta, Georgia. I often need materials from the Diet library to do my research. Unfortunately, I cannot access them from my home institution, which means either we have to pay for copies through Interlibrary Loan (expensive) or I have to travel to Japan to go to the Diet library myself (very expensive!). While I enjoy being in Japan, it is a handicap to my research to have to be physically there to access Diet library materials. It would be wonderful (and much cheaper for my university) if I could access at least some of these resources from home. Please consider making them available to universities outside of Japan	個人
139	国立国会図書館のコレクションの豊かさ、そして日本研究者にとっての重要性は強調することはできません。国立国会図書館の絶版等資料の自動公衆送信サービスを外国の図書館も利用できるようにし、幅広く日本の歴史や文化を海外で発信されるようにして下さい。外国の図書館に国立国会図書館の貴重な資料を提供することによって、巨大に日本研究支援になりますので、ぜひ絶版等資料を自動公衆送信することのできる施設に、外国の図書館等を追加するようにご検討お願い申し上げます。	個人
140	<p>日本資料図書館連絡会(ドイツ語名: Arbeitskreis Japan-Bibliotheken)は日本資料を収集しているドイツ、オーストリア、スイス・ドイツ語圏の図書館間の協力を推進する目的で1995年7月に設立されました。連絡会では、メンバーである日本専門図書館司書のためにセミナーや講習会を開催し、年2回各図書館の持ち回りで定例会議を開いて情報交換を行い、図書館を巡る様々な問題を話し合っています。</p> <p>http://japan-bibliotheken.staatsbibliothek-berlin.de/?lang=ja</p> <p>その定例会議で取り上げられる問題のひとつに日本からの資料の調達があり、昨年は国立国会図書館のデジタルコレクションが海外から利用できないことが議題として取り上げられました。国立国会図書館が所蔵資料をデジタル化して公開することは、日本から遠く離れた私たちのような図書館には非常に便利なサービスと思われたのですが、現在の日本の著作権法では資料送信サービスを利用できる施設として海外の日本専門図書館は認められていません。したがって、国立国会図書館デジタルコレクションを検索し、希望する資料があるとわかってもその内容が見られず、結局不満が募っています。</p> <p>この点について、昨年の定例会議では、国立国会図書館宛にデジタルコレクションを海外の日本専門図書館に対しても公開するための要望書を提出しようと考えたのですが、実は根本的な問題は国立国会図書館ではなく、日本の著作権法にあるのであり、それが改訂されない限りは問題が解決されないと知りました。</p> <p>今回発表された「中間まとめ」において「国立国会図書館による資料送信サービスの拡充」(第4章第2節)が取り上げられ、著作権法が改正される可能性が出てきたこと、それによってデジタルコレクションを利用できるチャンスが生まれてきたことは、連絡会メンバーの図書館にとって非常に喜ばしいことです。</p> <p>日本専門司書の役割には情報提供能力が求められ、その中には「正確さ」の他、「迅速さ」も含まれます。インターネットで国立国会図書館デジタルコレクションが見られることは、司書の業務の質ばかりでなく、日本という国の情報提供能力の質をも高めます。</p> <p>日本の稀覯書などデジタルコレクションに収められた画像資料が私たち海外の日本専門図書館を通して日本研究者や日本学の学生にも自由に公開されることは、日本学の発展と日本理解を深めることになると確信しています。</p> <p>一日も早く著作権の規制が緩和され、国立国会図書館による資料送信サービスが拡充して海外の日本専門図書館にもデジタルコレクションを利用できるようになることを切に願います。</p>	日本資料図書館連絡会
141	it is important for the entire world to have access to this important information. Access to information is creates understanding of different cultures which benefits the world as a whole.	個人
142	<p>I understand you are reviewing the rules for the 図書館向けデジタル化資料送信サービス , and may open it up to institutions from other countries. The digital advances in interlibrary loan in America over the course of my career have been astounding. They have completely changed the way I do my work. It is incredible to everyone abroad that the 図書館向けデジタル化資料送信サービス has been closed to the outside world.</p> <p>This is bad for Japan's image, which appears backwards in comparison to everywhere else.</p> <p>This is bad for the study of Japan in the world. Japan is an extremely expensive place to travel to and stay in, particularly Tokyo where most key research libraries are. Many scholars simply cannot go there. The ones that can are unable to spend adequate time to complete their research. It's always a rush. And always incomplete.</p> <p>Please please please change these rules and join the rest of the digitized academic world.</p>	個人
143	日本研究を奨励するために、できるだけ海外からの研究を支持しないとイケないと思います。海外の研究者が国立国会図書館による資料送信サービスを使えるようになると助かります。宜しく願い致します。	個人

番号	意見	個人／団体名
144	<p>「本小委員会では、絶版等資料は入手が困難であることから、日本研究を行っている外国の図書館等にとっては、国立国会図書館による資料送信サービスを利用できることの利点は大きいものと考えられるとされた。また、我が国の文化を海外発信する観点からも、外国の図書館等に対して貴重な資料を提供できることは重要な意義を有するとされた。このような資料送信サービスの拡充の意義及び国立国会図書館の役割等を踏まえると、法第31条第3項の規定に基づき国立国会図書館が絶版等資料に係る著作物を自動公衆送信できる送信先の施設に、同条第1項に規定する図書館等に類する外国の施設を追加する法改正が求められる」(p. 124)。</p> <p>上記については 現在カリフォルニア大学バークレー校東アジア図書館に勤務しておりますが当館は貴重書三井コレクションをはじめ日本学研究関係の蔵書は全米でも一、二を抜いていることは既成の事実です。当然日本研究についても高いレベルを保ち優秀な研究者、人文系のみならず自然科学系の研究者が全米をに限らず世界各国より参集しております。資料・情報取得は彼らにとって最大の課題であります。特に国外からの資料取得は従来の方法で行くと時間方法などに手間と時間が消費されます。そういう見地から国立国会図書館による絶版等資料に係る著作物を自動配信サービスにて現地利用できるということは当校のみならず全米の日本研究者に及ぼすメリットは多大なるものと思われまます。また私自身この図書館送信サービスを日本国内において利用したことがあり利便性は熟知済みでありこのサービスが国外で受けることができたらどんなに有益かと実感しました。また現在のように資料のデジタル化が普遍化される前は海外資料の取得はもっぱらインターライブラリーローンシステムに依存しており資料の取得速度などに問題はあったがそれはそれなりに機能しておりました。しかしデジタル化の進捗とともに資料の集積範囲または資料提供にばらつきなどが起こり以前は入手可能であったものが入手困難という逆現象も見られます。ともあれ資料の総デジタル化はグローバルな趨勢でありますが一方向では返って資料。情報へのアクセスが限定される場合もあります。また現在米国では学術雑誌など資料主な研究資料がデジタル化されそのようなインフォメーションへのアクセスおよび取得がオンライン化され取得時間/方法もどんどん短縮されているのが現状です。そのような事実を踏まえまず国会図書館でデジタル化された資料送信サービスを日本国内に限定せず全世界に拡張することは非常に重要な意義を持つと考えます。是非資料送信サービスに外国の研究機関、図書館施設を含める方向に現法制度の改正を進めていただきたいと思います。</p>	個人
145	<p>海外の大学に所属している日本史の研究者(教授)として、国立国会図書館の行っている図書館向けデジタル化資料送信サービスが海外の大学図書館でも利用できるようにしていただければ、研究上これほど助かることはありません。私が所属しているノースカロライナ州立大学、また同地域にあるノースカロライナ大学、デューク大学には合わせて約40人の日本研究者が務めており、地元の大学図書館を通じて国立国会図書館の保管している貴重なデジタル化資料を利用することができれば、学術の進歩に大いに役に立つことになると思います。どうぞよろしくご願ひ致します。</p>	個人
146	<p>For me as a scholar of Japanese history and culture, access to reliable sources is the basis of my work. This means in most cases, to mobilize sources to come to Japan for conducting archival / library research. Therefore it would be most welcomed, if access to the digital collections of NDL would be easier and broader even overseas, to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections in a world wide scheme.</p>	個人
147	<p>The University of Pittsburgh in the USA is currently an institutional leader in Open Access, of which I am very proud. (I work for the library there.) I think that the world is becoming smaller and smaller, as technology allows us to move about more easily and share information with each other. This is invaluable when it comes to research and becoming more inclusive as people. Being able to learn from each other and share information, especially relating to research, makes humanity stronger and closer to one another. I think that education and the thirst for knowledge will bring people together in a way never seen before, potentially making things like world wars a thing of the past. (I can dream!)</p> <p>There are many countries that have become world leaders in many facets of life, Japan certainly being one of them, and I would love to see Japan become one of the world leaders when it comes to Open Access of scholarly information. Japan is a country rich in culture, history, tradition and education, and I think that being able to share more of that easier with the world will help the progress of knowledge, and the rate at which that progress comes Please consider changing the law concerning The National Diet Library's digital collections. I really think we can all become stronger, better communities when knowledge and research is shared among us all freely.</p>	University of Pittsburgh
148	<p>国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスを、海外の研究者も利用できるようになれば、今後の海外に於ける日本研究の発展という意味でも素晴らしいと思います。そのためには、海外の図書館もこのサービスに登録して参加することができるよう、著作権法の適用範囲を拡大していただけると大変有り難いです。</p>	East Asian Library, UC Berkeley
149	<p>日本の近代文化と歴史を研究する学者として、一番役に立つ資料はやはり国立国会図書館のデジタルコレクションです。特に私の研究課題の大正・昭和時代の資料なら、海外では手に入れない物が数多いです。日本に行く研究時間は半分ほど館内のターミナルの前で過ごしますので、デジタル化資料を海外でも、自分の大学図書館でもアクセスできれば、研究能率は倍ぐらい増えると存じます。</p> <p>出版社各社は著作権・知的財産のご心配があるはずですが、基本的に日本語で書かれている歴史的な資料の経済的な価値は海外で割りと限られていと存じます。とはいえ、その知的な価値は無量でしょう。現在の勤め先のオハイオ州立大学で国会図書館のデジタルコレクションの「歴史的音源」の設備はすでに出来、無事に利用してきました。著作権・知的財産を真剣に守ることの証拠として差し上げられると存じます。</p> <p>国立国会図書館のデジタルコレクションを海外でもアクセスできれば、世界中の日本関係の研究活動に革命的な結果になると存じます。</p> <p>ご検討をお願いいたします。</p>	個人
152	<p>The National Diet Library of Japan's Digital Collections contain invaluable research materials for scholars and citizens of the world. They are essential for researching the culture, language, and history of Japan. Particularly for smaller institutions throughout the world, the National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to these materials. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan become a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections.</p>	個人
161	<p>米国国立ハワイ大学マノア校では1920年以来日本研究プログラムがあり、現在では40人以上の研究者が日本研究センターに属し、日本研究の学術的研究および学生への教育に携わっている。マノア校図書館にはアジアコレクション部があり日本研究専門司書(意見提出者)と沖縄研究専門司書の2名の情報プロフェッショナルが資料の面から日本研究と教育を支援している。ハワイ大学は一番近い北米研究機関から4千キロの太平洋の真ん中に位置しており、研究資料の数では北米第15位ではあるが、一機関で研究のニーズを満たすことは不可能であり、距離的にも近隣の大学図書館を利用することは容易ではない。研究大学図書館間の相互貸借を利用することになるが、絶版の書籍や歴史的学術論文等を北米機関のみで補充することは不可能である。技術を最大限に利用して国立国会図書館ではデジタルサービスを始めているが、現在はこの遠距離サービスは日本国内のみで、海外の日本研究への支援とはなっていない。日本について大学レベルで研究・教育し、「知日派」人を養成していくことは、将来日本の歴史・文化を広く世界に広めていくために重要かつ必要なことである。国会図書館のデジタルサービスを海外の日本研究機関に広げていくことは、すでに国内で利用されている既存の資料資源サービスを日本国外に発していくことで、海外の教育機関にも大きな利益をもたらすだけでなく、日本にとっても計り知れない長期的なベネフィットとなるはずである。現在他の国(主に中国・韓国)と比べて、日本から発信されるデジタル資料・サービスはかなり劣っている。ぜひとも国会図書館の努力が海外の日本研究・教育にも有効に利用されるように、長期的視野にたった改革をお願いしたい。</p>	個人

番号	意見	個人／団体名
162	<p>I have included a generic statement below, but allow me to give some background. I am currently a graduate student studying information management in the US, but I have a bachelor's degree in East Asian Languages and Cultures, with a focus on Japan. By having first-hand sources on several materials direct from Japan would be immensely helpful to students in my former field, as well as my current field. As career focuses broaden and globalize, having multiple perspectives is crucial to understanding complicated global issues. I would love the opportunity to have access to materials from the National Library, as they would enhance my ability to develop a global career and still focus on my love of Japan's society, culture, and history. I unfortunately have lapsed in my language abilities, but having digital materials would help with that as well.</p> <p>Please feel free to contact me for further opinion, and find a a generic but crucial statement below.</p> <p>The National Diet Library of Japan's Digital Collections contain invaluable research materials for scholars and citizens of the world. They are essential for researching the culture, language, and history of Japan. Particularly for smaller institutions throughout the world, the National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to these materials. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan became a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections.</p>	個人
169	<p>The National Diet Library of Japan's Digital Collections contain invaluable research materials for scholars and citizens of the world. They are essential for researching the culture, language, and history of Japan. Particularly for smaller institutions throughout the world, the National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to these materials. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan became a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections</p>	個人
170	<p>The National Diet Library of Japan's Digital Collections contain invaluable research materials for scholars and citizens of the world. They are essential for researching the culture, language, and history of Japan. Particularly for smaller institutions throughout the world, the National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to these materials. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan became a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital</p>	個人
172	<p>外国に在住する日本研究者です。日本の論文と資料へのアクセスは研究に非常に重要ですが、現在、そのアクセスを確保するのは日本に在住する人じゃないと相当難しく、日本からの素晴らしい研究結果と貴重な資料を参考することができないというのが現状です。 外国の日本研究の振興には、資料と論文へのアクセスは必須です。外国の図書館からも日本の論文と資料へ自由にアクセスできるよう、ご協力いただければ幸いです。</p>	個人
176	<p>「本小委員会では、絶版等資料は入手が困難であることから、日本研究を行っている外国の図書館等にとっては、国立国会図書館による資料送信サービスを利用できることの利点は大きいものと考えられるとされた。また、我が国の文化を海外発信する観点からも、外国の図書館等に対して貴重な資料を提供できることは重要な意義を有するとされた。このような資料送信サービスの拡充の意義及び国立国会図書館の役割等を踏まえると、法第31条第3項の規定に基づき国立国会図書館が絶版等資料に係る著作物を自動公衆送信できる送信先の施設に、同条第1項に規定する図書館等に類する外国の施設を追加する法改正が求められる」(p. 124)</p>	個人
178	<p>この案件から第4章第2節の国立国会図書館による資料送信サービスの拡充について意見を差し上げます。 国立国会図書館の情報提供サービスは、日本研究においてなくてはならないものであります。その中でデジタルコレクションのように、今の状況として、海外の機関から利用ができないものがあるというのは大変残念なことです。利用できないという残念な状況に加え、海外の大学での学業の選択に関して、それが日本学のように外国の国を対象としたものであれば、その国の情報が手に入りやすいかというのは、学生が学部や学科を選ぶ際の選択の条件にもなります。現在の研究者や学生だけでなく、これから日本学を志す人たちのためにも、また日本専門司書として、この部分の法改正がなされ、海外の機関からも資料送信サービスを受けられるようになることを切に願います。</p>	個人
185	<p>小委員会の検討結果、特に資料の海外図書館等への送信サービスの拡充に賛成します。理由は、海外における日本研究の発展に貢献すると考えるからです。貴重な絶版資料等をオンラインで閲覧できるようにすれば、国内外の日本研究者による研究リソースアクセスの機会が増えます。それはわざわざ日本から資料を紙媒体で取り寄せたり、実際に日本へ出向いたりする工賃を劇的に削減し、より活発な研究が可能になると考えます。私が勤務するドイツでは、ここ数年特に高等教育分野における日本学の勢いが弱まっていますが、それを持ち直すことにも貢献すると考えます。</p>	個人
198	<p>I am a librarian responsible for the Japanese collections at Cambridge University Library. Scholars and students often ask me how they can obtain various documents and articles from Japan for their research. Currently, it is very difficult for them when they learn of resources or archives but cannot reference the sources because of copyright restrictions. The scholars can travel to Japan maybe once a year, but the students cannot afford to travel to Japan to obtain research materials. It is especially a problem for contemporary research. This means that scholars and students in the United Kingdom may have to ignore some of the best research and resources from Japan and instead rely on only what is easily available. I would like to see greater sharing of ideas and resources in order to give a more complete picture of research in Japan and about Japan.</p>	個人
199	<p>In 50 years of my life as researcher on Japanese culture and literature I have always been handicapped by a poor or even impossible access to libraries and materials. Now that it has become possible to open worldwide access in many ways, I eagerly hope that this will be done. This will be not only for the benefit of present and future researchers, but it will foster the accurate knowledge and the reputation of Japan as a cultural nation.</p>	個人
200	<p>日本近代文学の研究者としては、日本の資料への国外アクセスがもっとも重要です。日本に関する外国の研究を増やすために、そして全世界の日本学が栄えるために国家図書館の資料へのアクセスがとて有益です。近年、全世界の日本学の学生数が急増して、これに関連して国際的日本研究学界も進んでいるのです。この学生や学界に応じて、特に日本語の資料に限られている大学も含めて、資料のオンライン・アクセスが非常に貴重なものです。私自身も頻りに国家図書館のデジタルコレクションを利用して、相当役に立っています。最近、中国、台湾、韓国の国家図書館のように、全世界の図書館や公文書館などが電子化を行っているため、日本は資料の電子化に参加しなければ、日本学と日本の国際的イメージへの悪影響が大きいと思います。したがって、日本の著作権法を更新していただくことをお願い申し上げます。</p>	個人
201	<p>I am currently working on my PhD dissertation in the field of Japanese literature and was fortunate enough to have an opportunity to do research in Japan last year, and all of my most useful research materials came from that time. Unfortunately, not having access to these same research tools at my university library here in Canada means that I have little access to any scholarship published since, or anything that I was unaware of at the time. The research and writing done in my field in Japanese is ultimately the most productive for my purposes, and the opportunity for all students and scholars of Japan studies internationally to have access to these materials would go a long way to expanding and strengthening the quality of scholarship and scholarly relationships between Japanese researchers and researchers of Japan worldwide. Too often, international scholars are limited to only what is available in their own country's databases, and Japanese scholarship ends up underrepresented in our work—to the great detriment of both Japanese academia and academia internationally. I greatly appreciate, therefore, your consideration with regards to making registered library status open to international institutions.</p>	個人

番号	意見	個人／団体名
202	<p>国立国会図書館から承認を受けた日本国内の公共図書館、大学図書館等に限られている現在の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」が海外の同様な図書館にも適応されることを切望いたします。日本国内で出版される膨大な資料の中から海外の一図書館が購入できるものはほんの一部です。日本の文化、経済、歴史等が海外で研究されることは、国際理解という面で日本の利になるとおもいます。日本研究の促進にとって、資料の提供は必須です。日本国外の研究機関も資料を共有できるよう、法律の改正を切望します。法律の改正後も、現在同様に自館で必要とする資料は購入します。購入できない廃刊された資料や自館の収集の方針に合わない資料等、利用を希望する範囲は限られるとおもわれます。日本研究の将来を考えると、法律の改正は大変望ましいこととおもいます。</p>	個人
203	<p>I warmly encourage release of the facility 図書館向けデジタル化資料送信サービス to libraries outside Japan. I am a researcher in 19th-century Japanese art (paintings and prints) and I have found the digital resources available through the National Diet Library to be invaluable in my research. The materials I use include original art publications dating from the Meiji era and early-Showa research publications. I am able to travel to Japan at most once a year, and these materials can be very difficult to obtain. With the early Showa biographical dictionaries, for example, this information is often simply not available anywhere else. Having digital access transforms the possibilities for research and increased cultural understanding.</p>	個人
204	<p>国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスは、日本から物理的に遠く離れているため、資料の入手が必ずしも容易でない英国を含む海外在住の日本研究者や学生にとって重要なサービスであるにもかかわらず、現時点では海外からのアクセスができない状況となっています。 英国における日本研究の歴史は古く、現在も多くの大学で日本研究が盛んに行われていることも踏まえれば、大英図書館や各大学付属図書館による国会図書館所蔵資料へのアクセスを確保することは、英国における日本研究を維持・発展させていく上で不可欠であると考えます。 この度の「中間まとめ」で示された著作権法第31条第3項のデータ送信先を海外の図書館等にも拡充すべきとの見解を支持し、早期の実現を希望いたします。</p>	在英日本国大使館
205	<p>The National Diet Library of Japan's Digital Collections contain invaluable research materials for scholars and citizens of the world. They are essential for researching the culture, language, and history of Japan. Particularly for smaller institutions throughout the world, the National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to these materials. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan become a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections.</p>	個人
206	<p>As a historian of Japanese history, I have made frequent use of the National Diet Library's online digital resources. I could not have written my last book without the NDL's digital sources which make available books that I would otherwise have to travel to Japan to obtain. I encourage the library to make more resources available which will make the NDL an even more important resource for scholars and students of Japan globally. Thank you for your consideration of this request.</p>	個人
207	<p>国立国会図書館が所蔵資料をデジタル化して公開することは、日本から遠く離れた日本史・日本文学・日本思想史などの研究者には非常に便利なサービスと思われたのですが、現在の日本の著作権法では資料送信サービスを利用できる施設として海外の図書館は認められていません。したがって、海外の専門と所感を通して、国立国会図書館デジタルコレクションを検索し、希望する資料があるとわかってその内容が見られず、結局、研究に利用できることにつながりにくいです。 今回発表された「中間まとめ」において「国立国会図書館による資料送信サービスの拡充」(第4章第2節)が取り上げられ、著作権法が改正される可能性が出てきたこと、それによってデジタルコレクションを利用できるチャンスが生まれてきたことは、海外の日本研究者にとって喜ばしいことです。 国立国会図書館のデジタル・コレクションの内容を海外からもアクセスできたら、それは日本研究の発展、よって更なる日本に関する適正な知識の普及につながるに違いありません。一日も早く著作権の規制が緩和され、国立国会図書館による資料送信サービスが拡充して海外の日本専門図書館を通してデジタルコレクションを利用できるようになることを願います。</p>	個人
208	<p>The National Diet Library of Japan's Digital Collections contain invaluable research materials for scholars and citizens of the world. They are essential for researching and teaching the culture, language, and history of Japan. Particularly for K-12 schools throughout the world, the National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to primary sources to use in the classroom. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan become a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections.</p>	Program for Teaching East Asia
209	<p>Please make NDL digital resources available to overseas libraries. It will help make research involving Japan much easier and financially viable to be able to access these materials from in the USA.</p>	個人
210	<p>アメリカ大学図書館で特に小さな図書館の場合、予算の問題で欲しい日本のコレクションを手に入らないケースが多くあります。特に人文科学分野に対する予算はどんどん減る一方のため、歴史や文化にかかわる資料について、是非海外からのアクセスができるようにしていただきたいです。</p>	個人
212	<p>I am a musicologist, conducting research on Japanese music and society from 1868 to the present. The digital collection, particularly pre-1945 magazines, are invaluable to me. It would be wonderful if I could consult them without having to go to the NDL.</p>	個人
238	<p>124頁に、資料送信サービスの拡充の意義及び国立国会図書館の役割等を踏まえると、法第31条第3項の規定に基づき国立国会図書館が絶版等資料に係る著作物を自動公衆送信できる送信先の施設に、同条第1項に規定する図書館等に類する外国の施設を追加する法改正が求められるとあります。 この点を強く要望いたします。 現在勤務先で古典籍の画像公開やオープンデータ化を進めているものです。海外の大学図書館司書などの集まりであるCEAL、EAJRS等からも古典籍のオープンデータ推進は評価される一方で、そうした古典籍を海外で研究しようと言う場合に、明治期の雑誌などの翻刻データや研究文献を参照しようにも出来ないことが多いのだという意見を聴きました。日本国内では所定の手続きをした市立図書館等で閲覧できるものがなぜ海外では見る事が出来ないのか。種々法律的な問題もあるのかと思いますが、国により差別することなくオープンにすることが日本研究を推進する原動力になると考えます。また各国ではそうしたオープン化が海外での研究者人口を増大させました。研究をする上での障害は資料入手の困難さにあるのです。それだけでなく日本語という言葉を理解しなくてはならないわけですから、その日本語にシンパシーをもっている人々に出来るだけ日本国内と同一の環境を、大学などに提供することは日本理解を促進する力になると考えます。 デジタル化によりどのような利用のされた方をしたかは、情報として集約し、分析することで日本へのニーズを知る恰好の材料となることでしょう。海外の要望を受け、また海外に留学している日本人学生の研究環境を垣間見て可能な限り、海外というだけでの障壁をなくしていただきたく存じます。</p>	個人

番号	意見	個人／団体名
239	<p>I support committee's proposal that National Diet Library's service providing registered libraries access to its digitized materials, or 図書館向けデジタル化資料送信サービス, should extended to libraries outside of Japan. Better availability for digital materials also from foreign countries would greatly benefit research done on Japan. Digital materials are crucial especially for academic libraries in various countries.</p> <p>Also, sending copies of publications in digital format (PDF) to libraries outside of Japan should be allowed. Presently only sending copies in paper format is allowed, which is inefficient and slow compared to sending files in digital format.</p> <p>I am writing on behalf of library users in University of Helsinki but also considering the wide co-operation between Nordic libraries co-ordinated by Nordic Institute of Asian Studies through the Nordic NIAS Council.</p>	個人
240	<p>The National Diet Library of Japan's Digital Collections are a unique and extremely important resource for studying Japanese language, culture and society. It would provide unprecedented opportunities for international research collaborations if the National Diet Libraries digital collections could be made available to registered libraries worldwide. I believe this step would both enhance the quality of international research on Japan and strenghten Japan's position in the knowledge economy of the future. I therefore hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections.</p>	個人
247	<p>I believe that the law should be changed to allow overseas institutions to access the National Diet Library digital collections. In this age of so much untrue information on the internet, it is essential for the world that reliable information such as the information of the National Diet Library of Japan's Digital Collections can be accessed by as many people as possible. This is the only way to achieve better information of all people around the world and thus avoid bad decisions due to bad information. The National Diet Library of Japan's Digital Collections are essential for researching all aspects of Japan's culture, language, history, etc. Especially for smaller overseas institutions, the National Diet Libraries digital collections would provide access to these materials which they otherwise would not have at all. Allowing overseas libraries and other institutions to register for access to the digital collections would make Japan a word-leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I sincerely beg The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council to revise the law to allow non-Japanese institutions to take full advantage of The National Diet Library's Digital Collections, making Japan a world-leader supporting international scholarship and thus improving peace and prosperity and mutual understanding throughout the world.</p>	個人
253	<p>Currently researchers from the UK have to request money from Japanese funding bodies such as JSPS in order to travel to Japan to access digitalised material in the NDL. Several of my own research trips would have been considerably shorter had I been able to access such material from the UK, and would thereby have reduced expenditures from public funds. Allowing access to digitalised material overseas would furthermore reduce crowding in the NDL and other Japanese libraries, and would enable important historical materials to be used more widely.</p>	個人
255	<p>My opinion is that the law should be changed to allow overseas institutions of all sizes to access the National Diet Library Digital Collections, which are extremely important research material for students and researchers of all levels. Master course students of the IUeD (institute for interpreting and translation studies of the University of Heidelberg) are only one of many examples that also include smaller research institutions (often founded by graduate students) which are all in need of accessible reliable high quality research material. The National Diet Library digital collections are such reliable, high quality research material. Overseas access to such invaluable resources would give a boost to international understanding and respect for Japan and to research. Also, it would make Japan a world-leader in the area of open-access-scholarship leading the world into a new era of open access to research material for overseas people. Access to research material is essential for education and research, thus for knowledge and ability to solve problems, thus for mutual understanding and worldwide peace. It is part of implementing Japan's peace-agenda. Japan can provide forward-thinking, future-oriented problem-solving copyright policy, open access and digital scholarship and thus prove itself to be a true leader of the world and show other countries the right way forward. Together with master students and researchers of the institute and of many other institutions of all sizes around the world, I ask the Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council to please revise the law in order to allow overseas institutions, including small institutions, to access the National Diet Library Digital Collections in full.</p>	個人
256	<p>国会図書館による資料送信サービスの対象を海外図書館にも拡充していただきたいと思ひます。 国会図書館はデジタル化済みの絶版図書(送信サービス対象資料)を”デジタル化済み”であることを理由に海外図書館に貸出ししないと聞いています。この場合、デジタルでも見られない、現物貸借としても借りられない、という本を必要とする海外図書館は、国会図書館以外の日本の公共図書館・大学図書館に、その本の貸出や複写を依頼し続けることになる予想されます。すでに国会図書館にデジタル化された画像があるにも関わらず、同じ本を別の図書館が重複してコピーしたり発送作業をしたりということをしなればならず、労働力も時間的コストも国内の各図書館がかぶらなければなりません。対象資料には年代の古い本が多いので、コピーや発送に際して破損するリスクも増えます。このような本来避けられるコストやリスクを国内の他の図書館がかぶらなくて済むように、国会図書館資料送信サービスを海外へも拡充して下さるよう望みます。</p>	個人
257	<p>The Nordic Institute of Asian Studies (NIAS) is providing access to Nordic universities and research institutions to online information resources for research and studies on Asia including Japan.</p> <p>We cooperate closely with the libraries at 26 Nordic universities and research institutions in the Nordic NIAS Council (NNC) for access to licensed e-resources. Access to Japanese resources is a very important part of our service to these and though our Nordic collaboration and with generous support from Japan Foundation we have over the years built a comprehensive collection of resources for Japanese studies.</p> <p>Access to relevant information resources is crucial for researchers and students and to have access to articles and books in the NDL digital collections via the library would be an extremely valuable resource for our Nordic students and researchers studying Japan.</p>	個人
258	<p>デジタル化資料送信サービスの対象に外国の図書館等を追加してほしい。</p> <p>公共図書館に勤務しています。 先日国会図書館デジタル化資料送信サービスに「地域の歴史に関する資料」が拡充されたことで、当館の近隣地域以外の地域資料を調査する利用者のための調査・取寄業務が軽減され、大いに役立っています。 海外資料でいえば、当館利用者から20世紀前半ドイツ語資料の原書初版の所蔵館調査の依頼があった際には、ドイツデジタル図書館を経由し、大学図書館でインターネット公開されたデジタル資料を直接提供することができた事例がありました。 これらの経験から、同じように海外の図書館からの日本関係資料へのアクセスを平易にすることで、日本に関連する調査・研究に資することができ、日本研究の隆盛を助けることとなります。資料へアクセスしづらいことは逆に研究を阻害することになります。新しいコンテンツ開発以前に、今ある資源を世界中の利用者に有効に使っていただきたいと思ひます。 海外の利用者が日本に関連する調査・研究をする助けとなり、また、当該資料の所蔵館の資料・情報提供に関わる負担軽減が見込まれますので、デジタル化資料送信サービスを海外の図書館へも行ってください。</p>	個人
259	<p>The National Diet Library of Japan's Digital Collections contain invaluable research materials for scholars and citizens of the world. They are essential for researching the culture, language, and history of Japan. Particularly for smaller institutions throughout the world, the National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to these materials. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan became a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections.</p>	個人

番号	意見	個人／団体名
260	<p>As ***** of East Asian Collections at the British Library, the national library of the UK, I believe that providing access to its collections is a key responsibility and duty of any national library. The NDL's rich and extensive collections are a vital resource for the study of Japan, its history and culture in all its aspects. By allowing overseas researchers and students online access to its digital collections NDL would make a huge contribution to international research and foster a deeper understanding of Japan around the world.</p> <p>In my research on Japanese rare books and manuscripts, I frequently need to compare copies of works in the British Library with those in other collections. It is very frustrating to discover that NDL has digitised its own copy of a work but that I cannot view the images from overseas, only onsite in Japan.</p> <p>In addition, as ***** of the Japan Library Group, I know that these difficulties are shared by librarians and scholars in many institutions in the UK and other countries around the world.</p>	個人
261	<p>法第31条第3項,絶版等資料を自動公衆送信することのできる施設に外国の図書館等を追加 海外の研究者にとり上記の件は大変研究促進に役立つだけでなく、外国人の日本研究者にとってもたいへん必要な事に思われます。従って、日本の思想、文化の国際相互理解に大変貢献できるものと思われまので、可決していただくことを祈念致します。(哲学者)</p>	個人
262	<p>チューリッヒ大学アジア・オリエント研究所図書館は、日本学に関する資料を集めるスイス国内の図書館では最大の規模を持っており、スイス国内の日本学支援のためのインフラストラクチャーとしての役割をになっている。しかし日本学の研究者から、日本学研究のため絶版になった資料を入手して欲しいとたのまれた際には、入手がほぼ不可能であるため研究者のニーズに応えられないということがある。そういった際、国立国会図書館による資料送信サービスが海外の図書館からも使えたら、と臍をかむことが多くあった。今回、「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」の第4章第2節で国立国会図書館による資料送信サービスの拡充について検討されていることを知った。ここで検討されているように、資料送信サービスが海外の学術図書館に拡大されることは、海外で日本学に従事するものにとっておおきな手助けとなることはあきらかである。また、電子書籍などの電子資料全体でみると、日本の電子学術出版物は、他のヨーロッパ、中国などの電子資料の総数とくらべて格段に少ない、という印象がある。こうした観点からも、資料送信サービス拡充が海外日本研究にとって大きな意味を持つことはたやすく推察できる。最後に、こうした形で情報公開・発信を行うことで、海外の日本学からの学術コンテンツが増えるであろうことも予測される。以上の理由から、チューリッヒ大学アジア・オリエント研究所図書館は法第31条第3項でぜひとも外国の図書館を、送信先施設として認めていただきたく、ここにお願いする次第である。</p>	チューリッヒ大学アジア・オリエント研究所図書館
263	<p>図書館向けデジタル化資料送信サービスは、海外在住に住む日本人にとって大変貴重な情報ソースです。プリント(紙)の資料が手に入りにくい地域に住んでいるなかデジタル化した資料が読めるというのはありがたいサービスで、ぜひとも海外の図書館でもこのサービスを始めてほしいと願っています。</p>	個人
264	<p>Please change the law to allow oversea institutions to access to NDL digital collections. It is one of the most valuable collections for scholars and students in Japanese studies. Your action to provide non-Japanese institution open access to the collections would be courageous and meaningful for internationalization of Japan. Thank you for your consideration.</p>	個人
265	<p>The NDL Digital Collection is an invaluable platform for primary resources on Japan for Japanese Studies researchers worldwide. As a researcher on the history and current state of technology – especially robot technology in Japan – I found many important texts as well as audio-visual material in the database, which is not available at all in my home country Germany. I also refered students in seminars on Japanese Culture and History to the database, as a window to the richness of research subjects on Japan.</p> <p>Due to the generous support of the Korean Foundation and the National Assembly Library of Korea our Campus Library has now access to more than 800.000 digitalized monographies in Korean in our library. It would be wonderful, if we could also access more digital materials in Japanese for conducting research on East Asia in general and Japan in particular. The possibility to access the NDL Digital Collection would also raise the awareness of Japan as a leader in digital humanities scholarship.</p> <p>Therefore I would strongly like to ask for the change of the Japanese copyright law in order for institutions and researchers from foreign countries to be able to access this fantastic collection of digitalized content. Thank you very much in advance and best regards</p>	個人
267	<p>英国ノリッジ市に所在するセインズベリー日本藝術研究所の図書館をしている*****と申します。当図書館では、研究所の研究職員や英国・欧州の研究者に資料を提供するため、日本美術・芸術に関する資料を収集しています。また研究職員から要望があれば、他の図書館から図書館間貸出により資料を取り寄せて、情報を提供するサービスも行っています。このため、国立国会図書館が所蔵している資料は、図書館サービスをする上で、なくてはならない情報源となっています。ところが、国立国会図書館でデジタル化した資料は、図書館間貸出の対象外となり、その内、著作権が切れていない資料については、デジタル画像を見ることもできません。そういうわけで、国立国会図書館が所蔵しているということがわかっていながら、しかもそれがデジタル化されてイルという事を知っていながら、その資料を見ることのできない状況にあります。言葉を変えて言うと、デジタル化することによって、国立国会図書館のサービスレベルが低下してしまったこととなります。また、ご存知のように、中国、韓国は国をあげて資料のデジタル化を推進し、それを広く海外に普及させる事業を積極的に推進しています。こういう状況にあって、デジタル化されているにもかかわらず、その資料が海外では見られないという事態は、海外における日本研究の立ち遅れを招きかねません。上記のようなことから、このたび検討されている著作権法改正は、海外で日本学を研究している研究者にとって、非常に大きな利点となり、海外における日本学研究がより広がりを持ち、深みを増すことに寄与することは疑いありません。海外でも国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスが受けられるよう、強く希望いたします。</p>	個人
268	<p>第4章著作物等のアーカイブの利用促進第2節著作物等の活用に関わる著作権制度上の課題1) 国立国会図書館による資料送信サービスの拡充について、意見を申し上げたく存じます。米国の大学図書館で和書の収集・カタログ・レファレンスを担当しています。教員や院生は研究のため日本語の原資料を必要とし、絶版資料や稀観本を利用することが多いため、国会図書館や日本の大学図書館等が作成しているデジタルコレクションを積極的に活用するよう薦めています。国会図書館のデジタルコレクションは海外の日本研究者にとって非常に重要なリソースとなっていますが、著作権保護のため、多くが図書館内での閲覧に限られています。文献複写サービスの活用によって資料の複製を入手する場合、インターライブラリーローンを担当するスタッフは日本語がわからないため手続きに手間取り、また資料の複写も郵送に限定されるため時間がかかり、利用者のニーズにすぐ応えることができません。日本語の書籍を豊富に所蔵する大学図書館は極めて限られています。多くの日本研究者が、和書のコレクションのない大学で研究や教育をしています。こうした研究者はインターライブラリーローンや、和書のある大学図書館ヘリサーチトリップを行って研究を続けています。こうした、日本研究資料への物理的アクセスが限定される海外の研究者にとって、国会図書館による資料送信サービスが拡充され、海外の図書館からも自由にアクセスできるようになれば、研究者にとって朗報となると存じます。日本国内で数多くの日本研究が発表されていますが、そのほとんどが日本語であり、翻訳事業によって英訳され国際的に活用される文献の数は限られています。海外で日本研究が促進され、研究成果が英語で発表されれば、より多くの読者を得られ、海外における日本への理解が進むと思われま。現在、アジア研究という面から見れば、中国への研究関心が高く、日本への研究関心は必ずしも高くないという感覚があります。今後日本研究の促進のために、国会図書館のデジタルコレクションへのアクセスを海外の研究者にも解放していただきたく、法改正の検討を心よりお願い申し上げます。</p>	個人

番号	意見	個人／団体名
269	The National Diet Library of Japan's Digital Collections contain invaluable research materials for scholars and citizens of the world. They are essential for researching the culture, language, and history of Japan. Particularly for smaller institutions throughout the world, the National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to these materials. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan become a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections.	Ohio State University Library
270	I would like to respectfully submit that non-Japanese access to the NDL collection is vital to the work of international scholars such as myself who rely on being able to access materials held only in the National Diet Library's holdings. The Digital holdings are an important resource for anyone (not only specialists) conducting work on Japan. At institutions such as mine (University of Kansas) accessibility to Japanese materials is difficult and purchasing large collections isn't fiscally possible. Therefore, access to the NDL would make a substantial difference in our ability to conduct research on Japan without having to take on the expense of traveling to Japan. More importantly, give the NDL's efforts to digitize their holdings, it seems that this is already a commitment to Japan's standing in the world as a leader in Digital Scholarship. Granting access to non-Japanese institutions would confirm this commitment in a meaningful way that is appropriate to a nation of Japan's standing. As a teaching aid, access to the NDL for use in classroom assignments would immeasurably raise the profile of Japan on a day-to-day basis while influencing generations of budding scholars to consider Japan in their respective fields of study. I find the NDL to be an invaluable resource in my research and teaching. I value my time in the library and often wish that I had access to its digital holdings from my own country. I appeal to you to please consider granting access to scholars such as myself who would use the collection and promote it to others. Thank you very much for your consideration.	個人
271	As a researcher active in the field of arts and culture of Japan, I strongly support this proposed change. The National Diet Library of Japan's Digital Collections contain invaluable research materials for scholars and citizens of the world. They are essential for researching the culture, language, and history of Japan. Particularly for smaller institutions throughout the world, the National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to these materials. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan become a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections.	Oxford Brookes
272	平素、当館ではILLのリクエストで大変お世話になっております。今回の課題ですが、海外から国会図書館の電子化された資料へ簡易にアクセスが出来ることは大変貴重となります。海外で日本文化及び日本学の研究の促進する司書として、せめてIP認証で大学図書館から研究者へ資料の提供を拡大できれば。また、日本研究者が少ない小規模な大学ではデータベースなどの購入が出来ないため、このようなサービス拡大は大変研究の役に立つと考えています。どうぞ宜しくご検討よろしくお願い申し上げます。	Yale University Library
273	The National Diet Library of Japan's Digital Collections contain invaluable research materials for scholars and citizens of the world. They are essential for researching the culture, language, and history of Japan. Particularly for smaller institutions throughout the world, the National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to these materials. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan become a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections	個人
274	I wish to strongly support the proposed changes to Japanese copyright law to allow overseas libraries to gain full access to the digital collections of the National Diet Library. One of the great challenges for scholars and students of Japan in the United States and other nations is the ability to gain access to high quality research resources. Having the ability to use the NDL digital collections globally will benefit research and teaching, help bring accurate information on Japan to audiences worldwide, and increase international understanding of Japanese culture, history, and current events. It will be particularly beneficial for scholars of Japan like myself, who teach at small institutions with very limited collections of first-rate research materials on Japan.	個人
275	Please consider allowing foreign institutions to access the full content of the National Diet Library's Digital materials. Access to the research material is invaluable for scholars and broadening this access to scholars, and individual citizens, outside of Japan will increase the quality of all research on Japan. It will enable those at foreign and smaller institutions who are unable to afford large Japanese collections to conduct better research into the culture, language, arts, and history of Japan. It will also allow for greater collaboration between Japanese and foreign scholars, as all research will have a greater depth of sources that will make it more interesting to all scholars. Enabling foreign access to the National Diet Library's Digital Collection will also raise the status of Japan as a leader in Digital Scholarship. My own research could receive a boost from access to materials that will greatly increase its importance and depth that I have previously been unable to obtain.	個人
276	I am a Japanese studies professor in Canada (Calgary, Alberta). I work on manga and popular culture. I currently have to travel to Japan to research at the NDL. However, it would be a great help to my research to have access to digitized documents, particularly materials related to manga, anime and video games.	個人
277	研究者にとって、史資料あるいは過去・現代の研究成果へのアクセスがきわめて重要であることに、議論の余地はないでしょう。その意味で、日本の文化・歴史を研究するものにとって、国立国会図書館で推進・公開され、今ではそのデジタルコレクションに発展・吸収された、近代デジタルライブラリーは、画期的なものでした。しかし残念ながら、著作権の問題でその後同図書館でデジタル化されたものの多くが、日本国外にいる利用者には閲覧不可能です。それが、今回の中間まとめによれば、国会図書館の絶版等資料の公衆自動送信先に、信用のおける国外の図書館を含めることが前向きに検討されているとのこと、きわめて希望の持てる朗報と受け取りました。是非とも、この方向で法改正を実現させていただきたいと思っております。日本にいながらにして、インターネットを通じて、世界中の資料・研究成果を利用できるように、日本の資料・研究成果も世界にできるだけ公開すべきでしょう。以上の意見は、私が現在*****を勤めるフランス日本研究学会、SFEJの運営委員会の承認を得て、同学会の名で提出するものです。	フランス日本研究学会
278	Having access to digitized materials from the National Diet Library using a local library computer would be a great research tool for faculty and students at our university. Each month we borrow articles from the National Diet Library that cannot be found elsewhere. Our users need information quickly, and sometimes requesting and mailing copies takes too much time; immediate online access (even if from a single workstation on campus) would be an improvement to the current workflow. Moreover, this proposal would allow researchers to browse and search your digitized collection without traveling to Japan, providing greater discoverability and access than what interlibrary loan can support.	個人
279	日本国外の図書館に勤める図書館司書の一員として日本学研究を援助する立場から、国立国会図書館による絶版等資料の送信サービスを自動公衆送信することのできる施設に海外図書館にまで拡充することを強く要望いたします。日本の歴史、言語、経済、政治、娯楽等—幅広い意味での日本文化を広め、理解を高めるために、情報発信、情報共有が最大限可能になるよう希望します。	個人
280	国立国会図書館における資料のデジタル化は海外の研究者にとって大変喜ばしいのですが、一部デジタル化された資料につきまして、図書館送信サービス開始後に文献複写および、現物貸借が利用不可となり、デジタル化資料送信サービス以前と比べて逆に利用できる範囲が縮小されています。国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの対象枠に、国内の図書館と同じように海外の学術図書館も加えていただけるように必要な措置を講じていただけますよう、お願いいたします。簡単に日本に赴くことのできない在外の研究者、特に若手研究者のためにもご一考をお願いいたします。	個人
281	海外の研究者は、従来より国立国会図書館の文献複写サービス、現物貸借サービスを利用していますが、現在、デジタル化された資料に関しては、図書館送信の対象は著作権法第三十一条第一項の適用が認められている国内の図書館等に限られ、国外の図書館は対象外となっています。日本研究の向上のためにも、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの対象に、海外の学術図書館が加えられるよう、切に希望いたします。	個人

番号	意見	個人／団体名
282	I am ***** of UCLA's East Asian Studies MA program and serve on the committee for many graduate students; I also provide support for teaching within UCLA and the 10-campus University of California system. Access to the full digital collections of the National Diet Library would be a huge support for attracting research on Japan throughout my university and beyond, and at all levels of instruction and scholarship. Often the early availability of materials can make the difference between a successful subsequent research effort and a flawed and failing one. Particularly for smaller institutions throughout the world, the National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to these materials. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan become a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. Conversely, limiting access to on-site viewing creates a bottleneck that will necessarily constrain such efforts, and may even lead to students looking for other countries of study. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections.	個人
283	The National Diet Library of Japan's Digital Collections contain invaluable research materials for scholars and citizens of the world. They are essential for researching the culture, language, and history of Japan. Particularly for smaller institutions throughout the world, the National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to these materials. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan become a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections.	Oxford Brookes University
284	デジタル化資料送信サービスを海外の図書館員にも使えるように、法律改正を要望します。私は、University of California, BerkeleyのEthnic StudiesとAsian Studiesにおいて、授業を担当すると同時に、研究にも携わる者です。Berkeleyの図書館は、国内外を問わず、蔵書にアクセスできます。特に、学術雑誌へのアクセスは貴重です。日本の国会図書館も、同様に、海外の図書館員や研究者に、デジタル化資料送信サービスを通じてその蔵書にアクセスできると、その重要性和利便性が一層上がります。	個人
285	法第31条第3項の規定に基づき国立国会図書館が絶版等に係る著作物を自動公衆送信できる送信先の施設に、同条第1項に規定する図書館等に類する外国の施設を追加する法改正を行うことに賛成する。現在国立国会図書館では、デジタル化が済んだ資料は、海外に貸し出さないという運用を取っており(http://www.ndl.go.jp/jp/service/lending_service2.html 「貸出制限資料群」の項目を参照)、そのこと自体は、資料保存の観点から支持できる。しかし一方で、デジタルデータへの海外からのアクセスが制限されている現状と合わせると、デジタル化が済んだ資料に海外からアクセスする手段が存在しない状態となっている。このことによる影響は、同じ資料を所蔵している他の図書館に対して、資料の利用請求が行われるという形で生じる。他の図書館では、著作権の存在する資料については、国立国会図書館のようなデジタル化を行うことができず、資料現物をそのつど複写・貸出する必要がある。これは資料保存の観点から問題であるし、海外の利用者・海外の図書館員・国内の図書館員のすべてにとって、余分な時間や費用を要することとなる。以上の理由から、冒頭に記した法改正は、ぜひ実現すべきものと考えます。	個人
310	ドイツで日本の現代史を研究している者です。間もなく留学を終えて帰国いたします。日本のことを研究するためには毎回日本に行く必要があるため、ちょっとしたことで莫大な調査費用が必要であり、私費な場合も少なくありません。日本研究を世に広めるためにはNDLデジタルライブラリーは必須なツールだと思っております。ぜひ図書館送信を外国でも使えるようにしていただきたいと思っております。日本研究を世界に発信し、知ってもらえるためにはアクセスが必要です。日本の文献のアクセス色々困難であります。日本の国際化や、技術の披露にもつながると思うので、どうかよろしく申し上げます。	個人
322	私は海外の大学図書館で司書として勤務しています。 昨今のデジタル化により、より早く資料を入手できるようになりました。海外でも見ることのできる日本の資料は増えました。利用者にも以前よりも速く資料を提供できるようになりました。 ただ、海外から日本のデジタル資料にアクセスするには、技術的なことよりも、法的制約があり、所在はわかっても入手が困難な場合が少なくありません。 貴重な資料の宝庫である国立国会図書館が巨費を投じて資料のデジタル化を進めてこられたことは耳にしていますが、実際に利用できるのは、日本国内の限られた図書館だけです。これまでも、機会がある度に海外からも利用できるようにお願いしてきましたが、これは国立国会図書館が決定できることではなく、日本の著作権法の問題であると知りました。 今回の『文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会 中間まとめ』において、「国立国会図書館による資料送信サービスの拡充」(第4章第2節)が取り上げられています。 著作権法の改正で、資料送信サービスが海外図書館まで拡充されれば、日本研究者、日本学の学生の研究に非常に寄与するものと考えます。法改正により、海外の日本資料図書館でも、国立国会図書館による資料送信サービスを受けられるようになることを切望いたします。	個人
323	大学・大学院での日本研究には日本語出版物が使われます。海外ではそれを入手する手立てが限られており、日本を研究する学生や研究者にとっては大学図書館がほぼ唯一の日本語出版物の提供者となっております。アメリカにおきましては、予算の差により蔵書数トップ5校以下の大学では十分なサポートをできずにいる、という状況にあります。また、情報のデジタル化により電子化した資料が席捲するなか、上位の大学においても他の言語を扱う部署と比べて、日本語資料の未熟な状態を危惧するところでもあります。今後、アメリカにおける大学・大学院での日本研究を将来も引き続き安定したものにするため、また、新しい学生・研究者の要望に応え日本研究の深化と発展をサポートするために、国立国会図書館による資料送信のサービスを海外の研究機関へも拡充してほしいと望みます。	個人
355	I have been using NDL services for many years and it is of invaluable help for my research. The National Diet Library of Japan's Digital Collections contain invaluable research materials for scholars and citizens of the world. They are essential for researching the culture, language, and history of Japan. Particularly for smaller institutions throughout the world, the National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to these materials. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan become a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections. Thank you very much, this is a great service for all the Japanese Studies specialists in the world.	個人
362	I am writing this commentary in my function as ***** of the German Association for Social Science Research on Japan. We are the biggest association of Japan focused researchers in German speaking academia. Many of our members work in smaller institutions and also in faculties other than East Asian Studies (e.g. Business and Economics, Social Sciences, Culture Studies etc.). With their research on Japan in their respective disciplines they contribute to the spread of knowledge about Japan in all fields of research. For all of us access to research materials from Japan is very important to adequately research and teach about Japanese culture, society, economy etc. The National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to these materials. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan become a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections.	個人

番号	意見	個人／団体名
372	<図書館向けデジタル化資料送信サービス>を海外の図書館にも拡大お願いします。日本語文化学府に在学中に学生ですが、大変研究の役にたつと思われま	個人
374	It is important allow open access to the invaluable digital collection of National Diet Library to spread culture and knowledge. IN all the world scholars, students and citizens interested in Japanese history and Heritage need research materials and free access to the digital library.	個人
378	Our committee support open access and open knowledge so we ask to allow free access to the Digital Collection created by the NDL (National Diet Library). The opening of NDL digital library could disseminate the culture of your country and could help scholars and researchers in all the world. Humanity needs to share resources to improve.	Committee NILDE Libraries
388	The National Diet Library of Japan's Digital Collections contain invaluable research materials for scholars and citizens of the world. They are essential for researching the culture, language, and history of Japan. Particularly for smaller institutions throughout the world, the National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to these materials. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan became a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections.	個人
393	The National Diet Library of Japan's Digital Collections contain invaluable research materials for scholars and citizens of the world. They are essential for researching the culture, language, and history of Japan. Particularly for smaller institutions throughout the world, the National Diet Libraries digital collections would provide an unprecedented level of access to these materials. Allowing overseas libraries to register for access to the digital collections would help Japan became a leader in forward-thinking copyright policy, open-access, and digital scholarship. I hope The Agency of Cultural Affairs of Japan and the Subcommittee on Legal System and Fundamental Issues under the Copyright Subdivision of the Culture Council will sincerely consider revising the law to allow non-Japanese overseas institutions the opportunity to take full advantage of National Diet Library's Digital Collections.	個人
395	I believe that the “意見提出対象の章名および頁番号: 第4章著作物等のアーカイブの利用促進 第2節著作物等の活用に関わる著作権制度上の課題 1) 国立国会図書館による資料送信サービスの拡充について (p. 123-124)” should definitely allow overseas institutions to access the National Diet Library digital collections, due to the following reasons: 1. Provides access to invaluable research materials for scholars and citizens of the world. 2. Expands the ability to research the culture, language, and history of Japan. 3. It gives smaller institutions that can't afford large Japanese collections a powerful new tool. 4. It raises Japan's profile as a leader in Digital Scholarship. As a student of Japanese studies overseas, it has been extremely difficult to get funding to further my research by using resources only available through the NDL on site. The value of research in Japanese Studies is equal no matter where you are, whether in Japan or overseas, and providing equal access to those interested in Japan is a critical and logical step.	個人
396	As librarian for department of modern languages, including Japanese and Chinese, I would support the NDL supplying a scan and deliver service for OCLC libraries in the US & Australia as it will greatly facilitate the work of all researchers, especially like those at our land-grant university located in a rural, southern part of the United States who may not normally have easy access to the Japanese and Asian collections of the NDL	個人
397	I strongly support the National Diet Library of Japan offering digital scans of resources by request. The collection is highly relevant and sought after by Clemson University scholars, and the current delivery method via mail does not meet modern library service expectations. Implementing this service would contribute greatly to the continued communication and collaboration of United States and Asian scholarship.	個人
398	As a librarian whose work is to help professors and students find material that my institution does not own, this service is extremely important. Our patrons study such subjects as earthquake engineering and health sciences, both areas in which Japanese scholarship excels. We are grateful for Japan's generosity in sharing scholarly work and implementing electronic delivery to facilitate this sharing will only serve to increase research collaboration around the world. Thank you for considering this.	個人
411	「おわりに」の章にある通り、本中間まとめでは、国立国会図書館による絶版等資料の送信サービスについて、送信先の施設に外国の図書館等を追加するための制度改正を行うことが必要である。また、美術の著作物又は写真の著作物を原作品により展示する者が、電子機器を用いて観覧者にこれら著作物の解説又は紹介を行うことや、サムネイル画像を用いて展示作品に係る情報を一般公衆に提供することを、権利制限規定の対象とすることが提言されており、これらについて早急に権利制限規定の拡充が求められる。	一般社団法人インター ネットユーザー協会
320	○「第4章著作物等のアーカイブの利用促進 第2節著作物等の活用に関わる著作権制度上の課題 (1) 国立国会図書館による資料送信サービスの拡充について(p. 123-124)」の部分、特に以下の部分について、意見を提出します。 「もともと、権利者の利益を不当に害することがないよう、絶版等資料の受信が適切な環境において行われ、受信した資料がいたずらに利用されないことが望ましいため、外国の図書館等を追加するに当たっては、これらの点が確認できる施設に限定することが適切であるといえる」 これは、国内の図書館においても課題となっておりますが、現行の図書館送信の仕組みでは、過剰な配慮によって各図書館での運用面での負担が大きく、せつかくの巨額の投資が十全に活かせてません。上記規定では対応出来る外国の図書館が非常に少なくなると予想されます。この機会に、公共性と権利保護のバランスを今少し、公共性に倒していただくようお願いします。 ○なお、(2)(3)(4)については、各省庁や地方公共団体・大学等の取組や提言に留意しつつ、公共財をより拓く方向で、まとめられるよう、強くお願いします。	個人
118_4	第4章 著作物等のアーカイブの利活用促進(119ページ): 国立国会図書館による絶版等資料の送信サービスについて、送信先の施設に外国の図書館等を追加するための制度改正を行うこと自体には、異論はない。ただし、現在、日本国内で行われているケースでは閲覧・複製できる図書館等の条件が決められている。海外においては、著作権保護期間にある日本の著作物の複製などが使用料も払われずにされているとの風聞も耳にする。「絶版等資料」とはいても、著作者自身が御健在の著作物や、著作権の存続期間が満了していない著作物が多数ある。これらが何の制約もなく複製などされるのは納得できない。その対策として、複製は著作物の一部に限るなど、日本国内における運用と同じ制約を課していただきたい。	一般社団法人日本雑 誌協会
300	国立国会図書館による絶版等資料の他の図書館に対する送信先に外国の図書館を加えることは、海外における日本研究者等の便宜を図ることに鑑みれば異論のあるところではないが、中間まとめにある通り、外国の図書館の行為を日本法で規制することが適切でない以上、送信先が受信した著作物の管理を適切に行うかどうかは、国内図書館の基準よりもさらに厳密にチェックし、海外で不測の権利侵害が生じないような制度設計が必要である。	一般社団法人日本書 籍出版協会

番号	意見	個人／団体名
319	<p>国立国会図書館による他の図書館に対する送信については、平成24年12月10日の「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」(国図電 1212041号)で合意されている合意事項において、次のとおりの定義がある。</p> <p>※以下、国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項より転記 =====</p> <p>2 国立国会図書館からの送信対象となる資料(以下「送信対象資料」)の範囲 (1)送信対象資料 送信対象資料は、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、入手困難な資料とする。 入手困難な資料とは、流通在庫(出版者、書店等の市場)がなく、かつ商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難である資料とする。ただし、オンデマンド出版されている資料及び電子書籍として流通している資料は、現に商業的に流通している事実を踏まえ、入手可能なものとして扱う。 (2)送信対象候補とする資料 送信対象候補とする資料は、以下のとおりとする。 (1) 図書:戦前の資料は、送信対象候補とする。戦後の資料については、入手困難とした資料に限定し、送信対象候補とする。ただし、漫画については、電子書籍市場に及ぼす影響に鑑み、取扱いを留保する。 (2) 雑誌:官庁出版物は、送信対象候補とする。その他の資料は、著作権等管理事業者により著作権が管理されている資料を除き、送信対象候補とするが、商業出版社に係る資料については、取扱いを留保する。 (3) 博士論文:出版されているものを除き、送信対象候補とする。ただし、主論文が出版されておらず、参考論文等付随する論文のみが出版されている場合、付随する論文を除外する。 =====</p> <p>したがって、仮に送信先が拡大するとしても、送信対象となる資料は上記のとおりであることを、明確に確認していただきたい。 なお、上記の合意事項においても明記されているとおり、商業的電子配信やオンデマンド出版されているものは、入手困難な資料とはならないことを、繰り返し、確認を求める。</p>	一般社団法人日本電子書籍出版社協会
91_4	<p>(2)5つの権利制限の拡充について さらに、本中間まとめの第2章以下で拡充すべきとされている、5つの権利制限、すなわち、(e)著作権法第35条における授業における教材等の異時公衆送信、(f)著作権法第33条におけるデジタル教科書への著作物の掲載、(g)著作権法第37条第3項における受益者への身体障害等により読字に支障のある者の追加等、(h)著作権法第31条第3項における国立国会図書館の自動公衆送信先への外国の図書館等の追加、(i)著作権法第47条における展示著作物の情報提供のための電子機器を用いた複製等についても速やかに拡充することを求める。</p> <p>ここで、真に2次利用可能な形で各種アーカイブの構築・充実を考えるのであれば、裁定制度の見直しや法解釈による対応に関する検討だけでは不十分であり、国会図書館にのみアーカイブ機能を集中させることも適切ではない。特に日本において十分になされているとは言い難いパブリックドメイン資料や絶版資料の利活用をより強力に促進するべきであり、著作権法の改正により、(i)現行著作権法第31条で国会図書館のみに可能とされている絶版等資料の電子利用をあらゆる図書館及び文書館に可能とすること、合わせて(ii)同条における絶版等資料以外の資料についての「滅失、損傷若しくは汚損を避けるため」という電子化のための要件を緩和してここにアーカイブ化のためという目的を追加し、著作権保護期間満了後の資料公開に備えた事前の電子化を明確に可能とすること、及び(iii)個人アーカイブの作成が第30条の私的複製の範囲に含まれることを条文中明記し、個人資料の利活用及び著作権保護期間満了後の公開を促すことを私は求める。このような権利制限又は例外が不必要に狭くされるべきではなく、その他者がアーカイブを直接利用しないことを前提として他者の力を借りたアーカイブ化も可能とされるべきである。</p>	個人
5	<p>「第4章第2節(3)展示作品に係る情報をインターネット上で提供するための著作物の利用について」の趣旨に全面的に賛同します。 美術館や博物館が著作権処理にかかるコストのため、著作権の保護対象となっている作品については画像掲載を見送り、文字情報のみを公開している現状をつねづね残念に思ってきました。 著作権者の利益を損ねることのないようにしかるべき条件を設けつつ、人類共有の財産である文化財の画像公開に関し一定程度の著作権制限を設けることは日本の文化財情報の海外発信という点でも大きな意義のあることと考えます。 以上よろしく願い申し上げます。</p>	個人
57	<p>第4章「第2節(3)展示作品にかかわる情報をインターネット上で提供するための著作物の利用について」 この内容に賛同し、以下の理由のため、積極的な導入を希望する。</p> <p>館内での紙媒体での作品の紹介が可能であるという状況にあって、電子機器への掲載が制限される状況は非常に現状に即していないと感じる。特に、コレクション展示をウェブサイトで紹介するに際しては、これまで著作権の切れている作家を優先的に紹介し、本来の展覧内容を十分に周知できない状況にあった。 無論、展覧会の要になっている作家に対しては、著作権許諾申請を行うが、著作権者の方は概ね快諾の傾向にある。今回、作品画像のインターネット送信に際する手続きが不要になることによって、著作権者側の書類処理の負担軽減になるのではないかと。 「サムネイル画像」という概念が広く普及することによって、公共施設の利用促進を目的に作品を紹介することができるようになることを望む。また、オンラインでの公開が容易になることは、世界中から閲覧可能となるという点で海外発信にもつながるため、積極的に導入してもらいたい。</p>	個人
60	<p>近現代のコレクションを持つ美術館のデータベースへよくアクセスします。いくら解説が充実していても、画像が掲載されていないと、書いてある意味がわかりません。美術館は作家や作品の価値を上げることも大切な役割で、画像を広く公開することは知名度(価値)が上がり、著作権者にとっても有益だと思います。ただし、不正利用される心配もあることから、ご意見の通りサムネイル程度でもないよりはましですが、作品の品位が損なわれないよう、50kb程度は欲しいところです。美術館が発行している紀要や逐次刊行物も、著作権の切れていない作品であってもグレートーンあるいはサムネイルならインターネット掲載が可能になれば、より多くの情報を私たちは享受できるでしょう。</p>	個人
117	<p>第4章第2節(3)「展示作品に係る情報をインターネット上で提供するための著作物の利用について」の内容に賛成です。 デジタルアーカイブは今や博物館施設に求められている標準的な機能で、その整備に著作権が大きな障壁となっていることは業界全体での共通認識だと思います。 今回審議されている著作権制限規定が決定することは情報社会における美術業界の活性化につながり、現代社会において美術の役目を大いに発揮できる環境づくりに役立つものだと考えます。 経済的に厳しい運営を強いられている博物館施設に著作料を付すことは積極的な学芸活動を妨げるものであり、結果的に作品が広く公衆に知られる機会を逃すこととなり、著作者本人の不利益となるのではないのでしょうか。 著作者の権利保護については中間まとめにて言及されている通りだと思しますので、利用者と著作者、双方にとってバランスの良い規定が妥結することを願います。</p>	個人
119	<p>公立館所蔵作品(公共が所有する作品)であれば、公共知の発展という観点から問題はないと思う。</p>	個人
159	<p>美術館がウェブサイト上で所蔵品を公開する際の著作権について、一定の条件や制約を設けたうえで手続き不要とすることが望ましいとする報告に、賛成します。 早期の実現を強く希望します。</p>	個人
160	<p>博物館法に定められた博物館施設が、著作権保護下にある創作物を収集・保管・公開の対象とする場合、展示による公開はその使命であるが、昨今の情報環境の状況に鑑みる時、所蔵資料の画像をインターネットを通じて送信することは、資料の公開という使命を果たすものであり、画像サイズなど著作権者の権利を侵害しないための制限を設けた上で、手続きなしに公開できることが望ましいと考える。</p>	個人

番号	意見	個人／団体名
173	「美術の著作物又は写真の著作物の紹介を目的として、当該著作物のサムネイル画像を公衆送信することができる」著作権制限規定に賛成する。 美術館は社会教育施設であり、所蔵品やその活動内容は一般公衆に開かれているべきである。例えば現在作品を調べる際には、数年に一度発行される収蔵品目録や館の定期刊行物などの印刷物によってのみ情報へのアクセスが可能という状況が多い。それさえも困難な館もある。インターネットを活用することができれば、一般公衆にとって情報へのアクセシビリティが各段に高まる。また著作権処理に費やす時間や労力、費用を減らすことができれば、美術館として本来時間を費やすべき資料の調査研究、展示活用、レクリエーション等に資するために必要な事業の充実化につながる。(美術館学芸員)	個人
174	近現代作品を多く所蔵する美術館学芸員の立場からすれば、インターネット上の所蔵品データベースのサムネイル画像公開に際する著作権の緩和は、業務負担の軽減という点で非常に望ましい。また、著作権者にとっても、何度も同様の処理をしなくてすむという点で望まれる場合も多いのではないかと。	個人
177	美術館において、展示作品を広く一般公衆に紹介するため、インターネット等で情報を公開する際、サムネイル画像(小さな画像)も公衆配信できることが望ましいとの意見に賛成。	個人
197	博物館、美術館の作品紹介を電子機器で行えるよう拡大とのこと、聴覚障害の私は音声ガイドでは作品の詳細が分からなかったもので、嬉しいです。 このほかに、聴覚障害者に関する著作権といえば、 1. 音声の観劇に代わるシナリオ貸出、字幕、手話などの観劇サポートに関するもの 2. 博物館等にある音声付き映像に字幕付与 を、思いつきますが、これらについての検討が見当たりません。 1. については、「海外ミュージカルをライセンスで買ってる場合、台本貸出も難しい」という状況もあるようです。 こういった海外との調整についての検討もどのようになっているのでしょうか。	個人
211	サムネイルで再利用の難しい解像度の画像であれば、所蔵館は使用できるというようになれば、収蔵品目録などの発行やインターネットでの情報公開などにおいて、閲覧者に有益性が高くなると思われるので、これに賛成します。 美術作品においては、画像自体が資料を語る上で欠かせない基本データであるという意識が浸透することを願います。	個人
215	126頁、第4章 第2節 2.検討結果(3)「展示作品に係る情報をインターネット上で提供するための著作物の利用について」の項目に係る意見を次の通り提出します。 美術作品に関する情報を広く一般公衆に提供することを目的として、サムネイル画像をインターネット等で公開することを可能とすべきである、という意見に賛同します。 私は、美術館レジストラーとして作品図版の管理・貸出を担当しておりますが、美術館に、画像の公開を行ってほしいという意見は多く寄せられます。直接意見をお聞きする機会があるのは、収蔵作品の画像を利用するといった明確な目的の下に、まず作品を確認するために画像があらかじめ公開されていることを希望する、多くの研究者や学生、出版社、メディア関係者です。また、そこまで明確な目的がない一般の方が、ホームページ中の文字情報から特定の作品に関心を持ち、その画像公開を希望する声も多く聴かれます。例えば、展示予定の作品画像を予めホームページで確認することができれば、美術館への来館をより多くの人々に促すことができると実感しています。そういった声に応える上で、サムネイル画像の公開は大いに有効であると考えますし、美術館側にとっても、収蔵作品を広く知ってもらうことのできる良いデバイスになると考えています。	個人
357	美術館広報に従事しています。所蔵品を展示する際に作品に関する情報や解説をWEB上で画像付きで掲示できれば、広く一般の方に関心をお持ちいただけることと思います。特に難解と思われがちな現代美術には大変有効です。また所蔵作品を展示する際、その情報を告知するための画像掲出にかかる使用の許諾、コスト等削減されたら負担も軽くなり、質の高い所蔵作品を広く紹介するためのビジュアル広報が充実し美術の普及活動に役立つことでしょう。	個人
377	「第4章 第2節(3)展示作品に係る情報をインターネット上で提供するための著作物の利用について」に記されている内容について賛成する。 美術館で所蔵する作品を紹介することは、所在を明らかにする上でも有効であり、今後増え続ける情報を効率的に整理するためにも必要である。現在、著作権保護された画像送信を違法とする理由の根底には、それが不当に複製され、著作権者の利益を侵害することを避けるねらいがある。しかしながら、サムネイルとして扱う程度のサイズであれば、それは複製されて鑑賞に耐えうるものではなく、著作権者の利益を害するものではない。文字によってタイトルや素材等の作品情報を記述することが適法なのであれば、あくまで視覚情報としてもサムネイルも、それらと同等に扱うのが妥当であると考えます。 昨今の状況および現実の運用に即して、著作権法が合理的かつ早急に改正されることを望む。	個人
390	報告書第4章(123～127ページ)にまとめられている趣旨に賛同いたします。	国立美術館データベース作成と公開に関するWG
394	特に第2節(3)展示作品にかかる情報をインターネットで提供するための著作物の使用について サムネイル画像をインターネット上で公開することは、作品を鑑賞するためのモノではなく、あくまでも誘導するための「目印」としてとらえるべきものと考えます。そのため、権利者の利益を不当に害する危険性は極めて低く、これを制限する必要性はないものと考えます。	個人
1	「(3)展示作品に係る情報をインターネット上で提供するための著作物の利用について」 美術作品のサムネイル画像を表示することは世界的にフェアユースとして認知されており、年々変化するインターネット技術を考慮せず2017年の感覚を元に画素数やサイズに制限を設けることは、現実的ではないと考えます。悪用については利用側の責任であり、提供する側が日本の規則で制限することは美術研究や芸術の発信を不必要にさまたげるのではないのでしょうか。利用する側としては、英語での発信が推進され、国境を超えたスタンダードとなりつつあるクリエイティブ・コモンズなどの権利処理方法を上手く活用される取り組みを期待します。また、自機関のウェブサイトで公開すれば終了、ではなく、Europeanaや文化遺産オンラインのようなポータルサイトでのサムネイル画像公開も認可されることが大切だと思います。情報や資料は使われなければ意味がありませんので、「日本文化発信」の視点において、ビジュアルが最重要である美術作品の紹介に画像を使わないことは、著作者の「発信したい」という意図にもそぐわないはずで。	個人
111	「第4章」、とくに「第2節(3)展示作品に係る情報をインターネット上で提供するための著作物の利用について」賛成します。インターネットの普及による情報のグローバル化の著しい今日においては、一定の制限下でのインターネット空間上での著作物の公開は、著作権者の利益を損なうよりもむしろ、著作物に対する国際的な関心と評価を高める可能性を担保すると言う意味で、その著作権者の利益にかなうものでもあると考えます。このため、上記の中間報告の内容について全面的に賛成します。また同様の観点から、著作物の展示主体による広報のためのインターネット上での著作物の画像の公開にとどまらず、著作物の所有者である博物館・美術館の収蔵品データベース上における著作物の画像公開に関しても、これが認められるように、積極的な検討を希望します。	個人
229	「(3)展示作品に係る情報をインターネット上で提供するための著作物の利用について」に示された意見に対して、大いに賛成します。 展示作品の写真をインターネット上に提供することは、大まかな図が了解できる程度の小さな画像データであれば作品の権利を害するものとは考えられません。一方で、小さなデータが示されることで利用者はより正確な情報を得ることができ、研究者や関連機関同士の調査研究にも資するところが大きいと、公益にかなうと考えます。 少なくとも登録博物館においては、社会教育法ないし博物館法に基づいた非営利機関として、権利使用の制限はなるべく小さうかるべきであると考えます。入館料を徴収する施設であっても、実質的に博物館において営利的運営ができていないところは皆無に等しく、公的かつ非営利の活動として認識されるべきです。	個人

番号	意見	個人／団体名
254	<p>展示作品に係る情報を観覧者に提供するための著作物の利用に関して、法第47条の規定の適用範囲を小冊子に加えて電子機器にも拡大すること、ならびに展示作品に係る情報をインターネット上で提供するための著作物の利用に関して、展示作品に関する情報を広く一般大衆に提供することを目的として当該作品に係る著作物のサムネイル画像をインターネット等で公開可能とすることについて賛成いたします。</p> <p>とくに後者について、美術の著作物を所蔵する美術館などが当該著作物のサムネイル画像を公衆送信することができるようにすることは、我が国の文化創造の基盤となる知的インフラ強化への貢献という趣旨に照らしてもきわめて重要な措置であると考えます。</p> <p>ただしその際、適用範囲として、展示作品のみならず、所蔵作品全体を視野に入れることをご検討いただきたいとも考えております。</p> <p>諸外国に比べて、日本の文化財情報の海外発信が遅れていることが指摘されていますが、2020年の東京オリンピック開催に向けて美術館の魅力あるコンテンツの発信を推進していくためにも、本報告書に基づいて、すみやかな法改正のなされることを要望いたします。</p>	<p>全国美術館会議 情報・資料研究部会</p>
175	<p>サムネイル画像の大きさ・解像度については、著作権者の利益を不当に害することがないような措置として、著作権法第47条の2に関する文科省令第38条 第4条の2に規定している基準と同一にすべきであると考えます。</p>	<p>一般社団法人 日本美術著作権連合</p>
286	<p>著作権保護期間であっても、作品画像をインターネット送信する際に手続き不要とすることが望ましい。展示作品に関する情報をより広く一般の方々に提供することは、文化振興へとつながるものである。</p> <p>もちろん著作権者の権利は守られるべきものであるため、画像サイズや主体などに一定の条件や制約を設けることは議論されるべきである。</p>	<p>個人</p>
391	<p>賛成。</p> <p>著作権制限規定が実現すれば、館にとってコスト削減につながる可能性があるため。また、予算がないために展示作品に係る情報を観覧者に提供できなかったケースでは、制限規定の実現により、観覧者の利益に資することが可能となるため。</p> <p>ただし、インターネット上への公開は、「著作権者の利益を不当に害する場合」をよく検討し、慎重に進めるべきと考える。</p>	<p>池田町立美術館</p>
183	<p>第2節(4)で述べているとおり、著作権者が不明あるいは連絡が取れない状況にある著作物について運用しやすい裁定制度への移行と、周知、また、相談体制を実現していただきたい。</p>	<p>公益社団法人日本図書館協会</p>
21	<p>第3. コンテンツの新規展開の推進 2. アーカイブの利活用の促進 ○アーカイブ利活用に向けた基盤整備(計画2016, p.50) 〔意見〕</p> <p>著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化が促進された場合、裁定申請が増大することが考えられます。申請書類の作成及び申請代理について行政書士又は弁護士への相談や依頼も増加が予想されますが、添付書類の作成を申請者がすべて行うことができるのか課題が残ります。</p> <p>また、申請者は、当該著作物を修復し、レプリカを作成し、展示公開し、又は販売し、あるいはデジタル化してアーカイブ構築し、公開することが目的です。現状は、国立国会図書館、国立情報学研究所、大学附属図書館等を中心に学術機関リポジトリ、地域共同リポジトリの構築並びに運用を行っていますが、新たにデジタルアーカイブを構築しようとする際には、メタデータ国際標準(ダブリンコア等)による記述が必要であるとともに、申請機関ごとにカスタマイズされたリポジトリシステムが必要となることが考えられ、産業活性化の掘り起こしが期待される反面で、人材不足となることが懸念されます。</p>	<p>日本行政書士会連合会</p>

第3節 著作物等の流通推進のための権利処理の円滑化について

番号	意見	個人／団体名
301_2	第1章・第4章に対する意見 権利処理の円滑化について 裁定制度の利用促進(63, 129ページ), 著作物等の権利情報の集約化(62, 130ページ), 拡大集中許諾制度の導入(64, 130ページ)について検討を行うこととされていますが, これらの課題については単なる検討にとどまらず, 緊急の課題として早急に実施に向けた対応をすべきです。 特に, 拡大集中許諾制度については, 権利者の検索に係る費用・労力, 手続に要する時間等の問題を抜本的に解決することも可能となるため, 導入に向け具体的な対応を進めるべきです。	一般社団法人 日本音楽著作権協会
386	当協会は, 不明権利者の多い過去番組について, 効率的かつ円滑に権利処理を行うために「拡大集中許諾制度」が極めて有効であると考え, 早期の導入を要望している。当協会としては, この制度を導入することで集中管理が進展すると考えており, コンテンツの一層の流通促進のために, 制度の導入を改めて要望したい。	日本放送協会

その他

番号	意見	個人／団体名
87	国会図書館デジタルコレクションに日本古典籍がpdf化されて収められている。これのダウンロードが, 現在は一度につき50コマまで, とされているが, 枚数制限を撤廃してほしい。 この枚数制限が, 日本学研究をいたずらに疎外している。とくにこの不利益を蒙っているのは, 地方と, 海外の日本学研究者である。 早稲田大学古典籍総合データベース(http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/)が古典のpdfを自由に利用できるよう開放したことで, 海外ではくずし字学習の熱が高まっている。ここで無意味な制限をかけることは, 世界における日本への興味を無意味に削ぐことになりかねない。	個人
154	今回の中間まとめについて, 博物館関係機関の一員としての意見を提出します。 全体として, 従来各博物館(博物館・美術館・動植物園・水族館等を含む, 博物館法でいうところの博物館)の運営現場において, 所蔵資料等の情報の利活用に関して, それらの著作権処理に対する共通認識がなく, 各館に明確な著作権処理に関するガイドラインやマニュアルがない実情のなかで, いわば, ブラックボックス化していることが課題となっている背景の下で, 今回, 文化庁を中心に, 著作権を有する側の作家や関係団体, 利用活用する側の組織・関係団体, 有識者が, それらの利活用の促進と権利保護の両面から, 多面にわたる議論検討を行い, 一定の方向性がまとめられたことは, 今後の著作権を巡る課題解決と発展的利活用に向けて, 大きな意義があり, その成果を高く評価する。 この中間まとめを基礎に, さらに, 利用者の利便と将来に向けた有意義な情報保存管理体制とともに, 著作権を有する側の権利が適正に保護される体制づくりへの具体的なロードマップが作成されることに大きな期待を寄せている。 そのなかで, 第4章「著作物等のアーカイブの利活用促進」に関し, 博物館側から若干のコメントを述べさせていただきます。 文化資料の保存・公開の促進の重要性・公益性が認められた上で, 権利制限規定が議論され, その対象範囲の拡充について検討され一定の成果を挙げたことは, 今後のナショナルアーカイブ等の構築に向け大きな第一歩と言える。 「2 検討結果 の(2)保存のための複製が認められる主体の範囲について」 法令によって設置されていない美術館や博物館であっても, 法31条第1項第2号の適応が可能になるように「図書館等」に加えることが適当とされたが, その一方で, 複製物を必要以上に拡散することのないよう, 適正な施設を一定の範囲に限定することが必要とされた。 その結果, 平成27年6月, 令第1条の3第1項第6号に基づく指定で, 拡充された範囲は, 博物館法に規定される博物館または博物館相当施設が「図書館等」に含まれ得ることとなった点は大きな前進と評価できる。 一方, 前述の施設であっても, 設置者について, 「営利を目的としない法人により設置されたもの」とされ, この指定範囲に含まれない施設については, 各施設からの要請に応じた個別指定による対応を行うとされた。 今後の課題としては, 現状, 文部科学省の調査によれば国内に約5700の博物館が在るとされているが, そのうち, 博物館法による登録博物館と博物館相当施設は1249施設であり, 多くの施設が博物館法の適応外の博物館相当施設である。しかし, それらの内の多くの施設も, 日本博物館協会が掲げる「博物館の原則」や国際博物館会議(ICOM)の定める博物館倫理規定に合致する施設として, 公益に資する活動を行っているものが多く存在する実情がある。また, 企業が設置者である施設の中にも, 公益財団による運営形態を整備し, 日本の近現代の産業文化史の資料保存と調査研究, 状発信に大きく貢献する施設もある。 こうした博物館に関する実情を踏まえ, 今後の著作権に係る環境整備を進めるためには, ・博物館全体に対する著作権に関する基本的状況や現行制度の内容についての積極的なPR。 ・それぞれの館が, 現状で「図書館等」の規定に対しどのような位置付けにあるのかを認識することの促進。 ・個別指定の手続き等に対する的確な情報提供。 ・博物館法における登録制度についての課題に関する議論との関連を意識した今後の議論展開。 等が求められていると思われる。 今回の中間まとめの成果を, 改めて評価するとともに, 博物館施設における今後の議論検討の進展を希望するとともに, 関連団体として, 継続的にできる協力をさせていただきたいと考える。	個人
413_3	パブリックドメインとなった著作物のアーカイブは広く自由に利活用できる事例を積極的に増やすべきと考えます。例えば, ニューヨークのメトロポリタン美術館がPDの所蔵品(立体美術を撮影した写真も含む)を37万点をWEBから商用利用も含めて, 無償で自由に利用できるようにしたことは特筆に値します。 今後, 国立博物館等についてもPDの所蔵品のデジタルアーカイブについて, メトロポリタン美術館同様の自由利用を認めていくことなど, 検討されることを期待しています。	株式会社ベネッセコーポレーション

「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ(平成29年2月)」に対する意見
その他

番号	意見	個人／団体
2	著作物産業の衰退が言われて久しいように思います。そして、今後魅力的な著作物がどんどんと著作権保護期間切れで無料になっていけば、著作物産業が一層衰退し、壊滅するおそれすらあると思います。したがって、著作権の保護期間が終了した著作物については、これを無料で使用できることとするのではなく、新たに生み出される著作物の販売等を不当に阻害しない程度の使用料を政府等が徴収し、それによって得られた収益を著作物産業全体のために使用し、最終的には著作物利用者全体の利益になるようにするべきだと思います。	個人
3	著作権の集中管理団体から個々の権利者への対価還元を、たとえわずかな金額であっても確実に実行する方が急務です。そのような方策を、法的拘束力を伴う形で実行しない限り、集中管理団体が肥大するばかりで、著作物の利用は妨げられる一方で権利者の著作活動の促進にはつながらず、総体として「知的財産立国」や「文化芸術立国」の実現が阻止される方向に進むことは確実です。委員会における意見のヒアリングについても、著作権管理団体ばかりを招いて発言を求めるのではなく、それと同数あるいはそれ以上に、個々の権利者の立場から発言する個人へのヒアリングを積み重ねていただきたいと考えます。	個人
114	中間まとめでは、米国型のフェアユース制度を導入した場合、司法への過度な負担が生じ、ひいては司法、法体系への甚大な影響が生じるとの意見を紹介し、米国型フェアユースを採用できない根拠としているが、2005年(平成17年)に知的財産高等裁判所が設置されており、現状を踏まえていない不適切なものである。米国型フェアユースを導入し、訴訟件数の増加などで必要があれば知的財産高等裁判所の強化などで対応すべきである。	個人
118_3	リーチサイトの違法化について： 本中間まとめで、リーチサイトの違法化が見送られたのは大変残念である。そのため、著作権者の権利保護は前進がないまま、権利制限の範囲のみが拡大する結果となった。「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作権者等の権利の保護を図る」とする著作権法の精神から言っても、バランスを欠くのではないか。今後の早急なご対応を希望する。	一般社団法人日本雑誌協会
218_1	1. はじめに 新聞社は報道機関として、民主主義社会を支える普遍の原理である国民の「知る権利」を擁護する使命を担っている。インターネットが日常生活に普及した今日、情報の発信が容易になった半面、「フェイクニュース」が拡散し、情報サイトがその内容を伝えたり、他人のコンテンツを無断利用したりする問題が生じている。我々は新聞が果たしている、自ら取材し、責任を負って正確で公正な情報を迅速に国民に提供するという役割の重要性を改めて自覚している。文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会が公表した著作権法改正に関する「中間まとめ」は、デジタル・ネットワークの進展と教育の情報化(デジタル化)に対応し、新たな権利制限規定を導入するとしている。これらの規定は新聞社にとって、記事等の著作物利用に関する権利が一部制限される内容を含んでいる。社会の変化に対応して著作権法を改正し、著作権者等の権利の保護を図りつつ、文化の発展に寄与することは必要だ。しかし、新聞社の著作物は、多大の労力、費用をかけた報道機関としての一連の活動が結実したものである。新聞社の著作権への制限が不当に拡大され、コンテンツのいわゆる「ただ乗り」が許容されれば、多大の労力、費用を要する新聞社の日々の報道に支障を来し、「知る権利」、ひいては健全な民主主義の発展をも危うくするおそれがある。したがって、権利制限は公共的見地などから必要性が高く、かつ著作権者の利益を不当に侵害しない場合に限定すべきである。また、法改正にあたっては、明確性を重視した制度設計が必要だと考える。以上、今回の中間まとめに関して、当協会の基本的見解を述べた。以下に柔軟性のある権利制限規定、教育の情報化について個別に意見を述べる。	一般社団法人日本新聞協会
234_3	現状でも利用者のほとんどは著作権の知識がまったくと言ってよいほどありません。著作権思想の啓蒙が、社会に欠如しているからです。このまま、「軽微な利用は無許諾でよい」とすると、著作権の大幅な侵害が膨大になることは目に見えています。教職課程に著作権教育を必須とすることはもとより、産業界においても、検索などを業務とする場合には、著作権教育を社内研修の必須とすることを求めます。	公益社団法人 日本文藝家協会
321	・5ページの21行目「あたって」は、22行目「当たり」との文言の統一が必要です。 ・2ページの11行目「以下」は、他の箇所と同様に、「以下」と記載すべきところ。 ・54ページの17行目「分かりやすい」は、89ページの16行目「わかりやすい」との文言の統一が必要です。 ・31ページの29行目「または」は、他の箇所と同様に、「又は」と記載すべきところ。 ・77ページの参考1の丸数字1の1行目「あげられる」は、他の箇所と同様に、「挙げられる」と記載すべきところ。 ・78ページの1行目「日本ビジュアル著作権協会」は、「株式会社日本ビジュアル著作権協会」のことを指しているのですか？	個人

番号	意見	個人／団体
333	<p>ブログなどに引用する画像の著作権として、以下のものについては基本的にフリーであることを明確にし、グレーゾーンから外していただければと思います。</p> <p>1. 原則として通常対価を払わずに一般人が見ることができる(できた)もの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本や雑誌の表紙、背表紙、帯、CD・DVDなどのパッケージ写真。 ・お菓子や食品など、商品そのものやパッケージ写真 ・街中の商品広告や看板など。 ・販促品(映画チラシや書店で配布されるイラスト入りカードなど) ・電気店でもらえるような機械製品のカタログ。 ・その他販促・宣伝・広告などの目的で通常無料で配布、掲示されるもの。 <p>2. 検索や調査のために有用と考えられるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本の奥付、目次、索引。 ・DVDなどに挟み込まれている作品データ。 ・本に挟みこまれている出版案内など。 ・生産中止になった機械の取り扱い説明書、マニュアルなど。 ・書籍の中にある作品舞台の地図や登場人物リスト。 ・見出しがわかる程度での新聞記事の提示。 ・その他何かを調査・評価・紹介する上でエビデンスとして表記するもの。 <p>3. 誰が作っても同じようになるもの(引用元は表記の上で使用可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数学のグラフなど(二次関数のグラフや行列の計算式など)。 ・入門者、初学者レベルのプログラム。 ・歴史的な写真(例えば伊藤博文や聖徳太子の肖像、有名な絵画の写真など)。 ・世の中に一般的にあるものの写真(卵や釘、街角、昆虫などの写真) 	個人
334	<p>著作権の保護期間について、50年にせよ70年にせよ、一律の規制ではかえって著作そのものの埋没、著作再評価機会の損失、著作者の利益獲得機会の減少を招くと考えます。</p> <p>少なくとも日本語を使用して日本国内に対して発進される著作物に関しては、TPPなどの国際ルールに過度に縛られず、日本人自身で場合によっては10年や20年とすることも可能となる余地を残すよう今後の国際交渉を行うよう希望します。</p> <p>また、著作権が切れていても二次創作者が著作者やご遺族などにその売上げの一部を寄付したい、というようなことが権利者を探し出して連絡するなどのサポート体制を含め、国の仕組みとして作られる事を望みます。</p>	個人
337	<p>1.楽譜の特殊性</p> <p>多くの場合楽譜は1ページから数ページで完成されていることが多く、「35条ガイドライン」(以下ガイドライン)が定める著作物の一部の複製が可能とはいっても、実際には1ページの複製がまさにひとつの著作物全体の複製となることから、ガイドラインに即して複製した場合でもケースによっては権利侵害となる可能性が指摘される。同じ理由から同様に市販されている楽譜販売への影響が大きい。またクラシック音楽など著作権の消滅した音楽作品を使用した楽譜出版物であっても、音楽・楽器の教育・指導用途の教本の多くは、出版社の創意により指導者の考え、楽器の違い、習熟のレベル、用途などに即して目的が達成できるよう音楽教育の専門知識によって編集・創作されたものであり、いわゆる「漢字ドリル」などと同様に購入して反復練習し時間をかけて習熟することが前提となっており、複製の被害は本来市場に大きな影響を与えると懸念される。</p>	一般社団法人日本楽譜出版協会
338	<p>2.教育以外での利用</p> <p>学校教育の場だけでなく、社会活動全般において市民団体での合唱・合奏、さまざまなイベントなど音楽のあるところでは楽譜は様々な形で利用されており、楽譜の無断複製は大きな罪の意識もなく日常的に行われている。そのため権利者、楽譜出版者は非常に大きな影響を受けている。国はもちろん各自治体等が、公的な会場を提供する場合においては、民間の活動であっても著作権を尊重させると強い意志のもと著作権啓蒙活動を実施してもらいたい。</p>	一般社団法人日本楽譜出版協会
340	<p>4.撮影行為</p> <p>出版物の自炊行為については判例があったところだが、スマートフォンなどデジタル機器の進化・普及により、複製機による複写より容易にかつ費用も掛けずに、撮影した出版物のコンテンツを無断で共有・送信できる環境ができています。特に楽譜は多くの場合1ページで主要な部分が表現されていることから、楽譜販売店店頭でスマートフォンにより必要な部分を無断撮影して共有するなどの迷惑行為が横行している。当協会では前述の「楽譜コピー問題協議会」や販売団体等と協議して店頭での楽譜の撮影禁止を呼びかけるポスターやステッカー表示を行ったが効果を挙げるには至っておらず、店頭での無断撮影でクレームになるケースはあとを絶たない。また購入した場合であっても楽譜を撮影して無断送信し共有することは私的利用の範囲を超えらると思われるが、取り締まりも困難で特に若年層を中心に被害は甚大と推測される。</p>	一般社団法人日本楽譜出版協会
341	<p>5.複製被害の影響</p> <p>楽譜の場合、一つの楽曲に対して演奏の用途、楽器編成、演奏レベル、指導方法などの需要に即して良質で多様なバリエーションで出版されることが指導者、利用者にとって望ましいが、複製被害によって販売店での販売部数の減少などの影響が出ており、楽譜出版社が出版点数を絞り込むケースが多くなっている。結果的に演奏や教育などの現場で利用者の選択の幅が狭くなることが現実化しつつある。</p>	一般社団法人日本楽譜出版協会
343	<p>7.楽譜製作者の権利</p> <p>世界的に見ても日本は、良質で多種多様な楽譜出版物が市場を通じて継続して提供されている。このことが優秀な音楽家、演奏者を育て、今日、世界的にも高く評価される我が国の音楽・楽器文化の発展の基礎になってきたともいえる。当会も参加する「文化芸術推進フォーラム」においても、実演芸術の振興が訴えられているところであるが、音楽の実演・教育を支える楽譜出版には、実際に欧米諸国では著作権者とともに楽譜出版者にも一定の権利が認められており、日本においても同様な法制度が必要である。</p>	一般社団法人日本楽譜出版協会
344	<p>8.著作権教育</p> <p>当協会としてはこのように学校教育における著作権教育の不徹底が、音楽に限らず今日の著作権利用市場全体の発展を妨げているのではないかと考えている。音楽についていえば、インターネット上の音楽演奏動画の多くは利用者に対しては無料で提供されており、青少年の多くに「音楽は無料で利用できるもの」という誤った認識が広がっている。このままでは「音楽は無料」という誤った認識をもった世代が正しい著作権への理解もないまま、次世代に音楽・楽器を指導、教育する世代となっていくこととなる。文化の基本でもある創作者への敬意や作品への尊重が失われていくのでは、と楽譜出版・販売業界ともに大きな懸念をもっている。</p>	一般社団法人日本楽譜出版協会
346	<p>権利制限規定の見直しを含むここ数年の懸案について、今期の法制・基本問題小委員会において法改正の方向性がとりまとめられたことは、大きな成果であると考えます。</p> <p>そのうえで、「中間まとめ」の記述にそって、以下のとおり意見を申し述べますので、取りまとめの最終的な内容や、今後の小委員会ならびに文化審議会の審議に、具体的に反映されるよう要望いたします。</p> <p>なお、現時点では、「中間まとめ」の各提言を法制化するための著作権法の改正案が明らかではないことから、同改正案が明らかになった時点で本意見の変更がありうることを申し添えます。</p>	一般社団法人日本民間放送連盟